

C
12

鳥羽誌

384
104



334-1



逓信大臣兼
鐵道院總裁 男爵 後藤新平君題字
貴族院議員 藤田四郎君題字
錦鷄間祇候
三重縣知事 有田義資君題字

本貞一君序文

誌

附 志摩案内
伊勢參宮の栞

完

明治
44. 7. 21
内交

鳥羽 富久館藏板



成

一可

花

墨

新年題





東洋之春

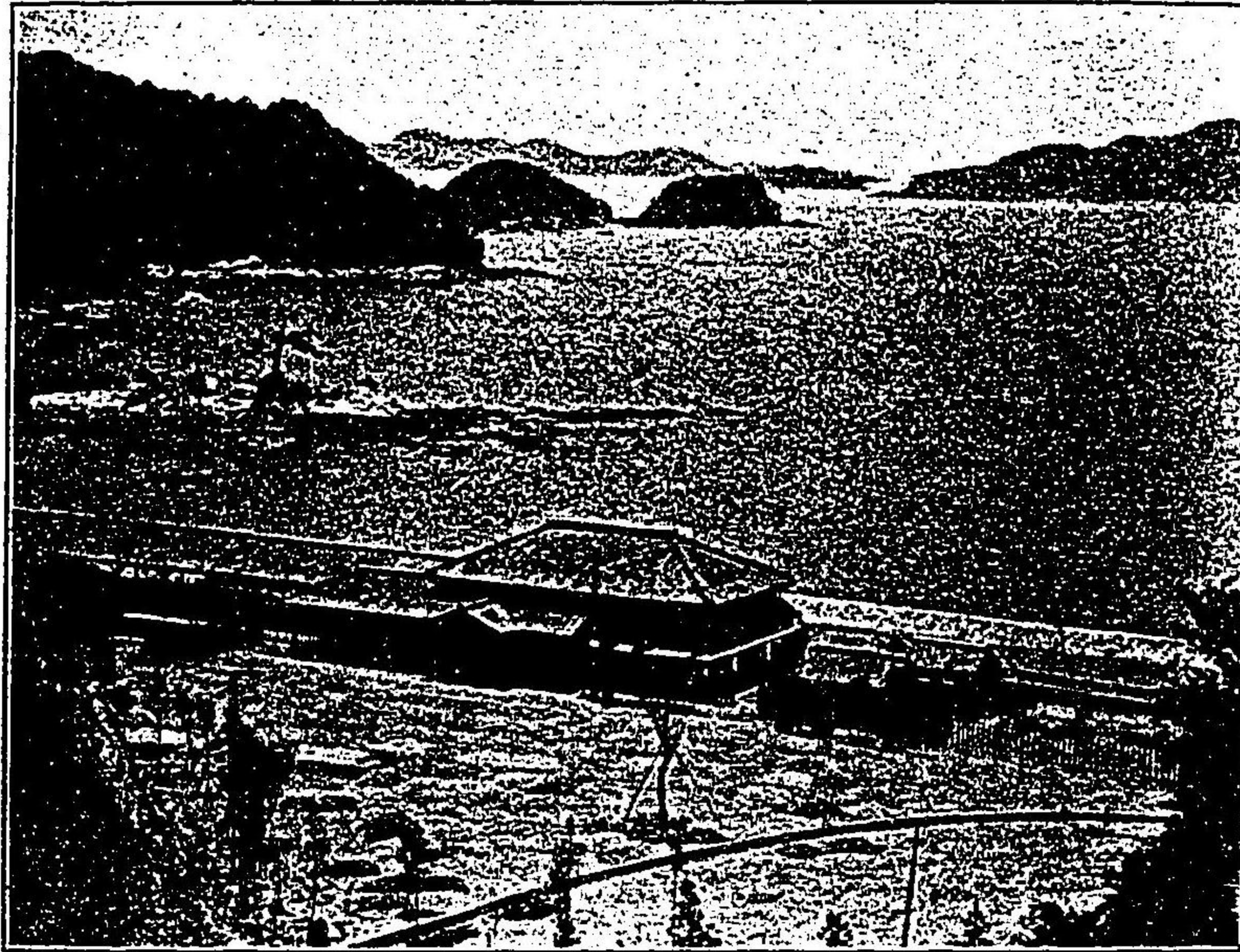
望峰

龍池居士



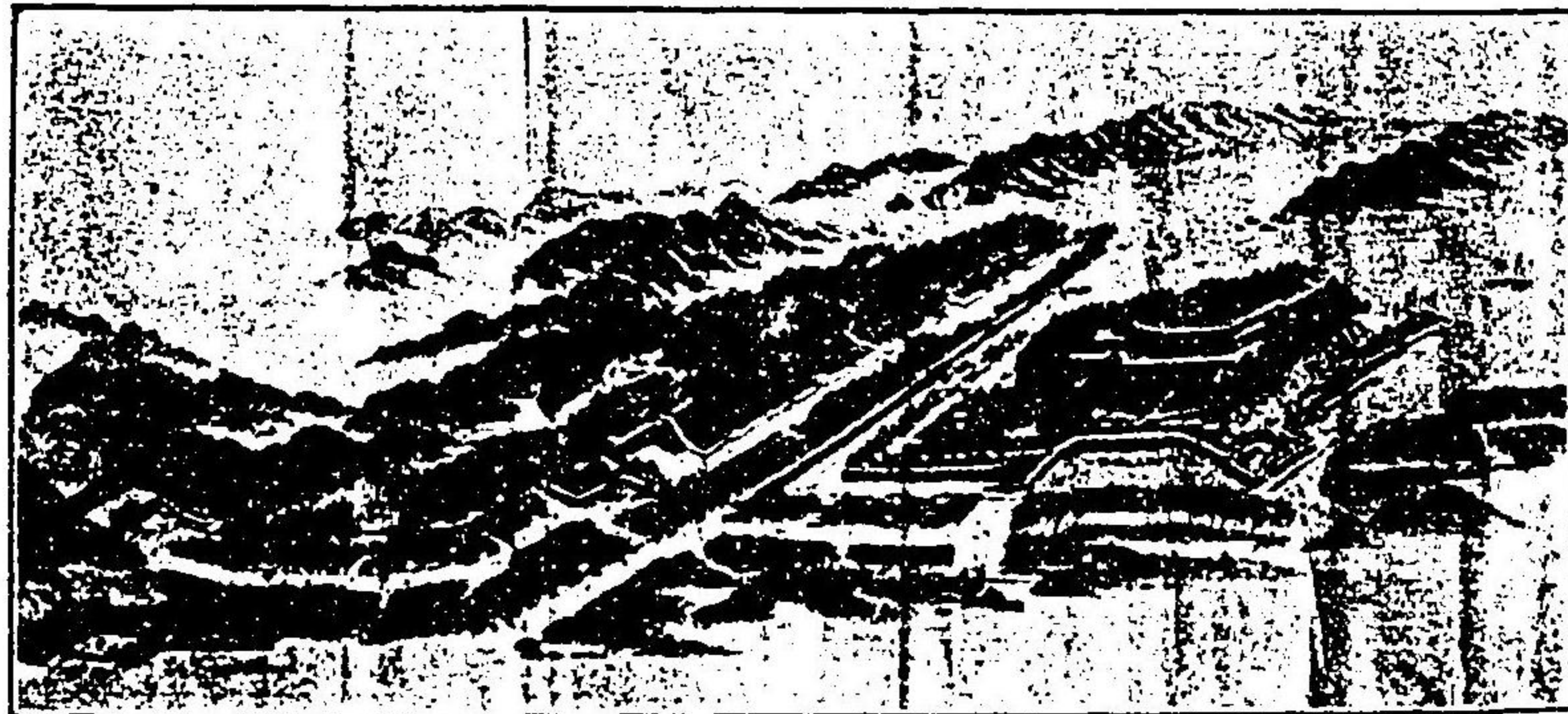
遊名山記
卷一

鳥羽停車場



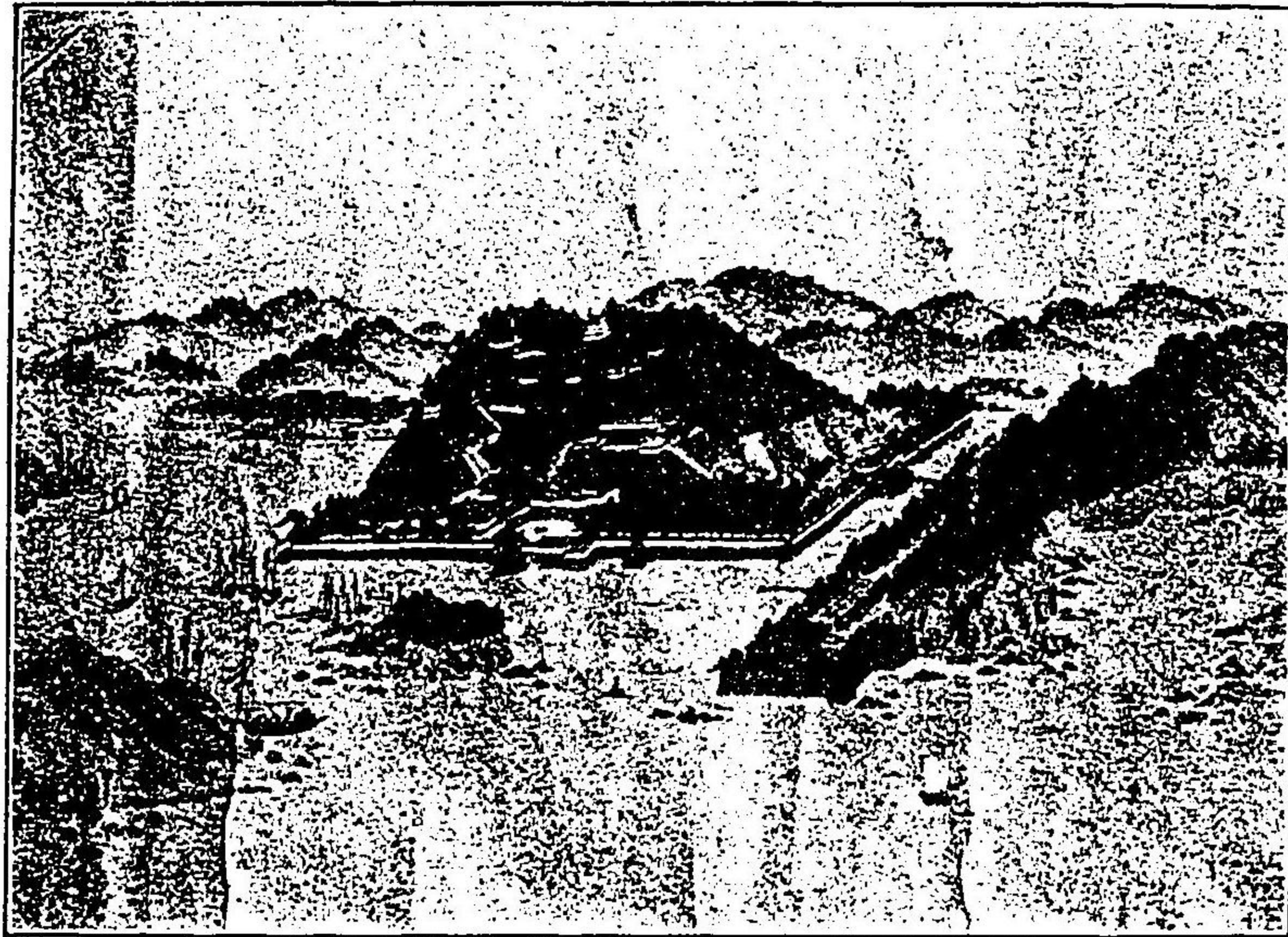
山麓の眺望

中を濠外谷杉、構結の丸の二、丸本城羽鳥、前以年元政安
景全の内の丸等門御明不形樹、門御口藤、門御一変てしこ心
りな景しみ望を街市りよ門御崎、門御口町本崎岩しは願を

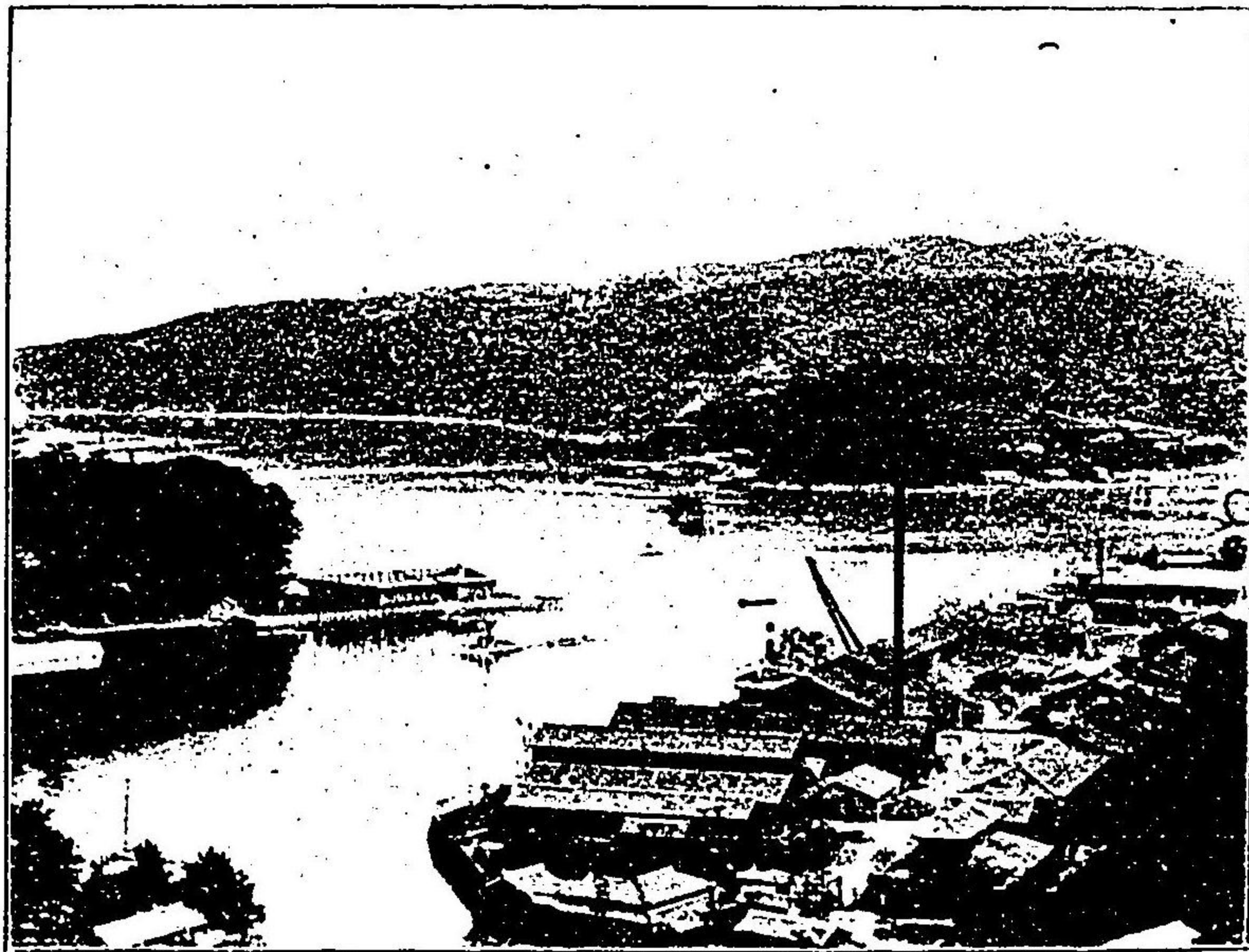


錦浦の船繋

昔時鳥羽本城の丸心し追手水門、相橋櫓門、岩崎田水門に至る内城外を上海より見たる全景

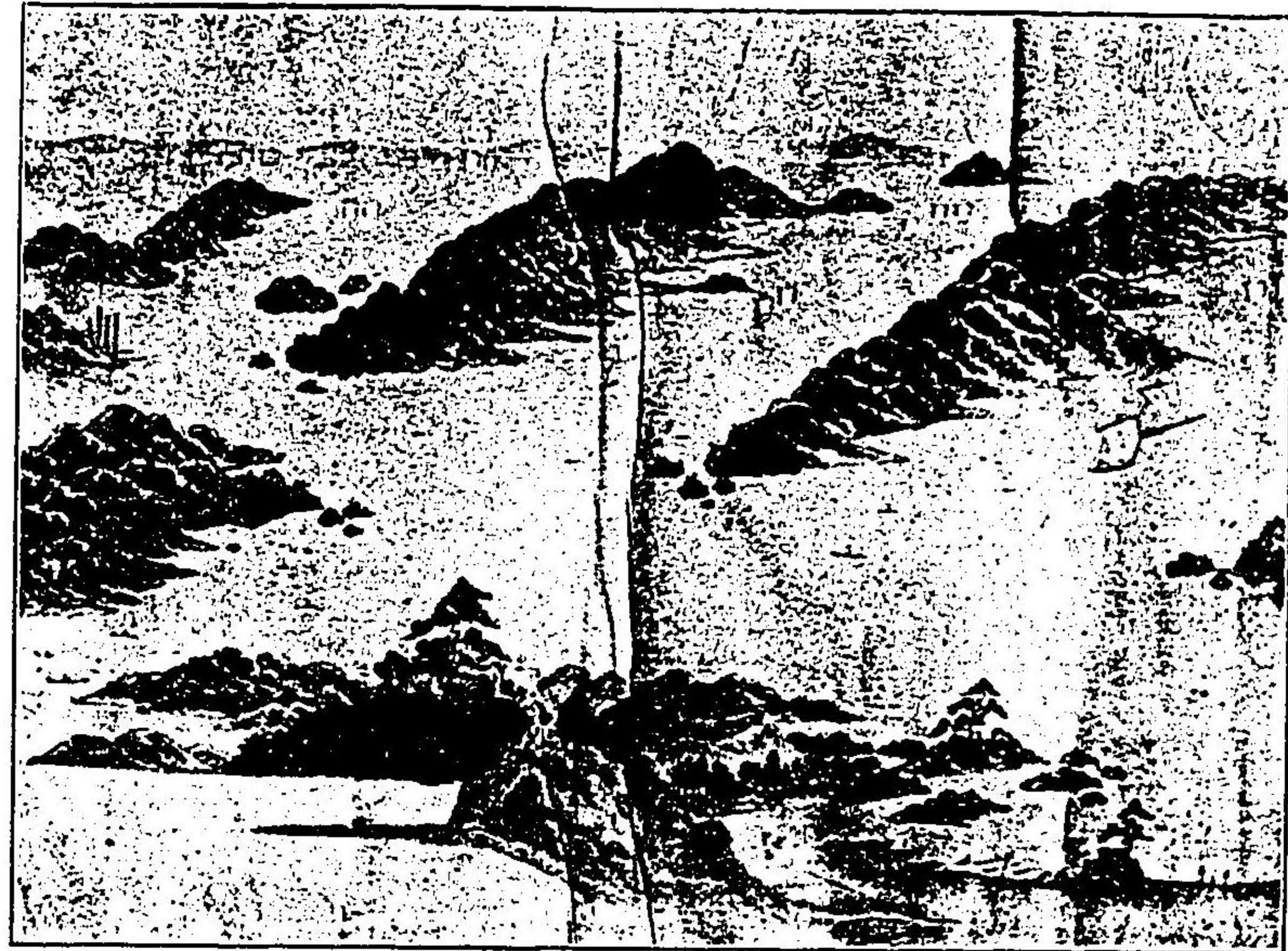


鳥羽造船所



日和山の眺望

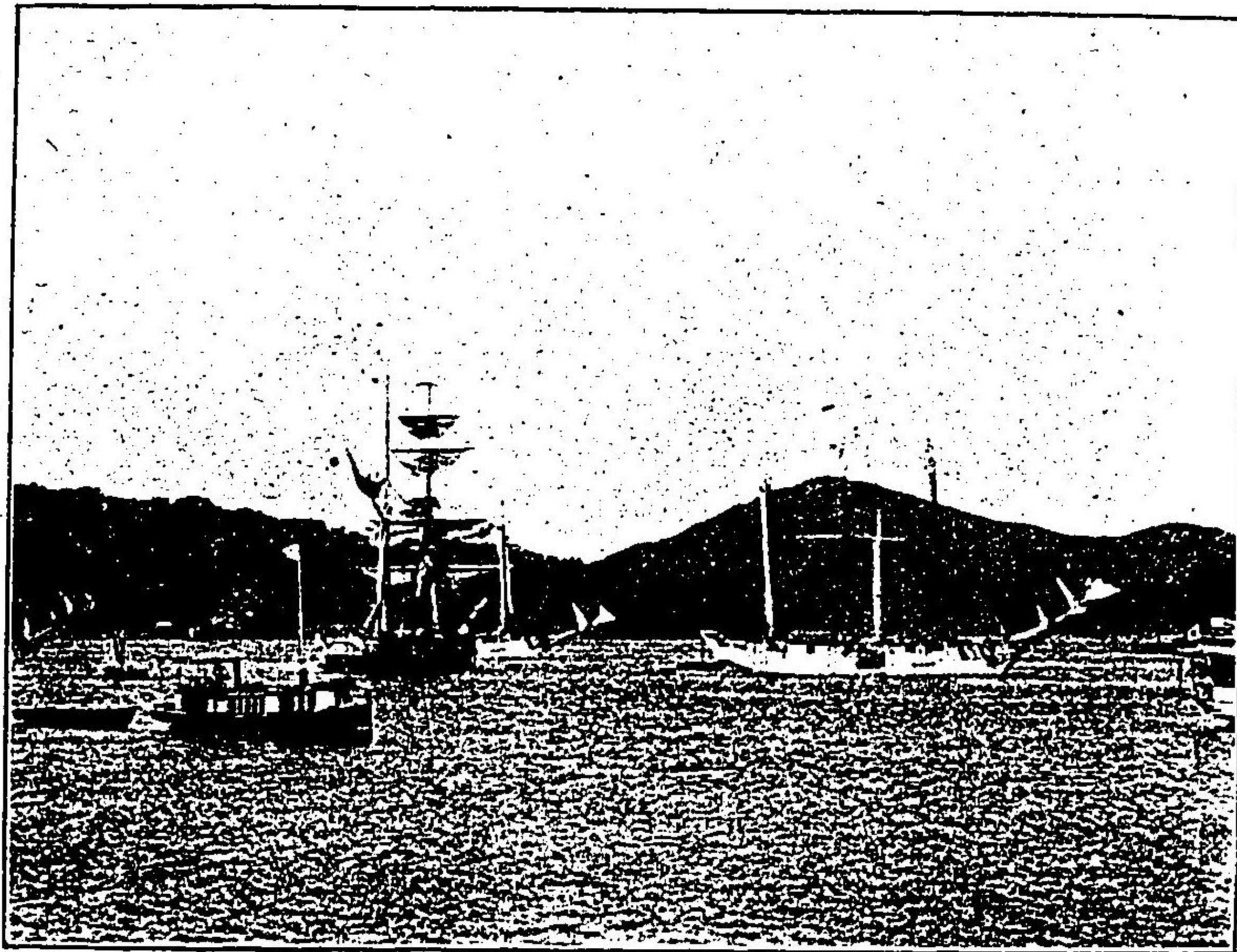
丹波越前参籠の諸山を望み、近き坂手、桃取、答志、神島、近き坂手、見左に勢野口を



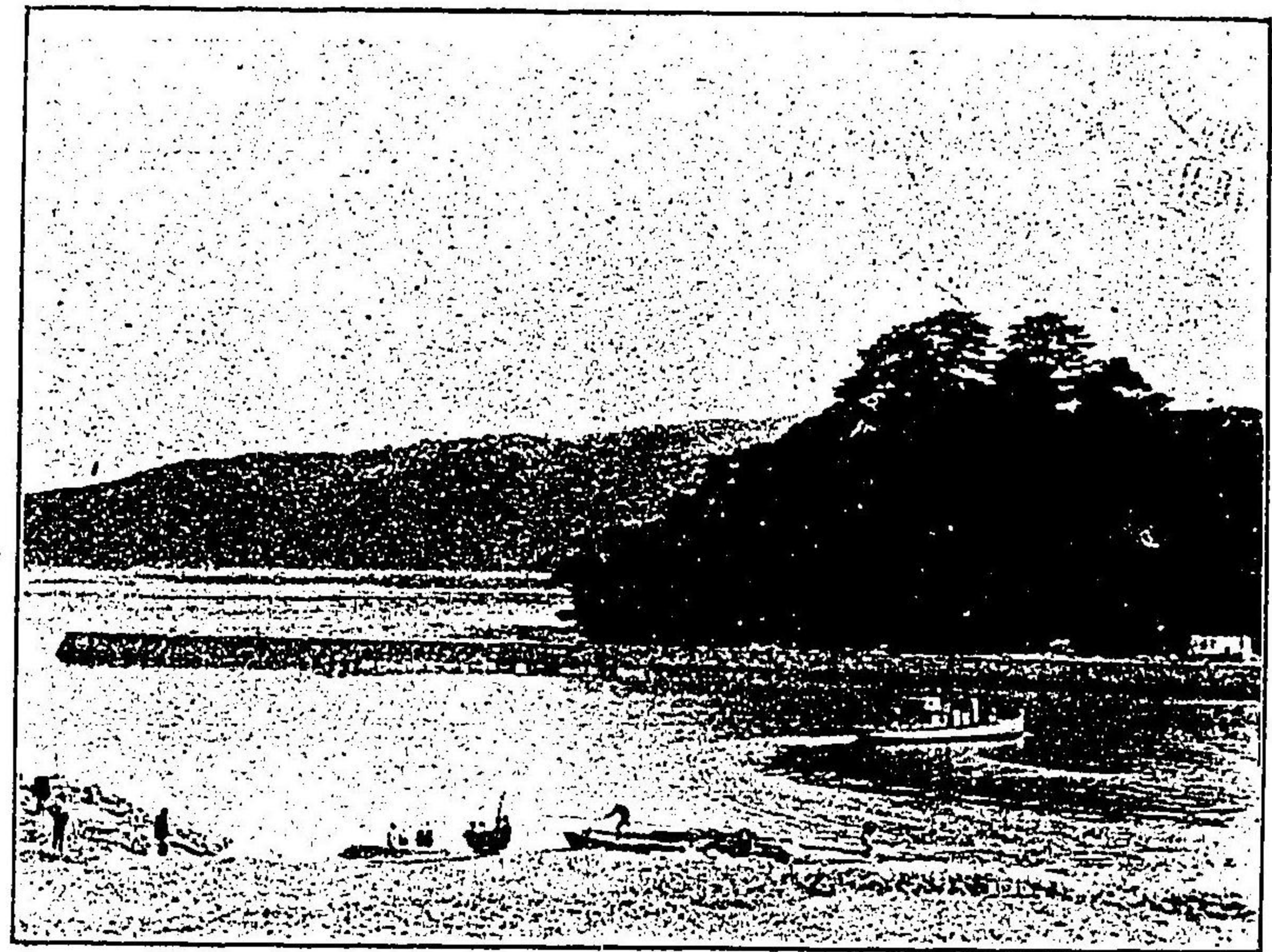
山上の海越松



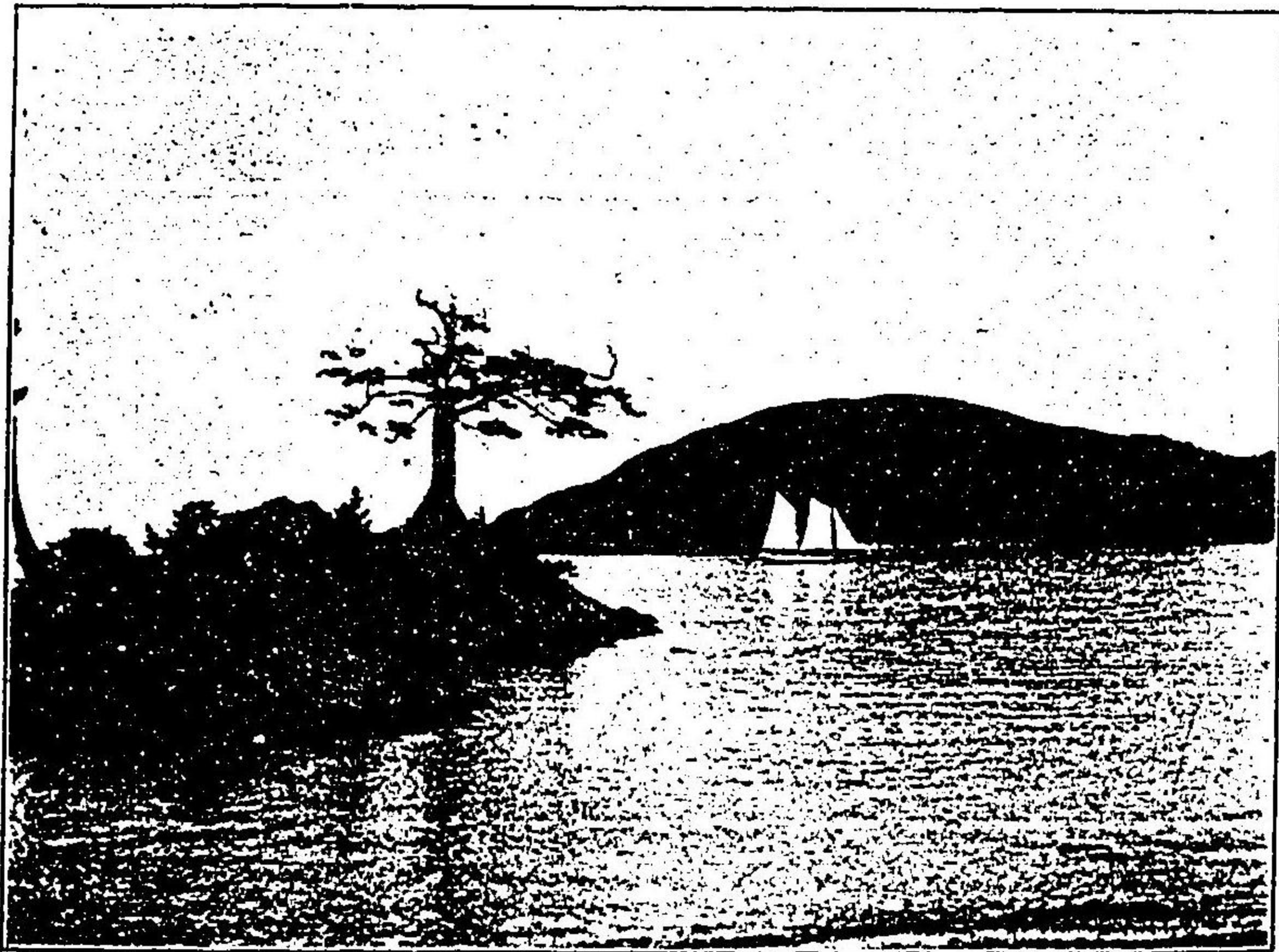
内港の羽鳥



島相の山菜蓬

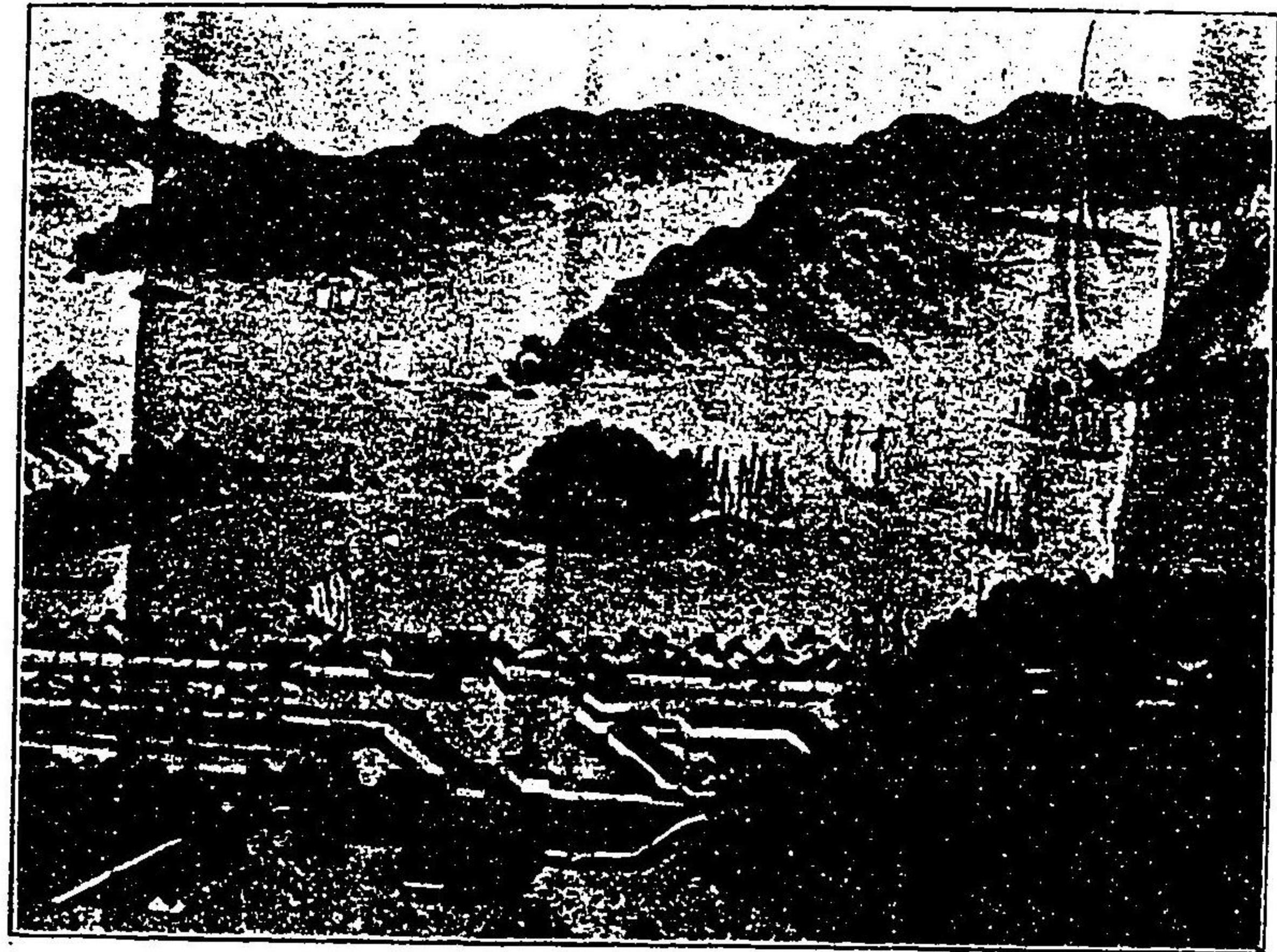


松期縁

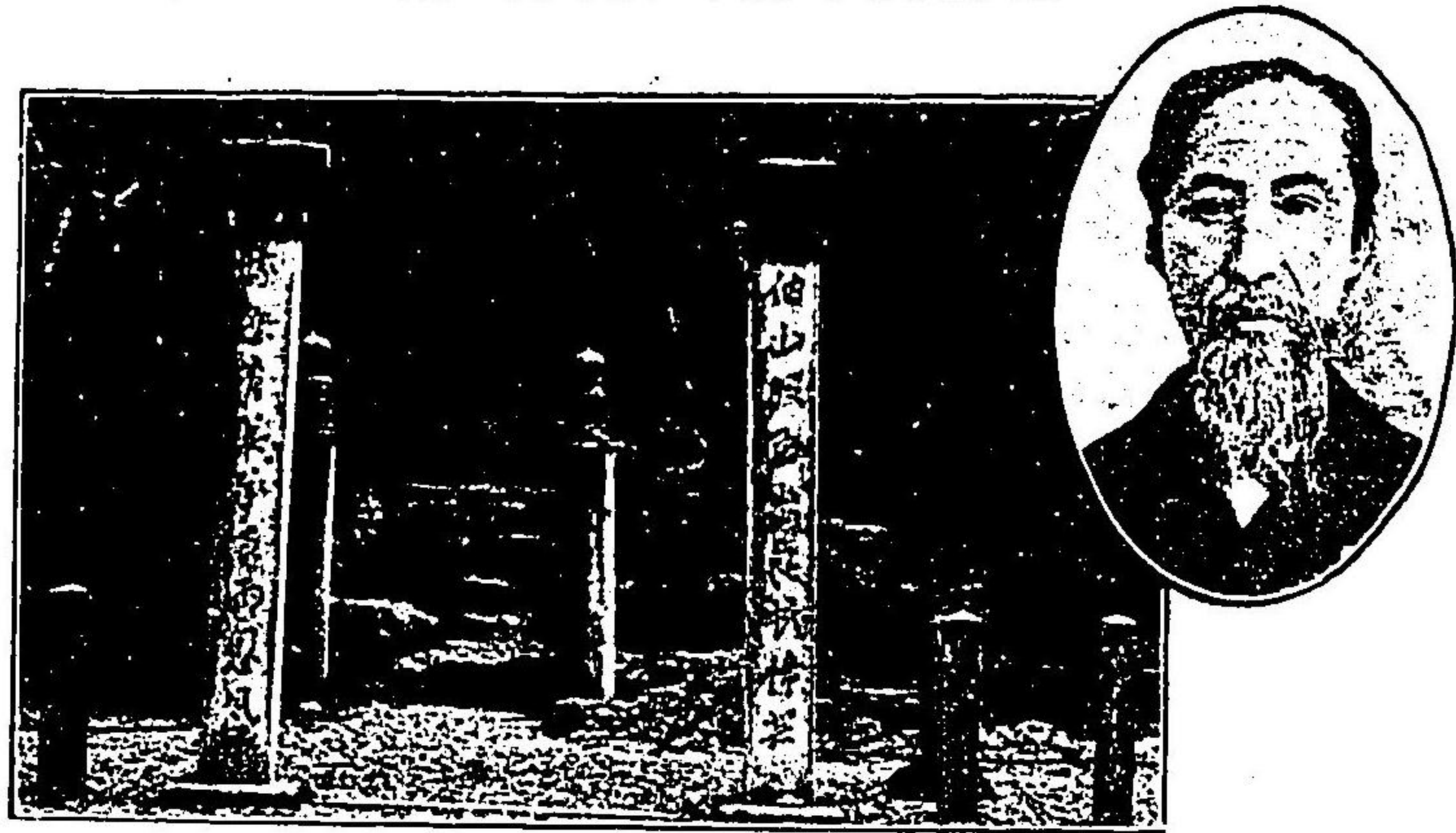


海望の樓樂借民與

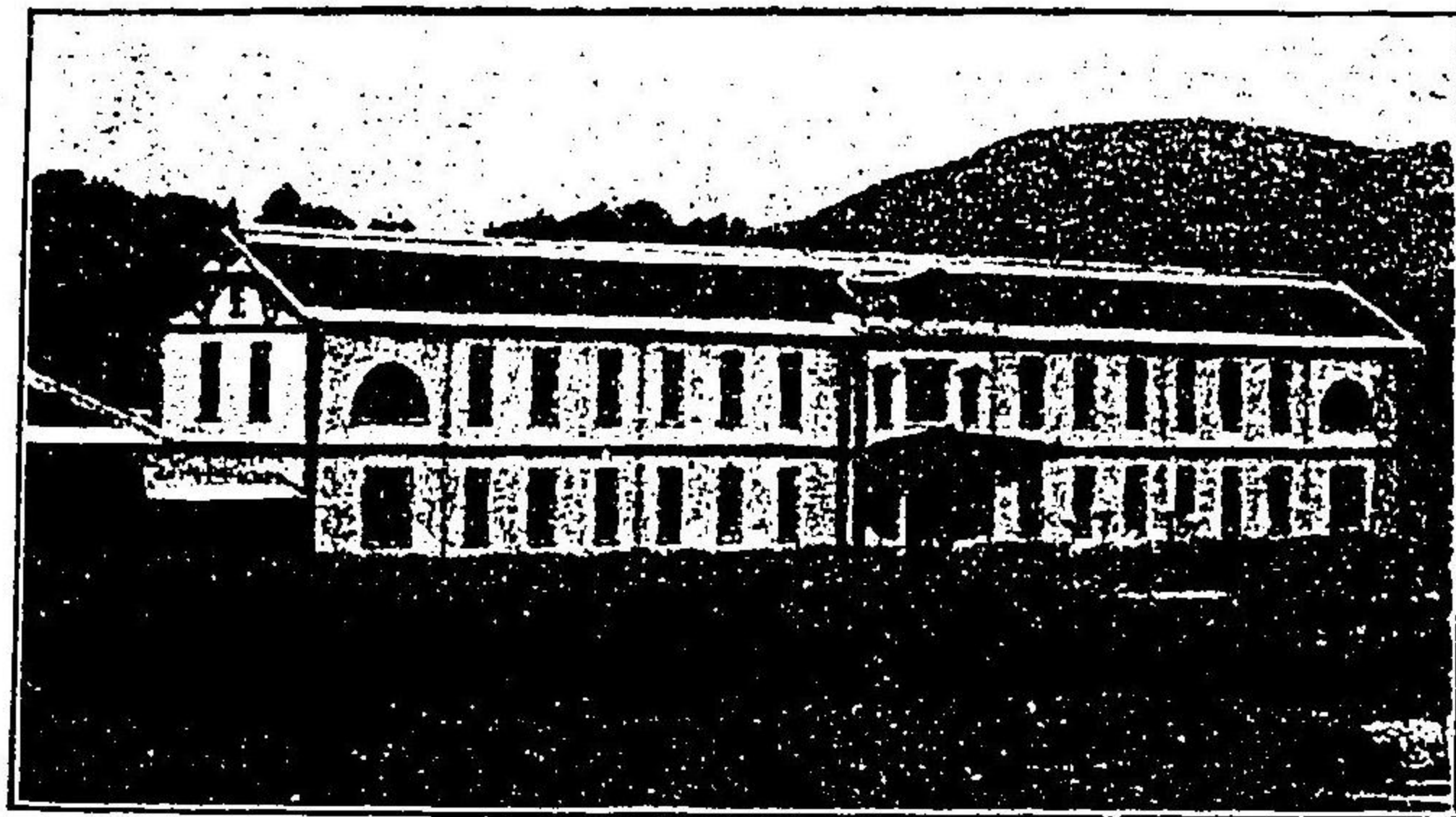
と心中を門御手通りよ (地の部樂俱船造今) 樓樂借民與丸の三
りな所見遠るせ綴接に所座御の主城は樓、む望を面方の島相し



近藤眞琴翁碑及其肖像



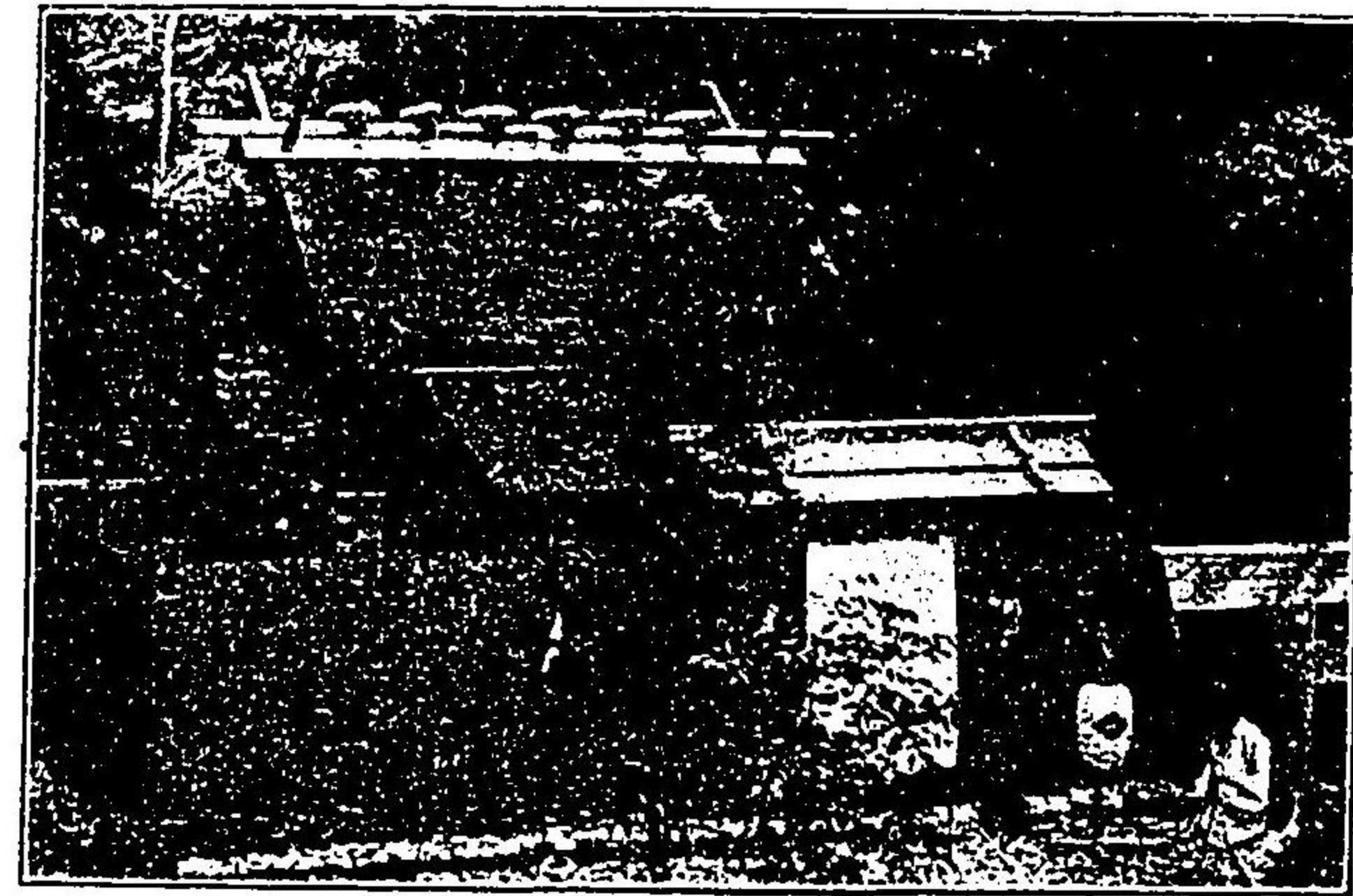
縣立鳥羽商船學校



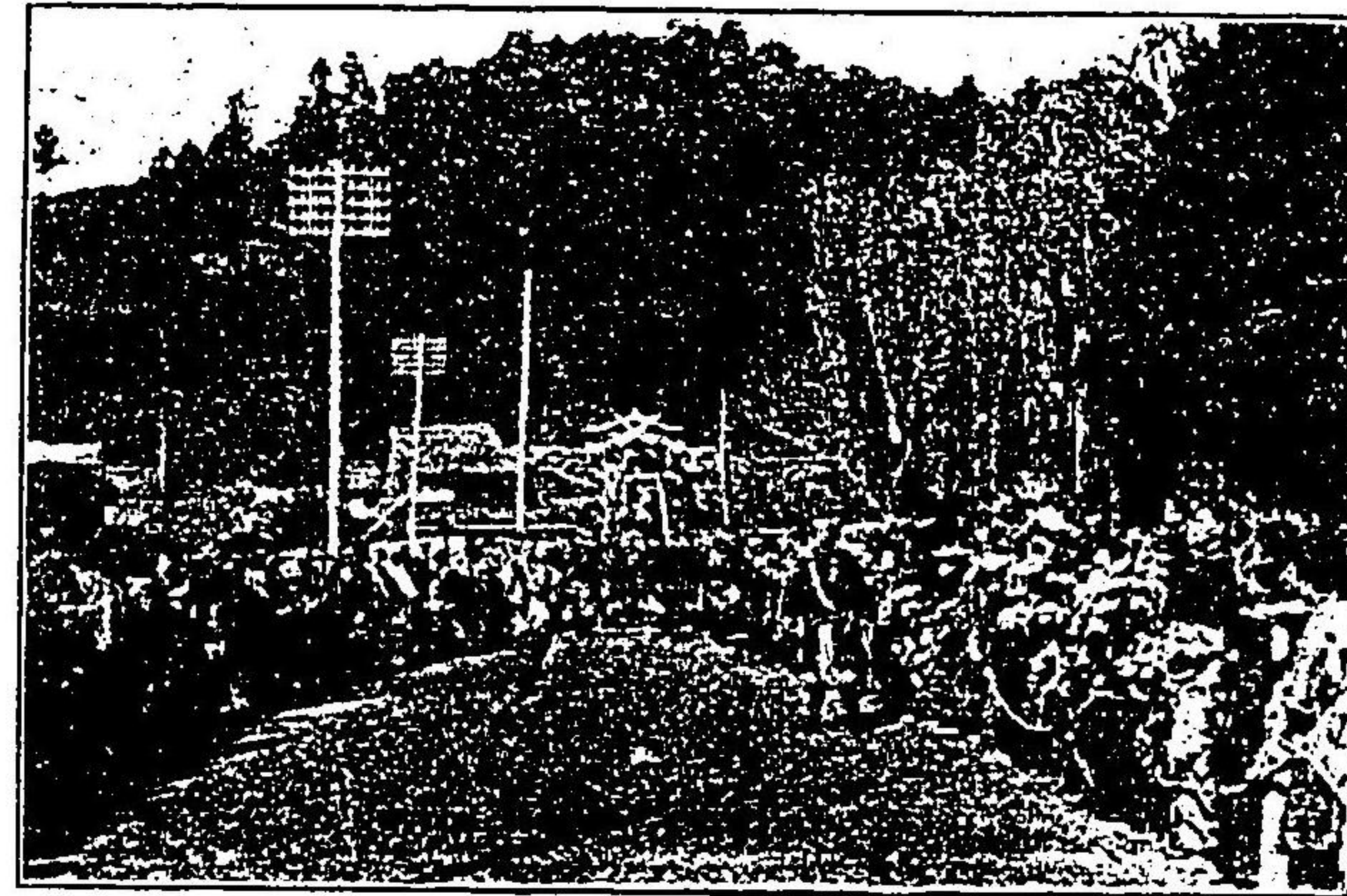
赤崎より遠望たし鳥羽港



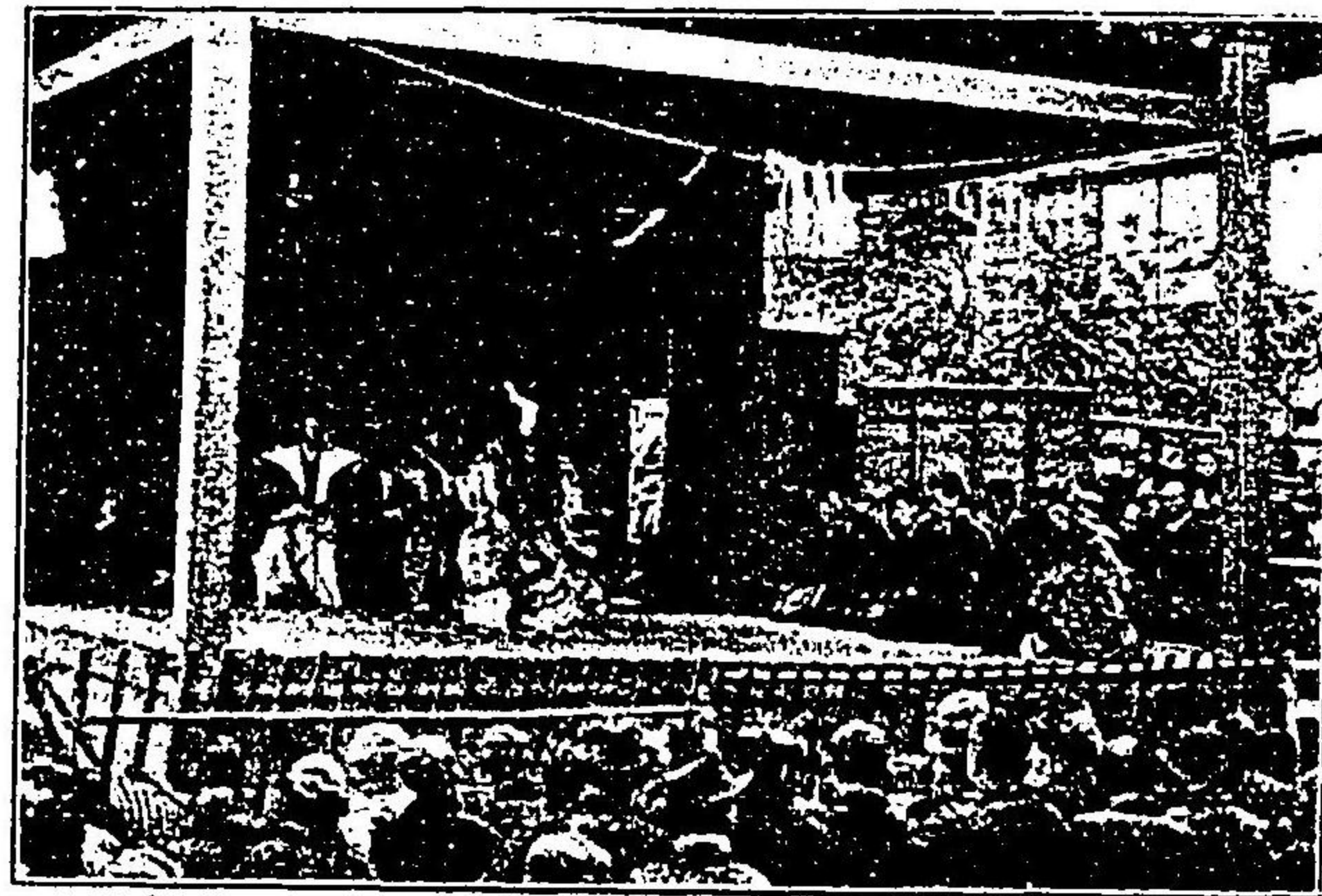
正殿



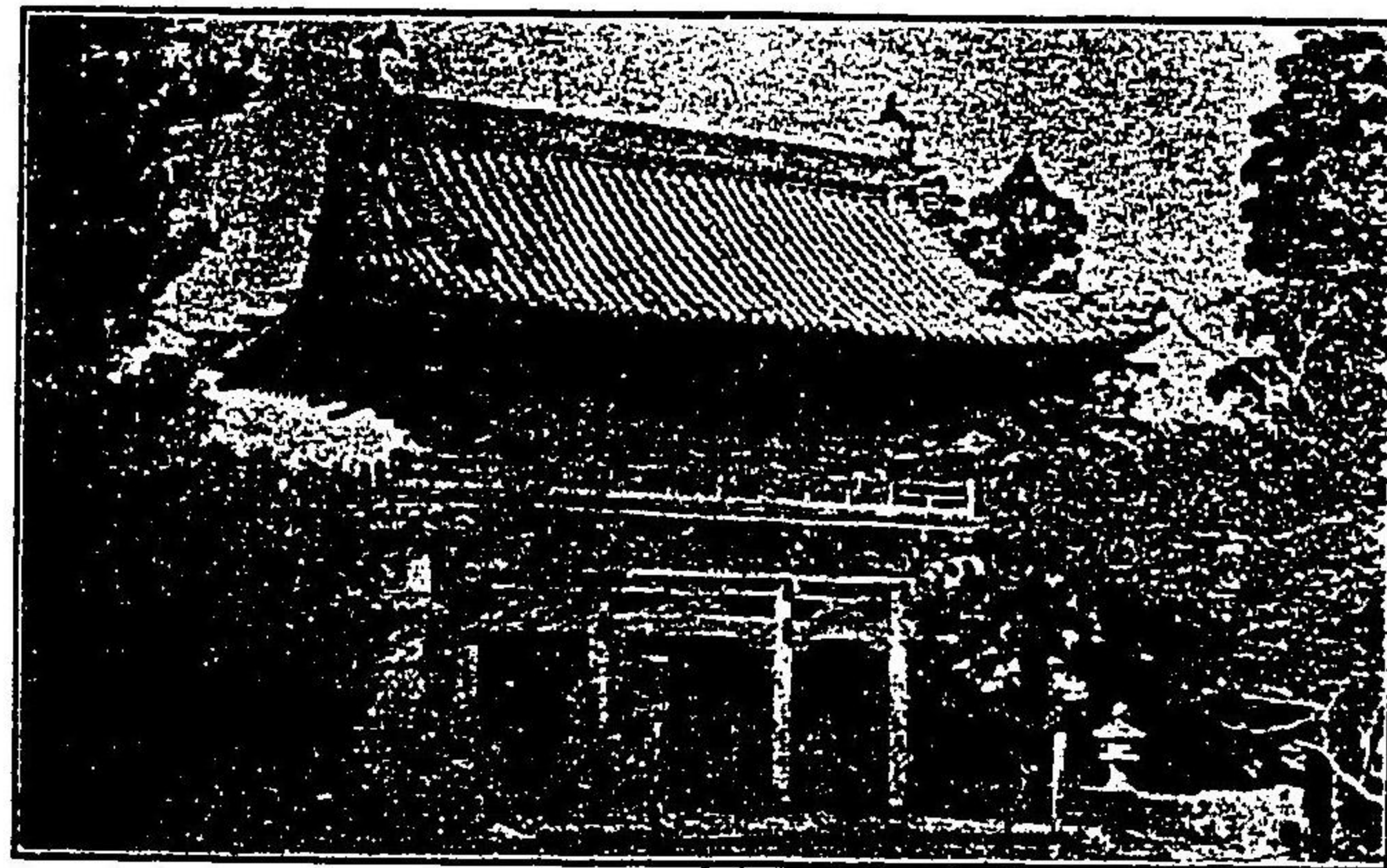
遷宮御木也



奉納能樂神事



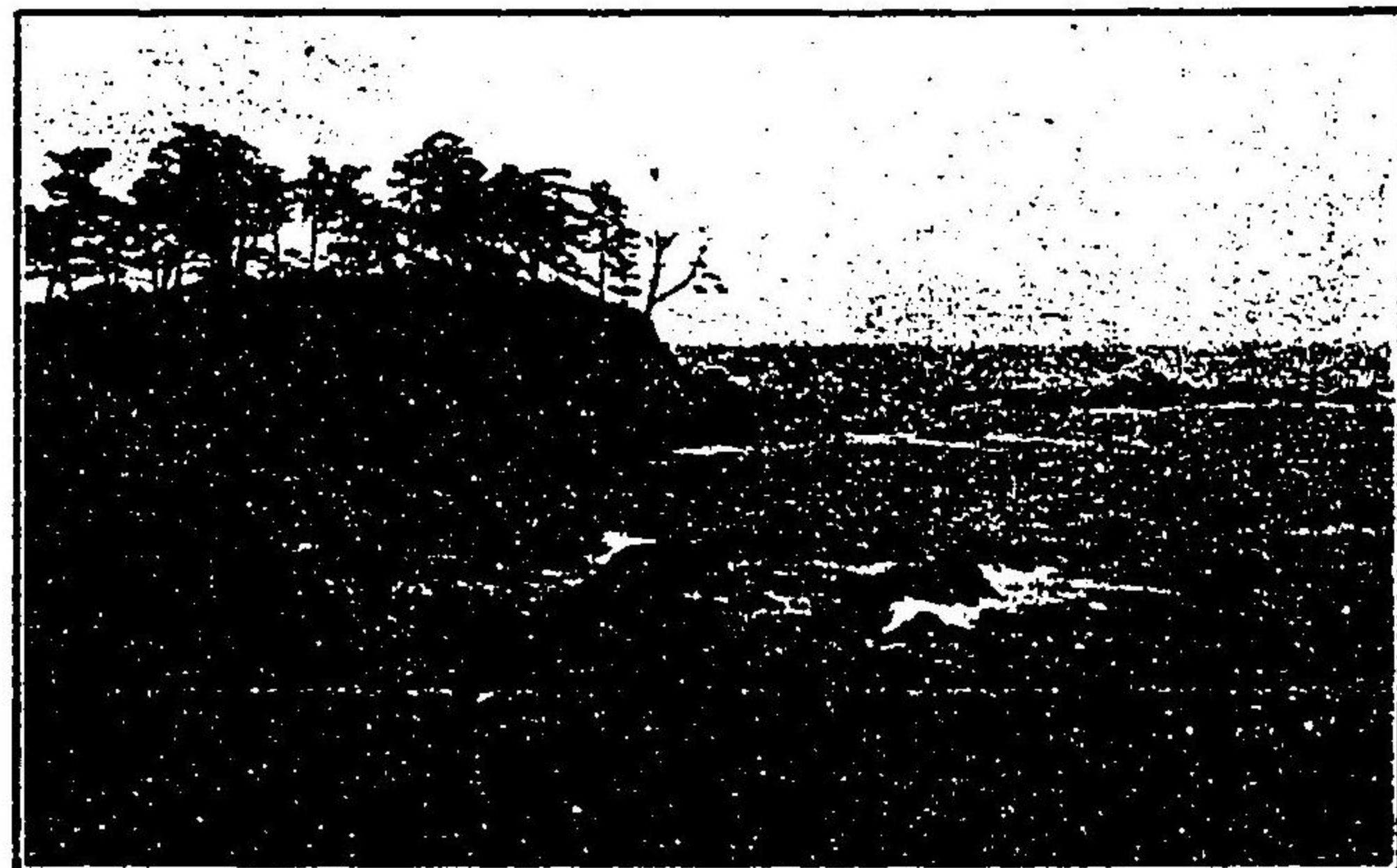
郷社賀多神社



松尾の青峰山正福寺大門

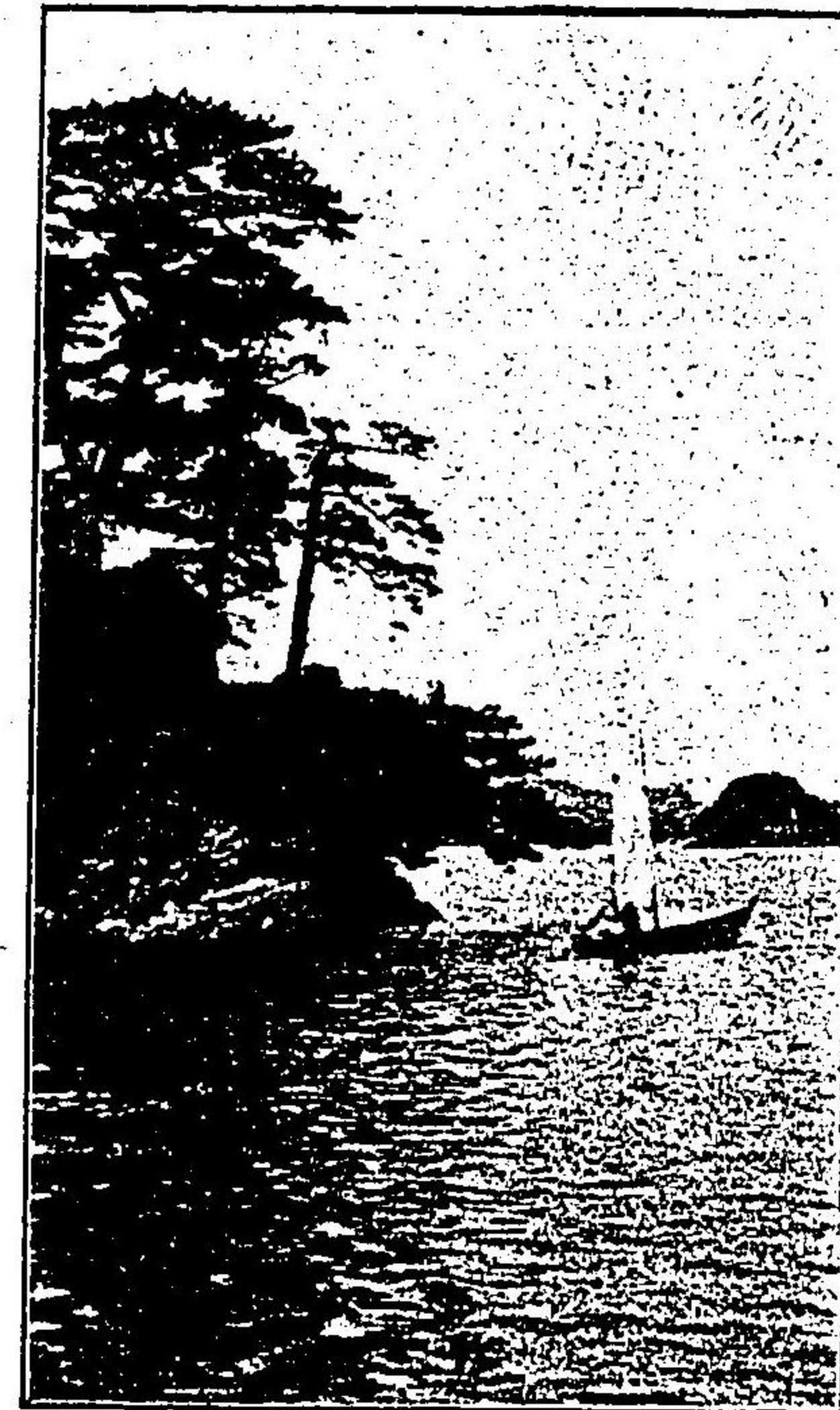


國府の國分寺



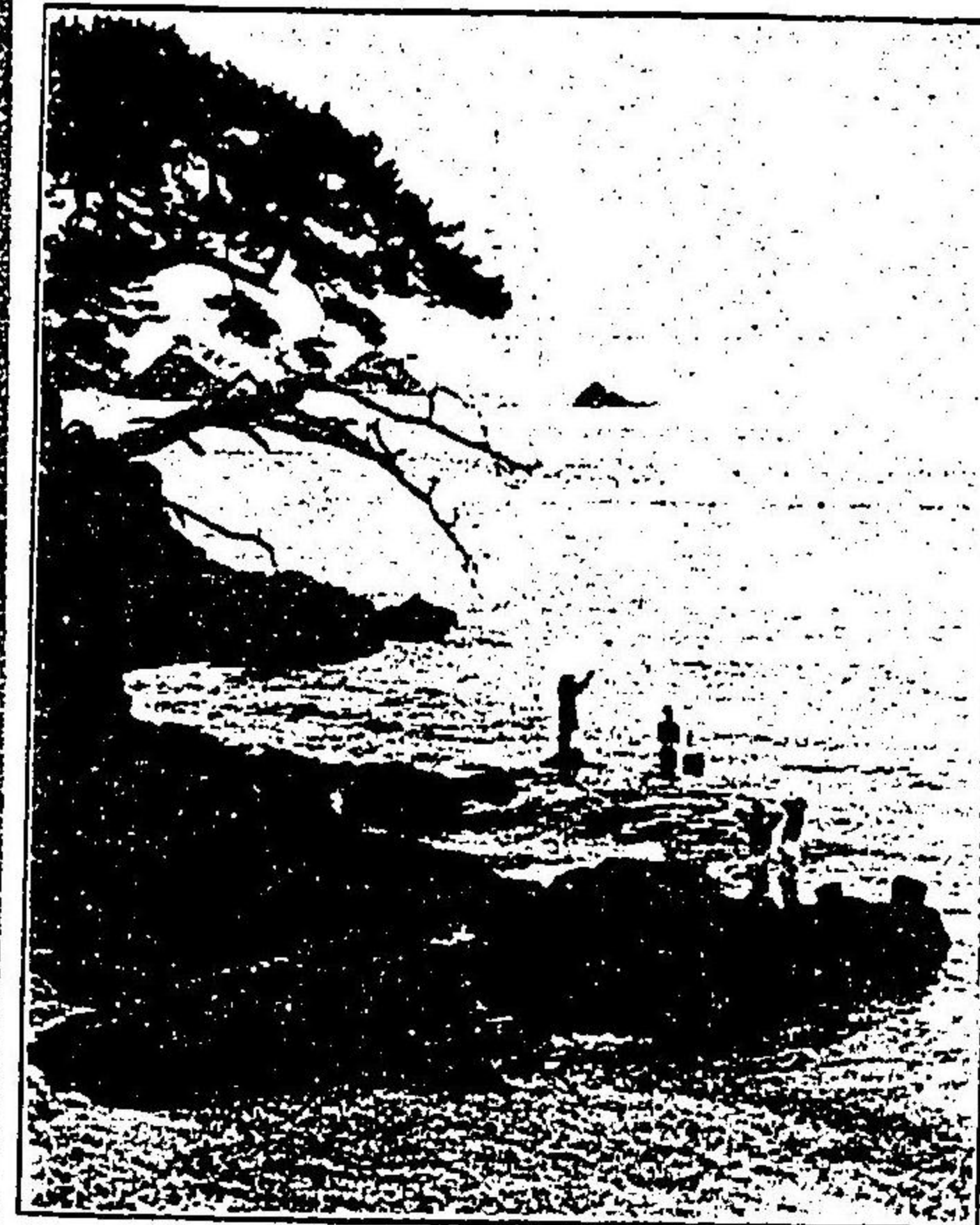
國崎の鏡崎

屋小ミラアの濱小

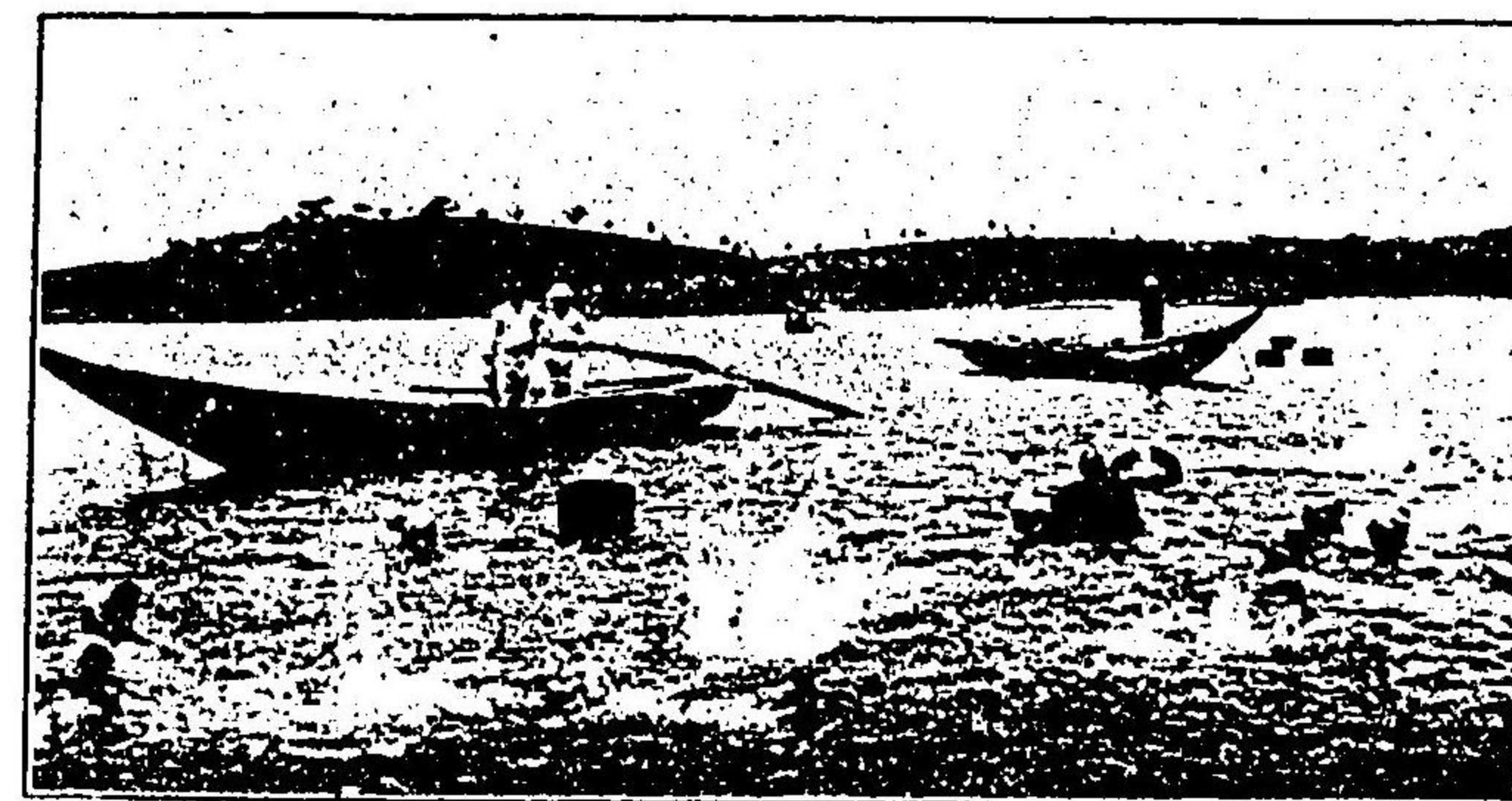


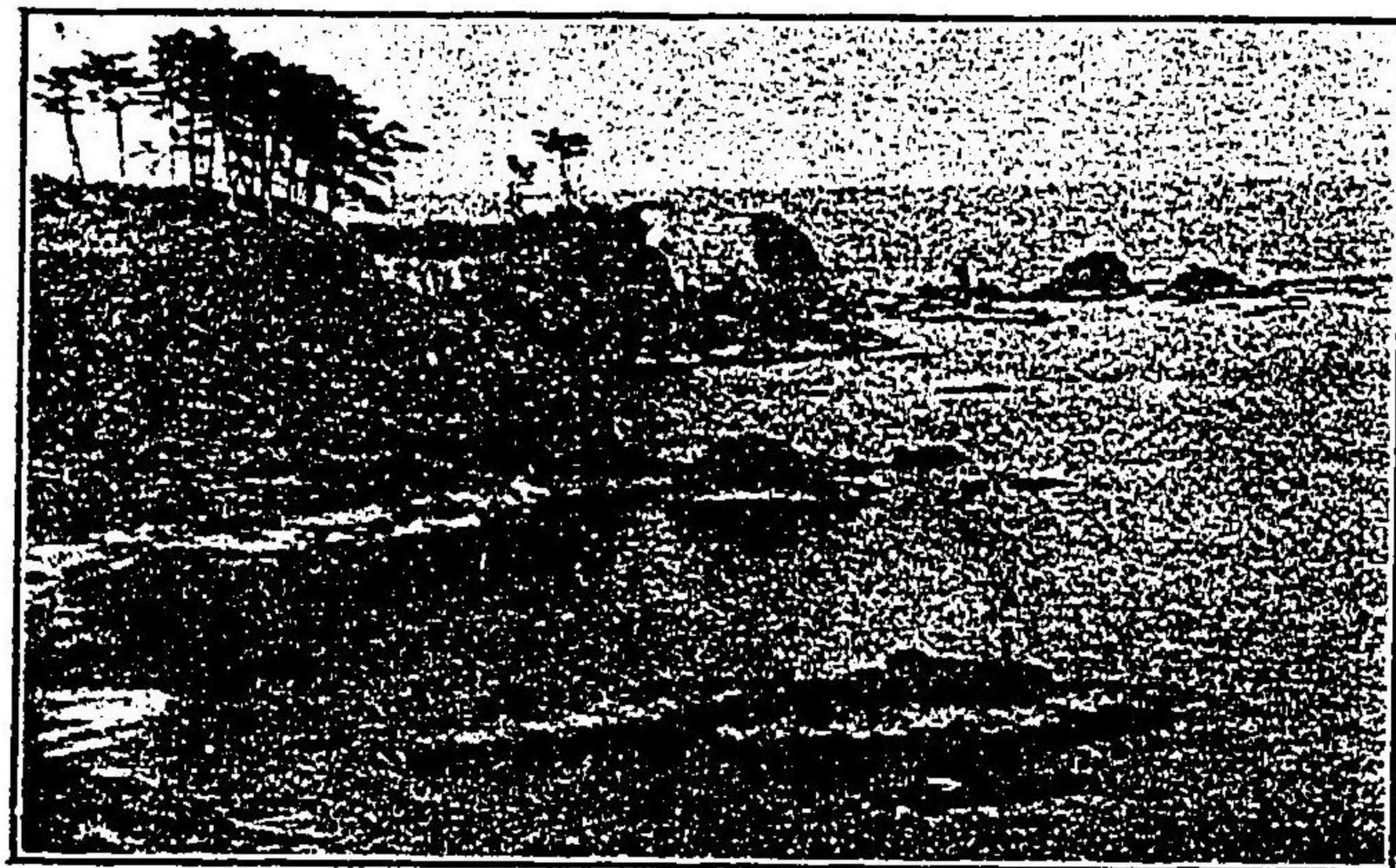
(所る見たる集の魚)

濱海の志答



取鮑の女海





波切の老崎



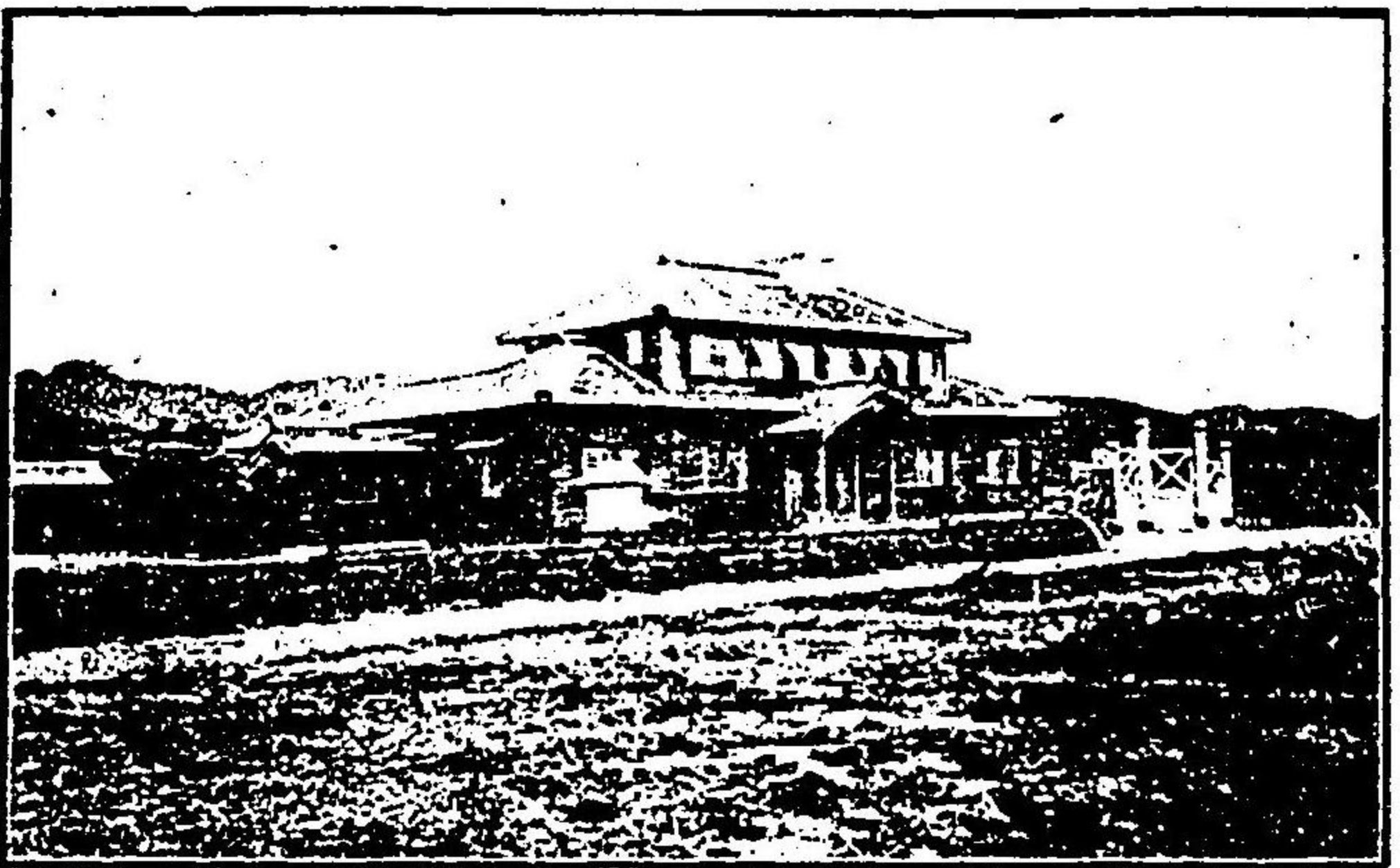
恵利原の鸚鵡石



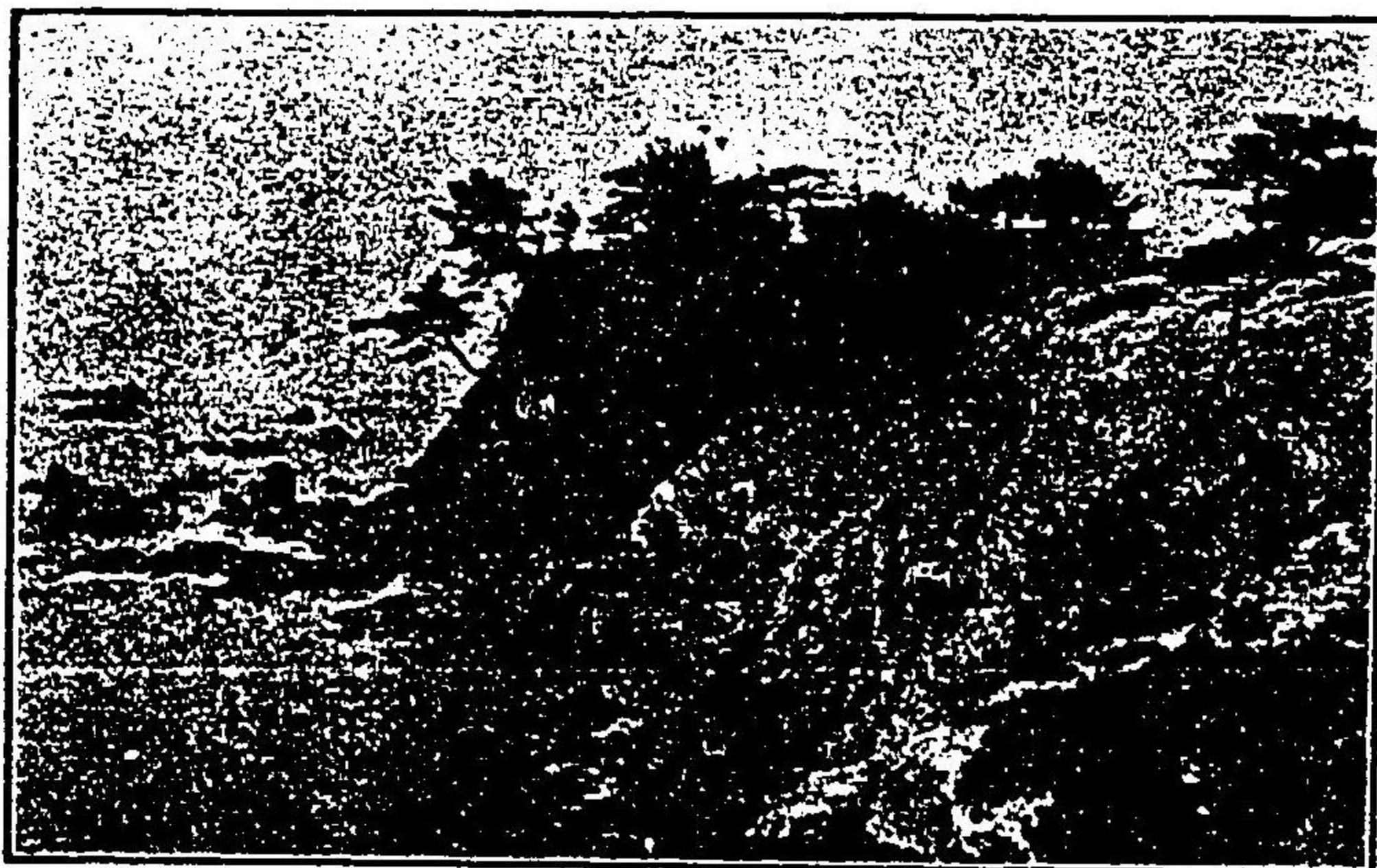
御座の瓜切不動



恵利原の天の岩戸

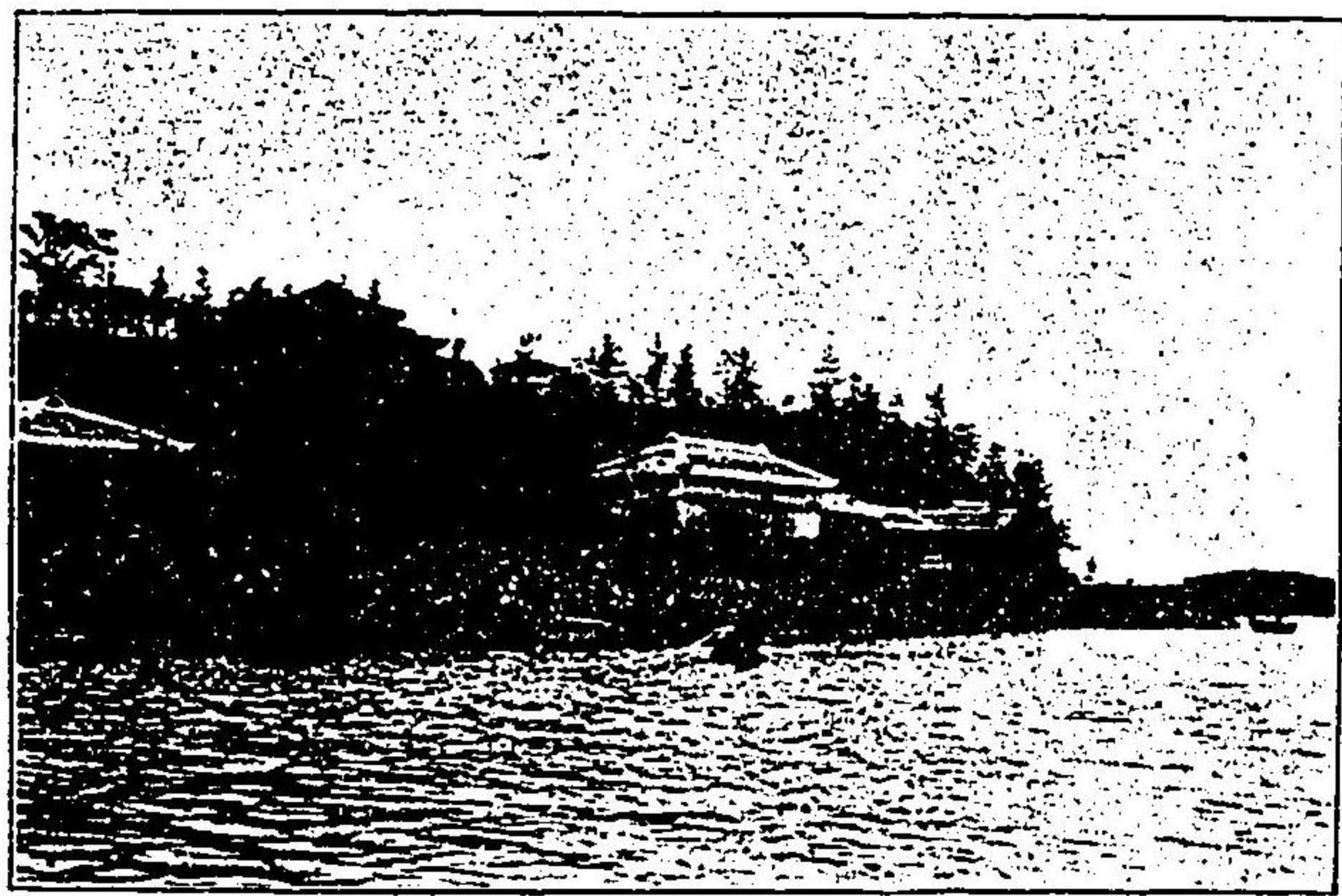


濱島の水産試験場



安乗崎

御木本眞珠養殖場



海女の舟子



眞珠の採取



序

前年予遊於勢志沿岸之地。記其山水。而充鴻爪。凡志之鳥羽以北。有舊記可據者。至其以南。無可據者。志州者。古合勢州。於本邦。最舊國也。而其舊記之闕若斯。當時予所怪而不可已也。友人一紅君。有山水之癖。不論遠近嶮夷。遊則有記。實查精錄。不必確必詳。則不可已焉。頃日有志州誌之著。舊史新聞。勝區名跡。于山于水。于詩于歌。人未知處。世曾不聞者。詳探精查。細記明錄。哀然爲卷。舊記之闕如彼。而得料若斯。予再怪而不可已也。既而聞君費日多與致力大。始知此誌所成矣。雖他州最富舊記者。其州誌之具備。如君志州誌者。未多見也。顧舊記之闕。如彼。而州誌之具備。若斯。非得熱誠忠實如一紅君人。則志州終爲不能誇人。一因是觀之。此書之成。非一紅君之喜。而志州之慶也。予不敢以友人之故。諛此書。看者必知之哉矣。

明治辛亥之夏

愛花閑人

凡例

- 一 志摩の地、由來勝區史蹟に富む、然れども世人知る者罕なり、是れ地の僻陬なるに非ず、之を記するの書乏しければなり、而して偶々之あるも百餘年前の舊記に止り、加も寫本として傳ふるを以て、之を知る者亦甚だ少し、斯の如くにして久きを経んか、遂に其傳を失ふ事あらんを恐る、茲に於て本書編纂の企圖あり、三年を経て未だ成らず、今次鳥羽鐵道の開通に際し、知友之が刊行を勸むる切なり、急速之が稿を脱すと雖も、剗剗に附するに迫り、推敲の暇なく、雷に字句の精練を缺くのみならず、遺漏缺洩亦多く、序次體裁の如き自ら意に滿ざるものあり、特に人事變遷の劇忙なる、昨の桑田今の滄海と變するの類多く、現況の或は本書に齟齬する者なきを期せず、此の如きは、再版を待て補修せんとす、幸に明教を吝む勿れ。
- 一 本書の材料は、各町村より蒐集するものあれど、其多くは編者の實地踏査に係るを以て、其記事や専ら正確事實を主とし、徒に誇張の文辭を弄せず。
- 一 本書は、勉めて考證を明にし、且つ先輩の紀行詩歌俳句及び俗謠に至る迄を網羅す、是れ史家及び韻士

鳥羽誌

凡

例

- 騷人の伴侶たらしめん爲めなり。
- 一 本書は、社寺の緣起、古蹟の由來等、往々荒唐に趨る者あるも、傳説の儘採録して、妄に改訂を加へず。
- 一 本書に引用する統計中、特に年度を掲げざるものは、明治四十三年の現在に依る。
- 一 本書の刊行に就て、逓信大臣兼鐵道院總裁後藤男爵閣下は、鳥羽線開通を機とせるを以て、貴族院議員錦鷄間祇藤田四郎君は志摩出身の故を以て、三重縣知事有田義資君は治下に關する著書なるを以て、萬朝報記者三木貞一君は志州漫遊の先鞭者たるを以て、題字若くは序文を惠まれ、爲に本書の光彩を増し、舊鳥羽藩主稻垣子爵閣下は、秘藏せる安政元年以前の鳥羽舊圖を、三重縣廳は藏板の寫眞を貸與され、那須熊太郎君は其撮影する寫眞を寄せられ、濱田種三君、西塚宗吾君(志摩郡長)、大久保堅磐君、押田素君(鳥羽町長)、渡邊莖君、大道良太君(鐵道院參事)立田市次郎君、久保田憲介君、小山峰松君、實川金之助君「以上いろは順」等、本書編纂に關し亦多大の援助を與へらる、依て終に臨み、茲に深厚の謝意を表す。

編者識

鳥羽誌 附志摩案内

目次

- 一 志摩國總説 一
- 一 志摩の字義及沿革 八
- 一 鳥羽町總説 十一
- 一 鳥羽町 十二
- 一 鳥羽の沿革 十七
- 一 鳥羽の意義 十八
- 一 交通 二十
- 一 日和山 二十九
- 一 鳥羽城址 三十六
- 一 縣立鳥羽造船學校 五十
- 一 附立鳥羽商船學校 五十三
- 一 附立近藤文庫 六十一
- 一 東洋水産株式會社 六十四
- 一 名所舊蹟 七十二
- 一 神社佛閣 七十九
- 一 雜事 八十九

目次

- 一 小濱 (以上鳥羽町) 九十九
- 一 堅神 百十
- 一 答志島 百十六
- 一 桃取 百十七
- 一 答志島 百二十
- 一 神島 百二十六
- 一 菅島 百三十三
- 一 坂手 百四十一
- 一 加茂 百四十三
- 一 鏡浦 百五十
- 一 長岡 百五十八
- 一 的矢 百六十九
- 一 安乘 百七十三
- 一 國府 百七十六
- 一 磯部 百七十八
- 一 鶴方 (以上答志郡) 百九十七
- 一 神明 百九十九
- 一 立神 二百五
- 一 甲賀 二百五
- 一 志島 二百八

伊勢參宮の栞

目次

- 一 一昨名 二百九
- 一 一名田 二百九
- 一 一波切 二百十
- 一 一船越 二百廿一
- 一 一片田 二百廿三
- 一 一布施田 二百廿五
- 一 一和具 二百廿七
- 一 一越賀 二百三十
- 一 一御座 二百廿四
- 一 一濱島 (以上香英郡) 二百廿七
- 一 一緒言 一
- 一 一外宮 二
- 一 一内宮 十
- 一 一神宮に關せざる名所及び其他 二十一

鳥羽誌

附志摩案内

志摩國總説

志摩國は、古へ伊勢神宮の神領たりし所多く、今三重縣に屬して伊勢の東南端に位す、東經百三十六度四十三分、北緯二十四度廿二分、西方一帶山脈を以て伊勢國度會郡に接し、東は遠州灘に臨み、南は南洋を控へ、北は伊勢海に面して半島の形を爲す、州の東端は神島、西端は濱島、南端は片田、北端は答志にして、東西七里廿一町、南北八里七町、周圍九十九里、面積十八方里三あり、其内に一郡一町廿七ヶ村を有するに過ぎず。

志摩郡

鳥羽町(鳥羽町、小濱、堅神)今字の名なる以下倣之
 桃取、答志、神島、菅島、坂手(以上五ヶ村は離島)
 加茂(船津、河内、岩倉、松尾、白木、安樂島)鏡浦(浦、石鏡)長岡(相差、國崎、畔嶋、千賀、堅子)的矢(的矢、

曾我部一紅編

三ヶ所、渡鹿野(安乘、國府、磯部)五知、杏掛、山田、上之郷、下之郷、飯濱、惠利原、築地、追間、穴川、坂崎)以上一町十二ヶ村(答志郡)鶴方、神明、立神、甲賀、志島、畔名、名田、波切、船越、片田、布施田、和具、越賀、御座、濱島(濱島)追子、南張、檜山路、鹽屋(以上十五ヶ村)

然れども此の國、元斯る小國にあらず、古へ西北は伊勢國度會郡野後村の瀧原宮を限り(延曆内宮儀式帳に「瀧原宮伊勢志摩二國堺大山中」と注し、延曆大神宮式に「瀧原宮在伊勢與志摩境山中」と載す)西は紀伊國牟婁郡の地に接し、東北は篠島、佐久島を有したるに、瀧原宮以南俗に南島と稱する。

島津(新桑竈、棚橋竈、古和浦、朽木竈、小方竈、方座浦)吉津(村山、神前、河内)鶴倉(東宮、奈屋浦、贊浦、櫛柄浦)中島(道方、大江、道行竈、阿曾浦、大方竈)南海(追間浦、相賀浦、磯浦)五ヶ所(船越、中津濱浦、五ヶ所浦)切原(飯滿)宿田(宿田會、宿浦、田會浦)神原(泉、神津佐、下津佐、下津浦、木谷、栗木廣、檜山、山原)穂原(押淵、始神、齋田、内瀬、伊勢路)

の九ヶ村は、何時の頃よりか、伊勢國司北畠氏のために略取せられ、伊勢國度會郡に入り(拾芥抄國郡の部にあり)る圖には、伊勢の南に海なく、志摩國直ちに紀伊に接す、西の方、俗に奥熊野と稱する。

錦(錦浦)二郷、赤羽(大原、十須、島原)長島町、桂城(島勝浦、白浦)三野瀬(海野浦、道瀬浦、三浦)須賀利、尾鷲町(尾鷲浦、矢澤、向井、大曾根浦、尾鷲中井浦、天満浦)九鬼(行野浦、九木浦、早田浦)相賀(相賀、小山浦、便の山)引本町(引本、小浦、矢口浦)以上三町八荒坂(須野浦、浦母浦、二木島里浦、二木島浦)北輪内(盛松浦、三木浦、小脇、名柄、三木里浦)新鹿(遊木浦、新鹿)波田須(木本町)古治浦、大泊、木本浦)以上一町二村南半志摩郡は天正十年(紀元二二四二年)、以下單に數字のみを現す)紀州新宮城主堀内安房守氏善(一に氏喜に作る)長島城を取るに及び、押領せられて紀伊國に入り、其他篠島(建久四年「一八五三」著神風抄に、志摩國篠島とあれど、延享三年著「二四〇六」宮川日記には、智多郡篠島とす)は尾張國知多郡に、佐久島(東鑑文治六年四月十九日の條に志摩國佐古島とす)は三河國幡豆郡となり、殆

んど本州四分の三を失ふ、而して伊勢國より本州に入りしものは、僅かに鳥羽の一部、小濱、堅神、及び二三の島嶼に止まりて、遂に今日の如く我邦の最小國となるに至り、國境の縮小せられたるもの、他州未だ其比を見ざるなり、戸數一萬千三百四十二戸、在籍人口七萬五千八百七十八人(男三萬四千八百八十五人、女三萬六千三百九十七人)にして、之を正徳三年(二三七三)の民戸六千二百餘軒、人口三萬二千に比すれば、殆んど二倍の増加なり最近十年間の人口繁殖(在籍者にあらず現住者なり)は左の如し。

明治三十三年	六萬二千百十五人
明治三十四年	六萬二千四百九十九人
明治三十五年	六萬三千三百四十五人
明治三十六年	六萬三千八百八十四人
明治三十七年	六萬三千九百六十六人
明治三十八年	六萬五千四百四十六人
明治三十九年	六萬六千四百五十二人
明治四十年	六萬七千八百十八人
明治四十一年	六萬六千八百六十一人
明治四十二年	六萬七千三百四十九人

▲地勢 は紀伊山脈に屬し、南勢の餘脈本州に波及して、數多の山岳岡陵となり、餘勢尙ほ盡きず海中に溢出

して盤亘曲折し、潮水亦各地に浸入し、水陸交錯して幾多の港灣を爲す、從て島嶼暗礁夥く、奇勝絶景擧げて數ふべからず、古址舊蹟亦頗る多く、一國を擧げて殆んど一大公園たるの觀あり、其の最も著名なるものを擧ぐれば左の如し。

- 鳥羽 日和山、城址、常安寺○桃取 辨天島○答志 九鬼嘉隆墓○神島 古里の窟、燈臺○菅島 燈臺
- 坂手 菖蒲池○松尾 青峯山○河内 丸山○安樂島 加布良胡崎○浦 麻生浦○國崎 鎧崎○的矢 港内○安乘 燈臺○國府 海濱○磯部 伊雜宮、佐美長神社、千田の池、鸚鵡石、天の岩戸○鶴方 棲鳳寺○神明 眞珠養殖場○立神 立石○甲賀 阿兒松原○名田 明神島○波切 大王崎、老崎○船越 城山○片田 麥崎○布施田 藥師寺○越賀 天神山○御座 不動○濱島 港内

▲山岳 は西部に山伏峙、逢坂山等屏立して、伊勢の朝熊山に連り、以て國境を疆り、其南には青峯山雲表に聳へ最も高峻を極む、日和山は鳥羽の北に在り、高さ僅か

に五十米突に過ぎずと雖も、風光の美を以て其名著はる、南部には淺間山、金比羅山等相峙立し、其他無數の丘陵相起伏し、平曠の地甚だ少し、且つ土壤薄瘠僅かに、米、麥、大豆、甘藷、茶、蜜柑の少量を産するのみ、菜穀の如きは全く州人の供給に不足を告ぐ、然れども山林能く整ふて木材其他の林業頗る發達す。

▲水脈 は短流數條ありと雖も、地甚だ偏小、加ふるに海に近きを以て河川と稱すべきは唯だ神路川、加茂川の二流のみ、神路川は西部の國境より發し、上の郷の南方に沿ひて海に入り、加茂川は青峯山より出で、東流して諸水を合せ、船津に入り海に注ぐ。

▲海岸 は丘陵の餘勢海中に突出するため、凸凹出入多く、延長實に四十九里十六町と註せらる、天日方奇日分命が豐志魚足の國と稱し玉ひし如く、到る處漁撈採藻の利甚だ饒く、其富無限にして饑に陸産の不足を補ふて尙ほ餘りあり。

▲港 は北に鳥羽、東に的矢、南に波切、西に濱島あり、船舶の出入織るが如し、就中鳥羽は水深く船舶の便あり、遠州灘、紀州灘、伊勢灣を航する船舶の寄港するもの多し、之に次ぐを安乘、越賀とす。

▲崎岬、は浪田鼻、加布良胡崎、鏡崎、菅崎、安乘崎、大王崎、麥崎、及び見崎山等尤も名高く、大小凡て五十五個あり。

▲嶋嶼、は凡そ七十、(暗礁は一百)にして答志、坂手、菅島、神島、大村島、渡鹿野等島の最大なるものなり、殊に神島は志摩群島の最東に在り、三河の伊良湖岬と相對し、以て内外の海を劃す、伊良湖岬と相距る僅かに三十二町に過ぎず。

▲物産、農産物は米、麥、甘藷、大豆、蕎麥、蘿蔔、蜀黍、粟、蠶豆、小豆、紫雲英、葉藍、製茶、養蠶、蜜柑等にて年額約九十五萬圓を産し、米は尾州知多郡に輸出して製酒の原料に供せらる、畜産は馬、豚、牛、乳牛、家禽等にて年額約二萬圓に過ぎず、林産は滿庵鐵、銅鐵、磷鐵、石灰、木材、薪炭、竹類、下草其他にて年額約十萬圓、工業は沃度、瓦、酒類、醬油、味噌、製製品、鐵器其他にて年額五十三萬圓、沃度は大阪に送りて精製輸出し、今や已に智利國の製品を壓倒せり、水産は本州の重要物産なるを以て、茲に詳記するの要あり。

明治十九年漁業組合準則の發布と共に、沿海の各地漁業組合を設け、越えて三十二年水産試験場を濱島港に

設けしより斯業革新の機運を作り爾來若々保護獎勵に力めたる結果、漁船、漁戸、漁獲高、製造高は漸次増加するに至れり、而して漁獲物として最重なる産額を計

上すれば鯉を第一とし、鯉、鱒、潤目鯉、鮎、鯉、鯛、秋刀魚、鯖、鰯、鰯等之に次ぐ、鯉漁は古より行はれ、夙に熊野節の名を博し、坂手、菅島、波切、和具、布施田等最も殷盛を極め、其收獲年額廿五萬圓以上に出づ、鯉漁は沿海町村一般に涉り、到る處漁獲あらざるなく、其の數量の多き、其利用の廣き、他の魚族の及ぶ所にあらず、或はサーデインを製して、貴重食料となり、或は煮干鰯となり、或は田作となりて海外に輸出せらる、等、頗る多種なると共に、漁法亦多様にして、地曳網、筒取網、巾着網の如き、或は敷網、或は流網、或は刺網あり、近年また揚繰網の進歩著しきものある等殆んど網具種類凡てを使用せざるものなくして其年額八萬圓に上る、鮎漁は外海方面に於て専ら行はれ、楯切網、一本釣、延繩を用ひ、其漁獲尠からず、鯉漁はまた本州重要漁業の一にして、大敷網、建網及び釣具を以て漁獲す、鮎漁は釣及び網を用ひ、其産額亦大にして、前途頗る有望なり、捕鯨は多く紀州牟婁郡に行はる、も、本州亦好望の

地たるを失はず、外海の珊瑚は、未だ採取するに至らざるも、斯業を開始せば、其産額亦少からざるべし、其他鯉、鱒、鮎、白魚、海鼠、章魚、烏賊、蟹、蛤貝、牡蠣、赤貝、蛤、榮螺等の魚族介類は到處に群を爲し(此外河にては鯉、鮎、鯉、鰯、雜魚、鰈等を産す)石花菜、荒布、和布、鹿尾菜、鹿角菜、搗布、布苔、神仙藻、海髮、海雲、其他諸種の海藻亦海岸に多量を産す、本邦沿岸に於る魚族の豊富夫れ斯の如きも、從來遠洋漁業の思想淺きを以て縣當局者は夙に之が獎勵に努め、三十二年三重遠洋漁業株式會社の創立に際し縣費を貸附し、其後又政府の遠洋漁業獎勵費を補助せらるゝに至り、更に漁業の發奮を促進せり、下て二十九年に至り水産試験場は、遠洋漁業模範船朝熊丸を作り、有志漁民の試乗を許し、且つ練習生を乗込ましめ、大に斯業の發展に力め、殊に朝鮮海方面にては、前島地方に於ける鰯婦の出漁ありてより、年を逐ふて益す其増加を見るに至れり、而して製造事業の改良も、水産試験場の設置と共に、重要製造物の改良製法試験、試賣、若くは巡回講話の方法にて、之が開發に力めたるため、頗る著しき進歩を來せり、其一二を掲ぐれば、布苔は古來薄漣布苔を以て名ありし

も、近時個人的消費に加ふるに、工業的利用頗る増加し、遂に外國に輸出するに至り、海參は古來其製法、單に煎熱乾燥に止まりしが、明治十九年頃より、各地品評會共進會の開設に刺激せられたるに、水産試験場の設置とにより、改良試験を行ひし結果、俄に聲價を増し、鯉節は同三十五六年に至り、水産試験場にて、専ら其改良に留意し、熟練の當業者を高知、静岡より招聘し、固有の製法に改良を加へたる爲め、漸次販路を極め、鯉節は同三十四年以來水産試験場に於て、之が製造試験に従事し、或は講習に、或は講話に、種々獎勵を爲したる結果、所々に鯉節製造者を生じ、榮螺、味附鮑、鯉、鯉の水煮罐詰を製する者あり、進んで卅七八年戦役に際しては、専ら軍用罐詰の製造に従事し、三十九年戦後經營の發展に鑑み、東洋水産株式會社を鳥羽に創立し、専ら鰯油漬罐詰及び各種水産物の罐詰を製造して、之を海外に輸出せり、又養殖事業に關しては、水産試験場設置以來、盛んに水族の養殖保護法を説き、以て斯業の開發指導に任じたるため、頗る好成績を得、殊に真珠の如きは往時養殖保護の目的を以て、真珠介採收組合を設け、之を取締る所ありしも、往々濫獲に失し、遂に昔日の觀

なきの時に當り、鳥羽の御木本幸吉氏深く之を遺憾とし、明治二十三年(水産試験場設置以前)人工を加へて、真珠を得る事を發見し、地を英虞海神明浦多徳島にトして、專賣特許の養殖方法を施行し、其得たる真珠を内外市場に出し、以て非常の聲價を博せり、斯の如くにして水産漁獲物は、年額七十五萬圓、水産製産物(鯉節、鮪節、乾鰯、乾潤目鰯、乾鱈、乾秋刀魚、煮乾鰯、海參、乾鮑、鹽鯖、生節、鮑粕漬、淡菜、刻荒布、荒粕、ケルブ、布苔其他)同じく卅萬圓以上に達す、亦盛なりと云ふべし。

▲交通 陸にありては、鳥羽街道を始めとし、二等道路六、二等道路二十四あり、大概人車を通じ、殊に鳥羽街道の如きは、人車馬車の外、本年より其道路と並行して、官設鐵道鳥羽線の開通を見るに至りて、一層の便利となり、海に在りては鳥羽より伊勢の二見、神社、尾張の豊濱、師崎、篠島及び三河の福江を経て蒲郡に達する定期汽船あり、伊勢參宮の近道として其名高く、又大阪名古屋間定期船の、鳥羽と波切に寄港するあり、木の下名古屋間定期船の、鳥羽、波切、越賀(時に濱島、安乘にも)寄港するあり、其他近きは鳥羽より坂手、小濱、菅島、桃取、答志を経て伊勢の二見へ往復する巡航船あり

て頗る便なり(車輛は馬車二十輛、人力車百十七輛、自轉車四十九輛、荷車二千二百二十九輛、船舶は汽船九艘、帆船七艘、日本形船百二十九艘、小廻船六千三百十八艘あり)。郵便局は鳥羽、桃取、答志、長岡、的矢、安乘、磯部、鶉方、甲賀、波切、船越、片田、布施田、越賀、濱島の一町十四村に在りて電話は鳥羽郵便局にて取扱ひ、電信は答志、甲賀、越賀の外各郵便局に於て取扱ふ。

▲學事 舊時鳥羽藩に於て、尙志館を設け武と共に文を講じ、其他は所謂寺子屋にて之を授く(本州より出でたる碩儒高僧大醫は鳥羽に小濱大海、山田文啓、小林恭齋、長山懶虎、安藤文澤、鷹羽龍年、近藤眞琴、有馬百鞭、的矢に北條適齋、北條霞亭、波切に小川萬甫、穴川に林玄仲、甲賀に向井輝義、鶉方に狼玄樓、畔名に佛通、御産に勝峰大徹あり)、尙志館は廢藩と共に廢せられ、今は縣立商船學校、町立女子技藝學校、村立水産學校各一、高等小學校二、尋常高等小學校九、實業補習學校十四、尋常小學校三十二あり、漁村預戸尙ほ學事に努むるを以て、學齡兒童の就學者男四千四百九十七人、女五千六人に對し、不就學者は僅に男五十一人、女百七十七人を見るのみにして、就學者は實に學齡兒童百人に付き

平均九十七人七分七厘の好成績を示せり。

▲氣候 は地勢西北に山を帯び東南海洋に面するを以て大率溫和、二月十日前後にして極寒となるも、攝氏三度七分を下らず、七月下旬より八月上旬に亘りて、酷暑となるも、攝氏卅六度を昇ることなし、霜は十一月一日頃より降り四月二十五日頃に終り、雪は十二月二十日頃に始まり、二月二十日頃に終る、而して降雪は、幾年間僅かに一回、積ること五分を超えず、雨は一ヶ月平均五六回、其量二千四百六耗、(一日中最多八七耗九)、而して通常雲の西北に向て進む時降雨あり、風位は春冬西風多く、夏秋南風多し、斯の如く氣候和煦なる上、海邊に住む者は、海氣を吸ひ、山間に居る者は、嵐氣に浴するを以て、長壽者頗る多く、明治四十一年の調査に依れば、八十一歳より八十五歳迄の者男百四十一人、女二百四十六人、計三百八十七人、八十六歳より九十歳迄の者男六十四人、女九十四人、計百五十八人、九十一歳より九十五歳迄の者男十九人、女二十四人、計四十三人、九十六歳の者男女各一人、九十七歳の者男女各三人、九十九歳の者女一人、百歳の者女一人、合計五百九十八人あり、故を以て避暑避寒及び遊樂の地として、

他に多く其比を見ず。

▲風俗 里人は専ら心を耕耘、捕魚に勞し、從來他邦人士と交通すること少きより、樸直温順にして絶て輕浮好黠の薄俗なく、喜んで外來の客を好遇し、菅島の如き一村違警罪をすら犯さざる所あり、而して婦人の業を勉むる、往々男子の及ばざる所にして、但該に夫を養ふ能はざるものは、未だ一人の婦たるを得ずと。

▲宗教 は磯部に伊雜宮あるを以て、神教を奉ずるものあれども、其他は佛敎を信するもの多し、而して其曹洞宗に屬するもの多きは、嘗て九鬼嘉隆が威力を以て、本州の寺院を擧て、曹洞宗鳥羽常安寺末となせるに依る、沿岸の住民にして、海上生活を爲すもの多く、從て非命に斃るゝもの少なからず、故に死者の冥福を修する自他の別なし、基督教は明治廿四年二月始て教會講義所を鳥羽に設け、宣教師エー、ド井、ヘル氏來りて、布教に盡したるも、微々として振はず、後遂に廢す、神社は神宮別宮一、攝社二、郷社二、村社卅七、無格社三、寺院は八十一。

志摩の字義及沿革

志摩國は、もと伊勢國の一部にして、島嶼の多き處なるを以て、往古伊勢島といへり、古歌に。

續後撰集

後 京 極

伊勢島や潮干も知す袖濡て生る効なき世にもふる哉

同

清

輔

伊勢島や蜚の焼火の仄かにも見えぬ人故身を焦す哉

御 集

順

德 院

伊勢島や鹽風寒くなるまゝに波に宿かる秋の夜の月

伊勢島や浪路くれ行く霧の間を仄かに過る蜚の釣船

と詠せしも、皆志摩國を指し、又伊勢雄海士、伊勢鯉

(鮠)、伊勢鯉、伊勢鯉斗、伊勢鯉、伊勢鯉、伊勢鯉、伊勢鯉

布、伊勢青海苔と稱するも、皆志摩の産にして伊勢の産

にあらざるなり、伊勢島風土記に曰く「島者豊安、豊別

命神迹也、訓志摩、蓋伊勢島之意乎、天日方奇日分命至

此舉言云、豊志魚足之國哉(中略)、後世竟爲國名、風土

記抄に「志摩爲伊勢島之意也、放地出海中之島也、後成

國名」古事記に「島之速賢献之時」云々、舊事記に「島津

國造」、倭姫命世記、大同本紀等に「島國」とあるは、伊勢

島の頭字伊勢の二個を略せしものにして、元志摩の國に屬し、今伊勢國度會郡に島津村と名くる所あるは、是れ古への國名を取りしものなり、垂仁天皇の廿五年(五六)倭姫命、天照大神を伊勢國度會に遷し奉りし後翌廿六年再び此國に巡行し、國崎を御贄處と定め給ひしを以て、御食國とも稱し其後の國守は、御贄貢進を以て主務となせり、成務天皇の五年(七九五)武内宿禰、國々の境界、大國小國の國造、及び大縣小縣の縣主を定め、此國を笠屋命に賜ふ、(國府を今の國府村の地に置く)、是れ封建の始なり(一説には武烈天皇の朝伊勢國より塔志、英虞の二郡の地を割て一國とす)、孝德天皇の大化二年正月(一三〇六)公郡制を布かれし時、塔志(後答志と改む)英虞の二郡を置かる、天武天皇の白鳳十二年十二月(一三四三)伊勢王其餘臣等を、諸國に巡行せしめ、成務の朝に置きし處を、潤飾して、其國郡の分界を正せり、日本書記通證に「持統天皇紀六年三月(一三五二)甲申賜所過志摩百姓男女年八十以上稻、人五十束、」とあり、是れ史上に、志摩の文字の現はれし始めなり、(萬葉集には御食國志摩、和名抄國郡部には東海道志摩と記す)、同年五月持統天皇阿胡行宮に幸せらる、

阿胡の行宮、今其地を知る能はずと雖も、日本書記に「六年五月庚午御阿胡行宮、時進賢者、紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀬麻呂等兄弟三戸服十年調役雜徭、復免挾抄八人今年調役、」とあるより考ふれば、昔英虞郡に屬して、今南北牟婁の地に入りたる所なるべし、推古天皇の朝(一二五三—一二八八)庶子王子漢字を以て、神代の文字に附せしめらる、元明天皇の和銅六年五月(一三七三)詔して畿内七道の諸國郡縣名に好字を着けしめられ(續日本記に據る)又延喜民部式に、凡そ諸國部内の郡里等の名は二字を並用ひ、必らず嘉名を取れとの制度なりしも、因襲の久しき康保三年(一六二六)安和二年(一六二九)長徳二年(一六五六)天喜二年(一七一四)文明五年(一二三三)享祿四年(二一九一)天文十一年(二二〇二)の古文書に、尙島の字を用ひあるを見れば、古、志摩、島の二様を用ひたるものと知らる、元正天皇の養老三年己未四月(一二七九)塔志郡五郷を割き、始めて佐藝郡を置き、同五月伊勢國司從五位上門部王をして、伊勢志摩兩國を管せしむ、(續日本記に據る)此郡名は延喜民部式、和名抄、拾芥抄等に見る事なく、其後十一年を経たる神龜六年(天平と改元一二八九)の

志摩國司解に「管郡二」とあるを以て考ふれば、當時已に廢せられたるものにて、其存立は僅に數年間たりしならん、此五郷は今何れなるを知る能はずと雖も、安乘、國府、甲賀、志島、畔名、名田、波切、船越、片田、布施田、和具、越賀、御座等の海岸の村落を、古來總て崎島(又は前島)と稱し來りしを以て、蓋し此村落の内を佐藝郡となせしものと察せらる、(和名抄に答志郡を答志、和具、伊可、伊雜、驛家、神戸の六郷、英虞郡を甲賀、名錐、船越、道瀉、芳草、二色、餘戸、神戸の八郷とす、船越以下の地は今伊勢、紀伊の兩國に分屬す)、孝謙天皇の天平勝寶五年(一四一三)左大辨從四位上紀朝臣飯麻呂、伊勢大神宮の界を限り標を樹つ、後伊勢志摩の兩國國境を争ひしを以て、天平寶字三年十月(一四一九)尾垂の刻を葦淵に遷す(續日本記に據る)、葦淵は今伊勢國度會郡一の瀬谷の押淵にて、古伊勢より志摩の國府に至る官道、尾垂は神境東極の地にて、今の切原峠小倉峠の間ならん、稱徳天皇の神護景雲二年二月(一四二八)外從五位下取磯部忍國志摩守となり、光仁天皇の寶龜三年四月(二四三二)外從五位下縣造久太良之に代り、翌四年三河介伴良雄志摩守目代となる、其後史上に

志摩守の名を見るは清和天皇貞觀十年(一五二八)の條に、前志摩守正六位上高橋繼善遠流せらる、補任詳ならず、醍醐天皇延長五年九月(一五八七)の條に、志摩守氏胤、鳥羽天皇元永元年正月(一七七八)成信志摩守に任ず、崇徳天皇大治二年正月(一七八七)高橋繼保志摩守に任ずとあるのみ、而して職原抄に「高橋氏、爲内膳正者任之、仍他人不任之」とありしを見れば、當時高橋氏に非ざれば、志摩の國守たるを得ざりしものと知らる、下つて後白河上皇の時に方り、治承養和(一八三七—一八四一)の間、平氏國柄を執りしより、先祖の産地なるを以て、伊勢志摩を總裁して己れの領國とす、後鳥羽天皇の文治元年十月廿八日(一八四五)源頼朝後白河法皇に請て日本總追捕使となり、諸國に守護職を置くや、平族各其本貫の地に割據して、干戈を動かすに及び國司の名茲に廢せらる、後醍醐天皇の延元三年(一九九八)北畠親房の三男中右院衛門督顯能、從四位上伊勢守に任せられ、伊勢國一志郡多氣に御所を構へ、南勢、伊賀、大和、紀州及び本州を管治し、以て足利尊氏に抗す、是を國守の再興とす、後南風競はず、後村上天皇正平十六年(二〇二一)將軍足利義詮の部下仁木右京大夫義

長、義詮の怒に觸れて攻むる所となり、伊勢に退くや未だ曾て何人も指を染めざる神領に入りて、恣に所在の神田封戸を押領す、「兩宮の神領、古へ神田、封戸、御園、御厨の四等あり、神戸に本神戸(或は本加御田)新神戸(或は新加御田)正戸、寄戸の四級あり、本神戸とは、鎮座の當時國造の貢進せしをいひ、新神戸とは、其後代々の天子の寄附に係るものをいひ、正戸とは、固有の民戸をいひ、寄戸とは後に至り寄進せし民戸をいふ、封戸は正丁(二十一歳より六十歳までをいひ)四人、及び中男(十六歳より廿歳を指す)一人を一戸とし、五十戸を以て一里となし里長を置く、六十戸に滿るものは、十戸を割て一里を立て、十戸に滿たざるものは、大村に隸屬せしむ且つ戸籍帳を造り増加すれば之を減じ、減すれば之を加ふ、田租は一戸毎に三十束(一束の稻は春て米五升を得)を限りとし時へて神税となし、神戸の調庸は、神宮を作り及び供神の調度に充つ、調は絹布綿絲の類をいひ、庸は人夫を出すをいふ、正丁は一年十日庸役に就くを法とす、其役に出でざるものは布を出して代りとす、一日二尺六寸、十日二丈六尺にて、之を庸布と名く、御園は原來桑漆を栽る處なるも、中には田あり後に

至り租米を上る處も御園に准せり、御厨は神供の魚鳥蔬菜を貢進する所なるも、後世租米を上る處も、准じて稱せしなり」。

後花園天皇の永享十一年十月(二〇九九)伊勢志摩の士、其守護一色左京大夫義貫に叛く、義貫家族石川九郎(守護代)を遣り之を撃つ、翌十二年七月將軍足利義教、伊勢國司北畠顯雅と和を講ず、是より北畠氏の勢旺盛となり、本州の豪族多く北畠氏に屬す、後奈良天皇の天文中(二一九二—二二二四)本州の豪族互ひに相戦ひて寧日なく、正親町天皇永祿十二年(二二二九)に至り九鬼嘉隆の勢漸く強く、橋次郎宗忠の女婚となり、宗忠嗣なきを以て其采地を併せ、田城より移て鳥羽に居る、偶織田信長兵を出して、北畠氏を征するや、嘉隆信長に従ひて功あり、遂に勢に乗じて州内を統一す、北畠氏は九世を経て天正四年(二二三六)左中將具教に至りて亡ぶ、北畠氏國司たりしと二百四十年なりき、嘉隆後豊臣秀吉に屬し、天正六年十一月(二二三八)封を賜はる、關原の役嘉隆西軍に與し、徳川家康に抗す、子守隆東軍に従ひ、僅かに封を保つ事を得たり、子久隆に至り寛永十年三月(二二九三)嫡庶の争ひより攝津三田に移り、同

月内藤忠重之に代り、次で土井、松平、板倉、松平を経て稻垣昭賢に移り、爾來子孫相襲ぎ、長敬に至り、明治維新となる(其他州内寺領等あり、九鬼嘉隆以後の事は載て鳥羽城址の條下に詳し)、明治二年六月二十日鳥羽藩を設け、藩主長敬知事となる、同四年七月十四日藩を廢し鳥羽縣を置く、長敬職を罷め、權大參事の事務を攝行す、同年十一月二十二日度會縣に屬す、五年七月大小區劃を定め第六大区に編入す、七年七月十七日區劃を改め、更に答志郡を第十六、英虞郡を第十七に宛て、九年四月十八日更に三重縣に合し、十一年十一月郡區編制の際、答志英虞の郡役所を鳥羽に設け、本縣を管轄し、戸籍役場二十八を建つ、十五年一月更に十八役場を増し、十七年九月又改めて二十一役場となす、二十九年三月法律第四十六號に依り、答志(東西五里、南北四里廿八町)英虞(東西四里九町、南北三里二十二町)を合せ一郡となし、志摩郡と名け以て今日に至れり。

鳥羽町總説

鳥羽町は志摩の北端に在りて、鳥羽町、小濱、堅神の三

帆を巻いて、朝熊嵐を帆に受けて、平島沖をばせそふて、内海や野間は磯傳ひ、せくなせきやるな、舟子のもの、日向よければ千里も一里、すぐに名古屋の堀川へシヨンガへ。

伊豆の下田を朝山まいて晩に志州領の鳥羽浦へ

鳥羽はよい所朝日を受けて七つ下れば女郎が出る

二朱は小判で三州は三河志州鳥羽浦五朱は酒

其後一たび汽船の出で来り、漸く帆船の数を減じ、従つて市街の殷盛を殺ぎたりしも、素より無二の良港なるを以て次で造船所の設立となり、汽船の寄港地となり、海軍の貯炭所となり、遂に衰運を挽回し、昔時の盛観に優るに至れり、此港唯り船舶の避難所たるに止まらず、市街は山を西北に負ひ、海を東南に抱へて水清山美、冬暖夏涼常に人に可く殊に日和山、鳥羽城址の眺望、諸島の遊覽等目を樂ましむるもの多く、保養遊覽の客四時常に踵を接す、外人の如き山田に来るもの、必らず此地を訪ひ、船を僦ひて奇岩怪岬の間を歴遊す、是れ此地の景勝、早くも外國に聞ゆればなり、明治十年今上陛下、海路西京行幸の途次、風箏を此地に駐めさせ玉ひ、其の一月二十六日の朝、天晴れ氣清くして、風景の殊に美なるを賞し玉ひ。

浦風も荒磯波も今朝風きて隅たちたつ鳥羽の海面と御詠あり、扈從の松平春嶽公亦

大船のゆたけき御代の嬉さに安くも渡る灘の波風

と詠じ、下つて二十年二月皇太后陛下、二見行啓の歸途、二十四年八月皇太子殿下、二見行啓の往復、共に此地に遊び玉ふ、加ふるに廿三年海水浴場の開設ありて、更に來遊客の数を増し、今年亦鐵道の開通を見るに至りて、市街の繁盛更に一層を加ふ、此地の風光に關し、先輩已に言へるあり、茲に之を抄記し以て編者の過賞にあらざるを證とす。

戸羽富景(日本行脚文集の内)

大淀三千風

吉氣豊相の戸羽の湊は、日城一二の船津、景境無双の勝地なり、されば波頭にいたゞく鐵城は、仁風に動く事なく、雲根をもぬけし天守は、壽星を擡へて捲かず、樓邊の玉樹潮をのめば、錦鱗梢に遊び、壁外の岩島霧を吐かば、銀兎蘆間をはしる、岸上に萬歳を唱ふ並松のうちには、政道廉直の忠老門をならべ、文武豪傑の三徳士、軒をつらねて磐固ある、大橋の外面には

數千の塵籠富々と立のぼり、燕々たる早歌の聲も豊けしや、島懐の江阿には往來の群船、帆綿をかたしき、撈枕に舳の音、さいなみ春ふもつきくし、かくて待撥みたる日和山に打襲り、磁石を横たへ、遠目利をかざせば、三國一の漂落、富士の大嶽蒼天にあらはれ、白日艶々たる形相、むべも四夷八蠻の商舶、天海萬里の見當、五畿七道の廻船、さしもの八十里灘、一帆一艫の眞星なり、岫の霞に追すかいて、左の北に控向けば、立山白山伊吹の嵩鈴鹿安濃もかくろふたり、近く顔を直下すれば、三州の伊良古崎、尾海に野間の内海の沖、蟹の友よぶ聲までも、なみこしもとに耳なれし、碁聲下々たるそなれ浪は、白黒の濱にひびき、沙鷗鮮々たる羽風は、飛鳥くぐり島にむれわたる、かつはた麻生の浦梨の片枝に吹筒を咲せては、鶴鷹の答鈴を耳にもいれず、坂手浦の藻伏の魚を、花毛氈に踊らせては、柶狩の松茸に目をやることもなし、於望翁が直釣の影しならば、鳴ぬ蛙も笑ひ、蠶仙が舟竿の竿し垂ば、磨かぬ鏡石も晴れぬべし、猶しも奇異の大漁、戸羽の楯とて毎年除の吉例あり、當浦の名物鰯てふ美魚、陰寒沖に凝る時にやあるらむ、陽江暖水に躬

を寄せむと、僅かに四町餘の瀬門より込入り、百疊千重に集き、鰯をかへす寸地もなし、二里の入江に通過し、例の大綱にて楯切り、うはや時こそとて、浦々の炸猛數十艘群連をなし、前後を争ひ、おのれくが船じるしを離かせ、潜水は亂れ髪に白布の腦巻、尊の玉標に投籠を杖て、船板に立ていらなく下知すれば、夫の漁夫は船に都合、網の撈繩曳さばけ、互ひに挑み、巴にめぐり、七にひらけ、勇み叫ぶ有様は、益軍の川嵐に亂れ、蛙戦の空礫に轟く氣色、一時の勝負波瀾の曲、天晴こよなき見物やと各持退きし下略。日和山の遠眺を

鷲牙へぬ八重の富士の根浦の春

過し冬月の楯あるをみて

楯の江の餘波にいごむ蛙かな

此度は麻生浦の七景を餘所にて歸りしをうらみて、井坂氏せうぞこのうちに、今は片枝の花はなしとも、坂手櫻は餘波もあり、我こそなな蛙の風情なくとも、かの寶劍のあがりし、なぐさの濱は、わきて法師のよせある物をとかいて、おくにいひし

編綴のよらばや麻生の櫻麻 戸羽井坂氏碧水

○参宮の客は必らず二見浦に遊ぶを例としながら、其の鳥羽港に遊ぶもの少なきは惜むべし、朝熊二見の眺望既に可と雖も、二處は共に遠眺の景を以て勝りたり、鳥羽港に入るに及んでは、乃ち遠眺の景に並するに近海の島嶼岩石頗る姿體に富めるを以てす、若し予が言を疑はば二見より一投足して、試みに鳥羽以南に遊べ(勢志沿岸探勝記、三木愛花)。

○伊勢に内外兩宮を拜し、朝熊山に登り二見浦に廻る、普通の参宮者多く之を爲す。然れども二見より僅に二里を隔つる海岸の坦路を行き、志摩の鳥羽港に海山の奇勝を賞する者稀なるは、畢竟未だ其の海山起伏、雄偉變幻の壯觀を知らざるに由るなるべし(日本漫遊案内、坪谷水哉)。

○志摩は仙境である。伊勢半島の一角にある志摩に就きては、學校の教科書でも僅に鳥羽港の事を載せて居る許りであるが、景色が佳くて魚があつて、氣候が宜くて加之に人が淳樸である、一言にして言へば、まづ仙境といつてよからう、之が僅に二見浦から二里、夫に今まで人が殆んど顧みなかつたのは不思議でならない(志摩めぐり、相原羽陵)。

○日和山に登りて海光洋色を下瞰し、答志島を望みて九鬼嘉隆の未死の魂を吊ひ、九鬼氏以下の據りたる鳥羽故城趾の下を過ぎり、滿目の綠蔭を排して紅杜鵑花裏に近藤眞琴翁の碑を拜し、其の心血の遺りたる商船學校を仰ぎ見、翁が間接の感化を受けたる鳥羽造船場の汽船に搭じ、琉璃一碧の上に點々せる、昔島坂手島の間を航過し、日本の舟師、海軍及び海運事業の志摩及び其附近の人材に負ふ所殊に大なるを悟り、而も其の多く世に顯はれざるを憾む(志摩及其附近、志賀知川)。

志摩鳥羽

菅 茶山

舟船收澳簇危橋、鳥羽城頭正夕陽、颯母橫空雲氣惡、孤鷗飛滅大東洋

同

鹽田 隨齋

渺漫碧海繞青山、校雨景晴何日閑、一片布帆天外白、城中少婦望郎還

鳥羽港(志摩詩志)

鷹羽 龍年

浙米霜田水霜田港去鳥羽七十里、炊揚鳥羽煙、回看天際富士雪、忽作一盃白飯山、手節桃鳥瑤玖島、恣鳥如飛轉瞬間、二句舟人、潮路東西古千里、物之神速莫如船、寄語哨守歌謠語

望樓上、遠鏡千里凝眸看、三月四月波如席、長風只恐借他便、傳說海城高百尺、湧出霜田港岸前、

入都門(同上)

鷹羽 龍年

殘山青未盡、喬木隱城身、駛瀨石摩石、梯田人亞人、潮濤春里屋、樵牧結漁鄰、鳥港開圖畫、肉絲不斷春

鳥羽八景

香國 土居 通 豫

慈眼山秋月 古寺鐘聲落海濤、水風吹月上船輪、客人應有越鄉感、慈眼山寒秋一輪、

赤崎過雨 隄岸一條芦一叢、無端浙々雨兼風、霧來餘滴仍跳玉、蟹氣腥吹養笠翁、

錦城朝暉 何人醉作海棠顛、歌吹海中停客船、一夢錦城風雨歇、朝暉送別浪連々、

相島客船相國普通運 詩中故用、關舟輕載海霞裙、隱約鐘聲度水雲、莫向楓橋愁夜泊、鳥啼月落好逢君、

佛島晴嵐 無人擺撲往相參、祇道護持慈渥草、一葦曇摩孤泛々、吹噓仍作賽陀嵐、

佐田落雁佐田一 作雁、秋深水國稻梁多、嗶嗶一行知舊坡、未有脚芦繒繳戒、不妨呼地做蹉跎、

日和山夕照山上有老松一樹、晴光入海晚清和、山上松陰涼意多、遠近歸帆白于鷺、夕陽併照萬青螺、

鳥羽誌

鳥羽の沿革

鳥羽の沿革

常安寺晚鐘 日暮佛龕燈火高、紺園咫尺種紅桃、樓鐘一杵常安寺、喚起滿街絲竹聲、

鳥羽港

百果園 果樵

鳥羽の沿革

鳥羽港は、もと伊勢内宮の神領に屬し、泊浦御厨のありし地にして、伊勢志摩の兩國に跨り、妙慶川に架する相橋を以て勢志の堺とし、北は伊勢國度會郡に屬し、南は志摩國答志郡たり、保元平治の頃より橘氏之を領し、建武中興以後武臣の權勢熾んとなり、神領は漸次其の押領する所となる、橘次郎宗忠に至り嗣なく、女婿九鬼嘉隆之に代る、徳川氏に至り九鬼久隆、封を攝津の三田に移され、内藤忠重之に代り、其の孫忠勝延寶八年六月二十六日(二三四〇)江戸に於て奉行永井尙長を斬り死を賜ひ、其領を沒せられ、幕府より官吏を派して此城を守り、河合助左衛門、古郡文右衛門田税司となり、其手代望月平八、領内の繪圖を徴するに當り、舊來伊勢國度會郡たりし、鳥羽、堅神、小濱等を志摩國答志郡と誤認

し、志州答志郡を命令して記さしめたるより、遂に答志郡となれり、時に延寶八年なり、翌天和元年二月下總古河城主土井利益此に移され、夫より松平、板倉、松平を経て、稻垣氏の領する所となり、其子孫世襲して以て明治の維新に至る（歴代城主の事蹟は鳥羽城址の部に詳し）、明治二年六月二十日鳥羽藩となり、四年七月十四日鳥羽縣を置かる、や、字を本町、大里、横町、中の郷、藤の郷、丸の内、馬の谷、自益谷、安齋谷、岩崎、洞院谷、眞誓谷、奥谷の十三とし、同年十一月廿二日度會縣に合するや、更に字を合併して、本町、大里町、錦町、横町、中の郷、藤の郷、奥谷の七とし、五年七月大小區畫設定の際、第六大區第三小區に編入せられ、七年七月又區畫の改正あり、十一年十一月郡區編制の際、鳥羽町と改め、二十二年四月町村制實施の時、隣接地小濱、堅神の兩村を合併し、大字を鳥羽町、小濱、堅神の三とす、(當時の戸數は九百十四戸、人口六千四百三人、男三千二百十二人、女三千九十一人)、志陽略志に、寶永七年(二二七〇)の戸口を載す、曰く。

市廓則在海畔而背山、西自時門南至奧溪口、其間十五町餘、自時門直至處是謂本町、東西四町三十間、街衢

在南北、戸二百三十軒、其次謂大里町(或曰瀉町)東西三町六間、街衢在南北、戸百八十三軒、其次謂横町、南北二町五十四間、街衢在横、戸二百餘軒、其次謂中郷、南北二町三十九間、街衢有横、戸百六十八軒、其次謂藤郷、南北二町二十四間、街衢在横、戸百五十軒、今也太平日久、實内之民戸、日盛月増、如斯地亦然、今所考鳥羽町戸九百三十一軒、男女四千三百八十餘口、是寶永七年庚寅九月所定也、士臣居宅寺院僧口弗此限矣、(編者曰く明治四十三年の調査千五百戸、男二千六百七十四人、女二千七百七人)

鳥羽の意義

鳥羽は舊時泊浦又は泊といひ、(一)に戸羽に作る(飛幡、鳥羽縣鳥羽田浦の別名あり、神宮雜例集に伊勢國度會郡泊浦、神風抄に伊勢國度會郡泊浦御厨、又志摩國答志郡泊浦御厨とあるもの即ち是れなり、神風抄に伊勢志摩の兩様に記したるは、此地もと妙慶川を界とし、北を伊勢、南を志摩となしたるに由る、志摩國舊地考に泊浦は今の鳥羽浦の事にて、往古より渡船海路の碇泊所なる故に、泊浦と呼べるを(トマリ)のりを略しマ

をバに通はしてトバと唱へ來れるなり、リを略す例は、備中國郡名後月、伊豆國田方郡郷名狩野などにて心得べし、其餘渡殿、作物所の類枚舉に違あらず)何の頃よりか泊を鳥羽の二字に作れり。

神領給人引附、神領目録を始め、山田光明寺所藏建武四年六月(一九九七)の文書、二見御鹽殿神庫所藏正平七年十月廿三日(二〇一二)の外宮應宣、磯部村中氏所藏貞治六年六月十一日(二〇二七)の文書、内宮引附康正元年十二月十八日(二二一五)の神宮應宣等に泊浦と記し、二見郷御鹽殿神庫所藏文安元年十月二十九日(二二一〇四)の外宮應宣、文明四年十一月十三日(二二三三)の神宮應宣、同五年二月十日の書狀、同十二年九月六日の書狀、内宮子良館舊記長亨三年六月(延徳と改元二二四九)宇治兵亂の條には泊とあるを以て、見れば長亨頃には未だ鳥羽の字を用ひざりし事を證せらる。

故實問答(享保十八年の著)に
飛幡浦とは如何、飛幡を畧してトバと云ふトバの二字鳥羽に作り或は戸羽に作る、時の國主の命に依り書替る由、近世鳥羽を用ゆ、飛幡浦を詠せし和歌如左

萬葉集

讀人不知

鳥羽誌

鳥羽の遺義

志摩軍記永祿三年の條に

鳥羽浦有城有町、四民會集于此、不呼村號以町爲名、或稱鳥羽縣、古記曰三五合祭之八皇子神、駕鸛禽之羽船所降臨之地、故以鳥羽名之云、八皇子之社今見在本町宮谷、或曰此所地勢如舒鳥翼故號鳥羽、今考則自岩崎所至相橋之地形彷彿舒翼、此外數處有如斯之地勢、其之所以爲地名者、未知孰是也。

志陽略志に

時鳥とはたの浦に敷波のしばく、君を見んよしも哉
名歌名寄 頼氏
白雲のとはたの浦の濱風に空晴れまさる秋の夜の月
同 中務
しはたる、音をや鳴らん時鳥とはたの浦の五月雨頃
夫木集 法印昭清
空續く浪路の末にかす消てとはたの浦を歸る雁
飛幡浦の古きこと可知

爰に志摩國五十六ヶ村に地頭十三人あり、小濱久太郎、安樂島左門、浦之豊後、千賀志摩、的屋治郎左衛門、安樂に三浦新助、國府に内膳、甲賀雅樂、波切に九鬼彌五助、越賀隼人、和具豊前、田城左馬、鳥羽に主水あり、然るに磯部七郷には未だ地頭なし。

と記し茲に始めて鳥羽の文字を用ひあれば鳥羽の文字は長亨三年(一一四九)より永祿三年(一一二二〇)に至る七十一年間(此間延徳、明應、文龜、永正、大永、享祿、天文、弘治)に改められしものにして、志陽略志に宗忠が鳥羽殿と稱せしといひ、故實問答に、時の國主の命に依り書替る由記せるに依りて、永正年間宗忠が鳥羽と命じたるにはあらざるか、文明四年の神宮廳宣の泊民部少輔、同五年の書狀に泊殿御宿所の文字ありて、是より以前、鳥羽殿と書せざりしを見れば、宗忠の命じたりと見る方穩當ならんか、又元祿六年(一一三三三)の八皇子御鎮座記に「志摩國鳥羽縣」とあり、鳥羽縣の事に關しては、志摩國舊地考に

鳥羽縣の縣は瀉の訓より轉訛せる稱なることは、大里町の邊を瀉町と呼び、相橋の下流以西の江涯を瀉浦と呼ぶにて著名なり(鳥羽舊記云、往古此所をば加

多と云へり、加多の内に岩崎、藤之郷、大里とて三郷に分れしなり)。

志陽略志に、鳥羽浦者自古所詠和歌之飛幡浦、而志摩國四箇津之其隨一也と註す又同書古蹟の條に飛幡浦城市之所在之處也、今作鳥羽浦と載せ、三國地志答志郡山川の部、鳥羽浦の條にも萬葉集の歌を出し、松葉集、藻鹽草等の説を擧げ、名所百韻の「かるや鳥羽田に行かへる道、伊勢島やもしほの煙うちなびき」とある宗祇の句を引て、鳥羽浦を飛幡の浦の事とせり、さて舊説の如く今の鳥羽浦の地實に古への所謂飛幡の浦、又鳥羽田の浦とも書ける地ならば、飛幡、鳥羽田等に作れる、何れも假借の字にて、名義は止瀉なるをバ、カの反、バなれば約めてト、バタと呼べるならむ。とあり、鳥羽、飛幡、鳥羽田何れも泊より轉訛し來りしものにして、別に意義あるにあらず、何れも假字を用ひしと見る方、妥當なるが如し。

交通

單に志州鳥羽と聞けば、地は僻陬、路は險惡とのみ思惟

するもの多きも、實は山田へ四里、二見浦へ二里、其間道路は概ね平坦にして、二見山田間に電車あり、鳥羽二見浦間に乗合馬車、人車あり、猶此等の便を借らずして緩歩するも、二時間を出でずして、優に二見浦に達するを得べし、況んや本年官設鐵道鳥羽線の成るありて、鳥羽山田間僅に一時間にして、往復するを得るに於てをや

▲鐵道鳥羽線 伊勢より鳥羽に達する鐵道の敷設は、二十年來の宿題にして、參宮鐵道株式會社の如き、既に明治二十六年十二月三十日津、山田間の假開業式を行ひたる當時より、鳥羽に延長するの意あり、次で翌二十七年に至り勢和、伊賀の兩鐵道、大和の櫻井を起點とし、鳥羽に達するを目的として起り、鐵道會議は同年六月十九日勢和鐵道を許可するに決せしも、日清戰役の起るに際して、遂に解散の悲運に遭遇し、鳥羽線の計畫は茲に一頓挫を來し、空しく十年の星霜を経たり、三十七八年の戰役止で後、參宮鐵道會社遂に初志を遂行し、線路を山田より宇治、二見浦を経て、鳥羽に達する十二哩四十鎖間と定め、官に請ふて假免狀を受け、四十年既に土地の大半を買収するの時、鐵道國有法發布せられ、同會社は政府に買収せらる、其結果此線亦鐵道敷設法

中の豫定線に追加せられ、四十一年より四十二年に亘り測量を爲し、前參宮鐵道會社が宇治へ迂回するの設計を變じ、四哩弱を減じ八哩六十二鎖五十六節とし、名古屋事務所長加藤勇氏指揮監督の下に敷設するに決せり、而して線路工事は之を三區に分ち、第一工區及第二工區は技師大谷重次氏、第三工區は技手間瀬治郎吉氏、また軌道工事は技手坂田貞夫氏各主任を命ぜられ、線路工事は四十二年十月より起工し、四十四年六月に至り竣工し、停車場の建築物又其期間に於て悉く落成を告げ、各橋梁鐵桁架設及び軌條布設工事は、四十三年の末より工を起し、四十四年七月に至り竣工す、新設の停車場は鳥羽、二見浦の兩驛にして、起點の山田驛より二見浦驛迄四哩、二見浦驛より終點鳥羽驛まで四哩六十二鎖五十六節二あり、隧道は二見浦鳥羽間の二見隧道(二見浦驛より三十三鎖十節)のみ、其延長千三百二十呎にして土質脆弱爲めに土壓甚だしく大に工事の進捗を妨ぐ、橋梁は凡て十五ヶ所此延長千九百九十一呎十一時にして其内百呎以上のものを汐合川、江川の二鐵橋とす、汐合川鐵橋は山田二見浦間、即ち山田驛より二哩五十四鎖六十節の所にありて延長五百六十呎、江川鐵

橋は二見浦鳥羽間即ち二見浦より一哩七鎖八節八の所にありて延長二百四十二呎六吋と註せられ、總ての建築費約九十萬七千圓を要せり、而して二見浦停車場は中間驛なるを以て構内面積約五千五百坪、建物坪數百十八坪八合二勺五に過ぎずと雖も、鳥羽驛は終點といひ殊に海陸聯絡の必要上其規模を大にし、錦町の海岸を埋立て構内を一萬五千六百坪としたるを以て二見浦驛に比し約三倍となり、從て建物も本舎、貨物上屋、驛長官舎、助役官舎等にて、總坪二百六十四坪四合となり亦二見浦驛に二倍せるのみならず、位置海濱に臨むを以て、其風光の明媚なるは、本邦幾百の驛中之に優るものなし、加ふるに灣内水深く大船直ちに驛後の岸壁に繋ぐを得て貨物の積卸に至大の便利を有せり、此鐵道の完成により、始めて海陸聯絡の實を擧ぐるを得、從來船にて津、四日市及び名古屋等へ送りし百貨は多く此地に轉漕し、殊に魚介の如きは殆んど此に集中し、南紀南勢沿岸の需用品は此地に於て供給せらるゝに至る。

▲道路 本縣の道路は之を一等、二等に分つ、一等道路は國道、縣道若くは假定縣道にして、縣費を以て支辨し、二等道路は郡市町村、町村組合若くは水利組合の事

業に成る、而して本州に於ける一等道路は鳥羽街道、磯部街道、志摩郡役所道、濱島港道、波切港道、的矢港道の六ヶ所、二等道路は御座道外二十三ヶ所にして、何れも比年改修の結果、險坂を夷げたるを以て、優に人車を通ず、今其重なる道路の概要を左に叙述せん。

○鳥羽街道 舊時鳥羽より伊勢の山田に出るには、峠坂を登り堅神に出で、堂坂を越え、朝熊、一字田、楠部及び宇治を経て、山田に達するを順路とし之を堅神口又は堂坂越（今之を宇治道と稱す）といふ尙ほ此外堅神より二見に出づる里道あるも、峻坂數ヶ所に亘り、旅客行路に難むを以て往來甚だ稀なり、明治二十年二月皇太后陛下、伊勢大廟行啓の歸途、二見より鳥羽を経て、海路還啓の事に定めらるゝや、志州答志、勢州度會の兩郡民、此里道に沿ふて、山を斷ち溪を埋め、岩を碎き樹を伐りて、新道を開鑿す、長さ一里二十八町七間四尺、巾二間一分（鳥羽より伊勢の國境まで十六町七間四尺、國境より度會郡二見町字江村まで一里十二町）其間概ね平坦にして、馬車人車を通すべく、且つ海と山とを左右にし、丘を縫ひ水に沿ひ、常に景勝地幽の間を過るを以て、行人倦む事

なし（鐵道鳥羽線も多く此街道に沿ふ）是れ即ち今の鳥羽街道なり、之に反し舊時正路たりし堂坂越（今の宇治道）は、却て里道を變じ行人極めて少し。

人車賃、二見電車停車場、二見停車場、（三里十町）三十一錢以内○川崎（四里一町）四十八錢以内○山田岡本町（四里十五町）古市（四里十町）五十二錢以内○今一色渡船場（三里十町）四十一錢以内○山田停車場（四里十五町）五十二錢以内○内宮（四里三十町）六十五錢以内以上一人乗以下同之。

馬車賃、二見二十錢

○宇治道 鳥羽町より、鳥羽街道を行き堅神に出づれば、路傍に「右いせ參宮、二見浦道、是より二見四十町、左朝熊道」と刻する道標あり、此二見浦道は即ち鳥羽街道にして、朝熊道は即ち宇治道（舊時の堂坂越、堅神口）なり、宇治道は此所にて鳥羽街道に岐れ、志勢の國境堂坂（境松といへる赤松あり）を踏え、伊勢に入り、度會郡四郷村の朝熊、一字田を経て楠部に至りて二見道と合す、鳥羽街道に比し、路や、悪きも徒歩の里人若くは朝熊の參詣者等、多く此道を取る。

人車賃 古市（三里十五町）四十八錢以内○朝熊（二里十六町）三十五錢以内。

○波切港道 此道は國の中部を縦貫し、殊に青峰山、

丸山、伊雜宮等へ參詣の通路に方りて往來多し、即ち鳥羽町にて、鳥羽街道に分岐し、加茂村の船津、河内、岩倉、松尾、白木、磯部村の五知を経て上の郷に出で、磯部街道に接し、惠利原にて同道より分岐し、鶴方、神明、甲賀、志島、畔名、名田を経て波切港に至る。

人車賃 松尾（一里二十三町）二十六錢以内○五知（二里二十八町）三十九錢以内○上之郷（四里）五十二錢以内○川邊（四里六町）五十七錢以内○多人數の時別は馬車を雇ふの便あり。

○磯部街道 磯部村字惠利原の川邊より北に向ひ、逢坂山を踏え伊勢に入り、宇治山田市に至る。

○濱島港道 惠利原にて波切港道より分岐し、穴川、迫子、檜山路、鹽屋を経て濱島港に至る。

○的矢港道 加茂村字松尾にて波切港道より分岐し、的矢港に至る、五里三町、人車賃七十錢以内。

○御座道 惠利原にて、磯部街道より分岐し、宇迫間にて、濱島港道に接し、伊勢國度會郡神原村字山原にて、同道に分岐し、濱島村字迫子の渡船場に至る。

○上島道 的矢村にて、的矢港道より分岐し、波切村にて波切港道に接す。

○相差道 一は的矢村にて、的矢港道より分岐し、相

差に至り、一は加茂村字岩倉にて、波切港道より分岐し、鏡浦村字浦を経て相差に至る、鳥羽より四里一町人車賃五十七錢以内。

○磯部道 磯部村字山田にて、的矢港道より分岐し、上の郷にて、磯部街道に接す。

○前島道 波切村にて、波切港道より分岐し船越、片田、布施田、和具、越賀を経て、御座村字里に至る。

○安乗道 國府にて上島道より分岐し安乗村に至る

○和具道 鶴方村字坂の下にて、波切港道に分岐し、同村渡船場に至る、和具村字岡にて、前島道より分岐し、同村字尺にて、和具港に至る。

○神明道 鶴方村にて、波切港道より分岐し、神明に至る。

○長岡道 相差村にて、相差道より分岐し、加茂村字松尾にて、的矢港道に接す。

人力車の規定

鳥羽町には人力車二十九輛あり○其規定は、各街道は一里賃錢十三錢、里程十町未満は一里賃錢の三分の一、廿町未満は一里賃錢の三分の二、二十町以上は一里賃錢に同じ○二人乗賃錢は一人乗賃錢の五割増

とす、但し待時間の賃錢は此限に非ず○市街近傍接續町村は十町毎に六錢以内、市街は十町迄は六錢、十町以上は五町毎に金一錢を遞加す○待時間は三十分につき三錢以内、三十分を滿たざる部分は、賃錢を請求せず○往復乗車の約束を爲したる時は、市街地縁の外、待時間の賃錢を請求せず○夜中發車又は途中夜に入る時、或は雨雪にて泥濘の時は、二割以内を増加す○暴風雨又は積雪の時は、二倍以内とす○二人乗と雖も一人を乗する時は、一人の賃錢に同じ○保護者と同乗する四歳未満の者は、賃錢を要せず、十歳未満の者は半額とす、但し單に一人を乗する時は、一人の賃錢に同じ○二人挽は一人挽賃錢の二倍とす、三人挽以上は一人を増す毎に、一人挽賃錢以内を遞加す○雇切五時間以内、賃錢六十錢以内、六時間以上十時間以内迄は、一時間以内を加ふる毎に金十錢を、十時間以上は一時間以内を加ふる毎に金八錢を遞加す

▲汽船 本州の周回九十九里中、其半は海岸なるを以て、從て舟楫の便に依ると多し、今汽船のみに就て之をいへば、先づ鳥羽より伊勢の二見、神社、尾張の豊濱、師

崎、篠島、三河の福江を経て蒲郡に至る定期汽船あり、伊勢參宮の捷路として其名高し、又大阪名古屋間、木の本名古屋間定期船の鳥羽に寄港するあり、別に鳥羽を發し坂手、小濱、菅島、桃取、答志を経て二見に往復する巡航船等ありて、頗る便利なり。

○伊勢灣の航路 今を距る二十餘年前、海運の未だ發達せざる頃、汽船の鳥羽に入れるは、伊勢の四日市より、津、神社を経由するもの、一ヶ月僅に二回に止りしも、明治廿四年に至り、漸く一六三八の日を限り、入港する事となれり、然れども日本共立汽船會社の汽船唯だ一艘にて殆ど同社の獨占事業たりしも廿五年神田汽船會社なるもの起て之と競争し、次で日清戰役後海運事業の勃興と共に、大阪の藤岡汽船會社起りて又之と競争し、其後大阪商船會社の、大阪熱田間の航路を開始すると共に、此伊勢灣を縦斷する航路は遂に同會社の勝利に歸せり、而して伊勢灣を横斷する航路は、廿六年頃三河の豊橋より、伊勢の神社港へ往復するもの出來り、次で鳥羽に延長せり、二十八年頃二三の鐵道鳥羽線敷設の計畫あるや、參志鐵道汽船株式會社なるものを起し、豊橋より伊良

湖を経て、鳥羽港に至る定期航海を開始し、鐵道と聯絡して、海陸の交通を完ふせんことを計畫ありしが、鐵道の頓挫と共に消滅せり、是時に當り鳥羽鐵工所(今の鳥羽造船所)起り、鳥羽蒲郡間、鳥羽熱田間、熱田福江間の三航路を開始す、後大阪商船會社及び鳥羽造船所の航路に對し屢々競争を試むるものありしも遂に目的を達せずして止み、鳥羽造船所亦た鳥羽熱田線を廢止し、熱田福江線を休航して今は鳥羽蒲郡線のみとなり即ち、大阪商船會社は伊勢灣縦斷線を維持し、鳥羽造船所は伊勢灣の横斷線を保有す。

○鳥羽蒲郡間 昔時關東より伊勢參宮をなすには、尾張の宮(熱田)より、和船にて桑名に渡りしものなるに、一たび鐵道の出來りしより、形勢一變皆な鐵道に依る事となりしも、鳥羽蒲郡間航路の開始と共に蒲郡より乗船し、神社、二見に上陸して人車、電車に依りて山田に入る者多きを見るに至れり、此航路は蒲郡鳥羽間三十五哩にして、鐵道(蒲郡山田間百七哩)より距離に於て短く、時間に於て早く、賃錢に於て大に廉なるを以て、伊勢參宮の捷路として歡迎せらるゝのみならず、關東若くは尾州知多の沿岸より

南勢、志摩、紀州に赴くもの、爲めには、至大の便利を與へたり、且つ此航路は常に伊勢灣内を航行するを以て、風浪起らず船體の動搖少なく、寄港の地は何れも風光明媚の處なるを以て、座ながらにして灣内の風光を貪るの快あり、今や鐵道鳥羽線の成るあり、始めて海陸聯絡の實を完ふするを得たり、此航路の將來や極めて多幸なるべし(關東の參宮客は、往路鳥羽迄の鐵道切符を購ひ、熱田神社の參拜、名古屋の遊覽、伊勢兩宮の參拜を終り、二見を経て鳥羽に入り、志州の勝地を探り、夫より此航路に依り蒲郡に行き、東歸せば、往復其路を異にし一層の快あるべし、もし夏時尙は暇あらば尾張の豐濱にて下船し、知多の西海岸内海、野間、大野等に遊び、豐濱に歸り、又此汽船に乗り師崎、篠島に遊び三河の福江に上陸し、伊良湖岬の勝を探り、蒲郡に至らば更に妙なり、此等の地は風光明媚なるのみならず、社寺舊蹟多く且海水浴場の設ありて物價の廉なるは、到底都人士の豫想し能はざる所なり)本年六月堀田商會此航路を譲受く此航路は毎日一回の往復にて往航は午前六時鳥羽を發し二見(六時四十分)神社(七時)豐濱(八時四十分)

師崎(九時五分)篠島(九時二十五分)福江(十時五分)を経て十一時半蒲郡に着し、復航は午後零時半蒲郡を發し、福江(二時)篠島(二時四十分)師崎(三時)豐濱(三時廿五分)神社(五時五分)二見(五時廿五分)を経て六時鳥羽に歸着す、其賃錢左の如し。

鳥羽より二見十四錢○神社二十二錢○豐濱、師崎、篠島各七十錢○福江八十錢○蒲郡九十錢○二見より神社十錢○豐濱、師崎、篠島各七十錢○福江八十錢○豐濱より師崎十一錢、篠島十九錢、福江三十三錢、蒲郡六十錢○師崎より篠島九錢、福江二十四錢、蒲郡五十錢○篠島より福江廿錢、蒲郡五十錢○福江より蒲郡三十錢(以上三等賃錢、二等は之に五割増)○學生及び團體申込者は特に賃錢を割引す○普通客は二十人以上一割、五十人以上三割引○期間を定めて割引切符を發行す○豫め多人數の申込ある時は増船を派遣し名所舊蹟の案内者を附す。

○大阪名古屋線 大阪商船會社の經營に係る大阪名古屋間、木の本名古屋間の定期汽船は共に此鳥羽港に寄港す、大阪名古屋線は毎日一回兩地を出航し、往航は午後四時半大阪を發し、翌々日午前十二時十五分鳥羽に着し、十一時五十分出發、同日午後八時名古屋に着し、復航は午前六時名古屋を發し午後三時鳥羽に着し、同四時出發し翌々日午後九時半大阪に着す

今鳥羽より各地間の賃錢を左に掲ぐ

- 大阪、兵庫各二圓六十三錢○和歌山、和歌浦各二圓五十三錢○淡路二圓三十八錢○比井、御坊、印南各二圓二十八錢○田邊二圓十八錢○周參見二圓二錢○串本、古座各一圓七十七錢○太地、勝浦各一圓六十七錢○三輪時一圓五十七錢○木の本一圓四十二錢○二木島一圓三十七錢○九鬼一圓三十二錢○尾鷲一圓十二錢○島勝一圓一錢○長島九十一錢○波切四十一錢○津四十六錢○四日市六十一錢○名古屋七十一錢○以上は三等賃錢と通行税○一二等略

○木の本名古屋間 此航路は隔日の航海にて、往航は午前七時木の本を發し、翌日午前七時半鳥羽に寄港午後二時半名古屋に着し、復航は午前六時名古屋を發し、午後零時五十分鳥羽に着し、同二時鳥羽を發し翌日午前五時半木の本に着す、鳥羽より各港への賃錢は、大阪名古屋線に比すれば半額にして左の如し但し大阪名古屋間は食事を會社支辨とすれども、此航路は船客の自辨とす。

- 木の本七十二錢○二木島七十錢○九鬼六十七錢○尾鷲五十七錢○引本五十二錢○島勝五十一錢○長島四十六錢○錦三十六錢○神前三十三錢○阿曾二十六錢○越賀二十二錢○波切廿一錢○津二十四錢○四日市三十一錢○名古屋三十六錢(以上三等賃錢に通行税を合せしもの、一二等は略す)。

▲鳥羽二見間巡航船 此間は鳥羽蒲郡線汽船の通航

するのみならず、昨年より名古屋巡航機船合資會社の巡航丸、三重汽船組の二見丸、鳥羽より坂手、小濱、菅島、桃取、答志を経て二見に至る航路を開始す、各船一日二回の往復にて巡航丸は午前六時出發同十時歸着、午後二時出發同六時歸着、二見丸は午前七時出發同十一時歸着、午後三時出發七時歸着の筈なり、此航路は海上島嶼多く一島去れば一嶼來り、加ふるに岸頭巖岩峭立の景、巖上綠樹鬱蒼の狀實に船客をして送迎に逸なからしむ、外國人の如きは此景を賞し山田、二見、鳥羽に來るもの必らず特に汽船を僦ふて巡遊す(賃金一日十五圓)、此舟行に就て二三の紀行あり、曰く

二見から一寸行くと堅神灣がある、其灣口に當つて飛鳥といふ八箇の小島が散在して居る、此邊遠く尾張の知多、三河の伊良湖の兩半島も見えて松島よりもつと立派な風景である、一二月の交になると鰯の大群が潮に連れて此灣内に入る、其時灣口を閉切つて之を捕へる、此時には界限の者は悉く船を持って取りに來る又陸上の者でも素手で僅かの時間に幾百匹でも取れるさうな、船は一轉して古關の海峽を過

ぐると多くの島がある、總て蓬萊の如く何とも云へない(志摩めぐり、相原羽陵)。

造船所から迎ひに来てるランチに乗込み、東を指す。二見の女夫岩を遠く始めて望む。成る程噂通り小さな詰らなさうな岩だ。浪が宜い加減に船を揺つて、遙かに尾張の知多半島、三河の伊良湖崎が紫に見える、伊勢と志摩との境橋を見て過ぎると直に堅神の浦と云ふ深い灣が来る、ランチはこの中を一巡りする。この灣の口に近く飛鳥といふ群島が並んでるの、艦をこゝへ追込んでまるで軍のやうに盛んな漁をやるさうだ、飛鳥に連つて桃取の島が見えて来る、小濱の半島と其先の離れ島との間の瀬戸を潜ると、蓬萊に似た小島が近く散らばつて、向ふに坂手島、菅島、安樂島(半島)が重なりつ離れつ見え、願れば桃取島の形が横長に形を變へてる。滿目皆島、海は湖の如く静で鴈が飛び飛ぶ、船は小濱の東に沿つて廣重給の如き鳥羽港に入る、(お伊勢参り、沼波瓊音)。

巡航船の賃金は左の如し。
鳥羽より坂手三錢、小濱五錢、菅島八錢、桃取、答志十一錢、二見十二錢、坂手より小濱四錢、菅島五錢、桃取、答志十錢、二見十二錢、

- 生魚商(魚屋)大井藤吉 △三一 鳥羽町役場 △三二 骨物乾物賣樂 鹽(八百利)一色利平治 △三三 牛乳商(鳥羽養牛社)須崎九一 △三四 菓子商(増田屋)藤井増藏 △三五 貸座敷業 白子屋 三浦彦吉 △三六 醫師 久宮銀彌 △三七 吳服商 出口喜十郎 △三八 酒類商 青木秋藏 △三九 米穀商 森甚之助 △四〇 醬酒味噌製造業 角佐五右衛門 △四一 運送業 藤本徳兵衛 △四二 鳥羽郵便局 △四三 旅物商 竹内甚八 △四四 旅人宿 實川しま △四五 吳服商 藤井佐兵衛 △四六 吳服商 柴原治兵衛 △四七 料理業 杉浦乙松 △四八 旅人宿 坂井善一郎 △四九 鳥羽郵便局 △五〇 旅人宿 辻寅吉 △五一 醫師 藤田常彌 △五二 雜詰業 阿部武兵衛 △五三 旅人宿 山田又五郎 △五四 按摩業 木山平次郎 △五五 酒類商 西村陣七 △五六 劇場扇座 水井繁吉 △五七 醫師 松田規矩二 △五八 洋酒雜詰業 橋本文吉 △五九 貸座敷 太田こゝろ △六〇 鳥羽郵便局 △六一 鳥羽警察署 △六二 醫師 松井三男 △六三 寫真師 小間物商 那須熊太郎 △六四 志摩郡役所 △六五 旅人宿 神谷仁三郎。

鳥羽より各地の里程

東京市百二十六里七町二十五間二尺 ○京都市三十九里十八町 ○大阪市三十五里 ○津市十三里十八町 ○宇治山田市四里五町十六間四尺 ○伊勢二見町一里二十八町 ○伊豆下田海路六十六里
坂手十五町 ○桃取一里二十町 ○菅島二里 ○答志二里十八町 ○神島五

小濱より菅島、桃取、答志八錢、二見十二錢、菅島より桃取、答志八錢、二見十一錢、桃取、答志より二見八錢。
▲郵便電信電話 此三者は鳥羽郵便局に於て取扱ふ、電話は明治四十三年二月十一日の開始にて、目下第二期の増設計畫あり、現在の番號左の如し。

- △一 旅館料理業(錦浦館)加藤卯之助 △二 藥劑師 廣野藤右衛門 △三 貸座敷業(宮崎樓)尾崎安吉 △四 料理店(浪花屋)梅村徳 △五 旅館器具商(角万)水井駒吉 △六 旅館(長門館)吉田謙輔 △七 貸座敷業(青葉亭)幸野米吉 △八 醫師 澤田鐵夫 △九 造船電機工業 合資會社鳥羽造船所 △一〇 海産物商 石原圓吉支店 △一一 山田銀行鳥羽支店 △一二 洋物雜貨有價證券買賣業 大島文治 △一三 書籍紙理科器補新雜器 伊藤信次郎 △一四 洋酒食品ラムネ製造(一色屋)尾田定吉 △一五 米穀肥料商(榮山商店)榮山芳之助 △一六 海運用達(大川屋)山田藤五郎 △一七 米穀肥料商 阿部平吉 △一八 藝妓置屋(瀧田屋)中西ゆき △一九 伊勢新聞鳥羽支局 △二〇 酒商兼旅館(角卯)神谷仁三郎 △二一 煙草元賣捌所 林才吉 △二二 海陸運送業 兼旅館(鳥羽海陸運送店)久保村憲介 △二三 回清業 藤本回清店 △二四 回清業 石炭商(西宮)四井喜市 △二五(百五銀行)鳥羽支店 △二六 石炭商(才賀屋)小久保傳四郎 △二七 醫師 中世古代次郎 △二八 眞珠商 御木本幸吉 △二九 雜詰製造業 東洋水産株式會社 △三〇

- 里十町 ○加茂一里十四町 ○鏡浦二里十七町 ○磯部四里 ○長岡四里一町 ○的矢五里三町 ○鶴方五里二十四町 ○神明六里十五町 ○國府六里二十四町 ○立神七里七町 ○畔名七里十八町 ○名田七里二十二町 ○甲賀七里二十七町 ○志島七里二十八町 ○濱島八里三町 ○波切八里十二町 ○安樂八里十四町 ○船越八里十七町 ○片田九里十四町 ○布庭田九里三十四町 ○和具十里十八町 ○越賀十里三十五町 ○御座十二里五町

日和山

日和山は鳥羽の西北隅に在り、古へ舟子の常に此の山巔に登り、仰いて天象を察し、俯して海潮を視、風雨を校量し、晴陰を卜して之を客船に報ず、故に名く、賀多神社の側より登るに、路傍櫻樹數十株あり。行くと三町半にして山巔に達す、頂上に眺望臺あり、前面に欄干を附す、茶亭あり、茶菓を賣る、芭蕉の句碑あり、「鷹ひとつ見つけて嬉し伊良子岬」の句を鐫る、松あり、海越の松一名天神松といふ、

袖珍歌枕

讀人不知

日和山しぐれし跡にはのみえて白雲かゝる海越の松とあるもの乃ち是れなり、樹下に石造の方針盤を置き、方位を知るに便にす、此山海面を抜くこと、僅かに百八

十尺に過ぎずと雖も、灣上に兀立せるを以て、眼界極めて潤く、前面には安樂島(半島)、菅島、坂手、答志、船島等鳥羽港口を擁する大小數十の島嶼を、白帆青松の間に隠見し、右には鳥羽の舊城墟、左には小濱の岬、眼下には岩崎山、大杉山、主水山等を眺め、更に遠く眸を放てば、伊良湖岬の水邊に横はる上、雲際遙かに富岳の縹緲として聳つあり、其の左右には八ヶ岳、駒ヶ岳の高峰峻嶽を主とし、信甲尾參の諸山逶迤として、烟霞の間に斷續す、其景奥の松島に優れり、此言獨り余の唱ふるのみにあらず、先輩已に左の言を爲す。

○鳥羽港に遊ぶ時は、先づ日和山に登覽すべし、山は甚だ高きにあらずも、其海岸に聳起して前に物の遮るものなきを以て、眺觀の勝此の山に過ぎざるなり、山に登るには直ちに町の中央より坂路にかゝり、屈曲して登ること、僅かに五六町にして頂上に至る、頂上には方數十歩の平地あり、此所よりして眺望するに、水碧にして波立たず、天適かにして眸極まらず、其近く眼下に點々たる島嶼は答志、菅島、安樂島、坂手等にして、港灣は其間に出入し、漁舟は其中に往來し、風光宛かも益山盆池の如く、特に山左に突出し

たる緒岩上、二三株の老松舞ふが如く水に臨むもの、之を縁期松と呼び、岩に十町許りを隔て、碧樹鬱葱として人家翠微に依り、小艇岸に横ふもの之を相島といふ、其他一島は一島の姿を弄し、一嶼は一嶼の趣きを備へ、眺觀愈々久しく愈々其飽かざるを知る、近海の風光既に斯の如し、若し夫れ遠く吟眸を放てば、三の伊良子岬は蜿蜒として水際に横はり、駿の富士山は縹緲として雲際に峙ち、曰く甲の何山、曰く尾の何地、凡そ十餘州の山巒岬灣指顧の間に望見す、其の景朝熊山に相似て、而も其の登攀の容易なるを優れりとす、且つ山上の平地に茶亭あり、人ありて茶菓を賣り、酒も亦呼へば直ちに辨すべし、若し風清く月明かなる夜、此の亭に座して酒を呼び鮮を割かば、其の壯快云ふ能はざるものあらん、山上又一小碑を建つ、芭蕉翁の「鷹一つ見つけて嬉し伊良子岬」の句を刻す、此の句は翁が伊良子岬にて詠せし句とて、伊良子岬に其の碑を建てあれど、鳥羽の人は、之れを日和山より伊良子を望みたる句なりと主張せり、句がらより、見れば鳥羽人の云ふ處理あるに似たれど、翁が「笈之小文」(編者曰く、芭蕉が貞享四年丁卯の冬よ

り、翌五年の夏にかけ、東海道諸國を経て伊勢、伊賀、吉野、播磨邊に旅行したる時の紀行なり)に伊良子岬の事を記したるを見て、鳥羽に遊びたるを見ざるを以て之を憾となすなり、但し翁の生地(編者曰く生地は伊賀の柘植なり)寧ろ鳥羽に近し、豈に鳥羽に遊ばずと云はんや(勢志沿岸探勝記、三木愛花)。

○志州は三重縣の南隅に偏在し其位置交通の要路に當らざるを以て、此に名勝古跡の存するを知らざる者多し、日和山は即ち其一にして鳥羽町の北方に位する、僅に百六十メートルの丘陵に過ぎざるも、其風光に富めるは松島杯の遠く及ばざる所なり、答志、菅島、坂手等の大島を始め、數千の小島眼前に散布し、伊勢灣を隔て、尾張の知多半島、三河の伊良湖岬は愚か晴天の日には富士、八岳、駒ヶ岳の諸峯をも遙かに望むを得べし、又例に依りて八景なるものあり、曰く慈眼山秋月、曰く赤崎過雨、曰く錦城朝暉、曰く相島客船、曰く佛島晴嵐、曰く佐田落鴈、曰く日和山夕照、曰く常安寺晚鐘、山上は甚だ狹隘にして、僅かに一軒の休憩所あるのみ、然し今は公園となりて、路傍に櫻樹數十本を植ゑたり、陸前の松島は日本三景

の一と稱するも、予が眼より見れば殺風景なり、日和山は予等の如き年々諸方を巡歴して、風光明媚に見慣れたるものにも中々絶景なり、松島に遊ばんとするものは、寧ろ鳥羽の日和山に行き、予が言の虚實を試み給へ(地學雜誌、理學博士横山又次郎)。

志摩の景色の美は、もとより海に在り、海を眺むるに在り、就中日和山、大王崎及び御座崎のけしきを勝れたりとす、日和山は鳥羽港の島々を見渡して、其眺め静けく美しく、大王崎は志摩半島の東南の端にして、狂瀾怒濤岩をかむ壯觀、ここにわが訪ひしは暴風吹すさびし朝の事とて、其すさまじさとへむ方なかりき、御座崎は半島の西に位し、滿目廣茫、右に當れる波路はるかに紀路の遠山を望み、ゆたかなるなごめなり、日和山は少女さび、大王はますらをさび、御座は達人の面影ありとやいはむ(旅がたりの一節、佐佐木信綱)。

○日和山の頂上は、莊嚴なると全く夢の如き眺望を呈出するなり、富士、白山を始めとし、朝熊山上より眺望し得べき山嶽の大概は、亦た眺望し得らるゝなり、然れども其の特に愛すべきは、人の當面にある小

島半島及び翠色なる岡陵是れなり、白帆の點々せる蒼海是れなり、船舶の鳥羽灣内に錨泊せる是れなり、市街の中央より突出せる岡上に見ゆる故侯の城址是れなり(チエンパレン)。

○市街に入るや否、我は先づ第一に日和山の所在を尋ねて、折から政談演説會の札を掲げたるある寺の傍に添ひ、麥畝の連れる間を爪先上りに少し登れば、早くも眼界は濶くなりて、今まで全景を見るを得ざるを憾みし鳥羽港の風景は、さながら繪巻物を擴ぐるが如くに、次第にわが前にあらはれ出でんとす、初めわが眼に入りたるは、半月形を爲したる深碧なる入江にて、この鏡の如くなる波の上には、夕日の影を帯びたる一帆の影の、飄忽として漂ひ行けるを見る、一步又一步、入江は次第に大きく、眺望はいよゝく廣く、一帆は一帆を加へ、嶋影は嶋影に重り、遂にはその龐大なる答志島の半面を、右の櫻樹の絶間くゝに認むるに至る、これより登路稍々険しく、兩道の杉樹深く生茂りて、暫くその明媚なる風光に接する事能はざりしが、更に登る事大凡一町許、路は俄に右に回りて、仰げばわが頭上なる一帯の平地に、二三の茶店

の、いと風情あるさまに建てられたるを見る、思ふにそは絶巔なるべし、そこよりは、その數多き島嶼を、一睫の下に見渡す事を得るなるべし、かくと思へばわれは氣息の已に喘々たるにも拘らず、一直線に、其の絶巔の平地へと登り行きぬ

ア、その一囁。思へ、今まで右より見、左より望み、前より後より、いろくと思ひやりたる孤島斷江は、亂茶を上より見下したるが如くに、殆んど一睫の下に悉く顯はれたるにはあらずや、二見の浦より望みたる浮島は彼處に、堅神の入江より指點したる飛鳥は此方に、菅島、答志島、牛島、坂手島など、皆浮ぶが如く、この深碧なる大海に連りわたりて見ゆるにあらずや、われより先に一人の紳士風の遊覽者ありて、今しも傍の臺に備へ付られたる舊式の長く太き望遠鏡を覗きたるが、傍に立ちたる少婢は、それが爲めに案内していふ、「前なるは知多半島、その盡きんとする所は師崎、すぐ下なる二つの島の大なるは答志島、小なるは菅島、此向ふに烟を吐きて走り來れるは、三州通ひの汽船、二見の浦は飛鳥の陰、白崎の燈臺に菅島の一角」と、其聲自づから節を爲して、恰も一曲の

村歌を詠ふが如し、客の眼を望眼鏡より暫しと離したるが、やがて水天杳渺たる間に、微かに顯はれたる一孤嶋を指點し、其嶋に對ひたる鯨の背の浮び出でたる如き形したる山は、何處なるにやと問ひぬ、「島は神島、山は三州伊良子が岬」と、同じく調子づきたる言葉にて答へつ、

東海道蒲郡の停車場より、あな美しと眺めたる三河國伊良子崎の一角を、今はこの志摩の絶端より、遙かに望むまで遠く來りたるかと思へば、われは烈しく旅情の心細さを感ぜざる事能はざりき(志摩めぐり、田山花袋)。

○黄昏にはまだ遠ければ、海山の勝を一時の中にねめんと、先づ日和山に登りぬ、山の麓に賀多八王子、岩崎天王の社あり、石祝語なく松叙地に満てり、登ると三町ばかり、頂に至りて夷かに、茶亭あり、海越の松又の名を天神の松といへる老松は、正に茶亭の床下より起りて屋を貫き、鬱々蒼々として清陰百歩の地を潤せり、涼棚に筵踞して茶を啜り、僊聘望を擅ままにす、伊勢の灣、志摩の海、南して雲濤萬里なり、解心の賣茶媼は、余の爲めに指點して、仔細に其の勝を

説話したり、近く横はれる一島は相島、稍や遠きもの阪手島、更に遠きもの菅島、遙波の上に青螺の泛べるもの神島なり、左にして近く山勢の海に入るところ危礁亂れ立ち、上に孤松の蒼崑に倚て立つものは惠古の松、更に左にして負喧の隘のごとく、幾個の小嶼の或ひは倚り或ひは離れて、波上に連れるものは飛鳥島なり、飛鳥に隣りて桃取島、答志島、和具島、更に右にして海を傳へ、西念寺、赤崎神社、青嶂波を抱ひて其の一方を缺き、海は巴字を描いて深く灣入し、中に林の如き帆檣あり、眼を放てば雲烟縹渺の裡に富士山を望み、信州の御嶽、駒ヶ嶽、參州の秋葉山、青ふして眉の如し、老媼は更に指を撲へて鳥羽八景といふを語りたり、曰く、慈眼山の秋月、曰く赤崎の過雨、曰く錦城の朝暉、曰く相島の泊船、曰く佛島の晴嵐、曰く佐田の落雁、曰く日和山の夕照、曰く常安寺の晚鐘と、隱々として晚鐘語ること數聲、薄暮を勾引し來りて冥色漸く將さに合はんとす、乃ち山を下りて市店の間を過り、逢橋の邊に至りて舊城址を見る(勢南記游、遅塚麗水)。

○七日朝、有名なる日和山に上る、秋の氣は快く透け

て、目ざむる如き風景園を劃く、無数の灣、無数の島、眼の行く所必らず美の中心あり、その中心と中心との連絡が滑かに出来て、人工の途に及び難きを覺えしめる、左の方から段々右へ見て行くと、先づ小濱の瀬戸が見えて島影に和船が二三泊つて居る、小濱の稍右の上の方に、離島が見えて其の上に伊勢の山が浮いてる、離島の右に無名の島が点在して、其上に知多の半島が伸びて、其右端は桃取の島に隠れてゐる、答志の右の方に一縷の青い煙が真直に騰つてゐる、そこ坂手島と相對して、其間に稍遠く神島、伊良崎、御前崎が重なり合つて見える、坂手島は又右の安樂島と相對して、其間に大小の島が濃い藍色に見え居る、こゝまで見て来た時には體は全く右向になつて居た、近く城山は坂手の下あたりに頂を現はしてゐる、我ながらまことに肉のない書き方で、作文法を教へる本でも書く人は、こゝを乾燥なる描寫の例に擧げるが宜からう、僕はあまりに中心があり過ぎて、統一が有るやうで無いので感じを寫すことの出来ぬを覺えた、確に優雅なる太平洋港灣の總ての趣致を綜合した景色と云つて宜からう(お伊勢参りの一節、沼

波瓊音。

○鳥羽の景は日和山にあると稱せらるゝ、一度此所に上れば眼界俄に開けて、遠く伊勢、尾張、三河の山山より、遠州御前崎から右に次いで太平洋の一部を眺むべく、そして鼻の先は如何かと云へば、答志、菅島、坂手の島々を始めとして、飛鳥八島の一部も手に取る様に見へる、又其の間に蓬萊の如に見ゆる島が幾つもある、彼の島は何島かと問ふて見ても、名も何も命けて居ない、此等の島影に船が、りして居る處なんか、何とも云へない、一部を見れば夫丈けにても景色が調ひ、全體として見ても夫々變化があつて適當に配置されてゐる、松島等の及ぶ所でない、瀬戸内海中の絶景と並稱せらるべきものである(志摩めぐりの一節、相原羽陵)。

明治二十四年の春、頂上の平地を東方に築地して、十坪餘を擴げて展望に便にす、此年八月皇太子殿下二見行啓の歸途此山に登臨し、深く其風光を嘆賞し玉ふ、當時東宮侍從丸尾錦作氏、殿下に扈從し二見行啓の記あり、其一節に曰く。

還啓 八月廿日午前六時卅分二見御旅館御出發人力

車に召し與東宮武官長陪乘し、東宮侍從長以下供奉員は行啓に異ならず、七時二十分鳥羽港に御着、豫て鳥羽人民の請願に依り、日和山に御登山あらせらる、日和山は鳥羽町より登る四五町に過ぎず、頂上の風景絶景にして、鳥羽港灣に散布する群島は目前に瞰下し、城都市街を右に臨み、左は岬灣出入して伊勢海を望む、前面灣口を隔て、尾張、三河の半島に對し、漁船は木葉の如く灣内に浮び、天霧れ氣清ければ、東山東海の高嶺天際に屹立す、此景をして東京近傍にあらしめば、騷人墨客の杖を曳くもの絶えざるべし、殿下頂上にて暫時御休憩、四方の風景御覽あらせられ、地圖に依りて先年大演習(編者曰二十三年三月尾勢參に陸海軍大演習あり)ありし位置形勢を御尋あらせられて御下山あらせられ、直に鐵工場(編者曰今の鳥羽造船所)棧橋より、端艇にて浪速艦に召させられたり、此時鳥羽人民は獵船十餘艘に國旗を建て、或ひは滿艦飾の装置を設けて奉送し、相島には烟火を打揚げて、還啓を祝し奉れり、八時三十分發艦、艦上にて失火演習を御覽ありて十一時武豊港に御着。此年九月十日殿下登臨の祝意を表するため町民相謀り

山巔に於て園遊會を開く、廿五年櫻樹數十株を登山道の兩側に植ゆ、二十八年五月舊綾部藩主子爵九鬼隆備氏(九鬼嘉隆の裔)來遊し、一日此山に登り左の詠あり

日和山ながめの果や春の富士 桃 林 九鬼隆備
志摩の名のしま面白し五月晴 從遊虎 原 基雄
三十七八年日露戰役の時、神宮守備のため兵士此山上に屯して常に海上を監視せり、近年内外人の來遊繁きに從ひ、外人中此山を買収して別墅となさんと欲する者あり、所有者亦其の維持に困しむ、此地の有志藤田四郎、御木本幸吉の兩氏之を聞き、或ひは此山外人の掌中に歸し、東海の勝區を失ふの機あるを恐れ、四十一年中此山を購ひ、櫻樹數百株を栽る以て遊園とす、本年逓信省にて其中央に導燈臺設置の計畫あり、日ならずして工事に着手するに至るべし

日和山

河合魯齋

西負光障東青海、煙霧濛々不知郷、忽聞富山在何處、港人遙指遠州洋、

富士一つ餘所にしぐれて日和山 未 醒
行く秋の空みて置かん日和山 山田 爲豐園耕雨
海風の一日にあまる小春かな 津 百果園果樵

ヨイコノ節 (舟子歌)
 一夜をば千年が春と咲初めて、宵につばみし夜中は
 露の明方知らず日和山、見ればアレ〜宿々の知ら
 する日和取る苦や、十七八はねこいもの、梅の木の盛
 りし小枝を枕に、こちや下りし小枝を枕に、水も洩さ
 め戀中を、憂や別れて此のつかへ、私しが胸のこれこ
 こに、思ひやつても見やしやんせと、いふ間もあらず
 入舟の、はや夢なれや帆掛をば、またのごげんと神掛
 げて、暫し眺めて押して行くシヨンガへ。

譽詞 (船歌)

日和山登りて見れば君が船、浪風静かにお船早かれ
 ▲日和山燈臺 鳥羽港口の菅島水道には、幾多の暗礁
 あり、曾て皇太后陛下軍艦浪速に乗御、鳥羽より還啓あ
 らせらるゝの際、此所にて坐礁したる事あり、航海者の
 大に注意する處なるを以て、爾來其暗礁の位置を海圖
 に示し、鳥羽入港の船舶は、皆日和山上海越の松より、
 朝熊の山頂を見通し、之を目標として其危険を避く、今
 や鐵道鳥羽線開通し、海陸交通の聯絡を見るに至り、從
 て將來船舶の出入多かるべきを以て、遞信省は夜間航
 海者の爲に日和山上導燈を建設するに決し不日起工す

鳥羽城址

る筈なり、今其豫定の設計を聞くに導燈は高燈、低燈の
 二個とし高燈は海越の松の北六十八度卅分東、低燈は
 字大杉の下に置く事とし、高燈臺は鑄鐵製にして、基礎
 より燈火まで高さ十呎四吋、燈質は紅色不動燈にして、
 燈源をアセチリン瓦斯とし、瓦斯發生器を燈臺の下部
 室内に裝置す、光達距離は七哩の豫定にて看守人の官
 舎を高燈附近に建築す、低燈は煉鐵製楡形にて、基礎よ
 り燈火まで、高さ七十四呎十分の九、燈質は閃光燈にし
 て、アガ式アセチンを用ひ、燈臺の最下部に燈器室を据
 附け、瓦斯及び貯氣筒を置き、瓦斯管を以て之を燈
 火口に通す、閃光は瓦斯の自働明滅に依て生じ、閃光時
 間は半秒明、半秒暗、光達距離は十哩の豫定なり、此導
 燈成るに至らば夜間と雖も、安全に入港するを得るの
 みならず日和山上亦一の美觀を添ふものと云ふべし。

鳥羽城址は錦町に在り、今城山と稱す、町の中央に位し
 て前面に造船所あり、左右及び背後は市街を以て之を
 圍む、此地もと橋氏の采邑にして其女婿九鬼大隅守嘉

隆の築きたる城址なり、橋氏は其先井手左府諸兄より
 出で、保元平治(一八一六—一八一九)の頃志摩に來り
 て此地に住す、永正年中(二二六四—二二八〇)次郎宗
 忠の世に至り、伊勢國司北畠機親、威を隣國に振ひ遂に
 鳥羽を略するや、宗忠其麾下に屬す、志摩二郡の豪族悉
 く之に服し、宗忠の名是より漸く著はれ、世に鳥羽殿と
 稱す、若を岩崎山の上に築き、瀉三郷(岩崎、大里、藤の
 郷)の土人をして、之を守らしめ、出入の船舶より租稅
 を課し、以て津口の費用に充つ、今取手山(一に取出山
 に作る)と稱するもの即ち其若址なり、宗忠年老ひ髪を
 削り玉峯宗忠と號す、取手山の西方茶臼山の上に一字
 を營み之に隱栖し、享祿二年六月二十一日(二二八九)
 を以て遂に歿す、依て其家を精舎とす、始め茶臼山橋祥
 寺と稱し、後玉峰山吉祥院と改む、墓は今大里町に存
 す、女あり九鬼嘉隆(波切の地頭)に嫁す、妹あり越賀玄
 蕃之丞隆俊(越賀の地頭)に適く、宗忠嗣なし女婿九鬼
 嘉隆田城より來りて鳥羽の采地を傳領す。

良に作る)に至り貞治の初年(二二〇二—二二〇七)九
 鬼浦より英虞郡波切に來り、附近の土豪と戦ひ之に克
 ち、波切、名田、畔名、立神等の地を奪ひ、波切に城砦を
 築く、卒するに及び椿年(一に珍村に作る)と諡す、墓
 は波切の石千谷に在り、室は川面右近の女〇子隆基(孫
 次郎、山城守)波切城に居りて卒す、波切の小坂に葬り、
 椿山宗心と諡す〇隆基の子隆次(從五位下、大和守)智
 謀あり膂力あり、偶々答志郡の豪族連衡して來り攻む、
 隆次迎へ撃て之を平ぐ、是より二郡の地概ね靡き從ふ、
 天文十年正月五日(二二〇一)卒す、波切の神護山仙遊
 寺に葬り星徳と諡し、後仙遊寺殿星陰壽公居士と追諡
 す、子あり泰隆と稱す〇泰隆(從五位下、山城守)加茂郷
 岩倉村田城に城を築き移つて之に居る、伊勢の國司北
 畠氏を援け神領の土と戦ひ之を取、北畠氏之を賞し
 伊勢國二見七郷の地を與ふ、天文二十年七月二十二日
 (文祿と改元す)卒す、仙遊寺に葬り泰雲康公大定禪門
 と諡す〇子あり定隆(從五位下、宮内大輔)といふ、某年
 十二月二十六日卒す(年號不詳)明甫玄端心禪と諡す、
 二男三女あり、淨隆(田城)嘉隆(波切)共に分れて家を
 立つ、女一は松本修理、一は間柄千助、一は白自主衛門

に嫁す○淨隆(從五位下、宮内少輔)家を襲ぐや相差、和具、小鹿、安樂島、甲賀、濱島、國府等の七島黨、北島氏に頼り兵を戮せ來りて田城の砦を攻む、淨隆剛毅射を能す、力戦撓まず、偶々病に罹り卒し淨明と諡す、一男一女あり、男澄隆、女は家臣荒島越中に嫁す○澄隆彌五助と稱し繼で立つ、然れども年尙弱く叔父嘉隆之を輔佐し、防禦日を重ね勢盡きて遂に屈す、乃ち朝熊山に走る、後嘉隆兵を起し終に其城を復す、澄隆長するに及び武を好み膂力人に絶す頗る威望あり、嘉隆之を嫉み人を遣し之を暗殺せしむ、時に天正二年十一月二十三日(二二三四)なり、梅翁淨心と諡す、室は坂内兵庫頭之女○嘉隆(從五位下、右馬允、大隅守、宮内少輔)天文十一年(二二〇二)生る、定隆死し分て其家を立つ、時に志摩の土豪小濱の小濱久太郎、浦の和田大學助、安樂島の荒島左門、菅島の菅島能登、答志の渡邊數馬、國府の三浦新助、和具の青山豊前、甲賀の武田左馬之助、相差の伊藤兵部、的屋的屋美作、越賀の佐治隼人、濱島の小野田筑後等各々寨に據り邑を守り、同盟して相扶くるの約を結ぶ、嘉隆天資勇猛才力絶倫、機に臨み變に應じ特に海戦の術に長ず、故を以て自立の志を起し、武威に

誇り盟誓を蔑にす、是に於て他の諸士大に之を憤り連衡して急に波切の寨を攻む、嘉隆能く防ぎ能く戦ひしも衆寡敵せず、計已に盡き舟に乗じて勢州安濃津に通れ、潜居して時機の至るを待つ、後尾張に赴き瀧川一益を介して織田信長に仕ふ、是より先き信長、勢州大河内の城主北島權中納言具教の、己れに従はざるを憤り、兵を出して之を攻む、具教志摩の諸士を招きて之を防ぐ、信長抜く能はず遂に和を講じ、具教の子中務少輔信雄を養子とす、後具教致仕し大河内の城を子左中將教信に譲り、田丸に信雄を置く、信長嘉隆の來るに及び再び具教を討たんとし、永祿十二年の秋信長自ら兵を率ひ急に大河内を攻む、具教遂に自刃す、此役嘉隆船軍に將として大に武功あり、其餘勢を以て志摩答志郡に來り傲して曰く、吾此國を領す宜しく吾に従ふべし、若し之に背かば直ちに追討すべしと、衆従はず、嘉隆先づ海陸二方より和田大學助を浦村に攻む、大學助力戦すと雖も腹背敵を受け遂に自殺す、荒島左門之を見、戦はずして降る、次に小濱久太郎を攻む、久太郎能く戦へども衆寡敵せず、一たび嘉隆に屬するも其下風に立つを欲せず、小濱の關より船に乗り三河に去り徳川家康に仕へ

小濱民部と稱し、六千石を食む、茲に於て答志、和具、甲賀、的屋、安樂、濱島、及越賀等悉く嘉隆に従ふ、信長嘉隆の功を嘉し、掠取する所の志摩を與ふ、嘉隆田城の寨を修理し之に居る、後橋次郎宗忠の女を娶る、次郎嗣なし、依て田城より島羽に移る、後信長の命に依り織田信雄に屬し大隅守に任せらる、是れより先き信長三好松永を京都に伐て克つ、三好の族走つて阿波に據る、信長攝津に城き以て其再舉に備へんとす、時に一向宗の本山大阪の石山に在り、信長石山の形勝を見て使を遣し、寺基を他に移さんと謀る、顯尊上人後難を恐れ、之を諾せんと欲す、家臣門徒等當時本山が西國四國より年貢を取り其勢ひ頗る盛なるより之を拒み、上人に請ふて曰く、中興逆如上人創建の靈場は皆兵燹の爲に退轉せられ、獨り此地の存するのみ、焉んぞ之を私に移すを得んと、上人遂に之を從ひ乃ち信長に辞す、信長大に怒りて曰く、我當に力を以て之を取るべしと、元龜元年八月(二二三〇)信長自ら將として、攝津に來り石山を取らんとす、本山使を遣し好を通せんことを求む、信長答へず、九月石山を攻む、爾來攻戰連年已ます、本山の師弟籠城して之を防ぐ、天正二年七月(二二三四)伊勢長島の

願證寺(十八萬石を領す)遙かに兵を起して本山に應ずるや、信長之を攻む、嘉隆之に従ひ功あり、六年の秋紀州雜賀浦の門徒亦本山を助く、嘉隆戰艦數十艘を率ひ之を敗り、敵船數十艘を奪ふ、然れ共敵勢衰へず、嘉隆謂へらく、是れ敵の糧道を斷つに如かずと、七年三月朔日泉州堺に至り大阪の舟路を扼す、本山遂に屈して信長と和を講ずるに至る、十年六月信長、明智光秀に弑せられ、光秀亦尋て殺さる、十一年正月柴田勝家兵を越前に擧るに及び嘉隆之に従ふ、勝家利あらず、嘉隆身を以て逃れ尾州より島羽に還り、復豊臣秀吉に仕ふ、十八年秀吉小田原を攻むる時、嘉隆船軍に將として戦功あり、文祿元年(二二五二)朝鮮征討の時、嘉隆秀吉の命に依り、伊勢の大湊(當時二見大湊)を領す、故に此所にて造船(今尙船匠多し)にて大艦日本丸を造り、船夫百八十名を指揮し、鳥羽より紀海を経て、直に西海に至る、日本丸は三階に櫓を設け三ツ巴の幔幕を三重に張り、上に蓬萊山の裝飾を施し、山上に伊勢大神宮の積札を納め、山の周圍に三重の注連繩を張る、船首の龍頭は楠にて造り、龍口より火焰を發するの裝置を爲す、(英虞郡檜山路の字中村に一小池あり往古主馬判官盛久の女

之に沈む、後漸く埋り、其上に楠一株を生ず長するに及び數園となる、嘉隆乃ち此楠を伐り龍頭を作りしなり、今大旱の際此楠樹のありし地の小川を穿ち川底楠の朽根を得れば必らず降雨ありと傳ふ、嘉隆西海より先陣となり、千五百の兵士を率ひ、朝鮮に赴き小高丸、波切丸、岩潜いはくり（或は岩丸といふ）、山不知等やましらずの小船を以て敵船に肉薄し、親ら大艦一隻、小船一隻を鹵獲し六人を生擒し鳥羽に送る、戦止んで僅かに三萬五千石を得たるのみ、是れ伊勢田丸稻葉藏人頭通茂（一に道通に作る）の讒に依る、嘉隆夙に築城の志あり、或日宿願ありて、惠利原の天の岩戸に參籠す、夢に八十の老翁現はれ、嘉隆に告て曰く是より北に當り汝に與ふる山あり、其形須彌の四州に似、前に海を抱へ、後に山を圍むと、言終つて白鳥と化して飛ぶ、嘉隆夢覺れば山鳩一番、何よりか來りて忽ち又去る、嘉隆其跡を追ふ、山鳩鳥羽に來り丘上の草庵に止まる、堂内丈八尺餘の千手觀音を安す、嘉隆之に近けば鬼女出て、琵琶を彈する如き聲す、嘉隆誰何す鬼女躍て嘉隆に迫る、嘉隆其首を斬り堀に投ず、故に後之を琵琶ヶ河岸といふ、嘉隆思へらく、是れ我城を築く所なりと、千手觀音を堀の上に移し堂を建て、遂に十

三ヶ所の岩を毀ち、茲に城を築きて一國一城とし、兼て丘上にありし大山祇神社を城後に移す、文祿三年（二二五四）土木の功全く成る、則ち此鳥羽城なり、城の樓門は朝鮮より齎し來りし巨材を以てし、石材は凡て大阪城築造用の中を割て之を用ふ、其堅牢壯大見る者をして驚かしむ、同年田畝の廣狹を檢定す、老年に及び致仕して鳥羽に居る、次子守隆封を襲ぎ三萬石を領す、慶長三年八月（二二五八）秀吉薨じ、家康の勢益々盛んなり、上杉景勝從はず、家康之を討たんとし、福島左衛門太夫正則、池田三左衛門輝政、及び守隆を從へ東に向ふ、石田治部大輔三成其虛に乗じ兵を擧げ、伊勢伊賀紀伊の三國を與ふるの約を以て、嘉隆に援を求む、嘉隆鳥羽に在り、四子五郎八（一に五郎七に作る）と相談し、直ちに之に應じ、先づ鳥羽城の留守役豊田五郎左衛門（一に戸井田五郎右衛門に作る）を逐ひ、紀州新宮の城主堀内安房守氏善を迎へて之を守らしめ、自ら兵を率ひ先づ稻葉通茂を伊勢の岩手城に攻む、是れ其宿怨を晴さん爲めなり、又尾州知多郡を襲ひ寺院に火を放ちて牽制す、家康報を得て直ちに守隆を召し、速かに鳥羽に歸り父嘉隆の首を刎ねよと命ず、守隆先づ人を遣り父を諫む、

聽かず、守隆安乘城を修し、五郎左衛門をして之を守らしめ人を遣し父の歸順を勸む、嘉隆怒り使者を追ふ、桑名城主氏家行廣亦嘉隆を助け安乘を攻む、守隆の兵討て之を敗り、行廣の首を遠州豊田郡中泉の行營に送る、既にして關ヶ原の役西軍利あらず、嘉隆父子軍を班して鳥羽に據る、守隆家康の命を受け、勢州桑名より、船を泛べて鳥羽に赴くに先ち老臣九鬼數馬、野呂治左衛門、中森彦左衛門を岩手城に遣はし、通茂に謝して曰く、聞く父大隅城を圍み攻戦すと、庶幾くば其憤りを解き、宥恕を垂んとを、今我れ君命を奉じて鳥羽に到らんと欲す、然れども齎す所の彈丸硝藥甚だ少し、乞ふ足下貯ふ所の彈藥を賜ひ、余をして其功を立てしめよ、是れ獨り余の功のみならず、足下亦主君に對するの禮節なりと、即ち違心なきの證として血書を作り之を通茂に贈る、通茂憤遂に釋け貯ふ所の彈藥を三使に與ふ、守隆大に欣び自ら先鋒となりて鳥羽に向ふ、義隆、守隆の來るを聞き、加茂に出づ、嘉隆竊に思へらく、守隆の士卒もと父子兄弟一族親父の關係あり、必らずや我に鋒を交るものにあらずと、守隆加茂に着し兩者田城に對陣す、嘉隆陰に丸なき鳥銃を放ち、陽に防戦の狀を示す、

守隆の兵は之に反し實彈を放つて攻戦甚だ急なり、日暮るゝに及び守隆一たび穴川に退く、嘉隆夜暗に乗じて鳥羽に歸る、歸路途を失ひ安樂島の山中に入り、乞食の女と逢ふ、四面關黒嘉隆我女と誤り、其手を握り、是れ今生の訣なりと云ふ、女驚きて逃ぐ、因て此山を手取山と號く、嘉隆是より紀州に逃れんとし、船越にて的屋美作、武田左馬之助、三浦新助等と別る、從ふ者唯だ浦の此右衛門のみ、此右衛門嘉隆に告げて曰く、答志に知僧あり、情を告げ難髮するは如何と、嘉隆其意に従ひ、答志島に渡り潮音寺に入り僧に乞ふて髮を剃り、僧と化して郷里紀州に行く、衆拒んで入れず、疑るに家なく食ふに食なし、依て踵を回して伊勢の朝熊山に入り知人を訪はんとす、物色甚だ嚴にして逢ふ能はず遂に再び答志に歸り潮音寺に潜む、氏善又罪を恐れ新宮に奔る、桑山一晴攻て之を降す、守隆鳥羽城に入り櫓を國中に示し、志州全く靜穩に歸す、是に於て守隆使を岩手に遣はし、攻戦の狀を告げ併せて首級十三を送る、通茂更に之を家康に送る、家康守隆の戦功を賞すと雖も、嘉隆の罪を宥さず、嚴に其所在を搜索すべきの命あり、通茂之を守隆に告ぐ、守隆止むを得ず、士臣をして嘉隆の所

在を尋ねしめ、自ら伏見に至り家康に謁して、加賜の俸祿を以て父の罪を贖はんことを乞ふ、許されず、福島正則等守隆のために切に助命を請ふ、守隆の誠忠亦言外に溢る、家康の怒茲に至りて釋け、嘉隆赦免の状を守隆に與ふ、守隆欣喜措く能はず、直ちに人を馳せ之を迎ふ、是より先き豊田五郎左衛門曾て嘉隆の爲めに逐はれし時、人其怯を笑ふ、五郎左衛門大に之を耻づ、嘉隆の答志にあるを採知し、之を殺して怨を報せんとし、詐つて守隆の使と稱し、青山豊前を遣はし、傳へしめて曰く、守隆恩賞に代へて、父の罪を贖はんことを乞ひ事已に熟す、依て臣をして迎へ取らしむと、嘉隆之を信じ乃ち共に潮音寺を出づ、行くこと僅かに二三町、豊前止まりて嘉隆に向ひ、前言は詐りなり、内府怒りて九鬼の宗祀を滅さんとす、請ふ君熱慮せよと、嘉隆乃ち我元を以て罪を贖ふべしと、終に潮音寺の末寺洞仙庵に入り、南無利劍即是彌陀と唱へ、及に伏して死す、依て首を伏見に送り胴を和具の山間に葬る、時に慶長五年十月十二日なり、年五十九、守隆の發する所の使者伊勢多氣郡明星(二)に小俣に作る)の茶屋に至り、五郎左衛門が送首の使者と相逢ふ、五郎左衛門京都に赴き守隆に面し、欺て

いふ、臣赴きて状を告ぐ、大主曰く父子の親と雖も一たび冠讐を爲す、何の顔ありて再會せんと、臣屢々請ふて可とせられ、途に就き國境に入るに及びて夜密かに自刃し、臣に賜ふに首を以てす、故に報すと、守隆驚嘆泣血淋漓たり、家康命じて厚く之を斂めしむ、鳥羽の常安寺に葬り、隆興寺殿泰叟常安大居士と諡す(室は法輪院如月貞玉大禪定尼と諡し墓は常安寺に在り)、守隆後に至り、五郎左衛門の詐りを知り、志摩に來り五郎左衛門を縛し、堅神に於て竹鋸の刑に處し、之を獄門に梟す、嘉隆五男一女あり、成隆家康に仕へ、守隆家を繼ぎ、主殿助は慶長五年十月二十二日浦村にて自刃す、五郎八は父の自珍を聞き翌十三日自刃す(五郎八は猿樂を好み三番叟に習熟す、秀吉に仕へて殊寵を得たりと)五郎九は僧と爲り、朝熊の金剛證寺に入り祐慶と號し、父兄の菩提を弔ふ、女は家臣渡邊數馬(後九鬼數馬)に適く○守隆(從五位下長門守)天正元年(二二三三)鳥羽城に生る、秀吉に仕へ慶長二年(二二五七)封を襲ぎ三萬石を領す、四年從五位下に叙す、後家康に仕へ功あり、父の罪を宥され且つ伊勢の内二萬石を加へられ、父の隱居料五千石を合せ五萬五千石を領す、十年四月二十六

日秀忠將軍宣下の拜賀に供奉す、十二年十二月二十二日鳥羽に在り、駿府城の炎燒を聞き、輕軻を飛して之れに赴く、偶々颶風起り舟遠州御前崎の相良脇島に漂着す、乃ち夜を徹して、陸地を馳せ駿府に入る、家康大に喜び鷹及び黄金を賜ふ、十四年正月命を受け京都に赴き智恩院の石垣を修む、九月命あり駿府に至る、乃ち西國諸大名の五百石積以上の船舶を検す、十九年大阪冬の役起る、守隆三國丸を造り十月二十五日艤裝して大阪に赴く、三國丸は未曾有の大艦にして、櫓上に畑あり蔬菜を栽る、船中井あるも他に洩る、事なく、水は砂漣として之を用ふ、船首には龍頭を据る、龍口より硝煙を發せしむ、其他疊船と稱し(長さ一丈、幅三尺)蝶番を用ひて折疊式となし、以て運搬に便ならしめ又は車船と唱へ轆轤を用ひ進退を自由ならしめ、或は船先に銃眼を築き敵彈を防ぐの用意を施す等、創見に成る者多く、屢々其効を奏す、元和元年五月七日(二二七五)大阪城陥り八月秀頼死して豊臣氏亡び、夏の役全く終る、守隆殊勳ありと雖も賞せられず、是れ守隆の父に敵せるを惡みたればなり、後に至り僅かに伊勢の開發地千石の朱印を賜ふのみ。守隆瘡を疾みて蹠暴狂者の如し、夢に

大山祇神現はれ、嘉隆從兄弟を殺して其地を奪ふ、罪や免れ難し、汝又親を討つ、其罪父と同じ、須らく之を祀るべしと、依て守隆父の冥福を祈るため、永代の祠堂料として、笠山を菩提所常安寺に寄進し、又田城の磐趾を壊ち、一社を建て澄隆の靈を祀り、總領權現と名け十石を寄進す、寛永九年九月十五日(二二九二)病で江戸に卒す年六十、常安寺に葬り、松嶽院心月善光大居士と諡す、室は豊原監物宗忠の女(隆生院心源守正大姉と諡す)四男三女あり長子良隆家を襲ぐ○良隆(從五位下、志摩守)慶長十年(二二六五)鳥羽に生る、十七年六月十七日駿府に於て家康に謁し、同年江戸に至り將軍秀忠に謁す、元和六年(二二八〇)從五位下志摩守に任じ、寛永九年八月(二二九二)病に依て家を弟久隆に譲る○久隆(從五位下、大和守)始め長作次に隆尙と改め後久隆となる、元和四年(二二七八)鳥羽に生る、寛永九年八月守隆の請に依て、長兄良隆の養子となり、十年三月五日遺領を襲ぐ、然るに伊勢朝熊の金剛證寺に僧たりし次兄珠了、還俗して隆季と改め嫡庶を争ひ、自ら志摩を取り、久隆に伊勢を與へんとす、久隆聽かず事上聞に達し乃ち公裁あり、久隆三萬六千石を承け攝州三田に移り、

同國有馬、丹波國氷上の二郡内を領す(慶安二年正月二十日卒す、春光院青陽宗源大居士と謚す) ▲隆季(從五位下、式部少輔、大和守)二萬石を分たれ丹波綾部に封ぜらる(朝鮮役從軍の家士は多く隆季に從ひ綾部に移る)延寶六年五月晦日(二三三八)病で綾部に卒し、鳥羽常安寺に葬り、大極院空山了本大居士と謚す、茲に於て九鬼氏全く鳥羽を離れ、之れに代りしものを内藤忠重とす。

▲内藤忠重(從五位下、伊賀守、志摩守) 仁兵衛忠政の長子なり、天正十四年(二二四六)遠州に生れ甚十郎と稱す、將軍秀忠に仕へ、關原及び大阪の役に從ふ、後世子家光の傅たり、元和九年七月二十七日(二二八三)從五位下伊賀守に任じ、寛永十年二月十八日(二二九三)鳥羽城を賜ふ、元一萬五千石を領す、是に於て二萬石を加へられ、三州伊良湖は志州神島と隣りて、海陸運漕の利あるを以て、之を上聞に達し領邑とす、爾後毎歲江戸に赴く、必らず鳥羽より樓船を浮べて、伊良湖に上陸す、其後將軍秀忠、忠重に命じ、大阪にある樓船三艘を鳥羽に繋がしむ、忠重船監及び船夫數百人を大阪に遣し、其樓船を迎へ鳥羽に繋ぎ屋を造りて之を庇ふ、若し

二年七月二十二日(二三一六)將軍家綱に謁す、萬治二年十二月二十八日(二三一九)從五位下志摩守に任ず、後病を以て嫡を辭す、弟忠勝之に代り立つ、忠次寶永元年五月二十五日(二三六四)卒す、年六十、女あり板倉隱岐守重常の養女となる○忠勝(和泉守)は明暦元年(二三一五)生る、延寶元年九月十一日(二三三三)年十九にして兄の後を承け、志摩伊勢三河の内二千石を割て弟虎之助忠由に與ふ、八年將軍家綱薨す、忠勝命を奉じ葬事に參し、芝増上寺法會の時警固を司る、其年六月二十六日俄かに神心を亂し、奉行永井信濃守尙長を斬り、同月二十七日其罪を以て芝青龍寺に於て死を賜ひ其領を沒せらる、時に、年二十七、淨外院行譽直心と謚す、是より此地幕府の領に入り勢州菰野領主土方東市正、美濃犬山領主遠山和泉守、鳥羽城を守り、青山喜兵衛、深津彌一郎、監吏となり、河合助左衛門、古郡文右衛門田稅司となる、天和元年二月二十五日(二三四一)下總古河城主土井周防守利益移りて此地を領す、此地幕府領たること僅かに八ヶ月。

▲土井利益從來七萬石を領す、故を以て封内の不足は伊勢の度會、多氣、飯野、近江の蒲生、三河の寶飯、渥美、

將軍家之を用ふるの要あらば樓船を勢州桑名に轉航して渡海の用に供ふ、十九年三月十八日命に依り名を志摩守と改む、鳥羽城の狭小にして攀路の不便なるを以て、一の丸を構へ館舎を建て茲に居り、西念寺を藤の郷に移し自ら大檀越となり、堂宇を建て、其寺址を三の丸として要害に備ふ、承應二年四月二十三日(二三二二)江戸の邸に卒す年六十八、善龍院空安了源大定禪門と謚し江戸神田無量院(後小石川に移る)に葬る、室は内藤甚五左衛門正長の女、四男二女あり長男忠政家を嗣ぐ○忠政(從五位下、飛騨守)元和三年(二二七七)生る、始め甚太郎忠種といふ、寛永四年四月十一日(二二八七)將軍家光に謁す、十一年六月父と共に上洛の供奉に列す、十二年十二月二十八日從五位下飛騨守に任ず、承應二年六月十六日(二三一三)還領を襲ぎ、新田三千石を弟三之助忠吉に分つ、寛文二年(二三二二)六月二十一日伊雜宮造營の奉行を勤む、延寶元年七月十二日(二三三三)鳥羽城に於て瘧を患ひて卒す年五十七、西念寺に葬り智洞院性譽覺本と謚す、室は板倉周防守重宗の女、三男二女あり、長子忠次家を襲ぐ○忠次(從五位下、志摩守)は正保二年(二三〇五)生る、甚十郎と稱す、明暦

額田、設樂八郡の内を以て之を補ふ、元祿四年(二三二五)二月九日肥前唐津城に移り、唐津城主松平乗邑茲に來る。

▲松平乗邑(乘益、源次郎、和泉守、左近將監、從五位下、從四位下、侍從) 唐津城主乗春の子にして貞享三年(二三四六)生る、元祿三年十一月十日(二三五〇)還領を繼ぎ六萬石を領す、其内五千石を弟小三郎乘興に、三千石を弟小四郎乘住に分與す、四年二月九日鳥羽城に轉す、時に年六歳、伊勢、三河、近江三國の内を併せ領す、八年四月朔日將軍綱吉に謁す、九年二月十四日江戸城の西、中野の工事を助け時服十領を賜ひ、又其事に與かる家臣等各賞あり、寶永七年正月二十六日(二三三七)○勢州龜山城主板倉重治と交代す。

▲板倉重治(新十郎、從五位下、近江守)は龜山城主(五萬石)重冬(長子、母は松浦重信の女、元祿十年(二三三七)生る、寶永六年五月十九日(二三六九)還領を繼ぐ、七年正月二十六日鳥羽に移さる、志摩及び伊勢の度會、多氣、飯野、三河の渥美、寶飯、設樂、額田の内を領す、時に年十四、正徳元年六月四日(二三七一)從五位下に叙せられ近江守に任せらる、享保二年十一月朔日(二

三七七)再び龜山に轉す之に代りて鳥羽に來りしを信州松本城主松平光慈とす。

▲松平光慈(三之助、孫四郎、從五位下、丹波守) 信州松本城主光熙の子なり、正徳二年(二三七二)山城國久世郡淀に生る、享保元年(二三七六)兄播磨守光規の養子となり遺跡を襲ぐ、後兄龜四郎早世に依り其年十月二十二日更に光熙の嫡子となる、二年十一月朔日遺領を承け同日鳥羽に移る、志摩全國、伊勢の度會、多氣、飯野、三河の渥美、寶飯、設樂、額田、近江蒲生郡の内を領す、十年十月十八日再び信濃松本に轉じ。下野鳥山城主稻垣昭賢之に代て鳥羽に來る。

▲稻垣昭賢(重相、重量、大藏、從五位下、信濃守、和泉守、攝津守) 下野鳥山城主重富の子、元祿十一年四月十日(二三五八)江戸常盤橋門内の邸に生る寶永五年十一月十五日(二三六八)將軍綱吉に謁す、七年六月十一日父の遺領を受く、享保十年十月十八日(二三八五)鳥羽に轉じ志摩及び伊勢國度會、多氣、飯野の三郡の内三萬石を領す、十二月朔日攝津守に任ず、寶曆二年十二月廿九日(二四二二)卒す年五十五、泰政院華嶽英山と諡す、室は小出信濃守英貞の女、弟昭辰の長子昭央を養ひ

元年六月(二四四一)昭央の二子長守(則ち弟)を養ひ嗣となす、四年五月十四日長守年十八にして卒す依て六年七月三浦備後守前次の女を養ひ己の女とし七年三月廿一日柳原式部大輔政一の六男榮之丞を配し後嗣に充つ、○長續(榮之丞、從五位下、對馬守、和泉守、信濃守) 明和八年八月十五日(二四三一)越後高田城に生る、天明七年三月廿一日(二四四七)年甫めて十七、入て養子となり、稻垣氏祖先の偏諱を取て長續と名く、寛政五年八月廿五日(二四五三)和泉守に任じ、六年十一月十日長以後の後を嗣ぐ、七年四月十六日信濃守に轉す、十二年十月暴風雨あり城壁大に破壊す、尋て之を修す、長續火防及び城門番等に役し、又聖堂再建の役を助け、伊勢神宮及び伊雜宮を警衛す、文政元年十二月廿九日(二四七八)麴町邸に卒す年四十八、靈鷲院義山天忠と諡し、天増寺に葬る、室は家女、五男二女あり、嫡子長興癡疾を以て退隱し、四男長剛嗣となる○長剛(鶴三郎、鶴之丞、從五位下、對馬守)文化四年八月十八日(二四六七)鳥羽城に生る、諸兄皆廢せられしを以て文政元年九月廿三日(二四七八)年甫めて十二、立つて嗣となる、二年三月五日封を承ぐ、病身羸弱藩務を裁する能はず、祖

嗣とす○昭央(萬次郎、頼母、大藏、從五位下、和泉守、對馬守) 享保十六年十一月廿九日(二三九一)江戸關口の邸に生る、延享元年六月二日(二四〇四)養子となり、二年九月廿七日將軍家重に謁す、三年十二月十日從五位下和泉守に任ず、寶曆三年正月廿五日(二四一三)遺領を繼ぐ、六月廿三日對馬守と改む、安永二年(二四三三)致仕し、寛政二年五月十七日(二四五〇)卒す年六十、上州伊勢崎の、天増寺に葬り高陽院禪山照林と諡す、室は松浦肥前守誠信の女、四男三女あり、長子長津守) 寛延二年正月十四日(二四〇九)江戸麴町の邸に生る、明和四年四月朔日(二四二七)將軍家治に謁す、十二月十六日從五位下和泉守に任ず、安永二年七月廿二日(二四三三)封を襲ぎ、同月二十三日攝津守と改む、寛政四年七月二十七日(二四五二)大風雨あり、海水激溢し鳥羽城の塹壁多く破壊す、十二月具狀して之を修せんことを請ふ乃ち允さる、六年十一月十日致仕す、文政六年五月十四日(二四八三)卒す年七十五、天増寺に葬り、大玄院覺天道光と諡す、室は加藤泰衡の女、歿して後太田攝津守資俊の女を娶る、男某早世し嗣なく天明

父長以之を決す、天保九年(二四九八)請て鳥羽城を修理す、十三年五月十一日老を告げ、弘化四年二月十四日(二五〇七)江戸麴町邸に卒す年四十一、大應院全達天眞と諡す、天増寺に葬る、二男三女あり、長子長明嗣となる▲長明(龜之丞、鶴之丞、大藏、從五位下、攝津守、信濃守) 天保元年五月十二日(二四九〇)鳥羽城に生る、十三年五月十一日封を承ぐ、十月廿五日從五位下に叙し攝津守に任ず、嘉永元年(二五〇八)先箱の式を許さる、六年六月米國軍艦始めて相模の浦賀に來る、幕府戒嚴諸侯を部署し沿海を守らしむ、長明時に鳥羽に在り、老臣稻垣充方江戸邸の士衆を勵し一隊を造り、閔老に請ふて一方面に當らんとす、然れども部署既に定まるを以て、出兵に及ばず、此年十一月三日四日に亘り志摩國大海嘯あり、封内沿海の地悉く荒壞し鳥羽最も甚し、海岸は通行し難く、城の矢狹掛塹流失す、乃ち幕府に具申し時勢に鑑み、藩士二同の力役に依り土壘を築く、又礮座を城の右に三ヶ所、左に三ヶ所、裏手に(今の梅林の處)に一ヶ所、城外の岩崎に一ヶ所に設け防海の要に供す、是亦役を藩士に課して農夫を用ひず、安政五年八月十五日(二五一八)信濃守となり、文久二年十一月(二五

(二)的矢港に兵營砲臺を築き成を置く、三年四月神島に砲臺を置く、蓋し京都傳奏方より命せられしものにて、神宮警衛に備るなり。長明偶々大阪加番たり、是を以て藩に還り自ら其役を董す、數月にして成る、八月橋本中將、河崎少將等勅を奉じ磯部に詣し、兼て志勢の砲臺を巡視す、依て長明兵士を分ち、防海の操縦を示す、二氏嘉賞し爲に資を出し兵士を犒ふ、九月磯部に一堡を設け、以て伊雜宮の守衛に充つ、元治元年八月(二五二四)命を受け兵を京都に出す、長人暴動の舉ありしが爲めなり、仍て郡山藩に代り油小路の門を守る、慶應元年六月(二五二五)長明親ら兵八百を率ひ大阪に出づ、征長の役の爲めなり、是より先き去年八月將軍家茂長州を征せんとし、大に諸侯を會し向ふ所を部署す、長明麾下に列す、然して事遂に寢む、是に於て再び此議あり、時適々日光代拜に當らる、即ち其事を終へ鳥羽に歸り、將軍と大阪に會す、時正に物情恟々兵氣振はず、空しく備前町網島町等の巡邏に充てらる、幾もなく將軍薨じ、長明亦病に罹り軍事を視る能はず、乃ち暇を乞ひ老臣を留めて藩に歸る、二年九月廿九日卒す、年卅七、徳巖院義運全忠と諡し、鳥羽常安寺に葬る、室は榊原右京

大夫政養の女、三男四女あり、長子長行嗣ぐ○長行(平右衛門、長知)は嘉永四年八月二十四日(二五一一)江戸麴町の邸に生る、父長明藩に卒し而して長行江戸に在り、故を以て病革り藩務を委するの報と計首と同時に達す、是に於て年十六にして嗣で立つ、時に慶應二年一月二十一日(二五二六)、此年將軍家茂薨じ、慶喜代り立ち國內愈々多事なり、老臣等相議して乃ち銃兵二小隊を勅し、幕府のために出さんとす、十二月二十五日鳥羽を發し、翌三年正月元日大阪の倉邸に入り、同日三日將軍に従ひ、糧を守り伏見驛に次す、變忽ち起り大に罪を朝に受く、明治元年正月二十四日老臣等、東海道鎮撫使橋本實梁(中將)、柳原前光(侍從)の伊勢四日市に宿營するを聞き、狀を陳じて罪を謝す、聽されず、二月廿五日入京を禁せらる、初め長行伏見の變を聞くや、藩事は凡て老臣に托し江戸に在りしを以て、未だ其情を審にせず、此報に接するに及びて大に恐る、三月朔日記藩の致遠號に搭じて藩に就き、自ら闕に至り罪を謝せんとす、偶々暴風に逢ひ、同月十三日に至つて、纔に鳥羽に達するを得たり、尋て陸路上京の途に就き、同月七日龜山藩主を介し、書を上りて哀訴し兼て關驛に待つ、同月

晦日始めて入京を許さる、五月十日召に應じ參内す、是に於て一萬五千圓の軍費を課せられ、且つ王事に勤勞すべき命を受く、六月三日龔に伏見の役に、正副の長官たりしもの二人を禁錮し、金七千圓を收め餘は漸次に分納せんとを乞ふ、許され免せらる、七月度會縣知事橋本實梁の赴任を警衛す、而して遂に該府の守衛に充てらる、同月廿三日病を以て請て藩に就く、八月十四日弟長敬を以て養子となし、尋て卒す、年十八、聖徳院賢巖義忠と諡す常安寺に葬る○長敬(從五位下、對馬守)は明治元年八月十四日、兄の病革まるに及びて代り立つ、二年三月封土を奉還し東京府華族に列せられ、鳥羽藩知事に任じ、四年七月十四日藩遂に廢せられ知事を免せらる、鳥羽城全く亡ぶ、享保十年(二三八五)鳥羽に封せられしより明治二年(二五二九)に至る八世百四十五年(慶長六年長茂上州伊勢崎に封せられしより、越後の藤井、三條、三河の刈屋、下野の鳥山を経て鳥羽に及び、廢藩まで六所に轉じ、十二世二百七十一年)なり。城の構造左の如し

總坪數 三萬二千二百八十坪 ○外曲輪惣堀 千四百六十六間 ○矢狹間 九百四十二間 ○大手方角 寅の方南北四町三十五間、東西四坪

鳥羽誌

鳥羽城址

四十九

百二十間○大手水門より辨天まで 七十間○外曲輪 九ヶ所○内大手水門共外水門四ヶ所○相橋橋門 本町口門 横町口門 藤口門○内曲輪十三ヶ所 内三重一、二重五、一重七○惣曲輪 十一町二十二間二尺八寸。

鳥羽城

鷹羽龍年

長江繞郭潑蒲荷、潮落鱗々出石鱉、鷓首官船金鑑古、鷄林巨木鐵門牢、鳥羽九鬼氏舊領、文祿中大隅守喜隆朝臣、白征韓之役歸而城焉、巨材多自韓致之云。瀛雲四咲僊宮闕、水戰曾稱海賊曹、昔志摩郡家族十三家、分領州邑、稱之海賊衆、九鬼氏其首。形勢東南佳港脚、龍驤萬斛入城壕

一に後半、東南島影來樓角、高下城身隱樹毛、只見太平兵器響、相靡萬里大洋濤に作る

與民偕樂樓

同上

天取江山付我侯、風烟洵美志摩州、豈圖分得登瀛福、引個頑僊亦上樓、

明治二年三月藩籍封土を奉還すると共に、城地は官有となり、城の建物及び樹木は人民に拂ひ下げられ、宏壯の城は壊たれ、隱牛の樹は伐らる、八年二の丸、三の丸の地を鳥羽の士族へ拂下げ、唯だ本丸の址のみを残して官地とす、十一年鳥羽の士族合資して、二の丸の地へ一小船渠を開き船造業を營む、是れ鳥羽造船所の前身なり、本丸の址は始め陸軍省の所管に屬し、後農商務省

に移れり、其間鳥羽町より共有地となさんと欲し、數回拂下を出願せしも許されず、二十三年頃に至り更に海軍省の所管に移る、其後四十二年九月鳥羽造船所の社長久保村活三の盡力に依り、造船所に拂下らる、茲に於て氏は船渠開鑿の際破壊したる稻荷を再興し、社を天主閣址の北に建て、船渠稻荷と稱し特に伏見に請ふて位階を受く、其他道路を拓き梅櫻菖蒲等を植ゑ、龍年鳥羽城詩の碑を建つ、此城址の高き日和山より低きも眺望は殆んど之と同じ。

合資 鳥羽造船所

鳥羽造船所は錦町に在り、資本金廿五萬圓、明治二十九年九月の創立にして、船舶の製造修繕、諸機械器具の製造、船渠の貸與、汽船の航運及び貸與を營業とす、従業員者廿五名、職工四百五十二名にして、工場を船渠、旋盤、製罐、鑄物、鍊鐵、仕上、造船の七種に分ち、出張所を大阪市西區土佐堀五丁目置く、此造船所の沿革を釋ぬるに、明治十一年鳥羽の士族數人合資して舊城址二の丸の地へ一小船渠を開き造船業を開きたるに始まる、

二十年二月 皇太后陛下二見行啓の歸途構内の棧橋より浪速艦に上船し玉ふ、二十二年一月伊勢國奄藝郡栗真村の阿保市太夫外數十名此土地及び船渠を購入し、鳥羽鐵工株式會社と改め、船渠を改造す、二十三年三月陸海軍大演習の時、軍艦摩耶の機關を修繕して功あり、其名漸く世に著はる、同年五月二十五日改造船渠の落成式を擧げ、餘興として城址二の丸に於て打毬を催せり、二十四年の春伊勢國度會郡神社港の造船所を合併し、鳥羽鐵工所造船部と改稱す、同年八月二十日皇太子殿下二見より還啓の際、此棧橋より端艇にて浪速艦に召させらる、同年十二月收支償はず一時休業す、二十六年に至り横濱の八尾道成此土地、船渠、各工場、器械一切を買收せしも、事業を開始するに至らずして空しく四年を経過せり、二十九年九月七日東京の安田善次郎、安田善四郎、中澤彦吉、武井守正、内藤政共、四日市の田中武兵衛の六名合資して土地船渠其他一切を購ひ、資本金を二十萬圓、存立年限を五十年と定め、名を鳥羽鐵工合資會社と改め(後に更に至り更に今の名に改む)船渠を改造し、其他工場の建築、器械の増設等大に各般の事業を擴張し、社長を田中武兵衛、技術監督を内藤政共とし

翌三十年三月一日より事業を開始す、幾もなくして田中氏社長を辭し、之に代りしを久保村活三とす、氏任に就きてより深く此地の研究に力め、從來造船事業の繼續さるゝ間は、出入の船舶繁々、百貨輻輳して市内の殷富を見るも、一朝休業するや、船舶の出入は減じ、職工は其業を失ひ、商業は萎靡し、遂には租税の息納を來し、延て住民の他に退轉するを見、鳥羽の盛衰は一に造船業の消長に關するものと爲し、之が救済として或ひは船渠を増設し、或ひは埋立事業を起し、且つ鳥羽に來るものゝためには、尾參の航路を開始し、市の美觀を添ふるためには使用の電力を割て、低廉の電燈を市民に供する等、一に力を此地の開発に盡せり、令息憲介次て支配人と爲り、父を助けて功あり、四十二年九月伊勢太廟遷宮式の際臨時祭主多嘉王殿下伊雜宮參拜の歸途此地に來り、所内を巡覽し、深く諸事の整備を嘉し玉ふ、活三氏在职十有五年遂に病を以て辭し、梅澤庸氏之に代る、四十年三月資本金五萬圓を増加して二十五萬圓とす。

▲船渠 二個あり、第一船渠(石造)は從來の船渠を改造せしものにて、長上部二百八十二呎、下部二百八十

呎、巾上部六十三呎九寸、下部五十呎二寸、口幅上部四十二呎、下部三十五呎、深大潮十八呎六寸、小潮九呎六寸にして總噸數二千噸までのものを入渠するを得、第二船渠は明治四十年四月起工し四十五年竣工の筈にて長上部四百呎、下部三百八十呎、巾上部七十呎七寸、下部四十八呎七寸、口幅上部五十七呎、下部四十九呎、深大潮二十一呎六寸、小潮十二呎六寸、總噸數四千五百噸までのものを入渠するを得、又渠外の修繕船にありては噸數の大小に拘はらず工場に接近せる海岸に横着にするを以て作業極めて便なり故に修繕に多くの日子を費さず之がため大に費用を減す、殊に鳥羽海務署其隣地に在りて受驗其他諸種の手續を爲すに至便なり、海員の爲めには城址の中腹に俱樂部を設け、玉突き等の遊器を備ふるを以て、宿泊、遊戯、休憩、會食等頗る自由にして、工事の監督亦指呼の間に行はる。

▲船舶の製造 汽船は荷船、客船を問はず、鋼船、木船を選ばず目下總噸數一千噸迄は製造するを得、就中木船は、紀州の特産なる檜材豊富なるを以て、木質良好最船材に適し、船齡の永年保存に利益あり、小蒸氣船は此社の大に得意とする所にして、最も好評を博す、西洋形

帆船、特種漁獵船も他に比して廉價なり、汽機、汽罐等
其他の附屬物は、皆此社の製造品を用ひ、仕入物を据附
ざるより其信用大に篤し、三十年以來製造せし船舶は
三十八艘三千四百二十九噸と註せらる。

▲船舶の修繕 港内の繫船は安全にして如何なる風と
雖も危険の恐れなし、工場の繫船岸は千三百二十尺餘、
水深廿尺以上三十尺、千噸以上の船舶五六隻を横付繫
船棧橋にて船の上下自由なり、機械工場は電氣動力に
して大形の機械あり、各工場には電氣燈の設備あり、夜
間と雖も製作修繕共に自由なり、又遭難船の救助工事
は出張作業の依頼に應ず、曾て我驅逐艦惠嵐の修繕を
命せられたるが如き、以て此社の信用をトし得べし、
今日までに修繕したる船舶は實に三百六十艘二十四萬
三千八百四十一噸の多きに達せり。

▲諸機械器具の製造 曾て我驅逐艦追風、夕風に要す
る船具を製造して好評あり、(一)陸上諸工場 of 原動機
汽罐は勿論各種機械の設計製造(二)鑄造又は鍛鐵製の
器具、金具等の製作(三)建築用鐵材料、橋梁の鐵材組立
製作及び出張組立(四)繫船用、航路標識用各種浮標、其
他船舶用附屬器具機械の製作(五)港灣河川の浚渫船及

び之に附屬する土運船の製造(六)唧筒類の製作を爲す
▲汽船の航運及貸與 目下所持汽船四隻あり、一は島
羽浦郡間の航運を爲し(熱田福江間は當分休航)一は貸
附とす、島羽浦郡間の航運は、五十鈴川丸を以て之に充
て、伊勢參宮の近道として世に知らる、(此航路は本年
六月九日大阪堀田商會海運部へ譲渡し同商會の營業と
なる)今回鐵道島羽線の開通を得て、始めて海陸聯絡の
實を擧げ、一層有望の事業となれり、貸附は島羽丸、竹
千代丸にて、島羽丸は荷船として長大の物件及び重量
物を搭載するに適し、石炭三千二百噸の容積あり、竹千
代丸は荷客混合船にて、近海航路の定期船に適し、共に
貸附又は運賃積とも、依頼主の自由に任す、船繰りは主
として大阪の出張所に於て取扱ふ。

▲島羽式石油發動機の製作 島羽の地たる、漁業の盛
なる沿海諸縣の中央に在りて、發動機の据附及修理を
爲すに際し、漁船の寄港に便利なるを以て、昨年一月内
外諸發動機の粹を抜きたるものを製し、之を島羽式石
油發動機と名け、其一部に專賣特許を受け、已に多くの
漁船に据附け、當業者の賞賛を博せり。

縣立島羽商船學校

近藤眞琴翁碑及傳
志摩近藤文庫

島羽商船學校はもと藤の郷に在り、今年聖神の日の浦
に移る、故近藤眞琴先生の創立に係り、本邦商船業とし
て、尤も古きものなり、其沿革を釋ぬるに海員養成の目
的を以て、明治八年東京芝區に攻玉社の外、別に航海測
量練習所なるものを設け、後之を商船業と改む、十四年
八月島羽藤の郷に商船分業を開き、攻玉社商船業の卒
業生を以て、其教授を掌らしむ、是れ本校の始めなり、
當時海運尙盛ならず、島羽の尤も衰頹せる機に際し、維
持頗る困難(造船所の休業も是此時に在り)にして、遂
に廿六年三月、一時閉鎖するの已むを得ざるに至れり、
廿八年六月須藤富八郎、廣野藤右衛門、角佐五右衛門の
三氏、發起人總代となり有志の醜金を仰ぎて再興する
事となり、先生の女婿海軍少將山内萬壽治氏を校長と
なし、名を私立東海商船學校と改め、同年十月四日を以
て開校す、然れども尙ほ維持の困難なるため、國庫の補
助を求むるの道を得んとし、三十二年八月を以て、町立
組織とし島羽商船學校と改む、私立時代にありては、單
に航海科(本科生の外専科研究生を置きたり)のみを教

授したるを以て、其卒業生は船長及び運轉士に限れる
を、町立となりて機關科を加へ、且つ其程度を甲種學校
と定め、校長に角利介氏、評議員に門野幾之進、塚原周
造、中橋徳五郎、栗原亮一、久保村活三、山内萬壽治、松
本安藏、藤田四郎、近藤輔宗、茂木鋼之の諸氏を推す、
卅六年より雜誌海友を發行す、三十七年四月に至り、
徴兵令第十三條により文部省の認定を得て、徴兵猶豫
の特典を授けらる、此年より國庫及び縣費の補助を受
く、同二十八年四月海軍大臣の認定により、海軍豫備員
條例第七條第一項第八條第一項に基き、本校卒業生は
海軍豫備員たるの資格を有せり、三十八年八月角氏校
長の職を辭し、九月鶴田丘一氏其後を襲ふ、而して組織
變更以來時運の一變と共に、教務も漸く完備に近き、入
學志望者の員數は益々多きを加へたるを以て、四十二
年四月より更に學則中豫科の一級を加ふ、同年縣會に
於て、縣立と決すると共に其規模を擴め、校舎を日の浦
に新築し、今年四月新校舎に移轉す、新校地は三千四百
六十六坪四合にて、新校舎は本館(校長室、教員室、教室
應接所、宿直室、事務室)を二階建とし坪數百七十二坪、
其他理科教室、製圖室、銃器室、技業室、鍛冶工場、觀測

所、雨中體操場、小使室、便所は總て平家にして坪數四百四十五坪、總建坪六百十七坪ありて舊校舍に幾倍せり、而して藤の郷の舊校舍は之を修理して寄宿舎となす、學期は航海科在校三年、實習三年、機關科在校三年、實習二年半、豫科一年にして目下職員は教諭九名、助教諭三名、校醫一名、書記二名、舎監一名、生徒は航海科五十七名、機關科十六名、豫科四十五名、合計百十八名あり、創立以來の卒業生を擧ぐれば第一期鳥羽商船費の時代六十一名、第二期東海商船學校時代二十三名、第三期町立鳥羽商船學校時代百二十四名にして、今船長、機關長、運轉士として重要な地位を占むるもの多し、(因に記す、目下各地にて商船學校の設けあるは函館(廳立)廣島、粟島「香川」佐賀、富山、大島、山口「鹿兒島、隠岐、弓削」愛媛、新潟(以上縣立)兒島「岡山」(郡立)及本校の十二校にして、他校は多く範を此校に模りたりと)

▲近藤真琴翁碑 錦町、舊鳥羽城址の南麓光宗神社址の下(元國老稻垣軍人の邸址)に在り、碑に圍らすに樹木累石を以てす、小池あり、磬狀を爲して前に横ふ、入口の左右に石の聯柱あり、右に「他山攻玉出良材偉器」左に「家塾育英承惠風恩雨」の文字、裏に「八十六翁鴻雪

爪題署」の九字を彫る、碑は高さ一丈、幅は之れに尺餘を減じ、厚さ約尺許、堅神の櫻ヶ淵より得たるものにて表に「近藤真琴翁碑」の六字、傍らに「應需海舟勝安芳書之」の九字、裏に碑陰銘と左側下部に、發起人の姓名を刻す、明治二十二年十月工を竣へ盛んなる祭典を行ふ。

近藤翁碑陰銘

君幼喪父、育於慈親、其德夙彰、與梅爲隣、學涉漢洋、籌算若神、位職父祖、爲藩望臣、王室中興、出輔維新、奉使維納、旭章見勳、志在報國、主張海軍、創設都下、分及故國、共講其道、材傑出門、君之忽逝、鄉人皆翠、同盟相謀、此理其真、石乎彌堅、與德不磷、梅乎彌馨、遺芳百春、

明治廿二年春三月 鳥羽舊藩士 有馬百鞭撰並書

二十三年三月陸海軍大演習の際、西軍司令官福島少將を始め其他の士官水兵多く參拜せり。

▲志摩近藤文庫 鳥羽小學校内に在り、明治二十四年三月鳥羽有志の發起に係る、然れども規模甚だ大ならず、依て四十二年町の有志之を擴張せんため寄附金の募集に着手せり、寄附金の集まるを待ち、別に地を卜し文庫を新築するの舉ありと聞く、

志摩近藤文庫擴張寄附金募集旨趣

志州鳥羽は故近藤真琴翁を出し、郷邑なり、翁が遺念の鳥羽商船學校は、今や遠からずして縣立に列ねらるべき昌運に達し、其の直接の所縁はなかく、翁と相遠かりなむとす、是の時に及びて翁が芳名を千載に傳へ、翁が遺績を永遠に偲はしむべきものは、唯だわが志摩近藤文庫一あるのみ

文庫の創設せられてより茲に十有八年、計畫も設備も昔ながらにして空しく物換り星移りぬ、其收藏する所の圖書も未だ多からず、之を經理する所の方法も未だ整はず、徒に鳥羽小學校々舎の一隅に紙魚の巢ふを俟つ、當に創立當初の所期に背くのみならず、亦翁を紀念する所以の道に反れり、況や軌近同種の公共事業相踵て、各地に勃興する盛時に當り、鳥羽町の發展亦期して待つべき氣運に際し、既に其の礎石の置かれたりし文庫の獨り有るか無きかの姿に埋もる、豈昭代の缺典郷黨の面伏にあらずや、嗚呼我近藤真琴翁が盛徳を偲び、わが志摩一州の面目を念ふもの、わが文庫の現狀を顧みては、誰かは遺憾の情に堪ふべけむ、茲に同志奮闘り、汎く資金を募集して新に

館舎の建設を起し、大に圖書を收貯して普く好學の縦覽に供へむと欲す、幸に郷黨文教の一助ともならば、亦故翁が遺志に副ふる所あるに庶幾からむか、有志諸賢の翼賛を仰ぐ所以なり、謹て陳す。

明治四十二年一月

發起人(姓名いろは順)

- 稻垣長昌、押田素、門野茂之進、門野重九郎、竹内泰臣、竹内健助、鶴田丘一、栗原亮一、久保村活三、藤田四郎、藤田清、近藤基樹、近藤輔宗、小山崇松、青木等、齋藤恒太郎、北原保重、御木木幸吉、須藤高八郎、角佐五右衛門、角利介、

志摩近藤文庫規則

- 第一條 當文庫は近藤真琴翁の紀念とせんがために設くるものにして廣く圖書雜誌等を蒐藏し公衆の閱覽に供せんことを以て目的とす
- 第二條 文庫は志摩近藤文庫と名け志摩國鳥羽町に置く
- 第三條 文庫は晝夜とも開庫す但し日の長短に依り時限を伸縮すれば其の時々の之を揭示すべし
- 第四條 定期の開庫は左の如し
- 歲 始 一月一日より 紀元節 二月十一日 同三日に至る
- 庫内掃除 毎月第一月曜日 曝書期 八九月の際 天長節 十一月三日 歲末 十二月廿八日より 同三十一日に至る
- 第五條 圖書を閱覽せんとするものは先づ掛員に申出で圖書目錄に據り求書の書名、部門、番號、冊數及住所姓名を閱覽人名簿に記入し書冊を受取るべし但閱覽圖書の冊數は同時に式種四冊を以て限定とす
- 第六條 圖書は閱覽室に於て閱覽すべし但特別の場合

に於て文庫管理者の承諾を受けたるものは帶出を許すもあるべし
 暫時たりとも室外へ出づるものは其圖書を掛具に預け置くべし△
 第七條 圖書閱覽中紛失或は汚損する等の事ある時は當文庫より
 指定する所の現品若くは償金を出すべきものとす又其の行爲の大
 罪に依ては再び閱覽することを禁ず△第八條 閱覽室に於ては一
 切音讀談話喫煙を禁ず△第九條 帶醉者其の他閱覽せしむべから
 ずと認むるものは閱覽を断るべし△第十條 圖書を寄贈し若くは
 委託せんと欲するものは其の目錄、頁數、住所、姓名を詳記し之れ
 を圖書に添へて當文庫へ送致せらるべし、但し其の運搬費用は時
 宜に依り當文庫より之れを支辨する事あるべし△第十一條 委託
 の圖書は厚く保護すも若し火難盜難其の他天災に罹り毀損失
 亡を來す事ありとも當文庫は其の責に任ぜざるものとす△第十二
 條 圖書閱覽人は閱覽室揭示を遵守すべし

▲近藤真琴翁傳 先生諱は眞琴、字は徹音芳隣と號す、
 通稱誠一郎、父珍命は鳥羽の藩士にして徒士の資格を
 有す、母は誠子橋本氏、文政五年(二四八二)近藤氏に嫁
 し、二男を生む、長男正吉天し、次男は則ち先生なり、先
 生天保三年九月二十四日(二四九二)を以て江戸麹町の
 鳥羽藩邸に生る、四歳にして父を喪ふ、母時に年三十
 二、嶠々家事を料理し愛育教戒父母を兼ぬ、既にして髪
 を剃り湖山と號す、曰く吾れ髮を削る所以のものは、良
 人の冥福を修めんが爲めにあらず、此兒をして成立す

る所あらしめんと欲するのみと、先生幼にして岐嶷物
 に感ずると深し、其先人の遺骸を棺に收むる時、會々其
 塲にあり、人の去らしめんとするを肯んせず、泣て問ふ
 て曰く、何ぞ阿爺を待つ此の如くなるやと、夙に篤孝を
 以て聞ゆ、初め論語大學を母の膝下に受く、八歳の時藩
 士小林玄兵衛に就て孝經孟子を授かる、後藩士小林説
 之助に就て尙書を授かる、既にして藩學校に於て易詩
 春秋禮記左傳國語を學び、傍ら武經七書を讀む、是より
 後ち藩の儒臣小濱樸助(字は子洋、樸齋又清渚と號す)
 に從ひ經學詩文を學ぶ、嘉永年間米船屢々浦賀に神奈
 川に至るに及んで、意を決して蘭學に志す時に年二十
 四、家貧にして學資に乏く、赤松某の爲めに蘭書を寫
 し、僅に之を充つ、安政元年(二五一一)岸和田の醫官高
 松讓庵に就て、和蘭の文典究理書を學ぶ、安政五年正月
 村田藏六(故兵部大輔大村益次郎)の塾に通學し、専ら
 和蘭の兵書を學ぶ、時尙ほ蘭書を得るに難く、學ぶ所の
 書一々皆之を謄寫せざるを得ず字典亦然り、後先生幕
 府の軍艦組教授たるに及で、其平生勉勵の故を以て蘭
 書セー、オフ、ヒシール(海軍士官必携)一冊を賜ふ、時
 人或は七十圓内外を以て之を購ひしものありといふ其

蘭書を得難くして價の尊かりしを想ふべし、先生常に
 曰く今日の洋學を修むる者を以て、之を往日の蘭書を
 講する者に比せば、其難易幸不幸固より年を同じうし
 て語るべからずと、文久二年(二五二二)藩主の命を以
 て鳥羽に來り、山水を觀、九鬼嘉隆の事蹟等に鑑みて悟
 る所あり、是に於て海軍航海の術に志す、三年一月江戸
 に歸り、矢田堀景藏、荒井郁之助の二氏に就て航海術を
 學ぶ、此歲幕府の軍艦操練所に通學す、先生の算數を修
 むる亦此に始る、當時蘭人ビラル氏の航海書を譯し、大
 に世の此術に志す者の爲めに便し、先生の名漸く著は
 る、是を先生發迹の初とす、同十二月軍艦操練所の翻譯
 方を命せられ、翌年軍艦組出役となり、後屢々加俸昇級
 あり、慶應二年(二五二六)竹原某に就き始て英書を學
 ぶ、明治元年藩主に從て國に就く、是より先き先生幕府
 の海軍操練所に通學するに方り、時の航海術を修めんと
 欲するもの、蘭書を讀まずんば、以て其志を達する能
 はざるを覺り、先生の門を叩き就て蘭書を學ばんとを
 請ふもの多し、先生時に四谷坂町鳥羽藩の別邸に居る、
 則ち勤仕の餘暇を以て蘭學を教授す、實に文久三年春
 夏の交にあり、之れを攻玉社の始めとす、次で數學航海

の諸術に及ぶ、慶應二年始て英學科を置く、後來り學ぶ
 もの漸く増し二十有餘人に達す、先生鳥羽に移るに及
 びて一旦皆散す、先生もと名門の出にあらず、然れども
 藩の有司能く其大事を任するに足るべきを知り、拔擢
 して要路に置き軸に當らしむ、時恰も維新の初に方り、
 世事紛々内外多事實に志士利刀を別つの時たり、先生
 信据勉勵力を藩政に致し、以て殊遇に報ひんことを勉
 む、尋で藩主先生を推して、藩議院の議長と爲し、授く
 るに用人格を以てす、先生議長の職を辞せずと雖も用
 人格に進めらる、事を願はず、表を奉りて之を辞す、爾
 來先生益す力を藩政に宣べ、文武諸般の事を料理し、大
 に釐革する所あり、明治二年十月兵部省の徵する所と
 爲りて上京し、海軍操練所出仕を命せられ、後二年累進
 して海軍中佐兼兵學校教授に任じ從六位に叙せらる、
 先生の東京するや舊門人の來て教を請ふ者あり、又新
 に先生の門に入らんことを願ふ者あり、乃ち麹町鳥羽
 藩邸内の自宅に於て、公務の餘暇に業を授く、同年十一
 月築地海軍操練所用地(元一橋邸内)に官宅を賜ふ、兵
 部省特に生徒の授業及び寄宿に便せんがために、瀧大
 の連房を以てす、此時始て攻玉を以て塾に命ず、他山の

石以て玉を攻むべしと云ふの意に取る、本山瀬、田中義廉の二氏亦私に塾を開き子弟を教ふ、共に生徒の増減等皆これを兵部省に具狀し、恰も海軍操練所豫備校の狀あり、降て同四年三月に至り、芝新錢座町の費舎を福澤諭吉氏より購ひ、其の四月二十六日を以て此に移る（後回祿に遭ひ新に今の費舎及教場を築く）、六年博覽會一級事務官を命せられ、博覽會に航し既にして歸朝す、時の著述に係るもの、博覽會見聞録、子育の巻、博覽日記、颯風覽要等あり、我國の洋書を譯するもの、通譯の法宜しきを得ず、往々迂遠に失し原意を害ふの譏を免かれざるものあり、先生之を愛ふること久し、其博覽に航するの昨年、自ら直譯の摸範を立て之を徒弟に授く、先生常に海員を養成し、以て我國航海を盛ならしめんと欲するの念一日も已まず、是を以て八年攻玉社本費の外別に航海測量練習所（後名を商船費と改む）を設く、臺灣征服の後我國將に支那と事あらんとす、先生日夜勵精或は支那の地誌に照し、或は英佛の海圖に考へ、遂に支那十八省の詳圖を製し、以て萬一の用に供せん、故ありて梓せず其稿今尙ほ存す、是歲先生また思ふ所あり、家費を省き官祿の半を以て日用を辨す、十年

八月勤六等に叙し、單光旭日章を賜ふ、十三年の秋内閣勸業博覽會審査部長を命せられ、翌十四年八月太政官其審査事務に勉勵したるを賞し、銀牌一個慰勞金若干を賜ふ、是歲鳥羽の藤の郷に商船分費を置き、攻玉社商船費卒業の者を遣はして其教授を掌らしむ、十五年六月海軍省五等出仕に補せられ、兵學校教務副總理となり、後海軍二等教官に任じ、正六位に叙せられ、十七年四月勤五等に叙せられ、双光旭日章を賜ふ、其明年海軍一等教官に任じ、尋て從五位に叙せらる、十九年三月朝廷海軍兵學校の制を革め、武官を以て其教務を掌らしむ、是に於て從來の教官を廢す、而も朝廷尙ほ先生に賜ふに其俸給の幾分を以てす、先生大に皇恩の優渥なるに感じ、曰く老鷲にして伏櫪の恩を受くと、先生乃ち閑散の身となり、爾來更に力を攻玉社に盡し、又銳意著述に従事す、九月四日特旨を以て正五位に進めらる、此日午後五時病を以て卒す、年五十五、先に館氏を娶り二男一女を擧げ後吉増氏を娶り二男一女を擧ぐ、長基樹氏家を嗣ぐ、先生の盡瘁竭力して我國海軍のために計り、寤寐も心に之を忘れざること十數年、一日の如くなりしは人の善く知る所たり、其職を海軍に奉する間、先生

の筆に成るもの航海教授書、颯風論、勅諭衍義、英國海軍砲術全書、流潮論、便路航法、造船論略、天文航海術教授書、彈道論等なり、先生殊に愛郷心に富み、著書必ず「志摩近藤真琴」と記す、先生又常に力を攻玉社に致し、校務を統へ授業を督す、意を用ふるに至らざるなし、往年學科を加へ教則を改め、力めて海陸軍士官學校及び自餘の官立學校に入らんとする者の爲に便せしむ、且つ本費の外別に商船費及量地費を置き更らに數學の専修科を加ふ、先生平素自ら奉すること節儉なりと雖も、人を惠み國を利するに至りては、則ち千金猶ほ且つ之を抛つて辭せず、是を以て家常に餘財あることなし、明治の初先生兵學大助教に任じ、從七位に叙せらる、以爲らく官の祿以て母に事へ妻孥を養ふに足ると、乃ち家祿を藉して自から用ひず、これを舊國鳥羽城下の學校を維持するの用に充て、後これを奉還するに及んでも、亦其金を以て舊國學校の資本となす、此他先生の學校費として寄附する所の金、天下の爲めに人材を養はんと欲して捐つる所の資、遂一之を擧るに違あらず、朝廷屢屢賞するに銀盃木杯等を以てす、明治八年臺灣征服の後に方りて、我國爲に支那と費を開かんとす、先生乃ち

家族に令し、官祿の半を以て日用に供せしむ、此の如きこと四月にして和議成るの電報至る、先生曰く予官祿半を以て日用已に辨せり、其間に積む所の如きは、軍費に供せんと欲するなり、今幸に世界平に屬すと雖も、此の額將に以て兵備の用に供せんと、乃て其符を譯する所の外療一班一千部を製せしめ、五百部を海軍に、五百部を陸軍に呈し、士官の一助と爲さんことを請ふ、允さる、朝廷賞するに朱塗の大杯を以てす、先生皇室を敬すると深く、天長節必ず宴を設けて、陛下の萬歲を祝し、宴終れば則ち紙を展べ、自ら先づ「獨使至尊愛社稷諸君何以答昇平」炎風朔雪天皇地唯唯有忠良翔聖朝」の句を揮毫し、子弟をして皆之を揮毫せしむ、菅原道眞の誠忠を欽慕し其末路を惜む、九月十三日夜會て詩あり。

菅公昔日清涼殿、承恩夜侍聖主宴、賦詩詠歌何風流、才藝當時名獨擅、豈徒詩賦妙入神、誠忠何減殷三仁、謁志擬報殊遇厚、不論明哲保其身、誓以構成伏波冤、漢廷屢現跋扈臣、大權一落武人手、東起西倒歲月久、唯有嫦娥長相隨、會知今古妍與醜、此夜齒人座小齋、欲對明月洗胸懷、何圖陰雲千萬里、雨滿蒼穹咫尺霜、門外人稀夜靜肅、唯聽檐滴似琴筑、舉杯自獻復自酬、

且把國史苦展讀、公侍清涼即此宵、其賦秋思在今朝、嗟乎天意畢竟不可度、忠烈如公終淪落、一千年前秋思詩、至今尙自有餘悲、

先生の母に事へて至孝なる實に其天性に出づ、和氣婉容の誠、抑搔扶持の勤毫も至らざる所なし、其少かりし時事藩主に聞へ褒詞を受く、又其近傍父母に事へて孝なる者ありと聞く時は自ら往て之を賞し厚く物を與ふ、先生幼なる時母其の爲めに祈ることあつて梨子を絶つ、先生曰く母予のために梨子を絶つ予豈に之れを喫するに忍びんやと、是に於て復終身梨子を喫せず、明治十五年四月二日母病を以て歿す、先生哀悼措かず、爾來其死に事ふること生に事ふるが如く、出入には必ず其影を拜し、昇級加俸等の辭命を受ければ必ず先づ之を其靈前に捧げ然る後之を衆に示し、忌日には親戚朋友を會して、厚く其祭事を營む等、一に皆先生の素性に出づ、其一周歲に國歌を詠じて曰く

とありにし斯ありにしと繰返し返ぬ春を忍ぶ今日哉
愛まし、園の梅枝何時しかも手向の花と成にける哉
其後の國歌に曰く
善につけ悪につけて母親のまさば〜と思ひつる哉

粹せざる者、又祝融の爲めに蕩盡せらるゝもの其數を知らず、已に稿を起して未だ脱せざるもの亦多し、卒するの前五日、先生尙ほ儿に倚り著述に従事す、嗟乎先生天下の爲めに樹つる所の功績已に偉なりと雖も、其計畫の未だ成らざるもの亦少なきにあらず而して滿腔國家の爲に盡さんと欲するの志を齎らして空しく其々の途に就く、明治三十八年十一月十七日天皇陛下、本年五月皇后宮陛下神宮行幸啓の節、各祭祀料若干を下賜せらる、死して餘榮ありといふべし。

東洋水産株式會社

東洋水産株式會社は藤の郷に在り、資本金三十五萬圓、歐米向の鰹油漬罐詰、内地向の味附煮罐詰、水煮罐詰を製造販賣するを目的とし、製罐工場を鳥羽の本社内、製造工場を志摩の波切、和具、紀伊の島勝、尾鷲、及び伊勢の神前、津に置く、(但し津、尾鷲の二工場は連絡工場なり)。

▲製罐工場 は建坪總面積四百七十九坪あり、汽罐一臺、汽機二臺、製罐器械六臺、蒸釜一個、三重釜八個を備

先生の親戚朋友及び凡そ其知る所に、恩愛の厚かりしは、亦素性の然らしむる所にして、一たび先生の家に事へたる者は、其去るに及で必ず爲めに永く將來の計畫を立て、婦女嫁せんとして去るものあれば、手から訓戒を書して之を與へ、曰く平日服膺して之に違ふこと勿れと、先生氣温にして意恭しく、物に接すること寛に、長を敬すること篤し、其諄々後進を誘掖し懇々子弟を訓導するの狀實に掬すべし、而して又苦節堅操屹として動す可からざる者あり、所謂外柔にして内剛なる者、常に人に謂て曰く予少かりし時境遇百變屢々阻礙の礙す所となり、備さに艱苦を嘗む、而して身の難に遭ひ禍に逢ふ毎に、輒ち必ず志行を砥礪するを得て、反て將來幸福を得るの基を開けりと曾て回祿の禍に罹り、母を奉じて逃る、途にして詩を作て曰く

破屋倒家響如雷、煙雲火雨捲空來、弊裘短褐渾爲燈、頼有雄心未作灰、

先生採輯該博、和漢蘭英四國の學に涉り、且つ數理に通ず、晩年獨逸書を學び又最も力を假名の會に致す、假名を以て著す所の書「ちしつがくうひまなび」「ことばのその」等あり、前後の著書譯書等其既に粹する者、未だへ、主任技師高崎達之助氏監督の許に、一定の製罐を行ひ、各製造場に向つて罐材を供給し、傍ら伊勢灣にて漁獲せる魚貝類を罐詰に製造す、罐の鋳力は英國及び白耳義より、油漬の原油は佛國及び伊太利より輸入し、製品の鰹油漬は米國に代理店を置きて販賣し、歐洲各國、濠洲、東洋諸島、西伯利亞に試賣をなしたる結果一手販賣を申込むもの多く、内地向は陸海軍、酒保、鑛山、紡績會社等の食料に適し、東京、大阪、神戸、横濱等の商館の手を経て、内外在住の本邦人に供給す、而して目下使用せる所の常備は三十名にして、臨時雇は三百名なり。

▲罐詰製造場 罐詰に用ゆる原料の魚貝類は、志摩、伊勢、紀伊の三國に亘り、之を一ニヶ所に輸送する時は、腐敗の恐れあるより、前記の六ヶ所を選び製造場を分置したるものにて、各製造場絶對の生産力は一晝夜四萬罐(重量三千貫匁)なりとす、而して各製造場は、産業組合法により生産販賣組合の組織とし、建物器具機械等に屬する固定資本は、各自組合の製造場の出資に成り、本社は各組合に向て罐材其他の材料を供給し、主任技術者を派して製造上の監督をなし、其生産品は協定價格を付し、悉皆之を購入する方法とす、原料の購入に

就きては沿海漁村到る處に代表者を置き、其地方にて漁獲する原料中、製造上適當なりと認むるものを購入し、最近の製造場に運搬するを以て、原料は頗る新鮮にして品質優良、價格低廉なり、而して一ヶ年の生産豫算高は左の如し。

品名	流	期	生魚一貫 の直段	生産高
鮭	自九月至翌年四月		二十五錢	六萬貫
鮭	自四月至七月		五十錢	八萬貫
鮭	自三月至六月		五十五錢	三萬貫
鮭	自三月至九月		六十五錢	八萬貫
鮭	自四月至九月		三十錢	六萬貫
小鮭	自九月至十二月		三十錢	四萬貫

其他鮭、鮫、秋刀魚、鮭、文鰻魚、鯨、榮螺、鮑、章魚、鳥貝等を製造すれども茲に畧す。

▲沿革 明治三十八年の春、成川三重縣知事、牧農商務省水産局長の勸誘獎勵と石原圓吉氏(創立以來の社長)の熱心とに依て設立の端緒を開き、三十九年七月八日津市三重縣會議場に於て創立總會を開き、定款並に役員の選舉其他創立に關する一切の要件を議定し、同月廿日會社設立の登記を受け、翌八月一日本社を津市宿屋町十七番屋敷に置く、斯の如く已に會社の設立を告

げたるより、茲に職工養成の急務なるを感じ、同年九月十五日より濱島の三重縣水産試驗場に於て、農商務技師及び水産試驗場長を講師として、製罐實習會を開き、廿五日より津市海産組合罐詰工場に於て、鮭油漬罐詰製造實習會を開き、十一月卅日を以て閉會せり、其講習は極めて短期間なりしに拘らず好成績を來し、之が製品を見本として、内外各地に送附し又批評を求めしに、何れも歐米品に比し遜色を見ずとの意外なる賞賛を得たり、而して講習會の開會に次で、鳥羽製罐工場を始め島勝、神前、波切、和具等の工場急造に着手したれども、講習を終りたる頃は已に鮭の漁期を經過したるため、僅かに油漬二萬個を製造し米國に輸出したるに止まり、四十年一二月の頃偶々鳥貝の繁殖するあり、之を採り罐詰として製造す、同年四月一日より津市が開催したる第九回關西府縣聯合共進會及三重縣水産品評會へ鮭油漬及同水煮、鳥貝の罐詰を出品し、共進會に於ては鮭油漬に二等賞銀牌を、品評會に於ては同一等賞金牌を受領す、同年九月一日津工場を開始したるも其原料たる殆んど小鮭にして、加ふるに不漁なりしたため豫想に反する蹉跌を生じ是亦纔かに二萬餘個を製造したる

に過ぎず、同年十二月一日長崎市に開きし第二回關西九州府縣聯合水産會に油漬を出品し一等賞金牌を受領す、四十一年に至り四月初旬より鮭、鮭の大漁あり、六月頃に鮭、鮭、鳥貝、鮑等の味附罐詰八十五萬個、鮭油漬四十五萬個を製す(同年五月十五日萬歲印の商標登録を受く)、製造の情況斯の如く順良なりと雖も、財界の不振と買上代金の領收、三四ヶ月の延となり、資金の回收意の如くならず、爲めに株主中解散説を主張する者出で來り、同年八月廿九日より數回に亘り臨時株主總會、株主協議會、調査委員會等を開きたるが、終に會社解散の議は否決となり、十一月二十日の臨時總會に於て資本金五十萬圓を三十五萬圓に減じて本社を鳥羽に移すに決し、十二月四日を以て現在の藤の郷に移轉せり、此年の鮭漁期は會社存廢の議久しく決せざるため空しく經過し去り、味附罐詰の如きも、一般商況不振のため、遂に製造を中止するの止むを得ざるに至れり、四十二年五月二十日、海軍省經理局主計大監鈴木要三郎氏本社を視察したる結果、九月十二日横須賀鎮守府より軍用として鮭水煮、小鮭水煮、鯖水煮の罐詰各一千貫匁製造の命を受く、十二月十九日又鮭水煮罐

詰一千三百貫匁製造の命あり、更に四十三年二月四日より九月迄の間に於て、四回に分ち鮭水煮七千貫匁(是は不漁のため解約)鯖水煮五千六百貫匁、鮭水煮一千二百貫匁、鮭水煮二千貫匁の罐詰製造の命を受く、四十二年十月米國シヤトル市に開きしアラスカユーコンパシフヰック博覽會に出品し大賞牌を、同年十一月濱松市に於て開催せる第二回東洋輸出品共進會に出品して協賛金牌を、四十三年三月名古屋市にて開きたる第十回關西府縣聯合共進會に出品し二等賞銀牌を、同年四月東京に開きたる第一回貿易品博覽會に出品し一等賞金牌を、五月英國倫敦に開きたる日英大博覽會に出品し大賞牌を受領し、内外各地に於る製品の好評噴々たるに係はらず、米國市場販賣の状況面白からざるより、同國市場に經驗ある中上庄三郎氏を渡米せしめ、其原因を調査したる結果、前年來我國各地の小製造業者及び試験的製造場が、粗製濫造したるものと混同せられたるを知り、米國に於て其誤解を除くと共に、英佛伊獨埃印等に販路を擴張し、且つ原料の缺乏したる時期に當り、副業として羊齒細工、貝鉛等を製造し、廣告的意味を以て廉價に販賣するの道を開き、大に同社の聲價

を恢復したるため遂には外資輸入合同經營の申込者と
して在神戸佛國領事の紹介を有せる佛人を始め數個の
商館ありしも過去の苦心と將來の希望とにより之を拒
絶し、以て今日の隆盛を見るに至れり。

名所舊蹟

▲大里 各字中尤も古くより知られたる地にして、伊
勢山田光明寺所藏建武四年六月(一九九七)の文書に
「泊浦小里住兵衛太郎」磯部上之郷中氏所藏貞治六年六
月十一日(二〇二七)の文書に「泊浦大里住故藤内左衛
門入道」と記せり。

▲笥山 大里町に在り、一に樋の山といふ、坂より頂に
至るまで六町、直立僅かに四百九十二尺、雜木叢生し時
に松茸を生ず、山嶺より前海を臨めば、風光の勝日和山
に譲らず、故に今之を公園になさんとする計畫あり、傳
へ云ふ古へ京都南禪寺の僧自然居士、鳥羽に來り法泉
庵(濟生寺の前名)に寓せし時、此地の水利に乏しく、土
人の甚だ困める状を見て、水脈を考へ此山間より流れ
出づる溪水を笥に取り、之を欲する所に者に頒つ、是れ

より市民涸魚の苦を免る、依て笥山と名くと、文祿中九
鬼大隅守嘉隆城樓を修造する時亦之に則り、樋を以て
水を城内に疏通せり、此時番人與次といへるものをして
て水口を守めしめしは今の中の郷金胎寺(堀の上觀音
堂)の地則ち其跡なりと。

▲妙慶川 笥山より發し常安寺の門前に出で、本町と
大里町との中間を、東に貫き舊城濠に入り、相橋を経て
海に注ぐ(昔時此下流に堀口門あり)、此川もと志摩と
伊勢との國境にして、常安寺門前まで舟楫を通じ運漕
の便を得たれど、今は纔かに一帯の小溝を存するのみ、
里人いふ常安寺の傍地を穿ち往々貝殻を得ることあり
と、鳥羽舊記に曰く

伊勢志摩の境に、妙慶川とて、常安寺前まで、小舟の
荷を積み通る也、本町より岩崎筋は、勢州度會郡、大
里町より南は、勢州答志郡なり、此の間に城へ入る橋
あり、相橋といふ、袖珍に(讀人不知)

隔るといへども遂に逢里の打渡したるかたの懸橋
逢里は大里にして、瀉は鳥羽を昔加多と云ひし時の
事なるべし、今に入江をかたの奥といへり。

▲相橋 錦町に在り、妙慶川の下流に架せる橋にて、舊

時志勢兩國の境なり、以南は志摩に隸し以北は伊勢に

屬す、兩國人此所に逢ふを以て名く、志陽略志に曰く

相橋在自岩崎入城門之處、古斯橋以南屬志摩國、以北
則伊勢國之有也、以兩國相逢于茲故名相橋乎、今勢志
封疆在堅神村、

▲瀉の浦 相橋の下流を云ふ、古昔岩崎、藤の郷、大里
を合せて加多といひしより轉訛せしもの、入皇子社を
維新後賀多神社と改稱せしも此舊地名を取りしなり。

藤川百首 定家
同世にありやなしやと花波の寄邊絶にしかたの長濱

夫木抄 後嵯峨院
朝日さすかたの浦風靜にて今日は出でそふ蟹の釣舟

▲岩崎 相橋の北にして今錦町の一部なり、舊時藩士
の邸宅ありし地にして風景よし、岩崎十景あり、曰く

海城朝暉
潮信幾回礎石壘、朝陽日々暉金城、森々松栢傲春色、
和唱東風千載聲、 平井有隣

風捲朱簾雲霧収、芙蓉逸壘海城樓、天涯萬里一望裏、
曙色映波翠欲流、 松坂一禪社

雲散近看南海曙、悠悠白浪浸蒼天、城樓高架翠微裏、

朝日照來粉蝶鮮、 竹島豊章

卓立海南經幾歲、碧波浸影壘塘清、太平有象朝々旭、

相映長雲卻月城、 野村利貞
見渡せば遠津海原はのくと晒さし添ふ浪の光に

小島晚照 葦田恕堂

浮波小島對城門、老樹怪岩潮洗根、幽趣風情誰寫得、

白鷗傍岸夕陽暉、 恕堂
商舶數艘雜小島、待風舟子任天和、又臨夕陽登林下、

漫叩巖頭謠棹歌、 有隣
滿々湖中小島幽、碧天與水動吟眸、漁翁不識日西沈、

較拋釣絲下岸頭、 一禪社
獨憐小島有詩料、吟望慙慙慰寂寥、潮水溢汀斜日裏、

宿鳴爭樹細鱗跳、 利貞
森々小島出波間、松栢浸蔭海水閑、夕日纔殘人不至、

唯看宿鳥入雲還、 豊章
浪の上に残る夕日はさし乍ら離て小島の影ぞくれ行

笠山春景 恕堂
晴光漸暖照山霞、殘雪猶斑樵徑斜、竹篔水開初有響、

配分春水送家々、

有 隣

篔簹山秀出蹊封苔、烟樹分開詩履迎、黃鳥有朋傳巧舌、

閑花無語託幽情、垂楊垂柳隨風轉、紅杏紅桃點水輕、

萬物何如春富貴、綠肥林密競滋榮、中 島 漸

昔年篔簹岳携藜杖、看鳥座花忘晚霞、探蔗還思首陽怨、

清廉節義辨何如、 雄 心 堂 人

常愛篔簹山無限景、春來風物百倍加、東君此地獨非傾、

中有神仙鎖錦霞、 一 禪 衲

入隔篔簹山尤可愛、詩歌清景在斯岑、烟霞深所黃鸞嘯、

春興無涯發朗吟、 豐 章

花色娟々輝草色、鶯歌怡々答樵歌、篔簹山景趣恒無數、

况是春風春日和、 利 貞

春は猶ほ霞にこもる遠山に梢ばかりの松のむらこち

怒 堂

鮑石秋月

鮑石山晴良夜間、秋來興味有誰關、鮑江浸影雁聲度、

月色娟々滿海灣、 怒 堂

鮑石汀清堪洗觴、四時勝景好素商、似霜似雪非霜雪、

一面江山曝月光、 有 隣

海角名高鮑石巒、騷人幾許屬文翰、清光千里一般裏、

津口客船

湊口廊中富屋連、人烟簇々樂安全、東西商賈泊汀畔、

校雨量晴說客船、 怒 堂

風帆百里入前津、昨日景望今日新、連續數蓬如比屋、

臨舷互語他鄉人、 有 隣

豪富紛々洋海濱、市囂四合拂浮塵、帆來帆去日還夜、

聚散東西南北人、 漸 心

南國水津東海口、看雪阻雨說便風、舟人旅泊楓橋地、

夜半鐘聲客夢中、 雄 心

旅舶往來志海濱、南人北客泊此津、試風卜雨襲蓬裏、

宴飲狂歌忘苦辛、 豐 章

繫纜江津諸國船、風濤辛苦暫爲忘、擢郎立舳望雲色、

半卜陰晴半故鄉、 利 貞

便りある風を待得て湊江や出入る舟の浪のごよみは

怒 堂

佛巖群鷗

波間出沒一奇石、誰借天工彫佛軀、隨喜群鷗馴碧海、

巖頭追伴似勸娛、 怒 堂

卓立海中號佛石、無心無意自清々、白鷗數百群波上、

捕食細魚汚梵名、 有 隣

此地月色誰得看、

一 禪 衲

潮水漲來日暮天、携童弄杖立江邊、海東樓出十分月、

滿目皎然飽石巖、 豐 章

雲散風涼山水暮、欄頭待月樂悠然、何人洗鏡鮑江浪、

擊出秋光飽石巖、 利 貞

秋の色を浪にしれこや鮑石山差昇る月の影を涵して

怒 堂

鵬溟征帆

禽影摩雲過答志、蜃樓泛浪入青洲、鵬溟萬里究望眼、

帆腹飽風一葉舟、 怒 堂

無限洋溟目力窮、丹青不及是天工、遠帆豈得飛仙術、

乍垂浮雲入碧空、 有 隣

海若平分參與勢、望々無限寸心融、杳然目斷天邊浪、

萬點征帆雲霧中、 漸 心

風起鵬溟秋日暉、白雲飛處白鵬洲、遠帆捲納乾坤裏、

殘浪眼邊一釣舟、 雄 心

帆影遠浮如鷺浴、櫓聲近響似鴻鳴、拍天潮水百千里、

多少客船自在征、 利 貞

追風の便りを真帆に行く舟の微かに見ゆる波の遠溟

怒 堂

聞此聖人生竺國、海濱爲客留幾年、漁翁可慙不如鳥、

無數白鷗禮佛前、 漸 心

佛巖寂々海南濱、平日素濤浴一身、唯是群鷗來此處、

閑遊髣髴出塵人、 利 貞

波の石に狂ひて荒き浪にさへ馴れて鷗の立も離れず

怒 堂

坂手炊烟

稚子敲針坂手崎、妻孥長日織麻衣、釣舟待得鱈魚暮、

家醞茗烟賑竹扉、 雄 心

添山坂手菜苗稀、海廣底深魚甚肥、漠々炊烟江霧暮、

短篋青笠釣翁歸、 有 隣

日暮江村烟斷續、一炊一黍生涯淡、尋常比屋產無餘、

網裏巨魚不可耽、 一 禪 衲

坂手村前日已斜、漁人舉網各歸家、非雲非霜又非雨、

簇々炊烟奪晚霞、 利 貞

漁人のたくもの烟打靡き浪の五百重をかくす佐堤崎

怒 堂

鍋崎暮雪

海湖漾々逸城郭、掩浪寒雲暮色奇、忽見漁翁笠笠濕、

滿船載雪入鍋崎、 怒 堂

行人猶少暮門雪、溪樹山林花色奇、何日許身脫笠笠、

掉頭袖手遁鍋崎、雄心

凍雲掩浪鍋崎暮、風散雪花望眼寒、遠近江山如後素、

雁來始作繪圖看、豐章

滿目皚々六出飛、黃昏雪景在鍋崎、漁翁今日得魚否、

一葉舟中積玉歸、利貞

白雪に濱の真砂地暮かねて歸りわびたる蟹の釣舟

岩崎雄勝 怒堂

岩崎雄勝

回頭後嶺路羊腸、又對前瀛寫短吟、宜雨宜晴花與月、

眸中添景小洲森、怒堂

相對江山佳趣地、秋宜明月夏涼風、東瀉碧浪洗朝旭、

西嶺白雲映夕紅、有隣

瞻望漫々宇宙浮、天涯島嶼散諸州、雲蒸雨隱後山窟、

霧霽風盪前海舟、鳥宿芦葦忘晝夜、花殘巖上誤春秋、

一時風景常無定、斷續合離不可謀、漸

可愛岩崎光景好、山腰入海海廻山、松風濤韻相和處、

昨夕催閑又慰閑、利貞

磯山や常に見るめの方さへ及ぶかたなき浦の景氣は

怒堂

巖崎寓廨

鷹羽龍年

廨舎不知夏、海風無晝夜、過涼醉可當、夜座醒魂怕、附
炎者不來、蚊蠅飛避舍、但有佳士到、屬我讀書暇、鳧鷖
游暫休、猶在瀛洲樹、俯瞰海中月、魚眼光相對、

▲相嶋 賢魚島、小島、また泉水島ともいふ、錦町の東
海岸二町の所に在り、東西一町十七間、南北四十三間、

周圍四町卅一間、全島高樹森々たり、港内碇泊の船舶は
之に據りて風波の難を免かる、事を得、島中相島社(辨
天社)あり、豊玉姫命を祀る、和銅年中(一三六八—一三
七四)の創建に係る、末社大國社(大己貴命)船玉社(素
盞鳴命)を祭る共に船主の勸請に係る、船玉社は後世誤
つて十一面觀世音を安置す、明治四十年三社とも大山
祇神社に合祀す、廿三年八月横須賀鎮守府より海軍省
技師渡邊五郎、技手山口政明の兩氏來り小濱池の浦、安
樂島とじや濱、坂手の片藻ヶ濱等を測量したる結果、二
十四年六月此島の東南岸に埋立工事を施し海軍石炭庫
一、附屬家屋一、棧橋一を設く。

▲佛巖 もと相島の北五十間の所に在り、東西四間、
南北十間、周圍二十八間、干潮の時、礁頭を現はす三
尺、満潮水に没する三尺、其上に高七尺餘の自然石を

樹て、船舶の暗礁を避くる目標となす、其形石佛に似た
り、故に此名あり、數年前其海面を埋立て之を失ふ。

▲大井戸 錦町角利介氏の邸内にあるもの則ち是なり
今、金鷄水と稱す、鳥羽舊記鰯漁(里俗たてといふ)の
條に曰く

橋宗忠の代に冬月八反田浦に鰯多く集り入込む、其
頃大井又左衛門といふ者あり、里人之を漁すといへ
ども、其十分が一ならでは取得ること能はず、又左衛
門軍學をよくす、工夫を凝して漁船を次第に分ちて、
軍の備にかたどり、隊伍を亂さず網を下すに、相圖と
して鐵砲を打つ、漁家に金子を借して大網小前網と
いふを作らせ、鍋ヶ崎より飽石へ立切る、俗にたてと
名附け、町の助と成る故、九鬼家の比楯の字に改めけ
る、且つ又左衛門へ金子借りし禮として、手船二艘を
與ふ、其先又左衛門岩崎に住みし時、元日若水を汲み
しに、釣瓶の中に二寸許りの金の鶏を、水共に汲揚げ
たり、是れ神明の賜ならんと、年徳棚に祝ひける、夫
より苗字を大井と改めける、今岩崎に大井戸あり、次
第次第に富貴となる、鳥羽は勿論神領に於て、田畑多
く買求め、近國の大福長者と呼ばれける、九鬼家築城

の時御合力として月見橋を建つ、今に又左衛門橋と
稱す、又左衛門一子あり又七と名附け、大酒を好み放
蕩にして數多の田畑家財残らず賣拂ひ、剩さへ酒屋
善兵衛に酒五升の代りに手船一艘を渡す、今大里町
甚左衛門に傳はる手船是れなり、残り一艘は本町與
兵衛持ち來る、與兵衛は又左衛門の子孫なりとぞ。

▲鈴木敷 錦町(舊相橋城内東南)に在り、文治年間鈴
木三郎重家、其の舊主源義經の跡を追ひ、陸奥國衣川館
に赴かんとし、紀州熊野を出で、鳥羽に來り相里(大里)
に流寓し、竊かに舟を儲ふて三州に航せんとす、偶々源
頼朝諸國に令して、義經從僕の横行を禁遏するに逢ひ、
舟行三河に赴くを得ず、陸路伊勢を経て奥州に赴く、而
して重家鳥羽を去るの日、携ふる所の竹筍を地に挿む、
其筍久しくして根を生じ遂に竹藪となる、後人之を鈴
木藪といふ、九鬼氏築城の時其の藪を拓きて、家士の宅
地となし、叢竹全く絶ゆ。

▲鍋ヶ崎 錦町に在り、古へ深淵にして其形鍋の如し、
故に此の名あり、淵中河童(俗にゴラボンといふ)あり
往々人を害す、依て九鬼氏の時埋めて宅地とす、今僅か
に其名を存するのみ。

▲取手山址 錦町(元岩崎)に在り、橋次郎宗忠の岩にして、古へ往來の船舶より帆別錢を徴收したる所なり、橋氏滅びて岩亦た敗壞す、依て廢して耕地とす。

▲橋氏宅址 錦町(舊岩崎)茶臼山下古吉祥院の地是なり、後吉祥院を大里に移す、其址後舊藩士の宅地となる、銀杏樹ありしが、百五十餘年前の海嘯にて倒ると。

▲狹田の濱 錦町の海岸、今停車場附近一帯の海濱を云ふ、神風抄に猿田御厨とあるは即ち此所、二見郷御鹽殿神庫所藏文和四年八月(二〇一五)二見御厨村主末繼言上書に佐田九郎とあるは此所の住人なり、舊時岩崎より狹田濱に至る所に佐田口門あり、門の南に納涼堂あり、今共になし。

▲線期松 狹田の濱に在り、志陽略志に「傳云淫女來于樹下因緣客船期夜泊約故名之矣」と記し、伊勢參宮名所圖會に「日和山より下り道あり(編者曰く鐵道の開設ありて此道を塞ぐ)、泊船多き所なれば浮れ女どもの棹さして夕々の浪枕しげく其の數さへも見るに興あり」と記す所、今此事なしと雖も、尙舊稱を存す、日和山上より之を見れば一層の風致あり、往古大松ありしも漸く枯稿して今高十間周圍五尺のもの二株あるのみ、其

形起つて舞ふが如し。

▲弘法石 元狹田の濱に在り、石面九曜の曼陀羅を刻し石背銘を録す、潮洗ひ風磨して文字全く消ゆ、傳へ云ふ僧空海の書なりと。

▲錦の浦 狹田の海濱及び其附近をいふ。

名 寄 讀人 不知

こき交に色を盡して寄る貝は錦の浦と見ゆるなり鳥

同 中 務

こきまする柳櫻もなかりけり錦の浦の春のあけぼの

山 家 集 西 行

浪にしく紅葉の色を洗ふ故か錦の浦と云にやある覽

▲カイヅ礁 錦町の東三十五間の處に在り、東西八間、南北十八間、周圍五十二間、干潮礁頭三尺を現し、滿潮三尺を没す、大船の航路にあらざれども、小船の伊勢灣に航するの衝に當れり、此邊黒鯛多く棲めり、故にカイヅ礁といふ。

▲峠坂 本町の西端、松木谷の中間に在り、一名強飯坂といふ、舊時此峠の東に關門を設け往來の人を誰何す、故に峠門といひしと、明治二年關門を撤し、且つ道路を開鑿して車馬の通行を便にす。

▲琵琶江 中の郷(舊藤口門外)に在り、其形琵琶に似たり故に名くと、又いふ九鬼嘉隆惠利原より白鳥を追ふて此所に來る、觀音堂あり鬼女内より現はる、其聲琵琶を彈するが如し(鳥羽城址の部に詳し)故に名くと、其頃船を繋ぐに便ならしめんが爲め江畔に杭を建て以て其用に供ふ、里人之を琵琶ヶ杭と稱す、九鬼氏の末に至り、藤の郷を割て中の郷を置きし時、地の狹少なるを以て其江を埋め平地となし、呼で琵琶ヶ河岸といへり。

▲藤の郷 永正享祿年間橋氏此地を領せし頃、藤の郷と中の郷は一郷にして、今の金胎寺(其頃堀の上の觀音堂といふ)は鍋ヶ崎に在り、堂前に大なる藤樹あり、暮春には垂下三尺に及び、來觀者多し、依て藤の郷の名ありといふ。

▲船倉址 藤の郷に在り、九鬼氏の時始めて之を建つ、後内藤志摩守忠重の時、幕府の樓船を茲に繋ぐため、四壁を廣大にす、代々の城主造る所の樓船も、亦皆之に納めしも、明治の初年度會縣の時之を毀ち、藏する所の船は悉く公賣に附す、此地今小船の碇泊地となる、茲に鳥羽藩軍船の沿革を左に記述せん。

之を日本丸といふ、即ち鳥羽に於る軍船製造の嚆矢なり、日本丸の船首に龍頭あり、(俗に飛驒甚五郎作といふ)、征韓の役終るや此所に回航し來りて船倉に繋ぐ、其後内藤忠重船工に命じ之を改造し、大龍丸と稱す、日本丸の龍頭は後、鳥羽城西の櫓に納めあり、維新の際度會縣の保管に屬し、夫より轉じて今伊勢山田の徴古館に陳列せらる(日本丸の乗組は百八十人なり)、嘉隆の子守隆大阪冬の陣の役、三國丸を作りて大阪に回航し、戦功あり、内藤忠重の時將軍秀忠、忠重に命じ大阪にある樓船天神丸外二艘(何れも五百石積)を、鳥羽に回航せしむ、忠重屋を造りて是を庇ふ、忠重の改造せし大龍丸は凡五百石、樺六十挺立にして、帆は白に下り藤の紋を附け、船體は朱にて塗り、幕は紫縮緬に下り藤を白にて抜く、別に緞子の幕あり、將軍の居間は合天井高麗縁の疊、其他は黒の本塗、戸は黒の棧の金塗、金具は總て金鍍金に紫の總を附け、頗る華美を極む、後廢朽せしを以て安政三年(二五二一)解船す、稻垣信濃守の時、船工に命じて、六十石樺二十挺立の赤船を造らしめ、之を江龍丸と名く又樺五挺立の小船を造り、之を飛脚船と名く、嘉永六年幕府は諸侯に軍艦の製造を許したるを以

て、安政四年稻垣長明船工を江戸に遣はし、造船法を學ばしめ軍艦を造り之を越通船と稱す、石敷三百石、長十四間、巾一丈三尺、檣二本、帆五張、櫓廿挺立、甲板一層、船體黒漆塗にして一日七十里を駛る、翌五年更に一の砲艦を作らしむ、長五間半、巾八尺、萩野流一貫目の大砲を備ふ、稻垣家の時は毎年正月二日船奉行江龍丸に乗り、水主船歌を誦ひ港内を巡廻するを例とす、乗組員は船奉行、船方役、水主小頭、水主等にて凡二十名なり。

▲三鼎石 船倉址の海中二十間の所に在り、昔時三石鼎足の形を爲せるを以て此の名あり、もと水面より高さ二尺、長六尺許を抽づ、此石靈ありとて、土俗崇信するものあり、明治の初年船舶の通行に障るを以て之を除きて今はなし。

▲鳥羽の八谷 鳥羽に有名なる谷八個あり、松木谷(本町)は鳥羽港の西の町盡れにて始め土人の耕種地たり、松平和泉守乗邑の時之を家士の宅地とす、宮谷(本町)は賀多神社のあるを以て此の名あり、始め兒谷といふ、馬谷は本町の北、本照寺の西に位し、九鬼氏の時藩士の宅舎ありし所なり、信誓谷(大里町)は舊時信誓寺と稱する寺院ありし所、自益谷(大里町)は維新前慈益谷と

稱し、九鬼氏の時、倉原司中村慈益の住みし所、洞院谷(大里町)は維新前桃隠谷といひ同時倉原司貞山桃隠の棲みし所、安齋谷(横町)は同時金銀宰加藤安齋の住みし所、何れも其名を採て地名とす、奥谷は舊城址より南十四町餘、始め西念寺の境内なり、土井周防守利益寺を他に移し、家士の宅地とす。

神社佛閣

▲賀多神社 本町の宮谷(一名兒の谷、日和山の麓)に在り、もと八王子社と稱し、五男三女神を祀る、此地の産土神、(靈形は船座)にして、明治四年今の名に改め郷社に列す(志摩國の郷社は此社と波切神社なり)、御鎮座記に曰く

八王子御鎮座記

舊記曰、人皇四十五代聖武天皇、神龜元年甲子正月朔日(二三八四)志摩國鳥羽縣當北山陰、有谷謂兒谷矣、此谷也杉松鬱々合青翠、禽鳥啾々報四時、實邦内之勝景也、里民勸請於五穀神于此、偈仰再拜而進白和幣、捧白木綿花奏神樂、其詠歌

鶯の羽の御船に乗て兒の谷に天降ます八ッ島の神八ッ島神者八王子也、又從是兒谷改號宮谷矣、同御宇神龜二乙丑年二月十一日、載造營殿祠于此地云々

志州鳥羽八王子は、天照大神五男三女たるにより、準御遷宮之式年、二十一年に御造營仕來候、然れども町中類火故、社人として造營無覺束奉存候に付、江戸御屋敷へ訴へ申處被爲開召分、白銀一枚被下之候、過分難有神納奉頂戴、則永代之舊記に書寫、社頭之棟木に奉納候、此度御家中御檀方少宛々、御初尾御助成被成之、彌御武運御長久諸願成就皆令満足謹上再拜

元祿六年酉五月吉日 八王子 禰宜等

此社殿の造營は、古へ伊勢神宮の式年造營に倣ひ、二十一年目毎に造營し來り、用材は曾て外宮の別宮多賀宮、月讀宮の古材を下附せられたる事あり、即ち享保十八年(二二九三)は該古材を以て木造神明造とし、九月二十一日を以て遷宮式を行ひ、寶曆三年(二四一三)は千木勝男木を納めて、其古材を以て大床高欄造に改め、九月二十七日を以て遷宮式を行ふ、其後故ありて神宮古材下附の例絶えたるを、一昨年舊例に復し月讀宮の古材を下附せらる、依て更に坪敷を増し、檜皮葺神明造

とし千木勝男木高欄を附し、昨年十月工を起し今年二月落成せしを以て大祭を繰上げ四月十四五六の三日間に亘り壯嚴なる遷宮式を行ひ、舊藩主稻垣長敬は秘藏の刀劍一口を寄進す、舊記に據れば、拜殿は享保五年五月晦日(二三八〇)、一の鳥居は寛永十五年二月十一日(二二九八)内藤志摩守、萬治二年九月二十四日(二二九九)内藤飛騨守、寛文四年二月十一日(二二二四)同上、貞享五年九月二十日(二三四八)土井周防守、元祿九年十一月二日(二三五〇)同上、二の鳥居は寛文三年九月十三日(二二二二)内藤飛騨守の弟彦十郎、元祿六年六月十三日(二二五三)松平和泉守家臣小幡權右衛門の建立に係り其他の建設年月を詳かにせずと雖も、今回の造營に就ては正殿は素より御門、瑞垣、荒垣、御階覆屋、拜殿、西脇門、一の鳥居、中の重の鳥居、神饌祭器舎、社務所等悉く下附の古材を用ふ、境内千六百五十四坪にして、北は日和山、茶臼山を負ひ、東市街を隔て、城山を臨み、南笥山と呼應し、城内の石積は志摩海濱の景石を撰ぶ、且つ古松老杉生茂り、詣者をして自ら襟を正さしむ、境内に元龍燈松、相生松、連理樹の三神木あり、龍燈松は古へ龍燈を此樹上に點せしを以て名けたるもの

九鬼嘉隆征韓の役、岩丸を造るに際し、神夢に托して伐て以て船床を造る、後杉樹千株を此山上山下に植ゑ報賽とす、里人之を九鬼の千本杉と稱す、後鳥羽と堅神との間に事起り、鳥羽の者鮎橋漁に出でたる隙を窺ひ、堅神のもの竊に來て之を伐盡し、今僅かに一株を残すのみ、相生松は文祿年中枯稿し、今日和山道に存するは其後の新種なり、連理樹は中世枯稿して亡ぶ、今長さ六寸、圍二寸許を紀念として本社に藏す、維新の際社地整理の爲め、境内森林一町三反三畝十七歩は、上地の所分を受け御料局の主管に歸せしも、本社維持の財政なきより、明治三十九年三月十四日特に拂下を請ふて許さる、然れども已に樹木は伐採せられたる後なるを以て、其跡地に松杉檜樟等の苗數千株を植ゆ、今回亦本社の造營に就て、社前の道路巾七尺なるを三十一尺二寸に擴げ、兩側に櫻樹を植ゑ、日和山道の石標を建て、且つ神苑を増設し草木を栽ゑ、一層の風致を副へたり、祭日は岩崎神社と共に六月十四日なりしも、明治四十年より兩社とも五月十四日に改む、祭日には古來舞殿を設け、伊勢國度會郡一色村の能樂師和谷權太夫を聘して、猿樂の神事を行ふ例あり、今に至りて絶えずと雖も、中

世より和谷を招かず、氏子中より堪能なるものを選び之を行ふ、又寶永四年五月十八日(二三六七)藩主板倉近江守重治觀棚を作りて參觀せしより以來、毎歲藩主の代理參觀する事となり廢藩に至る迄尙ほ此例を存せり、而して演者の用ゆる衣裳道具は、稻垣氏の時同家より貸與し來りしを、安政二年(二五二五)全部同社に下附せしが何れも善美を盡し近時容易に購ふこと能はざるものにて、明治廿六年五月、伊勢の四日市に開きし教育品展覽會發會式に招聘せられたる時の如きは、演者の技と共に大に賞讃を博したり、もと境内に岩崎神社、子安神社、八幡社、山の神社、多計宮等あり、多計宮は維新の際廢祀され、其他は明治四十年十月廿四日悉く本社に合祀さる。

龍燈松 (袖珍) 讀人不知
兒谷や南の海の浪間より松に影そふ月のこもし火
相生松 (同) 讀人不知
八島の神さびぬらん相生の松も久しきためしなり鳥
連理樹 (同) 讀人不知
八ッ島の神や心に叶ふらん同じやしるに連なれる枝
○岩崎神社 賀多神社の境内に在り、祭神は素盞鳴命

奇稻田姫命にして元牛頭天王社といひ錦町の産土神なり、維新の際今の名に改む、承和三年五月(一四九六)始めて岩崎(本町の東に續きて海岸に到る處、舊時家士の邸宅ありし所)納涼堂の北に創建す、此地廓内要害の地にして、里人等參詣の便を失ふ、然るに延寶四年(二三三六)の夏疫病流行し死者多し、土人此社に神助を乞ひ疫病閉息せるを以て官に請ひ、其年六月十四日之に移せり、里人傳へ云ふ、尾州津島の津島神社は、往昔是より分靈したるものなりと、維新後村社に列せられ、四十年十月賀多神社へ合祀さる、舊記あり。

牛頭天王神祠紀事

牛頭天王石座祭素盞鳴尊也、其社地在鳥羽城之以北磐崎之柳裏、故里民不遂朝參暮詣之志、報賽禮奠幾稀矣、然延寶四年丙辰夏瘟疫流行、戶々家々疫死者夥焉、土俗禱此神縣邑全活、感其神助乃請國君、而遷神社於兒谷、配享八皇子之右方、抑孝慈之道、雖神人豈其異哉、巍々神靈俱聯瑞籬、左右寶殿今猶神代、爲其境也、峰回路轉一徑入林、喬木老樹森々結華實、飛禽遊鳥啾啾報四時、到其深邃之處、兩社肅然、日和山在其北、極岳在其南、兒谷之勝可謂靈區也、每歲夏以六月十四日

兩社一其祭奠(下略)

○子安神社 賀多神社境内東南の所に在り、元子安明神といひ、兒谷(即ち宮谷)の鎮守にして、豊玉姫命、鸕鷀尊不合尊を祀る、舊記に曰く後鳥羽天皇元暦元年甲辰(二八四四)兒谷龍燈松下に勸請すと、後八幡社に合祀し、明治四十年十月二十四日八幡社の賀多神社に合祀さる、に當り共に賀多神社に合祀さる。
○八幡社 賀多神社境内に在り、兒谷の鎮守にして譽田別命を祀る、賀多神社勸請の際、同社の脇に鎮座す、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。
○山之神社 賀多神社境内に在り、社域守のため鎮座せしものにて大山祇命を祭る、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。
○多計宮 賀多神社の境内に在り、維新前廢祀す、鳥羽舊記に曰く。

寛永の頃内藤志摩守殿の代、浦野文右衛門といふ人あり、後藤八右衛門といふ人の女を娶る、其頃三州赤羽村より年季奉公にたけといふ下女を抱へ、心易く召仕へけるに、妻妬ありて三右衛門、七助といふ仲間仲間に申付け、相島と坂手の間の海底へ沈めけり、其靈魂

夜毎に來り本妻を取殺す、翌年右の女房の妹を迎へけるに、是も取殺す、其妹松野權左衛門といふ人の妻をも殺す、其弟後藤數馬も殺し、三年の内に子孫滅じて祖母一人残り、鍛冶屋作三郎を頼みかゝみ死に死したりしとなり、右女の靈魂を竹の宮と祀りて連理の木の下に小社を建つ

▲日吉神社 本町(舊岩崎の上)に在り、大山咋命を祭りもと日吉山王といふ、九鬼氏の時、大井又左衛門が所有地に自祭せしを、九鬼氏國替の際申請して、信徒の共祭とす、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。

▲秋葉社 同所(日吉神社境内)にあり、大己貴命を祀る、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。

▲十軒家稻荷 本町に在り、倉稻魂命、大己貴命、大山祇命を祭る、元小祠にして元祿十四年(二三六一)米價大に騰り、諸民大に困む、里人依て倉稻魂命を茲に合祀し、稻荷社と改む、享保六年(二三八一)に至り、米價大に下落して愁眉を開けり、依て報賽として社殿を造營す、元文二年より文政の末(二三九七—二四八九)まで大に繁昌す、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。

▲大里稻荷 大里町に在り、祭神倉稻魂命、創建詳ならず、長島角太夫自祭の神なりしを、天和二年二月九日(二三四二)信徒出來りて祭禮を行ふ、寛保二年十月十日(二四〇二)參詣者をして、角太夫の邸内を通行せしめざるため、其方向を變じ世古より通行せしむ、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。

▲日高山尾崎稻荷 大里に在り、山本與十郎所有地にありし自祭の社なり、祭神は倉稻魂命、延享元年(二四〇四)稻荷講を設け、文政八年十月二十五日(二四八五)山城國伏見より勸請せしもの、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。

▲大里琴平社 大里に在り、祭神は大己貴命、文化八年三月十五日(二四七二)の勸請に係る、明治四十年十月二十四日賀多神社に合祀す。

▲洞院谷稻荷 大里町洞院谷に在り、倉稻魂命を祀る、寛政九年(二四五七)洞院谷居住の藩士の勸請する所、明治四十年一月二十一日賀多神社に合祀す。

▲大杉神社 大杉に在り、倉稻魂命、鹿屋姫命、少名彦命を祭る、もと笠森稻荷といひ、岩崎神社の末社として舟渡世をなす者の共祭に係り、藝娼妓の大に崇拜せし

神なり、明治三十九年一月二十一日八幡神社に合祀し、翌四十年一月二十一日更に賀多神社に合祀す。

▲大山祇神社 錦町に在り、則ち舊城址の西南相橋より一直線に入る所にして境内二百九坪、大山祇命、草野姫命、猿田彦命を祀る、もと城山にありしを九鬼嘉隆築城の際茲に移せりと、維新の際村社とす、祭日は舊曆一月六日なりしを明治二十五年より四月四日と改む、境外地に楠の樹二株あり、同廿年頃より漸く枯れたるを二十三年入札して千百三十圓を得たり、志陽略志に曰く

山祇神社在鳥羽城西南郭裏、自相橋門一徑直入到其深遼之處、社貌肅然、土人謬傳號社宮司、寛文中伊勢國度會郡宇治郷荒木田之神主何某勘文曰、社宮司神號未知祭何神也、諸國所散在之神社、失其號者間々多矣、神祇本源云、大山祇神乃在知久私島、神名帳云以大山須美命、勸請伊氣郷阿原本神前、以為海山之鎮、然則改社宮司宜為大山祇神祭之云々(知久私島、伊氣郷阿原本島神前則志摩國之地名也)自是號山祇神祭之、每歲正月六日横町、中之郷、藤之郷土人行祭奠(掌神事者謂禰人、每歲正月七日横町中郷藤郷土人

集會于横町觀音堂定之云)

▲鍋ヶ崎社 大山祇神社の傍に在り、祭神譽田別命、もと岩崎の地にありしを、正徳四年六月十五日(二三七四)家士木村權左衛門なるもの、之を毀ち宅地とす、後松平和泉守の時、森五郎左衛門其地に住するに及び神爵を恐れ、鳥羽城の東南鍋ヶ崎に一社を建て之に祀る、故に鍋ヶ崎の八幡といふ、明治二十四年大山祇神社の側、楠樹を伐去りたる跡へ移す、四十年十月二十四日大山祇神社に合祀す。

▲光宗神社 錦町に在り、文化二年十二月(二四六五)舊城内に勸請し、稻垣家中興の祖攝津守重種を祀る、明治四年七月廢藩の際山本速所の山に移轉す、十年十二月一日再建、十一年一月廿一日許可さる、祭日五月廿九日、四十一年一月十五日廢祀し、稻垣家邸内に自祭す、稻垣氏は其先六孫王源經基より出づ、經基八子あり、滿仲、滿政、滿季、滿實、滿快、滿生、滿重、滿頼といふ、而して滿重出羽介たり、其の長子左近重長(一に重宗に作る)伊勢に住し、小田を氏とす、應和年中(一六二一—一六二三)神宮の吏となり三河に赴き、八名郡泉御園の神田を管理し、傍ら同村所祀の神明、八幡、稻荷三祠の祠

官を兼ね、重長曾て下僚を督し、齋垣を結び田園を環繞して、以て其稻を護らしめ、且つ自から之を監す、村人常に呼で稻垣殿といふ、依て是より姓を稻垣と改め、家紋を抱茗荷に澤瀉とす、是れ稻垣家の祖なり、永観二年(一六四四)父満重卒す、已に喪を除するに及んで、家を弟貞重に譲り伊勢に歸る、重長二子あり、長子左兵衛重時後を嗣ぐ、重時長保三年(一六六一)を以て生る、永承七年(一七二二)年五十二にして鎮守府將軍源頼義に従ひ、陸奥の賊を討つ、官軍利あらず士卒多く死し、残るは僅に七騎のみ、重時實に其中に在り、重時以降三百年事蹟の徴すべきものなし、降りて元中八年(二〇五一)に至り、重時の苗裔左近重勝生る、寛正二年七月十九日(二二二二)年七十一にして卒す、温故顯眞庵主と諡す、長子政重永享九年(二〇九七)生れ、明應六年四月八日(二二五七)年六十一にして卒す、祖庭淨栢庵主と諡す、長子雅樂助後を承く能はず、次子三郎重安嗣ぐ、重安文正元年(二二二六)を以て生る、初め三河國碧海郡半城土村に居り、後仁木右京大夫義長に隨ひ伊勢に遊ぶ、長享二年(二二四七)又三河に還り牛窪に住し、蒲生權七俊賢の女を娶り、明應五年三月(二二五六)重賢を生

み、永正元年六月十九日(二一六四)卒す年三十九、玄雲と諡す、重賢始め藤助と稱し長じて平右衛門と改む、武田信虎曾て大軍を率ひ、甲斐より来て三河を襲ふ、時に牛窪は牧野新次郎貞成の據る所、重賢先鋒の將となり、甲兵を産女塚に邀へ撃つ利あらず、精兵十六騎と共に馳て敵陣の中堅を衝き血闘す、手兵悉く斃れて身亦重創を負ひ營に歸り。

吊ひも浮む程には得も吊じ生たる中に我をこへかしと書し人をして營門に貼示せしめ、遂に卒す實に享祿元年九月十六日(二一八八)なり、年三十三豊川の妙嚴寺に葬り、善心と諡す、寶曆七年五月(二四一七)大陽院勇治善心大居士と追諡す、初め重賢の生る、や、庭中藤花半ば開く、父重安深く之を愛し、乃ち其兒に藤助の名を命ず、是より藤助、平右衛門の二名は、遂に家世の襲用する所となる、長子重宗永正十四年(二二七七)牛窪に生れ、藤助と稱す年甫めて十二、父の戦死に會す、長じて平右衛門と改め、牧野成定の將となり今川氏眞に黨し、永祿四五兩年(二二二二、二二二三)徳川の兵と戦ひ殊功あり、後氏眞の昏懦竟に爲すなきを悟り、成定に勸め同七年四月款を徳川に通じ、是より東參の諸將相踵て徳

川氏に従ふ、文祿三年九月二十九日(二二五四)年七十八、上野の大胡に卒し長興寺殿良忠道善大居士と諡し、其創建に係る大胡の長興寺に葬る、子長茂嗣ぐ、長茂天文八年(二一九九)を以て生れ平右衛門と稱す、軀幹長大髯髯優美喜で緋鎧を被る、成定に従ひ徳川の兵と戦ひ功あり、成定の徳川に歸するや、家康曰く今卿來る何の賛かある、成定曰く命維れ従ふのみ、家康曰く然らば則ち緋鎧は如何と、成定乃ち緋鎧一領を進む、家康笑て曰く余の求むる所は乃ち活緋鎧なり、是に於て長茂入て謁す、家康曰く好し長髯の爲めに努めよと、蓋し髯と茂と訓相似たり依て戯れしなり、是より後長茂を呼ぶに毎に長髯を以てせりと、乃ち郎を岡崎に賜ひ其麾下となる、時に永祿八年(二二二五)なり、同九年成定卒し子康成年僅に十二、之を助くる者なし、長茂舊恩を思ひ家康に乞ひ牛窪に歸り、康成に従ひ後屢々戦功あり、家康關東に移るに及び、康成の籍を除き家康の直隸となり、上野の新川、相原、下野の寺岡を併せて三千石を食む、慶長六年(二二六一)七千石を加へ、上野伊勢崎に封せらる、同十七年十月廿三日年七十四にして封地に卒し、同地の天増寺に葬り天増寺殿快嚴當慶大居士と

諡す、天増寺は長茂の創建に係る所、竟に定めて稻垣氏の塋域と爲し、長興寺と共に歳時使を遣はし奉祀す、天増寺を殊に重しとす、三男三女あり長子重種天正十一年(二二四三)牛窪に生る、藤助後平右衛門と改む、重辰重綱又其舊名なり、家康に仕へ慶長五年(二二六〇)關ヶ原の役に従ふ、十七年家を嗣ぎ伊勢崎城主となる、元和元年五月(二二七五)大阪の役に従ひ首を斬ると十九級、其功により翌二年一萬石を加へ、越後國刈羽郡藤井に移封せらる、同六年又三千石を加へ、同國蒲原郡三條城を賜はる、寛永三年(二二八六)從五位下に叙し攝津守に任せらる、是れ稻垣氏が諸大夫に列するの始めなり、慶安元年(二三〇八)大阪城代を命せられ、同二年辭して免さる、同四年三河國刈屋城に移封せらる、曾て大阪城番たりし時、河内國安宿郡國分村を巡視し、丘側に穴し潤瀦を排して良田となし、劔先船を造りて淺水を行り、貨物の運輸を便にす、卒する後里人廟を建て小禹廟と名く、重種常に儉を率ひ奢を抑へ、民を恤み業を勵め、文教を布き武備に努む、是を以て食足り兵滿ち府庫充實す、後嗣の屢々役に就き遽かに缺乏を告げざるは、實に此委積に資すればなり、承應三年正月八日(二

三二四)江戸の邸に卒す、年七十二天増寺に葬り法性院光岳宗本大居士と諡す、重種實に稻垣家中興の祖なるを以て後光宗神社を建て之を祭る、光宗の二字は其諡號より分ち取りしなり、重種三男十二女あり、長重昌、次茂門先づ逝き季重氏別に家を成す、依て孫重昭後を承く、重昭始め重祥、寛永十三年四月朔日(二二九六)生れ藤三郎と稱す、祖父卒し年甫めて十二家を嗣ぎ、承應三年三月三日(二二三四)三千石を従弟重郷に分與す、明暦元年十二月廿九日(二二二五)從五位下に叙し信濃守に任せらる、寛文元年十二月(二二二二)江戸高田に邸地を賜ひ、同十一年叔父重氏に新拓の田一千五百石を分與す、元祿元年二月二十三日(二二四八)藩務を長子重富に譲り、祝髮して空山と號す、同十六年六月十九日年六十八高田の邸に卒す、天増寺に葬り寂照院岳翁空山大居士と諡す、四男五女あり長子重富延寶元年九月十四日(二二三三)三州刈屋に生る、庶出して簽之助と稱す、嗣子となり大藏と改む、貞享四年十二月(二三四七)從五位下に叙し和泉守に任せらる、父老ひ元祿元年二月二十三日(二二四八)襲封の命を受く、同六年十一月小姓に進み將軍綱吉に扈從す、同八年四月

邸を常磐橋門内に賜はり舊地を還上す、同十二年七月廿八日參政に補せらる、同年八月四日又邸地を神田橋門内に賜はり舊地を還上す、同十五年九月七日五千石を賜はり、上總國大多喜に移封せらる、未だ新封に就くに及ばず、封地の狭小なるを以て、同月廿八日更に下野國鳥山に移封せらる、同十六年二月上國以西を巡察す、是れ西方雄藩の動靜を伺察するためなり、同年十月大和川の疏通を謀り、河内大和の水利を致す、同年十一月關東地大に震ひ江戸城大に破壊す、又之を修理するの役を助く、寶永元年十月(二二六四)久能山を修理す、同年十二月朔日又五千石を加へ田を河内に賜はる、是に於て三萬石となる、同二年四月根津樓現を江戸駒込に建つるの工事を督す、同三年十月七千坪の邸地を深川に賜ひ遊息の所とす、同四年十月四日富士山噴火し地震ひ、久能山駿府城等大に破壊するに際し、旨を承て檢視し土人の罹災者を撫恤す、同六年九月廿六日病を以て職を辭し雁問詰となる同年十一月五日邸を外櫻田に受け舊邸を還上す、同七年四月十七日外櫻田の邸に卒す年三十八、清光院心安榮達大居士と諡し天増寺に葬る、二男二女あり、長子昭賢元祿十一年四月十日(二二三

五八)常磐橋門内の邸に生れ大藏と稱す、始め重相重量の名あり父卒して寶永七年六月十一日(二二七〇)封を襲ぎ鳥山城主たり、正徳元年三月十五日(二二七二)邸地を麴町八丁目に賜はる、此邸は維新の際に至るまで存せし所なり、享保十年三月十六日(二二八五)世子家重の偏諱を避け、重量を昭賢と改む、同年十月十六日鳥羽に移封せらる、享保十三年(二二八八)及び寛延元年(二四〇八)の九月磯部伊雜宮の遷宮式あり、其兩翌年の九月四日内外兩宮の遷宮式あり、皆な兵を出して警衛す、是れ伊勢は志摩と境域を接し、且つ磯部は其封内に屬するを以てなり、是より後遂に定例となる、寶曆二年十一月二十九日(二四二二)年五十五にして卒す、泰政院華嶽英山大居士と諡し天増寺に葬る、子なし姪昭央を養つて子となし後を嗣がしむ、昭央以下の事は鳥羽城址の條下にあり故に略す。

▲瀬巴山稻荷 横町に在り、倉稻魂命を祀る、明治四十年十月二十六日大山祇神社に合祀す。

▲西清水稻荷 横町に在り、木花開耶姫、大土神、倉稻魂命を祀る、和銅七年(二二七四)の創建にして靈龜二年四月三日(二二七六)祭日を定め四月初卯とす、寶永

七年二月二十三日(二二七〇)堀の上一同の祭神とし社殿を造替し與祭を改む、明治に至り祭日を五月初卯とす、四十年十月二十四日遂に大山祇神社に合祀さる。

▲豊中稻荷、東清水稻荷 共に中の郷に在りて倉稻魂命を祀る、もと城山に在りしを、九鬼嘉隆文祿三年(二二五四)鳥羽城築城の際此所に移す、夫より中の郷の信徒申合せ祭祀す、明治四十年十月二十四日大山祇神社に合祀す。

▲樋之山尾崎社 藤の郷に在り、大己貴命外五神を祭る、和銅五年(一三七二)の勸請に係り、實に鳥羽最古の神社たり、弘仁十年三月三日(一四七九)老夫に神托あり爲に一祠を建て正一位稻荷と名く、文化の末より文政の中頃(二四七三―二四八五)まで大に繁昌せり、明治の初年尾崎社と改む、境内に竹中稻荷、中島稻荷あり竹中稻荷は元竹中某の自祭、中島稻荷は元中島にありしを以て名く、三社共に明治四十年十月二十四日大山祇神社に合祀す。

▲奥谷稻荷 奥谷五段に在り、享和元年十一月(二四六一)鳥羽藩士之を建つ、安政五年(二五一八)伏見より勸請す、明治四十年十月二十四日大山祇神社に合祀す。

▲瘡守社 奥谷五段に在り、祭神少名彥命、創建詳ならず、瘡毒に靈驗ありとて、毎年一月二十日近國の參詣者多し、明治四十年十月二十四日大山祇神社に合祀す。

▲赤崎神社 藤の郷宇赤崎(舊船倉の南海岸)に在り、豐受大神宮の攝社にして、荒崎媛命を祭る、境内千廿二坪、樹木鬱蒼、前面は則ち鳥羽浦にして安樂島、村山、坂手の白石濱を望める佳景の地なり、夏時納涼の客多し、(赤崎は土赤きを以て名く、是れ地下の黃銅礦が大氣の作用を受け、酸化鐵となりて地上に暴露したるもの、俗に此土をヤケと稱し此土あれば必らず地下に礦脈あるを證せり)、もと赤崎明神といひ、神祇本源に「赤崎明神在知久私島」止由氣太神宮儀式帳及び長徳檢録に「赤崎社」建久内宮年中行事六月十五日贊海神事の祝詞に「惡志赤崎加布良古の明神」と記すもの即ち是なり、或は曰ふ日和山の南麓に在る賀多神社の森は此の社の舊地なりと、此社神宮の攝社なるを以て神宮より祠官來りて二月二十二日新年祭、六月二十二日月次祭、十月二十二日神嘗祭、十一月二十八日新嘗祭、十二月二十二日月次祭を行ひ、尙ほ舊慣として藤の郷の者七月一日を以て私祭を行ふ、是れ鳥羽に於ける大祭の最終なりとす。

▲大山祇神社 藤の郷赤崎に在り、大山祇命、宇迦魂命素戔鳴命を祭る、永正年中(二一六四—二一八〇)某寺の鎮守なりしを、永祿三年(二二二〇)以後藤の郷の人齋敬し、天下泰平國土安穩を祈る所とす、境内の山神社(野椎命を祭る)は元赤崎神社内にありしを、明治の初神宮の出張員に申請し、同八年十一月此社に移す、二社共に明治四十年十月二十四日、錦町の大山祇神社に合祀す。

▲玉龍山常安寺 大里町に在り、曹洞宗三河國豐川妙嚴寺末、伊勢志摩新四國八十八ヶ所の第三番に當り、志州第一の巨刹にして、境内千四百八十八坪あり、慶長二年(二二五七)九鬼大隅守嘉隆之を建立し、僧貫室善道を開山とす(或は云ふ慶長十二年嘉隆の子守隆、父嘉隆冥福のために此寺を建つと)、本尊は釋迦如來、守隆後に至り父嘉隆の永代祠堂料として、笠山の内、東西百十間、南北二百間を此寺に寄進す、延寶三年(二二三五)守隆の三男兵部少輔隆季、黃檗の僧木庵禪師に請ひ、遠祖の爲めに塔の銘を勒す。

藤原氏九鬼大隅守嘉隆公泰叟常安居士
塔 上 銘

塔影核空秀並川澤 吾作斯銘爲子孫福

延寶乙卯三年夷則月朔越三日

黃檗萬福禪寺住持木菴瑤老僧書

其後二十世巨海東流大和尚同寺の廢頽せしを起し、稍舊觀に復するを得たり、之を中興開山とす、寺境山を帯び海に臨み矚目甚だ佳し、依て明治十年一月 天皇陛下海路西京へ行幸の途、此寺を行在所と定められ、同二十年二月 皇太后宮陛下伊勢大廟參拜の途亦た此寺に駐蹕せらる、四十一年四月男爵九鬼隆一氏此寺に詣り、兩陛下駐蹕の記あり、今、額として本堂に掲ぐ、曰く

常安寺是吾祖常安公、二代守隆公菩提處也、公叱咤風雲樹立功勳、其事蹟之可以傳記者不爲少、而時屬否運不能顯揚發揮、洵爲可惜矣、二代公至孝深悼、創本寺以祈冥福、爾來三百年香花不絕、明治中興化理清明文武丕揚、皇上巡狩四方吊古撫今、則駐龍駕于本寺、是不惟本寺之光榮、爲公者亦可以感泣于泉下、隆一屬公之族濱島名張及其周邊之領主九鬼豐後之末裔、亦沐浴聖恩者、乃謹記其由以傳後、

從二位勳一等男爵 九鬼隆一再拜

窃聞自天生民居於諸夏、聰明耳目潤達才能富貴顯榮澤流萬世者、蓋非質仁秉義弘道施德、亦未能使天下抱惠而憚服、是以聖人謂道徳誠爲至善之吉祥、抑亦名實純粹一古今無對者也、前大隅守嘉隆公生於志摩州鳥羽縣、先藤原氏大織冠鎌足之遠裔也、有武威而抱慈徳善仁惠如春之沛、築城本縣輔信長公秀吉公、征難賀浦並安骨浦三韓等處大有勳功、食三萬五千石、代代享祿、皆隆公武才雄俊仁澤惠施之、而然及其晚年退身逸世、內秘禪理深心佛苑、外營勝蹟攝念潔道、尋於大和州長谷寺塑二金剛、篤敬三寶請益韓長老其師也、爾後復建常安寺於志摩州爲終焉之域、號泰叟常安居士、世壽五十有九、天機湛悅徳性和雅、是知世出世法莫不留神、而深操道行、功業彰々然昭著於遐簡、所謂功而不幸者歟、茲其玄孫九鬼式部少輔隆季公、思逝祖懿孝懷源毓、恐年代之久湮沒無傳、特請老僧與之狀銘、於戲人有一善者亦可作天地之紀範、況其善行徳惠之全者乎、故草草走筆而爲之、銘曰

宇宙寥廓乾坤旅泊 惟人至靈動靜磅礴
含融法界大千戲躍 死生如夢眞性冥若
優兮遊兮榮顯灑落 洪業暨成掩化常樂

寺内に九鬼家の廟、稻垣家の墓、十王堂、開山堂、開基廟、進提堂、稻荷(鎮守)、鐘樓等あり、九鬼家の墓廟は本堂の後にあり、門扉常に鎖して猥りに人の入るを許さず、門の左右には中興開山東流和尚が「神靈常鎮山、玉龍日献水」と記する對聯を掲げ、廟前に九鬼隆國の「昭穆」と記する額、左右の柱には同く隆國の「玉龍献水法泉興化無窮祥、神靈鎮山甘棠聯芳千萬瑞」の對聯を掲げ、廟内には塔上銘及び九鬼家代々の墓碑を安ず、又門前には大福堂、豊川吒枳尼天、塔頭來迎寺址、安養寺址、慶林寺址、本町に即心軒の址あり、大福堂は門前の左側に在り、此に懸る鰐口は慶長十五年(二二七〇)の鑄造にして、裏面に左の如く勢州渡會郡鳥羽云々と彫刻す、是れ此地の未だ伊勢領たりし時の遺物なり。

奉 九鬼長門寺御前子孫繁昌息災延命所願
鑄 勢州渡會鳥羽玉龍山常安寺藥師堂心伸施主
慶長十五庚戌二月吉日

豊川吒枳尼天は門前の右側にして、塔頭安養寺の廢址に建てり、傳へ云ふ三州豊川吒枳尼天はもと當寺にありしを、時の住職退轉の際奉持して豊川に安置せり、依て其の後此堂を建つと、安養寺は安乘の人宗山の開山

に依り、安乘の人之を建つ、本尊觀世音、來迎寺は片田の人善宗を開祖とし、片田の人之を建つ、本尊觀世音、慶林寺は九鬼の家臣渡邊數馬(後九鬼數馬と改む)の家入休庵(儒と醫を兼ね和歌舞樂を能くす)隱栖して草庵を結び休庵と稱せしもの、址へ、來迎寺開祖善宗の法嗣宗春の文殊菩薩を本尊として創建せしもの、三寺共に維新の際廢寺となる、又即心軒は、常安寺主退院後幽栖の地なりしも亦維新の際廢止せらる、寶物は開山善道大和尚の着用せし木蘭廿五條衣、泰叟常安大居士(嘉隆)の像、空山了本大居士(隆季)の道號記、九鬼家寄附の林和靖(狩野法眼永真筆)三幅對、九鬼嘉隆朝鮮征伐の時持來りし涅槃像、達磨、門扉、九鬼隆季寄進備前永正祐定作の刀、信國作の脇差、九鬼家系、陛下御駐蹕の際用ひし門標(長三州の筆にて行在所と記す)等なり。

(参考)伊勢志摩新四國八十八ヶ所は、本年四月中、伊勢山田の人村木永亮なるもの、創設に係る、則ち左の如し(左記の中五十三番以下は伊勢に屬す)

- 第一番 聖神 玉泉寺 第二番 聖神 觀音寺
- 第三番 鳥羽 常安寺 第四番 鳥羽 濟生寺
- 第五番 鳥羽 金胎寺 第六番 鳥羽 四念寺

- | | |
|---------------|--------------|
| 第七番 鳥羽 正徳院 | 第八番 船津 自音寺 |
| 第九番 岩倉 極樂寺 | 第十番 松尾 天徳寺 |
| 第十一番 今浦 大江寺 | 第十二番 木浦 清岩庵 |
| 第十三番 石鏡 湖月庵 | 第十四番 石鏡 清鏡庵 |
| 第十五番 國崎 常福寺 | 第十六番 相差 梵湖寺 |
| 第十七番 畔崎 西明寺 | 第十八番 的矢 如意寺 |
| 第十九番 的矢 禪法寺 | 第二十番 三ヶ所 栖雲庵 |
| 第二十一番 國府 國分寺 | 第二十二番 鶴方 棲鳳寺 |
| 第二十三番 神明 昌禪寺 | 第二十四番 立神 少林寺 |
| 第二十五番 立神 本福寺 | 第二十六番 甲賀 妙音寺 |
| 第二十七番 甲賀 見宗寺 | 第二十八番 志島 海藏寺 |
| 第二十九番 畔名 臨江寺 | 第三十番 名田 光月寺 |
| 第三十一番 名切 桂昌寺 | 第三十二番 船越 虛空院 |
| 第三十三番 船越 祥雲寺 | 第三十四番 片田 藥師堂 |
| 第三十五番 片田 如意庵 | 第三十六番 片田 來迎寺 |
| 第三十七番 片田 金剛院 | 第三十八番 片田 三藏寺 |
| 第三十九番 布施田 藥師寺 | 第四十番 和具 銀光寺 |
| 第四十一番 和具 觀音堂 | 第四十二番 和具 龍珠院 |
| 第四十三番 越賀 寶珠院 | 第四十四番 越賀 普門寺 |
| 第四十五番 御座 不動堂 | 第四十六番 御座 潮音寺 |
| 第四十七番 濱島 極樂寺 | 第四十八番 濱島 龍江庵 |
| 第四十九番 穴川 安心庵 | 第五十番 青峰 正福寺 |
| 第五十一番 河内 慶藏寺 | 第五十二番 丸山 庫藏寺 |
| 第五十三番 朝熊 金剛證寺 | 第五十四番 朝熊 永松寺 |

- | | |
|---------------|--------------|
| 第五十五番 朝熊 珪田庵 | 第五十六番 朝熊 靜隱庵 |
| 第五十七番 朝熊 心證寺 | 第五十八番 山田 高源寺 |
| 第五十九番 山田 世義寺 | 第六十番 勢田 中山寺 |
| 第六十一番 山田 等觀寺 | 第六十二番 山田 法住院 |
| 第六十三番 中津 泉齋院 | 第六十四番 栗野 正傳寺 |
| 第六十五番 岩出 三尊寺 | 第六十六番 中角 教勤寺 |
| 第六十七番 宮古 廣泰寺 | 第六十八番 勝田 圓滿寺 |
| 第六十九番 田宮寺 田宮寺 | 第七十番 矢野 觀音寺 |
| 第七十一番 蚊野 永壽寺 | 第七十二番 田丸 寶龍寺 |
| 第七十三番 田丸 光明寺 | 第七十四番 山田 養妙寺 |
| 第七十五番 山田 瑞泉院 | 第七十六番 山田 不動院 |
| 第七十七番 山田 善光寺 | 第七十八番 山田 光明寺 |
| 第七十九番 神田 自性軒 | 第八十番 黒瀬 昌福寺 |
| 第八十一番 通 正眼寺 | 第八十二番 一色 昌久寺 |
| 第八十三番 二見 明星寺 | 第八十四番 二見 慶春庵 |
| 第八十五番 二見 増徳庵 | 第八十六番 二見 禪棟寺 |
| 第八十七番 二見 高泉庵 | 第八十八番 二見 大江寺 |
- ▲天英山光岳寺 横町に在り、境内四百八十一坪、曹洞宗三州豊川妙嚴寺末、本尊は十一面觀世音にして行基の作なり、正保元年五月(二三〇四)稻垣攝津守重種三州碧海郡刈屋に本寺を建て、僧義春を開山とす、享保十一年八月(二三八六)稻垣攝津守昭賢鳥羽城主となるに及び之を鳥羽に移す、稻垣家累代の菩提所にして位牌

あり、而して稻垣長明、長行を常安寺に葬りしは、此寺境内狹きを以て常安寺の一部を借りたるなり、又此寺の後丘に鷹羽龍年を葬る。

鷹羽龍年字壯潮又は半鱗、雲滄退士、瀑翁、天紳子等の別號あり、通稱主税其の先大職冠鎌足より出づ、元毛利又は森と稱す、文治年中(一八四五—一八四九)左衛門尉藤原應房に至り源頼朝に仕ふ、五世の孫應季鎮守府將軍北畠顯家に屬し堺浦に戦死し、是より世々北畠氏に仕ふ、天正四年(二二二六)北畠氏滅び、應季九世の孫道祐隠れて他に仕へず、道祐十二世の孫右京(未有と號す)玉串氏を娶り、寛政八年八月十六日(二四五六)一男を擧ぐ其子則ち龍年なり、幼にして穎悟、學を好み詩を嗜む、嘗て家譜を見て慨然感ずる所あり、年十四去て江戸に遊び、大學頭林樞宇の門に入り天下の名士と交り、最も知を岡部近江守に受く、其遊二十年才名大に顯はる、然れども數奇不遇行資屢々空しく、乃ち歸りて太神宮の散史となる、弘化二年(二五〇五)稻垣信濃守長明の聘に應じ經を其藩校に授く、長明眷遇優渥、文久二年(二五二二)に至り祿五十石を食み、奉行の席に列し督學に任じ顧問を兼ね、鳥羽の小藩にして頗る人材を出

す龍年の力多きに居る、慶應二年正月八日(二五二六)病を以て逝く年七十一、著はす所、志摩詩志、伊勢詩志、養唱庵存稿、養唱老稿、經註我詩話等あり。

(備考)舊鳥羽藩學校は元鳥羽城内二の丸の地積に在り、文政年中藩主稻垣對馬守長剛の創始に係り、其學問所を尙志館と稱す、校中文武の二部に分ち、文は専ら漢籍を主とし、武は劍槍弓馬柔術等にして、士民を問はず就學を許せり、文部には教授役三四名、句讀方六七名、武部には各術に師範役一名世話役二三名宛を置く、明治三年小學校を設け兒童八歳までを入學せしめ、讀書習字算術を習はしむ、明治四年藩制改革に際し武術の教場を廢し、更に學塾を設け三計塾と稱す、同五年廢藩に依り之を閉鎖す。

▲惠日山本性寺 一に本照寺に作る、本町に在り、境内百六十九坪、眞宗伊勢一身田專修寺末、萬治二年三月九日(二三一九)僧文可一身田より來り此寺を創建す、本尊は阿彌陀、文可は天和三年八月十二日(二三四三)遷化し、一乘院増上慶縁(一に慶觀に作る)律師と諡す。

▲眞北山妙性寺 本町に在り、境内百五十九坪、元伊勢飯野郡射和村淨土宗眞樂寺末、今眞宗本願寺末たり、

始め九鬼家の老臣野呂治左衛門の宅地たりしを、寛永元年五月十三日(二二八四)眞樂寺の僧教誓乞ふて、寺を建つ、往古北隣の山王權現社後に一老樟あり、枝葉此寺の屋上を庇ふを以て神木寺と名く、寛永十九年大里の信誓寺(射和蓮生寺末)故ありて廢絶し、其本尊阿彌陀如來其の他の什器を此寺に移す(今其寺址を信誓谷といふ)、此寺信誓寺の北に當るを以て神木寺を改めて福聚山眞北寺と改む、其の後何時の頃よりか、眞宗に變じ今の名に改む。

▲五趣山濟生寺 横町安齋谷に在り、淨土宗京都知恩院末、往古京都南禪寺の開祖大明國師の法嗣自然居士回國行脚の時、此地に來り庵を結び、法泉庵と名け閑栖の處とす、後居士京に歸り久しく空庵となる、延寶八年五月二十四日(二三四〇)江戸靈岸寺の僧相譽故ありて鳥羽に來り法泉庵を再興し濟生寺と號す、修造の時相譽自ら土木を擔ひて功を奏す、庭を穿つに當り、丈二寸の金像阿彌陀佛を得たり、依て之を本尊とす、今伊勢志摩新四國八十八ヶ所の第四番の札所なり。

▲松榮山天真寺 横町安齋谷(濟生寺の西隣)に在り、日蓮宗京都妙覺寺末、志州にて日蓮宗は唯此寺のみ、寛

永十九年(二三〇二)武州北豐島郡谷中村(今東京市下谷區谷中町)境智院の僧日達(寛文九年二月九日遷化)此地に來り之を創建し長福寺と稱す、後長壽寺と改め後又今の名に改む、もと什寶として琴一面を藏す、傳へ云ふ壽永二年(一八四三)三位中將平重衡因はれて鎌倉に至る、源頼朝妓千壽をして重衡に仕へしむ、千壽此琴を携へ來りて重衡を慰む、後重衡殺さるゝに及び千壽其の永訣を惜み此琴を後朝と名く、其後此琴土井大炊頭利勝の藏する所となりて、七寶にて澤瀉を貼し、澤瀉と改め、後之を孫女(土井遠江守利隆の女)に贈る、孫女深く之を鍾愛す、後年土井周防守利益の家臣土井圖書頭に嫁するの時之を携へて鳥羽に來る、貞享二年(二三四五)圖書頭利益に従ひ江戸に赴く、妻女想夫の情禁する能はず遂に病み、生前一たび夫に見えんと欲し。色見えて移徙ふものは紫の由縁思へば懐しきかなの一首を詠す、病革むるに及び侍女盆裁の芙蓉を携へて其枕頭に置く、妻女之を見て

深よくたからの池の水すみて花の臺に今のりの道と詠じ同年四月十五日遂に逝く時に年二十一、此寺に葬り淨珠院妙意日信と諡す、圖書頭之を悼み、其追善の

ため澤瀉の琴を此寺に寄附せり、何時の頃か其琴紛失して今其所在を知らず。

▲慈眼山金胎寺 中の郷に在り、眞言宗にして、元観音堂といひ、鍋ヶ崎月見橋の下にありしを、内藤志摩守忠重の時此所に移し、同飛騨守忠政の時、慈眼山観音院と改む、維新後元城山大山祇神社の背後にありし稻垣家の祈禱所金胎寺(眞言宗)を此寺に合し、観音院の名を廢して慈眼山金胎寺と稱す、伊勢志摩八十八ヶ所廿二番、新四國五番の札所にして、本尊は千手觀世音、佛師春日の作なり、元白山權現あり、此地山上に在りて山海併せ觀るのみならず、境内西國八十八ヶ所の石像を配置するを以て賽客遊人常に絶えず、碑三あり。

杜鵑さえ行く方や鳥一つ 寛政九年 巳五月
白雲に添ふて散行く柳哉 壺 遊 雙 鳥
一筋に迷はで雪の山路哉 奇 石

▲春暉山實相院西念寺 藤の郷に在り、境内七百七十四坪、淨土宗京都知恩院末、伊勢志摩新四國八十八ヶ所六番の札所、本尊は阿彌陀如來、元鳥羽城内に在りしを内藤志摩守忠重一の丸修造の時、之を奥谷に移し其寺址を三の丸とす、内藤氏亦淨土宗なるにより之を同家

郎左衛門の手に渡るなり

▲玉築山正徳院 藤の郷に在り、境内三百十五坪、淨土宗西念寺末、伊勢志摩新四國八十八ヶ所七番の札所にして、本尊は阿彌陀如來、惠心僧都の作なり、天正十五年三月(二二四七)横町濟生寺の僧榮譽大徳之を建て、淨光院と稱す、法弟善譽源作大徳をして住持たらしむ、寶永元年(二二六四)今の名に改む、もと赤崎船倉の西隣にありしを正徳年中(二二七一—二二七五)之を今の地に移す、七世心蓮社逸譽祖秀巨徳中興の祖となり、西念寺末となる、寛政の頃(二四四九—二四六三)境内に金比羅社を建つ、毎年三月十日、十月十日祭禮を行ふ、近郷近在より來詣するもの幾千人、毎月十日の命日亦參詣者多し、寺寶として弘法大師の舟板名號圓光大師六字の名號あり、舟板名號には「承和元年三月十五日金剛空海書」(一四九四)の十四字を傍書す、庭前に井あり、弘法の井といふ。

▲玉峯山吉祥寺 大里町の洞院谷に在り、淨土宗西念寺末、本尊阿彌陀如來、橋氏累代の菩提所にして、始め岩崎の茶臼山に在り(今耕地となる)、茶臼山橋祥寺といひしを延寶七年(二二九九)桃隱谷に移せり、寺内に

の菩提所とす、土井周防守利益の時、奥谷を家士の宅地となすため、又此寺を今の地に移し之が代償として、筑山の内東西二百四十餘間、南北百三十間を寄附す、寺内辨天社あり、相島の辨天を勸請し此寺の鎮守とす、此寺の塔頭に善昌庵(後善昌院と改む)あり、維新の際廢寺となり、後再興して今伊勢國度會郡一色村に在り、鳥羽舊記に曰く

善昌庵の事 此寺松井屋甚兵衛(鳥羽の人)の先祖淨源建立す、江戸さる屋敷の小姓梅江清八といふ者、浪人して香具賣商人となり、江戸吉原の小櫻といふ淫女に戯れ、家財を失ひさまよひ渡り、日比青葉の笛を翫びけり、其比遊女の歌に

遅櫻青葉にまじりな曉のかねがつくれれば今は秋風と歌ひしを無念にや思ひけむ、菰髮染衣の姿となり、清巴と名を改め此所に來り此寺に居る、其頃作治といふもの、遊女に今井といふ女に名の立ちて西念寺の和尚追出す、身のよる所なくなりしを、横町の三太夫といふもの情ありて小高き所に庵をしつらひ居けり、清巴山といふ庵の跡清水谷に在り、青葉の笛は磯田茂左衛門數奇の道にて求めしなり、其の後今井六

橋次郎宗忠の墓と稱するものあり、中央に玉岸宗忠、右に享祿二年、左に丑六月廿一日と刻す、又位牌あり、玉岸宗忠天正十八年二月十五日死と記し、玉岸を玉岸と誤り又年月を異にす蓋し後人の作りしものならん。

雜事

▲海水浴 錦町に在り、明治二十三年の夏、始めて之を開く、砂清く浪靜にして、老幼些の危険なし、古來土用の丑の日海潮に浴し、鰻、餅を喫すれば疾患に罹る事なしと言傳ふるを以て、丑の日特に來浴者多し、旅館錦浦館、長門館等其附近に宏壯なる家屋を造り、海水温浴を設け内外遠近の客に備ふ、此地冬暖夏涼加ふるに春漁秋釣一として可ならざるを以て獨り夏天に限らず、四時來遊の客絶ゆることなし、然るに今回鐵道鳥羽線の敷設あるや浴場附近は鐵道院の買収する所となり、遂に好個の浴場を失ひたりと雖も尙他に適當の地多し、特に今年旅館富久屋の主人が其所有地なる對岸の坂手島西濱に開設したる海水浴場の如きは更衣所、休憩所、等の設備より、浴衣、浮囊の備付等間然する所なく、浴

に倦めば或ひは釣し或は舟し、終日暑を知らずして歸るを忘るゝ所なり。

▲鳥遊び 陸上の遊覽に厭かば、宜しく船を僝ひて答志に九鬼嘉隆の墓を吊ひ、菅島に燈臺を見、若くは蟹婦をして鮑を取らしめ（鮑取は志州の名物にして鳥羽より汽船一艘を借切るも五圓乃至十五圓なり、菅島の部に詳し）又は神島に古里の窟を尋ね、芋生の浦に赴きて辨天祠に賽するもよし、永く此地に滞在して志州海陸の勝を探り盡せば、更に進んで汽船に搭じ尾州の知多に赴き大野、野間、内海、豊濱、師崎、篠島、三州の渥美半島に行き福江、伊良湖等に巡遊するも亦頗る妙なり。

▲魚釣 港内魚介多く、岸頭に立ちて綸を垂るゝも、舟を僝ふて海上に赴くも、忽ちにして數十百を獲、春の沙干狩を始めとし、鱈釣、鯨釣、小鯛釣、鰻釣等四時殆んど間斷なし、殊に冬期黒鯛の集る時は、少童猶ほ能く之れを釣し得、滞在客の如きは、之を釣りて背を開き醬油漬となして、故郷に送るもの多し、依て其期節に至れば拂曉争ふて餌を買ひ、少しく後るれば之を得る能はず、又郵便局の如きは黒鯛の醬油漬を小包郵便に托するを以て立錫の餘地なきに至る事あり。

門心匠者也、其有功後世可謂偉也、手船作用寄船法式、自往古有所定之而嚴重也、土人用鰯魚作生乾披摺引、而缺郡守刺史、郡守刺史亦貢獻上厨餽于親交、而賞美之矣、

打魚詞五首二。鳥羽江、至冬月天寒、鰯魚聚就暖處、土人候之、網載江口、置舟數百、圍捕之、洵爲奇觀（志摩詩志） 應 羽 龍 年

蔽江魚背黒、或躍迸沮洳、網卷寒江去、凸舟量活魚。魚市新鮮氣、鰯生羽翼翔、濺測跳伊勢、唼喘喘尾張。

▲能樂 古へ藩主の能樂を奨勵し、賀多神社の祭典には、必らず舞樂を奏したる例あるを以て、今尚ほ此風存し、里人之を知らざるを耻とす、故に歌妓にして猶ほ之を能するものあり、他地方此類を見ること稀なり。

▲盆踊 本邦至る所盆踊あり、然れども其歌概ね卑猥陋褻聽くに堪へざるもの多し、獨り此地の盆踊は其歌古雅頗る誦するに足る、是れ伊勢山田の隣奥山中書で作る所にして其數凡そ三百篇の上に出づ、今此地に於て尤も行はるゝもの五六を左に掲ぐ。

妹 春 山

古への、江口の湊神崎の、里はおやまの初めにて、手管の始め、色々の、間夫や深間の中にせく、襖一重が

▲鮪の桶漁 是は冬期漁夫の爲す所にして、來遊客の手を下すものにあらずと雖も、之を見物する亦一興なり、桶漁は九鬼嘉隆の時大井又左衛門の創意に成りしものにて、一擧數十萬尾を得る事あり、志陽略志に曰く鮪音支制、口女、日本記訓久知伊勢鯉、名吉、讀如腹便、或曰蝦太俱、鮪音支制、口女、米口女者鮪也、伊勢鯉、名吉、讀如腹便、或曰蝦太俱、鮪音支制、口女、米口女者鮪也、伊勢鯉、名吉、讀如腹便、或曰蝦太俱按鮪者此魚之總名、而魚色細黑故名之、鳥羽浦、小濱村、坂手村、安樂島村、浦村之江涯及石鏡村、畔蛸村、的矢村等海濱多捕之、形味類鯉、故稱伊勢鯉矣、能跳如飛、連行成陣、形圓頭扁背黒肚白也、性喜食泥而未聞貪餌者、故不能釣之、餘州之產有些泥味、志摩之產全無泥味、冬月之際、此魚群聚海中暖所、漁人登高以窺其成陣之所、乃下網截流取之、是謂截採、今土人曰桶捕、其法濫觴於鳥羽浦、傳言九鬼嘉隆之時、每歲冬月鮪魚多群聚于八反田浦、鳥羽土人大井又左衛門云者、登高窺之、巧捕魚之術、而使土俗習練其法也、然後先設長大網、截自鍋崎至鮑石浦之涯口也、故所聚其江中之鮪魚、不得出而活潑跳揚、此時漁人廻無數艇、投沒小網于波底、悉皆採之、若漁人貪多則竟壓沈于船、即以可知魚多矣、自是爲每冬之流例、于今資漁人之產業、加之近遠海俗多效其法矣、是出自又左衛

吉野川散らす延紙花の山、實に世に遊ぶ人々の、錢や小判の捨所、奥は騒ぎも賑やかに、去る大盡の領地にて、裏を見越の珍座敷、狭き木蔭にしよんぼりこ「清船ならぬ何時ぞやより、親の勘當裏住居、伴ふものは折々に、小女郎と我と唯二人、流行唄さへ口の内經讀むやうに思はれて、心細くも憐れなり」頃ほ彌生の始めにて、女雛男雛の箱の内、思ひの絶ゆる際もなく、辛い懸路の其上に、親と親方兩方へ「せきにせかれて逢ふ事は、猶片糸の寄邊なく、戀し床しの久我様は、此唐紙のあなたにと、聞いたを便り人目せく、仲居のりんに隔てられ」顔見るさへも中々に、客の許さぬ中垣を、忍び合ふと叶はねば、聲聞く許り雛鳥は雲井をかふる籠の内、何れ果敢なき川竹の、流を渡す鶴の、橋はないかと口説泣く、深間は猶も首尾あらば、はや泊りたき下心、我も床しさ變らねば、花車や鴉母の隔ての關に、文の便りも絶間がち、積る思ひは山々に、花の白雪解けやらで、淀み勝なる逢瀬の川の、いつそ泡さも消えなば消えよ、消えて再び添はりやうものか、兎にも角にも流れては、妹春の山の中に落つる、吉野を假の秋川、三つの栢のうけ出すか、連れて

退くかの占ひは、合ふも合はぬも戀の花、よそへ散らすな散る花を、櫻が中の立姿、しどけなくふり振袖の

道成寺

嘘のかは日高川より恐ろしき、女心の一筋に、誠があらば逢ふまでに「造りし罪も消ぬべき」、消えなば消えよたきさしの、かいたなき人の仇心、我は此頃此里へ「二道かける悪性の、跡を慕ふて曲輪町、三筋四筋と移り氣の、影は二ツ月は程なく入沙の、急ぐ心にまだ暮れぬ」格子々々の懸行燈、點さぬ中に着きにけり「さ、ぬ戸叩きフワリと明て、フワリと明けて、月に耻かし我姿、ハアなんごせう」傾城買に女とて、禁制にてはあられもない、末社の羽織かりに若て「既に酒宴を勧めけり、花の外には松許り、愛きが友には酒許り、暮初めてまだ間もないと思へども」仕舞太鼓や響くらん、アラ曲もなや恨めしやと、腹立ち花も辛抱を、するが女の道なりとて、ごうなりとも靡いたり、山衆の暮の身仕舞來て見れば、皆入相のかねてより「さし日」の揚屋入に、花を散りける、花を散りける、情の花の仇櫻と、格氣の角の尖り聲「座敷蹴立て踏鳴らす、階段の音も十二段、亂れ心の亂拍子、と

りもはらくふわくと、眠る人目をよき隙と、思へば此蚊屋疑はしやと、釣手に手をかけ飛ぶぞと見えしが、引擔いてぞ臥しにけり、言語同斷仰山に「禿が告げて花車鶴母、皆同音に聲を掛け、東方へござんせ、花の盛りは二軒茶屋の色競べ、南方に宮川筋も、弘法大師の流れ汲む、西方に大夫天職引舟かこひ橋女郎、北方に内のしんせん七軒町、浮に浮れて第一宙宇に迷ふた、懺悔々々六根清淨、南無不動明王」動くか動かぬか、なまくさまんだばさらだ、そりや動かぬは、眞言秘密で攻めかけ、珠數のあり丈けや「さらさら」さらさ、せんだまころしや、何のこつちやへ、何の怨か有明の、月がねこそふわくと、動くは、祈れた、彈やでんでに、琴三味線咒の間の合の手「引立られてむつくと起き、蚊屋に向て吐く息は、蚊遣となりて萌黄の外、アレ見よ間夫は現はれて、二尋餘りの女帯、とりちがへたる後朝の、腰にまき上げ、まき下し結び餘りを、兩方の引手へ應へ」

松風村雨

旅姿かた坊主も元は髯男、佛も元はるびをりに、昔男の行平の「松に行脚を行暮れて、木の下蔭を宿とせらしい何じやいな、我は木蔭に腹立波の磯馴松の、懐かしや松に吹來る夜嵐に、夢は破れて旅衣、村雨とぬれしも今朝見れば、松風許り残りける、千代萬代もへ

身揚枕

ば、今宵の主松風と、よそに聞いても袖濡す、其の村雨のふり合せ「多少の縁さかんきんのおいを庵に須磨の浦」一夜寢覺の波枕、現か夢か現はれて「灘の汐汲む灘の汐汲む浮身ぞと、見れば月こそ桶にあれ、月は一つ影は二人の美しくしき」ぞつと身に染む盃釜に、喉乾かせて旅僧の、片唾を飲んで松島や、小島の蟹の袖ならで、是れは松風村雨が「盃焼衣色變へて、かごりの衣のうらみても、歸らぬ昔懐かしき、行平の中納言、三歳はこゝに須磨の浦、都上りの紀念とて御立島帽子狩衣も」薄き契りと思はれて、是れを見る度にいや増しの思ひ草、忘れ草にも紀念こそ、今は仇なれ是れなくば、忘るゝ隙もありなんと、歌にも讀みつ汐汲の、深き思ひの物狂ひ、あれあれに我思ふ御立姿若緑「いやとよ夫れは空目ぞや、あれは松にて有原の其の人にてはなきものを」うたての人のいひ事や、松こそ戀よ待人よ、松が戀なら松笠も、捨て、置かれず取れば又、かつぐ袖笠たち分れ「歸りこんどの言の葉の、色は變へねど外に吹く、それは稻葉の遠山松、是れは懐かし君此所に、須磨の浦曲を松の雪、ひらさらとまらんせ、他所のサ一娘と、外の女郎衆と、あほう

身揚は我に勤めて我儘の、轉寝枕邯鄲の夢の、榮華をうらかへて、恨み數々葛の葉の「ふわくと」遊ぶ玉の緒はうつらくと現か夢か、廓忽ち閻王の、下屋敷かと思はれて「奥の一間のけん酒もくわつ」と聞けば凄まじく、花車の名も呼ぶ臺所「桶伏の側差足に、地獄廻りの籠の内、鳥はものは後朝の別れにこぼす空涙、雫積りて三途川、深い所へ遣る事の報ひに我も首丈の、工面に膝を折曲げて、内證頼む用聞の、婆に刺がれし帷子も」遂に流れの水の泡、跡方もなき偽りの起證の反古集めたら、死出の山でも張抜に、成り兼ねまいと思ひ寝の「夢に思はぬ人見れば枕並べし顔ならで、見る目嗅ぐ鼻不寢の番」二つ枕で交せご心、すまぬあかし寢雲の帯結ぶ間も、夏の夜の短きあしの一夜さへ、逢はぬ疑あるものを、百夜思ひの節込めて、竹の根を掘る燈心は、勘當させし大盡の、世を忍ばるゝ編笠の「中から出たる身の末は、掛行燈に照さ

る、「格子の火鉢炭頭、ふすべらるゝは、焼た報ひか焦熱の、烟比べん身の懺悔」富士と淺間に心を寄せて吉野龍田はごうせうぞいの、心の内を色に出で、隠し化粧も浄玻璃の、鏡に寄れば白化の、皴も白髪も目の前に「現はるゝまで問夫の名は、さす事ならぬ瓊瑤の、銀の釵笄は、紅蓮のつゝら厚水、張が強ふてかゝらるゝも、尻の重たい報ひには「却の秤に懸る時投げ出す足を叱られて、夢が覺れば蚊屋の外、廊にかはる機關の、仕舞大鼓の繁昌は、千里も響くへ。」

廊能

相生の夫婦も軒に若やげば、萬民之を賞賚す、松の位の二葉より、禿は廊の橋懸り「鏡の間から身仕舞に、面の出生も大盡の、千秋樂に髪を撫で、鼻毛を延の紙花は、酒中花にして引受ける「ひやッひやりの口笛に、大盃の舌鼓、太鼓末社も浮れ出て、君が酒を飲なら我も酒を飲まうよ、實にもそうよのやよ下戸も、すけようよと問の拍子も、二上りに「引手数多の文使ひ、色紙短冊附けられた、身の成果は植込の、木の下蔭を宿とせば、忍ぶ出合も、忠度の右の腕に入ばくろ、左の小指過ぎし夜に「切た咄はすゝくわにて、水

臭けれご世の中の情は雪と墨ぬりの、女心も正直な、鏡によれば我影の、浮名に立つて身揚りも「秋の扇と捨られて、風の便りの夏も早、思へば杉の下地窓、四疊はんちよが一人言、淋しき圍の腰張も、我は化たと思へごも、人は何ごか思ふらん、按摩の頭撫でられて、茶許ながら伯父坊に、似たごなぶれば尾を見せ「いのうやれくゝいや暫くと、引ごめる羽織の襟につくはれば、さすが岩木に非らざれば、心弱くも立止まる、こゝを山衆が取巻けば、粹もほうかい林間に「紅葉たく人憎いといへご、酒の畑さる色ごなる、可愛らしいじやないかいな「さすごは優し可愛らし、猿が鞆か鞆が猿か、夜の泊は何所泊り、後姿を見てもらへ、見たり見せたり心中に「髪は切ても、熊の、かげを船にも懸へたり、又すいかける雁首は、釣釣かごも疑はれ、島田も今は笄に、弓のかげごも思はれる「鳥は八聲をうたはせて、我は願ひの長枕、廊の事を祝言の、寝物語は萬代ご、盡せぬやごのへ。」

鶯

幾年か花に待れぬ心より、雪にも忍ぶ鶯の「足の裏まで美しく、羽根繕ひもいそぐと、谷の戸出でて初なんごは、此所で見えてさへよいごや申す、よい事積る友白髪、尉ご姥ごに未懸けて、蝶ご若荷の此二枚、忘れまいごと来た嬉さに、行くも戻るも千鳥足、杵杓で狂ふ狸々は「胸打してもひいやりご、水掛論に宇治川の、佐々木梶原濡事に、張合ふ客を見る如く、彼の金岡が書殘す「つゝ繪の奥の玉簾の内ぞ床しき風呂敷は、富士見西行浮々と「烟草の烟空に消えて、行術も知らぬかかげ坊は手にも取られぬ水の月、橋辨慶の生男に「ならぶお山の後帯、結ぶの神に思はれて、ほどく願の占もよし、幾千代かけてへ。」

▲ハンリガネ 古へ和船の盛なりし頃、江戸大阪間航行の船は悉く此港に寄泊するを以て、娼妓は皆小舟に乗り和船に赴きて春を鬻ぐ、土俗之をハンリガネと稱し、其數頗る多かりき、其後汽船の出来りて和船の入港漸く其數を減じ、加ふるに十年前娼妓の外出を禁せしを以て、娼妓の數亦從つて減じ、今は貸座敷十戸、娼妓四十餘人ごなれり。

○橋(編者曰く相橋をいふ)に添ふて幾隻の小舟の繫留されたり、粉黛したる怪しの女子の、小袂なご抱へつゝ小走りに歩を疾めて來るもの五七人、やがては

色繪鏡

春の、旦毎には來れごも、逢はで歸ると音に啼て「垣間見歩く竹の奥、調べも深き玉簾の、内や床しき君がため、若菜摘るゝ下髪、泥にしだるゝ柳から「身を逆に懸渡る氷のひまの水鏡、冬げのあかをもみ落す、尼の頭に悪性な、昔の疵の現はれて、ホ、ご笑へばきき耳に「機織る窓の横顔も、梅に中よき艶持ちちて、數の朝日の洩れ出る、人目乏しき親里に、天降りてや年明の、間がな隙がな手箒に「塵を苦にやむ風見えて、笹の枯葉も組みためし、時にくむる下紐も、一方ならぬ飯焚の、解きつほごきつまさ部屋の「南うけより暖かな、隠居手かけを覗いては、もちに糞する椽側の、居睡る猫も戀故に、夜が甚なる辻君の「宿はご間は、木隠れし、智者の邊の小娘に、經讀鳥ご諷はれて、柴の庵の軒端にも「契りは盡きぬ歌袋、幾千代盡きぬ月日星、よい事はかりへ。

紫陽花の下行く水や飛鳥川、變らぬ爲めの手本ごご、七枚起證今の世は、屹度守つて嘘突の、何時まで禿る白粉を、白狐かご諷はれる、廊の罨を脱て出て、今日誓文の宮参り、繪馬も鏡に動き出す、春の始めの春駒

十人十二三人、終に三十餘人となり、岸に近き漁夫の家、鹽煎餅など賣る家の門邊に佇すみぬ、傍らに居りし船頭の男に異しみ問へば打ち笑みて、鳥羽の名物「はしりがね」とは是れなりと應へたり、さては曾て聞き居たりしが、碇泊せる船に往きて春を嚮ぐなる娼女は是れか、異らしき者に端りなく會ひしは興あり、船出の様を看めん岸なる石に憩ひつゝ待ちぬ。綿銘仙、瓦斯絲織など、衣は光る衣つけて、觀光縮緬、メリンスの褌袴の半襟かけ、綿繻珍、友仙メリンス、綿博多などの帯しめたるが、年若きは太鼓に結び、老けたるは引掛に垂したり、髪は都て銀杏返し、いづれもこちたく紅つけ白粉傳けたれど、潮風に晒されし顔の鼠色なるが、何事か笑み語りつゝ、頓て三人五人づゝ、別れて船に上れば、妓夫兼船頭の、鼻の端に頬冠りして漕ぎ出しぬ、舟は波に揺られくゞて霧の裡に消えて行く、哀れとも亦哀れなり。

「はしりがね」の中に交りて、娼婆とも覺ばしき鬼相の老婆の、携へ往きし物こそおかしけれ、三脚ある朱塗の盤の縁を匝りて、波様に作りなしたる經木を立て、中には海老、寄芋、茸、玉子焼など安排し、其の中

央に松の小枝を植て根を金糸昆布にて飾りたるが、其様鳥臺に酷似たり、一夜妻のしるしなるべし、是れも哀れなり、此夜月明らかなり。

旅館の四隣は多く娼家なれば、海客の來り燕するものありて絃歌盛んに起りぬ、いと喧すし、壁を隔て、此地の俚謠を歌ふを聴く。

鳥羽はよい所朝日を受けて七ツ下れば女郎が出る鳥羽つく上下は長上下長上下船頭乗のへ々上下

伊豆の下田を朝山まいて晩にや志州領の鳥羽浦へ偶々鶉飼生の訪づれ來りたれば、舟を錦町の川に懸し、一陶の酒を載せて、銀波激漣の中に縦ちて、往く所に任せたり、港の中に碇泊せる日本形船幾十隻、いづれも置酒して酣飲し、絃歌の湧くが如し、歌吹海は正に是れ、船を寄せて舳なる窓の中を窺ひ見れば、胴の間の正面、船魂を祀れる龕には燈を簇らし、其の上に胡座せるは赭顔の船頭、傍らには「はしりがね」侍座し、船夫ども環り座し手を打つて節を作し歌ふ、甚句あり、追分あり、磯節あり。

露墮ちて衣は潤ひ、海風甚だ冷かなり、乃ち舟を回さんとす、忽ち蒼茫の中に聲あり、「寅やアん」「竹やア

ん」其聲凄陰にして幽咽、鬼喙のごとし、「このすべため」「腕なし阿魔め」、唾音一番、先なるは船に置き去られたる娼婦の客を得ずして、己れを載せ來りし船夫の名を呼びて舟を回さんことを乞へるなり、後なるは呼ばれたる舟子の娼女を罵るなり、余は聞くに忍びず、急に舟を返して旅館に歸る（勢南記游、遅塚麗水）。

○ハシリガネと云ふのは裁縫師兼の訛つたので、船夫のみを客にする公娼の稱である、船が着くと見るにハシリガネはテヨロと云ふ小船に乗てその船へ出かける、ハシリガネの女は必ず齒を染めて銀杏返しに結つて素肌「上つ張」と稱する總黒天鵝絨の廣袖を着、白い帯をぐるぐる巻にして居る、これが船に着くと船夫の爲に着物の綻を縫つたり（これがハシリガネの稱の所因）臺所のこと遣つたり、唄も唄へば三味線も弾き、つまり女房の役も藝者の役も女郎の役もするので、斯う云ふ女が鳥羽に二百人餘居て、船夫は之を樂みに入港したものださうだが、明治卅三年に差止められて仕舞つた、「伊豆の下田を朝山まけば、晩にや志州領の鳥羽浦に」、追風に帆あげて舟飛

ふ矢の如く遠州灘の荒浪を凌いで、暮色美しき鳥羽に入ると、愛らしいハシリガネが上つ張を光らせて漕ぎ寄せる、此の時の情景ごんなに船夫の心を震はせたであらう、僕はその繪のやうな光景を想つて、官の餘裕の無い潔癖を怨んだ（お伊勢参り、沼波瑠音）。

○伊豆の下田を朝山巻けば晩に志州の鳥羽浦に着く、船乗の眼より見ると鳥羽は誠に佳い所、七つ下れば女郎が來ると唄ふて居る、船が着けば町に居るハシリガネは早く船に乗つて訪問する、又彼等の服装が面白い、黒の天鵝絨の袷に平袖を着て白や赤の細帯をめて居た、そして藝も演じて居たが傍ら針師を兼ねるといふ所から斯様に轉訛したの相な（中略）ハシリガネは二百人も居た、帯の色で上下の階級が定まつて居た、赤帯の分は若子と呼んで花簪をピラピラさして、姉様株の世話もし又自分も客を取つた、彼等は公に許されたる娼妓であつた、そして夜の十二時になると城山の頂上で合圖の太鼓を鳴らすと或者は船に上り或者は船を去るといふ定めになつて居た、そして普通の店屋でも大概二三のハシリガネを抱へて居たとか（志摩めぐり、相原羽陵）。

○鳥羽はよい所、朝日を受けて七つ過には女郎が出る、昔帆船の往来繁かつた頃には此の鳥羽の浦で、幾日も幾日も風待をしたので、港の繁昌は非常なものであつたさうな、船と船とは港一杯に押し並んで、船から船へ往来が出来らるやうになつて居る、船の中には女氣がない、無聊に苦しむ船人を慰めんと、扱てこそ七つ過にチヨロ船を急がして、鳥羽の町から女郎が見舞ふのである、此の女郎の事を俚俗ハシリガネといふ、蓋しハシリガネはハリシカネの轉訛で、ハリシカネは針師兼即ち針師を兼ねるの心、永の船路で着物や何かの綻びたのを、繕ふといふ意味なのである、其のハシリガネの風俗が又面白い、黒の天鵝絨の寛袖の着物に巻帯、三味線から肴まで持て行く、それに若子といふのは僅に十三四から十八九位の少女で、之れが半玉にも新造にも箱屋にもならうといふ趣向、それで此若子も客の枕席に侍する事になつて居るのである、船の遊女は浅妻船の故事を尋ねるまでもなく、船饅頭など、何處にもある事だか、針師を兼ねるといふ事と、黒の天鵝絨の寛袖の着物といふのが頗る珍らしく感じ、此の風俗は七八年前まであ

つたが、後禁せられて今は無いさうである(鳥羽の二日一夜、岡村柿紅)。

- ▲劇場 明治二十三年頃大里町に養老座あり、同廿九年の末改築せしも、其構造劇場取締規則に依らざりしため許可なく、爾來久しく劇場を見ざりしに、同四十一年水井駒吉同町自益谷に劇場を新築し、扇座と名け同年十一月三日落成式を挙げたり。
- ▲旅館 錦浦館、長門館、富久屋、角卯、魚又、坂井屋、角万、三河屋、柳屋、白井屋、三國屋、三浦屋、木の本屋、鍛冶屋、豆腐屋、清水屋、諸色屋、橋本屋、才賀屋等あり、宿料は金四十錢より一圓迄にて、中には海水温浴を設けたる處あり、近年山田、二見の煩を避けて此地に遊ぶもの多きを以て、漸次旅館の増加を見る傾きあり。
- ▲料理屋 錦浦館、魚兼 ▲牛肉店 浪花屋
- ▲西洋料理 楊柳軒 ▲鱈屋 松島、一力
- ▲鮭屋 鮭梅、達磨館 ▲玉突 錦俱樂部
- ▲藝者屋 瀧田屋、花月、浪花屋
- ▲貸座敷 宮崎樓、吾妻亭、内海屋、津の國屋、松月、常磐樓、二葉屋、大島屋、白子屋、開明樓
- ▲土産 旅客の鳥羽土産として購ひ歸るものは、風景

寫真、風景繪葉書(那須寫真店) 志州の地誌、案内書類(伊東書店) 鮑粕漬、滋養年膏、阿部香いそ、波の友、貝釧(阿部隆寬堂)魚煮餅(富久屋)等なり。

小濱

西は伊氣の浦を背にし、東は大洋に面す、鳥羽港の北二十一町、港あり、東北に口を開く、東西二町十一間、南北一町十五間、満潮廿四尺、干潮十一尺、底質泥沙にして船舶の繫泊する所を森下と稱す、東の方日向島に對し、其の間を大せきといひ、北五十間許を小せきといふ、潮水箭の如く疾し、住民多く魚漁を業とす、水産は鰯、鯛、鮪等多し、戸數百六十七戸、人口九百九十五人、男五百十五人、女四百八十人、(旅館常滑屋、丹治屋)、古來陰曆三月三日此地に貝寄と稱し、男女群集して貝殻を拾ふ遊戯あり、此日は貝寄の風と稱し、種々の貝殻を沖より濱邊に吹寄せといふ、實に此地の一奇事にして、古來其名高し、三國地志に曰く

小濱貝寄せの歌「音高く小濱の波ぞ開ゆなる貝打寄する風はふくらし」は古く齋宮歌合せに見ゆ、今も三

鳥羽誌

小

月三日鳥羽浦に貝寄せといふ事あり、この日は沙干にあたり、種々の貝は沖より濱邊に吹寄せ、男女群集して之を拾ふ、

小濱 (志摩詩志) 鷹羽龍年

泊蓬鱗比帶城墟、島上漁村半妓園、沙步小春風日暖、桁竿到處曝暈魚、魚膽堅韌如木、食之之法、於鮎上舖之十數下、埋入燻灰中、及其稍軟削之、瀝豆油少許、味甘美

名寄集 寂 阿

音高く小濱の浪ぞ開ゆなる貝打寄する風は吹くらし
 ▲沿革 此地は始め伊介の島といひ、垂仁天皇の廿六年、倭姫命の定め給ひし御贄所にして、贊海神事には小濱の海士より鯛六喉を調進せし事、建久内宮年中行事及び内宮禰宜藤波氏經の日記等に見えたり、往古伊勢國度會郡伊介郷に屬し、神風抄に「志摩國越濱伊介」、神領給人引附に「大濱御厨」、二見御鹽殿神庫所藏元弘三年祭主下文に「小濱政所」「小濱御厨」とあるもの則ち是れなり、其志摩國に屬せし年代は、詳ならずといへども、建久四年(一八五三)著の神風抄に、志摩國と記せるを見ても、其古き事を知るに足る、天文年中小濱將眞眞宗(一に宗次に作る)此地に塔を築き、北島伊勢國司に仕へ民部景隆(一に光隆に作る)に至るまで、五世の間

此地に住す、永祿十二年(二二二九)九鬼右馬允、波切彌五助、鳥羽主水等、兵を合せ來襲するに當り、景隆援を尾州知多郡師崎の千賀志摩に乞ひ、防戦大に力めたりと雖も、衆寡敵せず終に三河國に逃る、是に於て此地九鬼の領する事となり、後維新に至るまで鳥羽藩の領に歸し、明治廿二年に至り鳥羽町に合す

(參考)小濱氏三河に逃れ徳川家康に仕ふ、天正十八年(二二五〇)豊臣秀吉、北條氏を小田原に征す、家康之に従ひ、小濱與八郎を伊勢の大湊に遣はし、其年寄等に命じて、大船三百艘を相模灣に廻送せしむ、依て年寄等志摩、伊勢、尾張、三河四國の回船三百艘を調べ、之を送る、家康之を賞し、大湊に印章を與ふと。

▲池の浦 伊勢國度會郡二見町字松下の神前山岬角を南に繞り(東西十町、南北二十町) 堅神に至るまでの江灣をいふ、即ち小濱西部の前海にして、西は松下、東は小濱の諸山相連り、洲嘴峭崖其の間に錯落す、鳥羽街道は此の沿岸を通ずるを以て、行人其の風光の美に酔ひ、恍惚として行くを忘る、此浦唯に風光の美なるのみならず、灣内魚介多く、殊に冬暖きを以て鱒魚此浦に聚る、漁師罟網を張り争ふて之を捕ふ、宛も船戰の如し、

くなるを以て、伊氣の浦とは命名せられしなり、往古度會郡を十三郷に分ちし時、神前より小濱、及び鳥羽の半に至るまでを伊介郷と名けしは、此浦の名を取りしものにて、神宮雜例集に「二宮御領伊介御厨」、神風抄に「伊介御厨」、倭名抄に「度會郡伊氣伊介」とあるもの則ち是れなり、郷名は早く既に廢滅したれど此浦にのみ、僅かに其名を存す。

生浦月(梅洞詩集) 林 春 信

生浦千里水、溶々流不窮、却疑梨蔬發、月白夜來風、▲千尋海 千尋濱とも稱す、神前と淡良伎島(飛鳥)との間即ち小濱の前海濱をいふ、其海の深さ測るべからざるを以て名く、方俗深瀬と稱す、釋圓位曰く潛島に對するの處、飛鳥の前海なりといふもの乃ち是れ、潛島は神前山の岬嘴にある屋大の巨岩にて、天然の洞門穿たれ、潮水退く時は、人々徒歩して其穴を潜ることを得、二見の住民注連繩を張り、鳥居を立て粟皇子神社の遙拜所となせり。

西四條の前齋宮、まだみこにものし給ひし時、志ありて思ふ事侍りける間に、齋宮に定まり給ひにければ、其あくるあした、神の枝に付けてさし

俗に之を池の鰮楯といふ、近時漁獲の數を減じたれども、亦一大奇觀たるを失はず、此浦は倭姫命の命名せし所にして、始め伊氣の浦といひしを、後伊介の浦と變じ今は池の浦と記するに至れり、倭姫命世記に

倭比賣命、御船乘給、御膳御寶處定、幸行、島國國崎島、朝乃御饗夕乃御饗止、詔而、湯貴潛女等平定給天、還座時、神樂定給、支、戶島、志波崎、佐加太岐島定給而、伊波比戶居給而、朝乃御氣夕乃御氣在處定、奉、然倭比賣命、御船留而、鰮廣魚、鰮狹魚、貝滿物、息津毛、邊津毛依來、余海鹽相和而、淡在支、故淡海浦止號支、伊波比戶居島名乎、戶島止號支、志波刺處名、柴前止號支、從其以、西海中、在七箇島、從其以、南海鹽淡甘支、其島乎淡良伎之島止號支、其鹽滿溢、浦名乎、伊氣浦止號支、其處參相天、御饗仕奉神乎、淡海子神止號支、社定給支、其處乎、朝御氣夕御氣島定支、還幸行、其御船泊留在志處乎、津長原止號支、其處津長社定給支。ごあり、命が此江灣の常に風なく、波穩にして池水の如

おかせ侍りける(後撰集) 敦 忠

伊勢海の千尋の濱に拾ふ共今は何てふかひか有べき

家 兼 輔

逢も見て君が消なば今日許千尋の濱の名を流さなむ

同 元 輔

行先を心もとなく頼みつる千尋の濱のかひぞ嬉しき

夫 木 集 元 輔

伊勢の海千尋の濱の眞砂もて君代に經む數は數へむ

同 西園寺入道太政大臣

打はへて長けき御代を頼め置く千尋の海の網の泛繩

同 家 隆

永き日の海士の拷繩打はへて千尋の海に霞たなびく

同 讀 人 不 知

拷繩を千尋の濱の繰返し是にや蚕の世をつくすらむ

千五百番歌合 通 具

君も見む千尋の海の底の色來む年浪のあらはるゝ迄

天文十一年大神宮千首 萬里小路中納言

打出る浪も千尋の濱風に曇りなき世の日の御影かな

千尋濱月(鳳岡全集) 林 信 充

月盈轉片金、水帶自千尋、濱上秋風靜、清光波底沉、

鷺峯詩集

林

想

月流伊勢海、雲浪影徘徊、映徹千尋底、清光亦水哉、淡海浦、小濱と桃取との間の海を云ふ、大御神既に伊須々の宮に鎮座の後、倭姫命再び伊須々川を船にて下り、志摩の浦々を巡覽し、毎年神嘗祭朝夕の御饌に本るべき魚菜の御贄所を撰び、併せて神界を定め終り、本宮に還らんとして此所に停船せし時、潮水の温和にして清淡なるを賞し、海に淡海、島に淡良伎、神に粟皇子の稱號を附し給ひたる所なり。

▲伊勢の海 三重縣瀬海の總稱なれども、歌に詠する所は多く二見ヶ浦より池の浦、淡海浦あたりの海面を云へり、故に茲に録す。

日本書記第三神武天皇條 御製
伽牟伽能、伊齊之宇瀨能、於費異之珥夜、異波臂茂登倍屨、之多儻瀾能、之多儻瀾能、阿語豫、之多太瀾能、異波比茂登倍離、于智氏之夜葺務、
萬葉集三卷 安貴 王
伊勢海之與津白浪花爾欲得裏而妹之家裏爲 笠
伊勢海之磯毛動 因流浪恐人爾戀渡鴨 女

後撰集

業平

いせの海に遊ぶ蟹とも成にしが波掻分て海松潜かむ

同

伊勢

臙氣の蟹やは潜く伊勢の海の浪高き浦に生る海松は

千載集

權大納言俊忠

いせの海の釣の泛なる様なれど深き心は底に沈めり

續後撰集

土御門院

いせの海の天の原なる朝霞空に鹽焼く烟とぞ見る

同

大伴黒主

いせの海の渚を清み住む鶴の千歳の聲を君に聞せん

同

讀人不知

いせの海の蟹の取てふ忘貝忘にけらし神も來まさぬ

續古今集

同

いせの海の波間に下す釣のをの打はへ人を戀渡る哉

同

前大納言基良

いせの海は海松渚はかひもなし涙に拾ふ袖の白玉

同

玉葉集 藤原兼房

古の海士の住むいせの海も斯る渚は有じとぞ思ふ

萬葉集七卷 讀人不知
伊勢海之白水郎之島津我願玉取而後毛可戀之將繁

同 十一卷 丸
伊勢乃白水郎之朝菜夕菜爾潛云願貝之獨念荷指天

伊勢能海從鳴來鶴乃音抒呂毛君之所聞者吾將戀八方

同 十三卷 讀人不知
神風之、伊勢乃海之、朝奈伎爾、來依深海松、暮奈茲

爾、來因俣海松、深海松乃、深目師吾乎、俣海松乃、復

去反、都麻等、不言登可聞、思保世流君

古今集 讀人不知
いせの海に釣する蟹の泛なれや心一つを定め兼つる

伊勢の海の蟹の泛繩打はへて苦しとのみや思渡らむ

いせの蟹の朝な夕なに潜くてふ海松に人をあく由哉

心短かきやうに聞ゆる人なりといひければ

(後撰集) 讀人不知

いせの海にはへても餘る拷繩の長き心は我を勝れる

同じ所に宮仕へし侍りて常に見ならしける

女に遣しける(同) 躬 恒

いせの海に鹽焼海士の藤衣刷るとはすれど逢ぬ君哉

玉葉集

院御製

いせの海の蟹の泛繩うけ難き此身を又は沈めずも哉

續拾遺集

僧正行意

いせの海遙かに霞む波間より天の原なる蟹の釣舟

同

前中納言雅言

伊勢の海の網の泛繩我方に心も引かぬ人に戀はる

新勅撰集

家隆

伊勢海の蟹のまでかた待暫し浪もうらみの隙は無共

續千載集

權中納言冬教

いせの海や汐瀬遙かに雲晴て月にぞかゝる秋の浦波

同

法眼源承

伊勢の海や今も天照神風に道ある浪の寄邊をぞ待つ

同

皇后宮兵衛尉

伊勢海の蟹の藻塩火拷繩の暮にはいと燃増りつ

風雅集

伏見院

伊勢海の渚に拾ふたまも袖干間なき物を社思へ

新千載集

入道前太政大臣

伊勢の海の蟹の泛繩浮沈み思ふとだにも知る人も哉

同

道政法師

いせの海の蟹の拷繩我方に心引ねば來る夜半もなし

新千載集

藏人左近

伊勢の海の朝満潮の幸ければ潜き佗ぬと蟹はいふ也

同

前大僧正源惠

いせの蟹の拾はぬ玉や亂るらむ沙干の方に電るる也

新後拾遺集

津守國夏

いせの蟹の塩焼衣此程や干すこやいはん五月雨の頃

新續古今集

洞院左大臣

いせの海の釣の泛繩絶ぬれごまだ消やらぬ蟹の漁火

新葉集

中務宗良

いせの海に沈まば沈め身の果よ釣の泛なる様も恨し

拾玉集

慈鎮

重ねおく浦の濱夕伊勢海や神代の神も嬉しとや見ん

同

同

伊勢の海に潜き集て藻蘆草終り亂れぬえにぞ有ける

家集

有家

懲ずして又や沈まむ伊勢海の釣する蟹の泛難き身を

同

齋宮

問ねども深き心は伊勢の海の底なる蟹に劣やはする

同

元輔

波間分みる貝拾ふ伊勢の海の何の方の名残なるらむ

家集

元真

疑ひに猶も頼むか伊勢の海の蟹の拷繩くり返しつゝ

同

定家

いせの海玉よる波に櫻貝かひある浦の春のいろかな

同

家隆

いせの海入江の草の蘆干瀉海士も笠の玉やひろはむ

同

貫之

いせの海の蟹ならばや君戀る心の深き潜き比べむ

六百番

家隆

いせの海の蘆瀬にさはぐ網石の碎けて物を思ふ頃哉

同

寂蓮

伊勢海の底まで潜く蟹なれやみるめに人を思ふ心は

千五百番

隆信朝臣

奈にせん思は深し伊勢の海に釣する蟹の泛引ぬ身を

六帖

伊勢

伊勢海に年經て住し蟹なれば何の藻かは潜き殘さん

續草庵集

頓阿

いせの海に汲て蘆焼く蟹なれや思は燃て濡る、袖哉

夫木抄

鎌倉右大臣

いせの海浪に關たる秋の夜の有明の月に松風ぞ吹く

夫木抄

宜福門院

いせの海の浪のよるく人待つと苦き物を蟹の拷繩

同

和泉式部

伊勢海の蟹の數多のまてがたに折や取らむ波の花波

同

行能

伊勢の海蟹のまてがた往復汲ほす蘆の間なく戀つゝ

同

衣笠内大臣

伊勢の海の蟹のまてがた掻語て幾度同じ藻蘆たる覽

歌林良材

讀人不知

神風や伊勢の浦わに寄るなる常世の波や君が代の數

閑居百首

後九條内大臣

伊勢の海や蟹の苦屋の紅葉に舟流したる秋風ぞ吹く

建保百首

順徳院

いせの海霞む鹽干の片男波歸るや雁の聲ぞ聞ゆる

同

知家

いせの海の風きたる朝の春の日に浦々通ふ蟹の釣舟

同

行能

いせの海の鹽干もしらぬ夕風に霞を分て玉や拾はん

同

康元

伊勢の海霞める方に拾ふてふ浦の鹽貝手にも貯らず

續門葉集

前權大僧正通海

公家御祈の爲めに、太神宮に詣で、宸筆の御告

文をよみ奉つるとて、伊勢の國は、常世の浪の重

浪寄する國なり、人の命も長かるべしと、御託宣

ありける事を思ひ出で、

八十路まで祈る心は伊勢海や常世の浪の數に任せて

天文十一年太神宮法樂千首 藤原氏直

波の上も長閑に見えて伊勢海や渚にさりぬ友鶴の聲

同

廣橋中納言

あらましき波風もなし伊勢の海や長閑に霞む春の曙

同

中務卿宮

君が代の光をぞ思ふ伊勢海や玉に交る千々の言の葉

名所拾遺 名所海

靈元院御製

伊勢海の渚に拾ふたまゝもあれな藻屑の中に交て

同

爲成

岩下す方こそなけれ伊勢海の鹽瀬にかゝる蟹の釣舟

伊勢海笠(鷲峰詩集)

林恕

點々鱗々丹鳥飄、漁船相送寸光搖、邪神不近日神廟、

傍海宵行影未消、

淡良伎島(飛鳥) 小濱の前海中にある七島の總稱に

して、倭姫命、此地を過ぎ鹽淡く且つ甘きを以て、淡良伎島と名けし著名の舊蹟なり、神宮雜例集には「阿波羅伎」、建久年中行事には「阿原木」、内宮儀式帳には「阿婆良伎」と記し、舊皇太神宮の神塚なる事は、内宮儀式帳、神宮雜例集に見えたり、無人島にして大小七個相並びて東西に散列し、飛で踏踏すべき状あり、故に土俗飛島といひ、志摩州舊圖にスウキ島(洲浮島か)と記せり、往古此島より正月若布若を取りて内宮に進めし事は、神宮雜例集年中行事正月の條に

六日内宮御饌料奉取新菜事

祝向阿波羅伎 取若布若進本宮

とあるを以て證せらる、又六月十五日皇太神宮禰宜、山向内人等を率ゐ、騎馬にて内宮を出で、鹿海鏡宮の前にて船に乗り、三津の湊を経て江村の灣内より、神前神社の神前に至り、浦々島々の神を祭り各潮水に浴し、夫より干沙を待て芝根を手纏とし、御饌島(被島とも被崎ともいひ、神前山の岬角なり)に向ひて、三種の御饌を取る神事あり、之を贊海神事(俗に御濱出)といふ、神事終りて歸る時、海路に於て謳ふ歌二首あり、一の歌に曰く阿者良伎矢、島者七島止、申勢兎母、毛奈志加天天八、

八島奈利氣利

此歌を刀禰詔刀の如く、三び唱へて後、船人祝部等之に謳歌す、江神社(江村)の祝、堅田神社(三津)の祝等の所役なりと(次の二首略す)、此神事載せて建久年中行事に詳し、然るに何時の頃よりか廢せられ今は亡し。明治二十年八月二十七日小濱村惣代増田馬吉より其筋へ差出せし飛島の反別は左の如し

字飛島	山林一町三反一畝二十五步	大村
字同所	同 九畝十六步	ボウス
字同所	同 五反六畝二十四步	御膳島
字同所	同 一反二步	同所
字同所	同 一反三畝二十二步	カマダ
字同所	同 一町七反三畝二十一步	長山
字同所	同 一反六畝十三步	大山 <small>小山の事</small>

波の上に並びて見ゆる飛島は奈なる鳥の群て渡るぞ
▲飛島明神社 飛島の御膳島(一に御前島に作る)に在り、前記の贊海神事は、始め此社前にて行ひしも、風波の危険を懼れ、中世より小濱の西方、松下の神前海岸にて、行ふ事となりしと。

▲不毛島 小濱の前海に在り、淡良伎島と並べる島にして、草木生せず故に此の名あり。

夫木抄

あはらけの島は七島其中に毛なし加へて八島なり屍之を總稱して戸島といふ、倭姫命世紀に「伊波比戸居島名平戸島號支」とあり、倭姫命の命名せられ、神塚に設定されし地にして、内宮儀式帳、神宮雜例集には「越島」と記し、建久年中行事には「邊島」に作れり。

戸島 本居 大平

和田の原沖なる島に向へてや是は戸島と名け初けん
▲日向島 小濱の東北海岸より三町の所に在り、即ち小濱城址の東に方り、周圍十七町二十間、全島樹木なく芝草叢生し、土俗日向山(一名火打島)といふ、往古神宮領の神塚にして、内宮儀式帳四至神塚の條に「北比奈多島、越島、志婆崎、酒瀧島、阿婆良伎島、大島、尾島、歌島、都久毛島、石島、牛島、小島等爲海塚」とある、比奈多島は則ち此島なり、淡良伎島より以西、此島の中間にある海を大せき(一名深瀬)といひ、小濱より此島の間を小せきと云ふ、共に海深くして、東海より潮水の往還する

喉口に當れり。

▲小濱氏岩址 字城山に在り、小濱將監眞宗より民部景隆に至るまで、五世之に住す、永祿十二年景隆九鬼嘉隆等に攻られ、三河に亡命し岩遂に廢す、遺址僅かに存し雜木繁生す、老松亦多く其北方にあるもの、土俗呼んでお臺所松といふ、もと此所に入幡宮あり、何時の頃より廢滅したるや知るべからずと雖も、左の舊記により、延享三年(二四〇六)の頃は猶ほ存在したるを知る。

覺

一銘來國光 長九寸五分白鞘

右は當村古城山八幡宮御寶物小濱家御先祖様御奉納被遊候由民部様御記録に有之候致如何候哉宮殿に無之候に付心懸け候處當村甚九所持仕候然る處甚九家内之者共亂心之様成病氣相煩ひ候得者右國光の儀申由依之相考候處甚九

民部様御家老筋有竹彌治右衛門騨 有竹氏にて彌治右衛門を貫候哉

所持仕候儀も可有之候然る上は再奉納仕候様に申聞候得者得心仕則右代りに小脇差一腰遣し奉納爲仕候以來紛失不仕候様に大切に可仕者也

志州小濱村附

磯崎甚太夫

同 下村佐五右衛門

同 百姓惣代 下村五郎左衛門

延享三年丙寅

五月十五日

同 肝 煎 石原吉右衛門

同 庄 屋 増田庄右衛門

同 大庄屋 井村八兵衛

同 下村與惣左衛門

▲土宮神社

字里に在り、村社にして境内四百廿八坪、祭神大土御祖命、境内に未社蛭子神社、山神社、鍛神社、龍神社、須賀神社、稻荷社、金比刀羅社、八幡社、天神神社、辨財天社、八王子社あり、明治四十年九月二十七日國狹樵神社と共に之を本社に合祀す、祭日五月卅日、九月廿九日、傳へ云ふ此社八百年以上の古祠にして、元内宮の末社なるを以て、古來神宮の式年に倣ひ、廿一年目に遷宮式を行へりと、按ずるに今勢州度會郡二見村松下の東、伊氣の浦の西岸に坐す内宮攝社二十四座の一なる粟皇子神社は皇太神社儀式帳に「粟皇子神社一處在伊氣郷(中略)坐地八段、四至東四大海南北山」とあり、此伊介島

慶長二年九月七日

曾祖母 月溪清心禪定尼 鳥羽監物成忠女

文祿二年五月二十七日

元祿十五壬午年三月二十三日 小濱民部廣隆

申上口上

志摩國小濱村飛鳥山龍泉寺は、昔時小濱久太郎様御建立の靈地也、然るに志摩國七島の大將は、悉く伊勢國多氣の國司の幕下也、然る處各々依讒者罪、志摩二郡は九鬼彌五助、同名右馬之允へ下給、依是御憤深思召、於國府右衛門大夫の城に會合被成、全く兩人に相隨間舖旨各々神文被成、先一番に浦城合戦、十日餘戰而浦權太夫終に自害、二番に安樂島外記一戰に落城して請和、次に小濱合戦、九日攻戰軍勢徹々に成候處、伊賀勢の進により太守公三州迄落給(合戦の様子申傳への通御物語申上候)三州へ御渡海に付、御城並龍泉寺をも火に燒可被遊旨被仰出候處、時の住持利庵益長老太守公へ申候者、大望の爲御身精舎火に燒被遊候事、佛陀の御玉へ恐多御座候間、思召被留可然と達て被申上候由、此旨被聞召分け、然者御先祖御位牌並に當寺の棟札をも燒失可仕旨被仰付、無是非任

は則ち小濱の古名にて、元此處に粟皇子神社ありしも、風波のために社域の缺損せるを以て、元祿五年(二三五二)西の海岸に移せしに、其所も亦水濱に近く、屢々高浪に浸されしため、正徳二年(二三七二)に至り再び今の地に移轉し、最初の社地へは小濱の産神、乃ち此土宮神社を設けたるものなるべく、其地勢のよく儀式帳所載の東西大海、南北山といへるに合せり。

▲飛鳥山龍泉寺 字里に在り、境内二百五十坪、文明十六年三月(二一四四)小濱民部左衛門尉時綱の開基(一説には其後二十四年を経たる、永正五年小濱將監宗次の創建に係り此寺を修焉の處とす)僧利庵の開山に係り、天保十一年八月(二五〇〇)鳥羽の曹洞宗常安寺の僧祖麟に請ふて中興開山とし、同寺の末寺となる、寺内に小濱氏の墓、位牌、及び左の如き舊記あり。

高祖父 時玄真宗禪定門 天正十年十月十二日

過去帳に法名あるも五輪の墓には其法名刻み無之且墓は三個あるのみにて何を之に宛るや不詳

高祖母 天恕法祐大姉 田丸彈正少弼具忠女

天正十九年五月十九日

曾祖父 心翁淨見居士 小濱民部左衛門尉景隆

御意候由、右之族故御位牌等も曾て無御座候、棟札の跡は今に有之候得共、右の仕合故棟札は無之候、並關の谷御先祖御廟所も、御崩被遊御石塔も海中へ御沈被成候處、今一尊相残り候、此御石塔は往昔大波の節再關の濱に御寄被成、土民共御上げ候所、往來仕候得者心惱を受申に付、土民恐を成し御先祖の御廟跡に、彼御石塔再安置仕候、今に至迄毎年孟蘭盆會に、献燈花御靈の祭施餓鬼興行仕候

附伊賀塚の儀越前柴田合戦の節、奇瑞の御事御物語可申上候

一往昔々當地氏神八王子土宮は、二十一ヶ年毎に遷宮仕候、御先祖御建立之棟札今に於て有之候、棟札の文に、武運長久子孫繁榮天文九庚申年十一月廿三日小濱氏敬白と御座候、御宮遷宮之儀者、於于今土民共造營仕候勿論、當寺代々朝暮之御祈禱も、小濱家御武運長久御子孫繁榮の旨抽丹誠申候、此儀は住持替りの節、小濱家の御先祖は當寺の開基成故に、個様に勤來り候由、所々申渡す事に御座候

一井筒と申田所二反餘御先祖龍泉寺領に被下置候所内藤家の節々被召上、夫々以來年貢地に罷成申候

一御城山の内に有之候、八幡宮も二十ヶ年以前迄、御社残候處唯今は社臺森許相殘申候
久太郎様八幡宮へ御籠め被遊候、國光の小脇差于今相殘罷在候

右之趣舊記は無御座候得共、段々書上候通申傳候、依之御先祖久太郎様の御位牌安置仕度奉存候、且は御先祖の冥福を御勸、殊には龍泉寺の規模に罷成候間、御位牌御建立被成被下候得ば忝奉存候
右之旨宜敷被仰上可被下候以上

三月十三日

志摩國小濱村

龍泉寺(元棟印判)

外宮御師

福井勘右衛門(書判)

小濱民部様御役人衆中

右福井勘右衛門儀は、外宮御師成る故、鈴木久右衛門殿、有竹平右衛門殿へ書狀相添申候故、願書にも名を記し申候

▲觀龍山濟渡院 淨土宗京都知恩院末、本尊阿彌陀如来、永正十二年十一月(二一七五)丹譽上人の開基に係り、境内三百三十坪、建物百十四坪あり、文化六年(二四

六九)以前焼失して、古記録を失ふ、同年再建す

堅神

堅神は鳥羽港の西二十町の所に在て、池の浦南極の江灣に臨む、もと伊勢國度會郡伊介郷に屬し、神宮の御領(古へ之を神國と稱す、大化以後郡制を布きしより度會多氣、飯野の三郡となり、之を神一郡と稱す)にして、建久内宮年中行事費海神事の條に「假屋堅上御園所役也」神風抄に「伊勢國度會郡固上御厨」とあるもの即ち是なり、其志摩國に入りしは何時の頃なるやを調査するに、同村觀音寺所藏の御室御所令旨に

御直末寺所望之事、令披被候之處、可被召加之旨
仁和寺宮氣色之所候也、仍執達如件 奉(花押)

延寶六年十一月二日

勢州堅神村光日山觀音寺快運御房

ごありて延寶六年(二二三八)は猶ほ伊勢國に屬す、而して舊庄屋兵四郎の所有に係る古文書に

口上之覺

堅神村庄屋 孫 太 夫

同 孫 太郎

肝煎 徳 兵衛

一堅神村之儀、勢州渡會郡と前々々書來り候處、十八年以前申の年御藏入之節、古郡文右衛門様村繪圖被仰付候に付、右繪圖に勢州渡會郡と書上申候、又村高人數書上げ申候節、右之通勢州渡會郡と書上げ申候處、右御手代望月平八殿被仰候は、堅神村も志摩之内に候間、志州答志郡と書上げ申候に被仰候に付、其節々只今迄志州答志郡と書來り申候、委細に様子は不奉存候、爲其以書附申上候以上

丑五月二十九日

伊奈甚五左衛門様

高添市郎右衛門様

ごあり、其伊奈甚五左衛門なるものを調ぶるに、同村の水帳に

武藤 八内

伊藤 仁兵衛

伊奈甚五左衛門

と記せるもの其始めなり、松平和泉守乗邑の肥前唐津より鳥羽に移封せられしは其前年、元祿四年二月九日

(二三五〇)なるを以て、伊奈甚五左衛門は乗邑の家臣にして、乗邑移封の翌年より水帳に記名せしものと知らる、之に據りて丑五月二十九日の年號を測るに、乗邑が鳥羽に在りしは、元祿四年より寶永七年庚寅正月二十六日迄僅かに二十年間にて、丑年に當れるは僅かに元祿十年丁丑と寶永六年己丑の二回なり、而して之より十八年前の申年は、延寶八年庚申及び元祿五年壬申の二回にして、元祿五年は前記の如く、已に伊奈甚五左衛門の關知する處なるを以て、庄屋孫太夫等の呈出したる口上覺書の申年は、則ち延寶八年(同年は鳥羽城主内藤和泉守忠勝が、六月二十七日江戸増上寺に於て、奉行永井信濃守尙長を殺して、死を賜ひ其領を沒せられて公領となりしたため、同年閏八月青山喜兵衛、深津彌一郎上使(監吏)として鳥羽に來り内藤の家臣より其引繼を受け、勢州菰野城主土方東市正、美濃犬山城主遠山和泉守鳥羽城を守り、河合助左衛門、古郡文右衛門田稅司となり、翌九年二月二十五日下總古河の城主土井周防守利益、鳥羽に移封せられ居る事十年にして、元祿四年肥前唐津城主松平乗邑と交代す)に相當し、則ち延寶八年古郡文右衛門の手代望月平八の不勘に基き、堅神の

管轄を誤り遂に志摩と伊勢との國境を堅神の西なる堂坂となし、以て今日に至りしものとす、明治二十二年鳥羽町に合し一字となる、戸數六十八戸、人口四百五十六人、男二百三十八人、女二百十八人、居民概ね農業を營む、物産は楊梅、梅、澁柿、松茸等なり、道路は伊勢の二見より江村、松下を経て山林田野を過ぎ、箕曲瀬の坂路より海面を俯瞰し、延亘盤旋して通ずる縣道、即ち鳥羽街道と、伊勢の古市、久世戸より楠部、一宇田、朝熊、堂坂を経て通ずる里道、所謂宇治道(舊堂坂越)とは此堅神に合し、縣道一路となり鳥羽港に至る、此間風光極めて佳なり。

○漁網高く夕陽に曝せる一漁村を過りて、半は落ちんとしたる沙入川の長橋を渡り、桃花火の如くなる一村を横ぎれば、路は又紆餘曲折して、灣より灣に連りたる入江の懸岸の間に通じ、顧みれば飛島の族島、二つ三つその狭き灣口に散在するを見る、かくて一つ一つその狭き懸岸をめぐり行く毎に、眼界は次第次第に廣くなりて、灣を圍める山の姿も、或ものは平らかに、或ものは頑に、或は僧の入定したるが如く、或は偉人の端座せるがごとく、一步は一景を生

じ、一景は一興を起して、其面白き事營ふるにもなし、之に加ふるに海風に捻れたる松は、沙白く水青き處に點綴せられて、その間を半孕みたる一帆の影は、縫ふやうにしていと徐ろに動き行く(「志摩めぐり」の内、鳥羽街道、田山花袋)。

○阪急なれど垣々として、車輪を攔むる石もなし、快馳して眞浦、日の浦の濱邊を過ぐ、いづれも母の懐も稱ふべき静かなる入江に、湛然として碧落を浮べ、青嶂白雲、青を舒べ白を曳き、波うらなる趣きは、坐ろに車上の余をして微睡陶然睡を思ふの時にも似たる心地あらしむ、毎歲師走の月の末に、鰯魚この入江に集まるもの無數、近村一歳の計は全く此の鰯漁に在り、鰯桶と稱す、余を載せたるの車夫、昨年(明治三十二年)客を鳥羽に送りし歸途、此の濱を過り鰯の躍つて汀砂に上れるもの十餘尾を拾ひ得たりとぞ(「勢南記游」の内、鳥羽街道、運塚麗水)

蛇島坂俗作堂坂勢志分界處也、東距十數町至肩髮途中

彈丸本一州、志摩與伊勢、分此麻熊脊、後世劃區界志摩、古爲郡縣、地壤接硬沃、山水共姿態、吾視猶一家、土伊勢、後升爲州

肉是兄弟、漫道四方志、不在阿堵內、平生事遠游、鄰有行脚債、猶是池中魚、未知東海大、來驗蛇島阪、江山始如畫、清渚二見浦本雙鰲石、飛鳥入螺髻、浮之一盆水、

鵬溟運其外、先覺萬里風、詩濤鼓澎湃。

肩髮路店、余往來必憩息處、偶題其壁 龍年

遠嶼峯々石著盆、江山好處廣田園、煙帆媚客當軒坐、沙鳥馴皆勸酒言、家足添丁皆食力、閑無怒憤見多恩、老農樂意春堪掬、花柳和煦竹亦溫。

▲堅神社 宇宮山(鳥羽街道の北側)に在り、境內二百五十坪、堅神建置當時の草創に係り、五男三女神に素盞鳴尊を合祀し八皇子社と稱せしを、明治六年祭神を伏見津日女命、社名を堅神社と改む、中古神宮にて所管せし事あり、建久年中行事六月十六日月次祭酒立の條に「女官一人、向西著之、前机一前立也、祝一人堅上社祝役、件柏以各毎歸女官渡」、外宮舊神樂歌は「かたかみ社」、二見郷舊神樂歌に「かたかみに土の御前」とあるを以て證せらる、其後何時の頃よりか神宮の手を離れ、今は無格社となれり、境内に末社として、鎮守神社、土宮、天魄社、山神社四社あり、明治六年天津神社(國狹樵尊)、國津神社(瓊々杵尊)本田神社(大山命)赤坂神社(大山

祇命)と改めしを、明治四十年九月二十七日之を廢し本社に合祀せり、祭日十一月一日。

▲光日山觀音寺 宇濱に在り、境內四百二十坪、僧快速(天和元年五月二十二日二三寂す)の開基に係る、眞言宗京都仁和寺末にして、本尊は行基作の聖觀世音なり、快速始め此寺を開くや、直に仁和寺宮に乞ふて同寺の末寺となりし事、同寺所藏仁和寺宮令旨文(前記)にあり、寶永四年(二二六七)海嘯により堂宇及書類流失して荒廢に歸せしを、享保八年六月六日(二二八三)僧伏音堂宇を再興し之を中興開山とす、毎年四月十八日會式を執行するに、遠近來り賽する者多し、今伊勢志摩新四國八十八ヶ所第二番の札所なり。

▲波切松 觀音寺表前の右側に數百年を経たる老松あり、往古海嘯の時此松の靈異に依て、逆浪を防ぎたる事ありとて、樹下に小祠を構へ神木として祭れり、其後鳥羽の儒士鷹羽龍年之が詩を造り、小濱樸齋之が文を撰み、之を右に刻して樹側に建てんとし、設計未だ成らざるに、明治元年七月南柯風のために折れ、同三年九月幹枝共に傷き、遂に同四年四月十七日轉倒す、寺僧其材を以て茶盆を造り鳥羽の有馬百鞭撰ぶ所の茶盆記に小濱

鷹羽兩氏の詩文及び松の寫眞一葉を添へて之れを有志に頒つ。

志摩國答志郡肩髮觀音寺古松碑

鳥羽 小濱大海子洋撰

松島之松、賞不在松而在其島也、高砂墨江之松、併稱數千百株耳、非稱一木也、其孤影鑑水、綠鬢聳雲、靄然嫋然、如呼如招、遠引湖上之舟、千古獨擅占人愛顧者、唐崎之松也、唐崎之松、可謂天下無双矣、而更有大於是者、我鳥羽西郊肩髮觀音寺之松、幹可以隱牛、枝可以爲臼、可以爲厦屋梁柱、望之屹然如孤山、拔地、吐日吞月、揚霞含烟、雨注風激、聳張鱗怒、蜿蜒盤屈、若龍蛇之騰空、其圍其高、迥出於唐崎之上、而人未之識何也、豈以所據非其地、而無先哲顯貴之吟咏之者歟、音羽之瀑、神泉之水、篋流耳、庭濼乎、圖之志之、人之游上國者、必覽而說之、在京輦之地也、伊勢大神宮、距此三里而近矣、試移置諸其壞境、則五方賓客、飲其露吸其液、囊其脂與膏、辟邪除災、驅疫截瘧、以誇詡其神靈焉、况又更移諸東西都、立諸鴨川之畔墨田之澚、則王公大人、結騎連轡、酌士墨客、美姬淑媛、側帽翳袂、垂紅曳翠、更來日游傲其下、撫之、仰之、盤之、度之、文

之、詩之、和歌之、圖畫之、飲焉、醉焉、歌焉、舞焉、絃歌匏竹、喧咽其側、以鳴其異焉、則其聲名品目、何曾與唐崎相頡頏而已哉、天奚不生諸彼、而特置之於幽僻無爵一村梵刹也、草木之無情、亦有幸不幸耶、將放生于此、隱晦其材、以成斯其大也歟、雖然、物有其實、名則從之、此豈果終埋沒而無聞乎哉、友人伊勢鷹羽壯潮、觀而奇之、作詩極其稱讚、亦匠伯之一顧也、嗚乎、希世尤物、我每憾吾力之不能褒揚之、以顯於天下、今得壯潮詩、知自此遂傳播遐邇、人憐世評、將以壓倒唐崎之松矣、予平昔憤悶、於是乎散釋、作文賀松、而寺主順公、亦大喜、與詩併刻石、建之樹側、以張其事。

肩髮觀音寺古松吟 伊勢 鷹羽壯潮年題

寺在扶疎松楸下、清風入骨僧如鶴、生斯偉材地亦靈、神州赤縣東南角、不信荒唐山海經、更有高大扶桑木、天矯軒舉海嶽霞、吸咄時與雷雨黑、高枝下枝各一龍、豈唯身蔽九穀脯、海村雲霧有時屢、許大神物隱然躍。

觀音寺巨松茶盆記

小濱鷹羽二翁之嘗碑乎此松也、其文既成、而未確其石、皆相繼而就木、墓木亦既拱矣、余常盤桓此松、仰晚節之堅完、而嗟人命之脆薄、豈圖明治戊辰之七月南柯

風折、去秋九月幹根兩場、遂以今茲四月十有七日顛踣矣、嗚呼無情之草木、亦有命數非邪、寺主順公大恐名木之泯於無聞、爲以其材、製茶盆、證以二翁之碑文、更附寫真一圖、凡得此盆者、必展其圖而讀其文也、乃經尺之木片猶想萬牛之丘山、而一爐之茶聲或髣髴衆竅之怒號也、其柯之四張、南北二十間、東西更多二間、而幹根合圍四丈三尺、俗呼截瀾松云。

明治辛未中秋後二日

有馬 鞭 識

(備考)小濱大海は鳥羽藤之郷の人なり、寛政元年(二四四九)を以て生る、通稱樸助、字は子洋樸齋、又清渚と號す、其先志州迫間村の人、父國芳、本姓は小森、通稱儀兵衛、年十八にして鳥羽の市人小濱半六の養ふ所となる、因て小濱氏を冒し市左衛門と改め、櫻麻山人と號す、其家漁戸と相隣り、世々其魚を擔賣するを以て業とす、山人性卓犖不羈讀書を好み其を善す、嘗て故ありて其業を擧げ、之を家僕に委ね出で、伊勢の山田に移る、在ること二十年、姓名を變じて岩井作兵衛といひ、後鳥羽に歸り舊姓に復す、四男二女あり大海は其長子なり、其幼なるや出で、魚を擔賣するに、讀書の人に遇へば喜んで之と談じ、繙讀數時に

至りて生魚の腐敗を忘る、家に在りて閑あれば手卷を釋かず、父母其疾を發せんことを恐れ、時に之を禁すれば、夜半竊かに父母の熟睡を窺ふて讀書し、別燈且に達す、其父に従ひ山田に在るや、和歌を荒木田神主宇治久老に學ぶ、享和三年(二四六三)年十五にして江戸に遊び、述齋林衡、及び北山山本信有に學ぶ、三年の後京都に遊び、北齋北小路天錫、淇園皆川恩に學ぶ、時に年二十、貧困據る所なし、高橋梨堂學を好み士を愛す、大海北齋の价を以て其家に寓す、梨堂其の志を感み、衣食を給して其業をなさしむ、居ること七年去りて長崎に遊び、文化十三年(二四七六)再び江戸に出で業を張らんとす、時に駒込吉祥寺の門前に一書堂あり、諸儒の學を傳らんと欲する者は、皆書を此に講す大海亦其の轍に倣ひ、居ること數月にして名聲漸く著はる、偶々松平定信(樂翁)政權を執り美政あり、依て上書して之が氓たらんことを請ふ、鳥羽藩主稻垣信濃守長續之を聞き、斯の如き人我封内にあり失ふ可けんやと、乃ち聘して藩臣に列し祿若干を給す、文政八年(二四八五)鳥羽に歸る年三十七、郷人以て榮とす、是より先き藩別に儒官を置かず、醫

にして文字あるもの之を兼ね、同十年始めて大海を儒官とし祿十口を給す、大海建議して學校を興し其側に演武場を設け文武を奨勵す、又一二の藩醫あるも其術に長ずるものなし、大海乃ち江戸の人富田庵達を薦めて藩醫とせしむ、幾もなくして病歿す、因て江戸の大醫松本良順の門下、又樵庵を擧て其後を襲がしむ、之を鳥羽藩西洋醫の嚆矢とす、其後尙ほ内藤新宿の安藤文澤(安藤太郎の父)を擧ぐ、文澤種痘の術に通ず、大海文澤をして藩内を巡回せしめ、父兄を強制して子弟に種痘せしむ、是れ實に各藩種痘を施したるの濫觴とす、天保十年(二四九九)對馬守長剛の始めて東觀するや、家を携へ扈從して江戸四谷の別邸内に移る、爾後常に侍講す、依て屢々褒賞を蒙り秩祿を増す、大海の教を授くる上下の別なく、勉むるものは之を賞し、怠るものは之を譴責す、故に君公と雖も時に其譴責を受くることあり、君公十五六の時大海の侍講中、君公の睡れるを怒り、侯を襟より投出し之を懲戒す、大海最も經義に精く文章に老ゆ、其志述作に在り、然れども自ら古人に及ばざるを知り、半途にして皆廢す、其文、人の需に應じて作る亦稿を

答志島

留めず、姓眞率にして酒を嗜む、常に人に語て曰く、我の大に忍む所は番南瓜と朱子學に在りと、安政二年三月十四日(二五一五)病で歿す、年六十七、江戸高田の寶泉寺に葬る、墓銘は寺門靜軒の撰に成る。
 ▲瑞徳山玉泉寺 字濱に在り、境内九百四十四坪、曹洞宗鳥羽常安寺末、草創年月不詳、往昔流澤山といひしを、享保十五年三月(二三九〇)字東河内に在りし瑞徳庵を併せて瑞徳山と改め、常安寺の僧梅翁を招きて中興開山とす、寛政年中火災に罹り燒失せしを以て僧瑞鳳之を再建す。(新四國八十八ヶ所の第一番)
 ▲水舟谷銅坑 字水舟谷に在り明治十四年之を發見し十六年六月官に請ふて試掘せしも得失償はずして廢す、十九年五月再び試掘の許可を得て探掘せしに、人夫七百十五人を要し一年僅に三千六百四十貫を得るのみなるを以て、幾干もなく亦之を廢せり。

答志島は小濱の北十五町、鳥羽港の北一里半の所に在り、志州の最北端にして又志州第一の大島なり、東西二

里二町三十間、南北十七町五十二間、周回七里二十八町卅二間、面積四百七十九萬八千八百四十坪、之を二分して答志、桃取の二村と爲す(明治廿二年四月二村と菅島を合併せしも三十年五月又舊に復す)此島和名抄國郡の部に「志摩國答志郡」、郷名に「答志」とある郡名、郷名の出でたる本地にして、往古は伊勢の度會郡に屬せりといふ、其志摩の地に入りしは、何時頃なるやを知らずとも、續日本後記に、仁明天皇の承和七年十一月朔日(一五〇〇)志摩國答志島を以て無位常康親王に賜ひし事を記せるを以て、當時已に志摩國たりし事明かなり。

桃取

桃取村は答志島の西半部を占む、東西三十四町十間、南北十五町二十間、周回四里八町、桃取の稱は古書に見えず、昔時答志郷(又は和具郷)に屬すれども人家なく、浮島の住民海嘯に逢ひ此地に逃れ來り始めて一邑を爲したりといふ、是れ古書に見えざる所以なるべし、而して其村名を桃取と名けしは、古へ此地に楊梅の大樹ありしより、村名となりしと傳ふ、明治二十二年四月町村制實施の時、答志、桃取、菅島の三村を合して答志村と稱せしが三十年五月亦舊に復す、戸數百三十六戸、人口

九百七十八人、男四百八十二人、女四百九十六人、旅館池田屋、角屋あり、居民多く漁を業とす、物産は鰻、潤目鰻、鹿角菜、海雲、布苔等なり。

桃島岩佐十郎兵衛岩佐本 作湯淺藏古錦袍、傳是平中將維盛故服、黃地綠文、前後緇章鳳蝶五、裁製翹大、袂角無底、蓋燕服也、兵衛之先出於紀之熊野、會仕平氏云、
 應 羽 龍 年

飄袂曾爲青海舞、掩啼又戀艶妻歸、緇紋鳳蝶春風恨、零落梅櫻少將衣、維盛少有玉人之目、初任少將時人稱梅櫻少將

桃取 桃取 本居 大平

▲志婆崎 桃取の南西に面せる處、倭姫命の命名せられし地にして、舊時神界に屬す、倭姫命世記に「志波刺處名乎柴前止號支」内宮儀式帳に「志波崎」、神宮雜例集に「神界定給支戸島志波崎」とあるもの即ち是れなり、一に柴崎に作る。
 ▲磯良崎 一に磯等崎に作る、釋圓位曰く南方斗出の地なりと今其所在を詳にせず。

神樂歌

磯良ヶ崎に鯛つる蟹のわきも子が爲と鯛つる蟹の

六百番歌合

中宮權大夫

唯鳩いる磯良崎に漁りする蟹もみるめは猶もどめ梟

夫木抄

有房

伊勢島や磯良が崎の朝霧にたななし小舟漕離れつゝ

同

敦仲

島影に立別れつゝ居る鷺の磯良が崎の雪のむら消え

同

藤原盛方

折しける伊勢の濱荻下さへて磯良が崎に千鳥啼く也

同

同上

伊勢島や磯良が崎に澄む月の影に沖こぐ海士の釣舟

神道百首

兼邦

わきも子の磯良が崎に鯛釣と聞くも心の悼ましき哉

▲山桃崎

桃取の南方字山桃崎にあり、岩礁海中に斗

出すること一町餘、著名の崎角にあらずと雖も、往昔此

村に楊梅の大樹ありしを以て、村名となせりとの口碑

に據れば、崎の名も亦之に縁りしものならん。

▲奈佐崎 字奈佐崎に在り、岩礁海中に起伏し、延長二

町に達す、干潮の時は數十個の岩頭併列するを見る。

▲唯鳩崎 俗にビシヤコ崎といひ、字平手に在り、東よ

り西に亘る山脈此に至て盡き、海中に斗出する一町半、

崎頭五十間を隔て數個の巨岩あり、之を枯島と稱す。

▲平手崎 字平手に在り、山脈の盡頭にして、海中に斗

出すること四十間餘なり。

▲島崎 西北方の字島崎に在り、西部の山脈此に至て

盡き、海中に斗出する三十間、崎頭より西北二十間を距

る海中に巨巖あり、之をコチ島といへり。

▲辨天島 桃取の前面に在り、東西二十間、南北十三

間、形小丘の如し、島上松樹數株あり共に大ならず、素

より眇たる一小島に過ぎずと雖も、志摩名勝の一に數

へられ、西は飛島を隔て、二見ヶ浦を望み、南は鳥羽港

に面して風光絶佳、頗る夏時の納涼に適せり。

▲浮島 桃取の西北、淡良伎島(飛島)の東に在りて、桃

取字南世古の海岸より十町を隔つ、一に屋島といふ、東

西十一町、南北三町十五間、周圍二十七町五十間、古へ

伊勢國度會郡伊介郷に屬し、皇太神宮の東の神界にて、

内宮儀式帳に屋島、神宮雜例集に「度會郡二宮御領浮島

御厨」神風抄、建久内宮年中行事、神領給人引附、神領目

録等に「伊介浮島御厨」伊勢名所拾遺、集度會郡の部に

「浮島山は松下村の東、伊氣浦の見渡し離れ島也」とあ

るもの即ち是れなり、此島今は人家なしと雖も、往昔住

家多く、嘗て海嘯の害を被り住居する能はざるに至り、

居民悉く對岸の桃取に移住せり、依て桃取の民、此島を

稱して元在所又は古里といへり、耕地山林あり今尙桃

取より來りて耕作す、内宮儀式帳に屋島と稱せしは往

古此邊の小島何れも人家なきに、此島獨り民屋ありし

故なるべし、西ヶ崎は此島小山脈の盡頭にして、海中

に斗出する一町、前面暗礁多く、怒濤澎湃として山を撼

す、亦海澄の一名區なり。

延喜十七年伊勢齋宮の御料に國々の名ある所々

をか、せ給へる御屏風の歌めしければ

伊勢名所十首の内 浮島(家集) 躬 恒

率やはた身の浮島に渡なむ沈つゝのみ世を経ばうし

夫木抄

寂阿

松に吹く伊氣の浦風渡るらむ浪にたよふ浮島の山

▲牛島 浮島の東方に當り、桃取の字清水海岸より北

五町の所に在り、東西九町二十間、南北一町十間、周圍

二十三町五十一間、倭姫命の定め給ひし神界にして、島

中耕地山林あり、角崎は海中に斗出すること三十間餘、

近傍暗礁多し、

▲大島 桃取の西海岸より六町を距る所に在りて、答

志島と浮島との間に位す、周圍三町四十七間、全島樹木

繁茂し松樹殊に多し、海神社あり、元辨財天女社とい

ひ、少童命を祀る、境内千二百七十三坪、祭日一月三日

別に境内に秋葉社あり共に明治四十年十月九日村社八

幡神社に合祀す。

▲小島 桃取の西海岸より五町、大島の東北に列す、周

圍五十一間、全島岩石にして二三の松樹あるのみ、大島

と共に内宮儀式帳に見ゆる神界なり。

▲矢島 桃取の西海岸七町十間の所に在り、周圍一町

十二間、樹木なく雜草僅かに生ぜり、内宮儀式帳にある

屋島は此島にて、浮島をいへるにあらずと説くものあ

れど、地形上浮島となす方妥當なるが如し。

▲中央礁 桃取の西北二十町に在り、東西一町二十間、

南北三十間、周圍百四十間、深さ三尺より八尺、干満に

より一ならず、鳥羽港より伊勢海に至る航路に衝れり。

▲ミサゴセ礁 桃取の西北二十町二十間に在り、東西

五百間、南北三百五十間、深さ干潮時三尺。

▲沖島礁 桃取の西北二十八町半に在り、東西三百間、

南北二百五十間、深さ干潮時七丈二尺。

▲沖平石礁 桃取の南東五町十二間に在り、東西四十

間、南北三十五間、深さ千潮十丈八尺あり、以上三礁は何れも船舶の航路にあらず。

▲八幡神社 村社にして字八幡山に至り、神功皇后、應仁天皇を祀る、元八皇子社といふ、祭日は舊一月十一日、五月十五日なりしを、數年前二月十一日に改む、境内三百九十一坪雜木繁茂し、大なるは圍一丈に達す、末社四あり、明治四十年十月九日天神山の菅原神社、大島の海神社、秋葉社と共に、此社に合祀す。

▲菅原神社 字天神山に在り、もと天神社といひ菅原道真を祀る、境内百五十八坪雜木繁茂し、大なるは圍一丈、祭日二月二十五日、四十年十月九日八幡社に合祀す
▲玉壺山桃源寺 字前田に在り、境内三百四十坪、曹洞宗鳥羽町常安寺末、明和五年九月(二四二八)常安寺の僧高舜を中興開山とす、延寶年中燒失し、天明四年九月十三日(二四四四)再び火く、寛政四年三月四日(二四五二) 起工し八月上棟す、寺號は舊時在りしといふ楊梅を、村名の起元とする意を取り、彼漢土の桃源仙境の故事を併せて、玉壺山の號をも附したるなり。

▲金龍山圓通寺 字南世古に在り、天台宗三河豊橋中本山神宮寺末、往昔金藏山長福寺といひ、字堂ヶ下の山

布、鹿角菜、海羅、濱萬年青等にして殊に蝦、貽貝は他に優りて良し、陸には茅多く肥料として大に歡迎せらる、此島の風俗として、申年には壯年團を結び富士登山を爲す例あり、而して村に残れる老弱男女は、毎夜擧て海岸に出で、登山者の無事を祈る歌を唱へ舞踊を爲し、歸郷するまで踊り続け、甚だしきは夜を徹することあり(此風獨り此島のみならず、勢志二州概ね然り、而して其尤も盛なるは此島也)。

▲和具 和名抄にある答志郡六郷の一なる和具郷の本地なり、寛文九年十月(二三三九)九鬼隆季の寄進狀には和久と記し、明和三年(二四二六)の古墳には和具庄と刻す、昔二郷たりしもの、今一村として立つ能はず僅に大字として存するのみ。

和具 本居 大平
暇なき蟹の仕業も里の名にかけてぞ思ふ和具の島人を以て成る、海中に斗出すること一町餘、本村第一の大崎なり、往古手節の崎といふ、八雲御抄に「たふしの崎伊勢」又萬葉集第一

幸于伊勢國之時留京柿本朝臣人麿之歌

腹に在りしを後南世古に移す、明治六年七月八日廢寺となる、長福寺(東西八間、南北十一間)の殘礎今尙存す

答 志

答志村は答志島の東部に在り、東西四十町二十間、南北廿町二十五間、周圍三里二十町三十二間、東端は三州伊良湖岬と相距る三里、是より東西北は尾參勢の一大灣を爲す、群嶼は斷續して相繞り翠色洗ふが如く、漁村は水雲の間に隱見して恰も波上に浮ぶに似たり、波光帆影の相映する處、擢歌の聲朗々として相聞え、欸乃一聲山水綠の一句、移して此島の風景を評すべし、加ふるに九鬼嘉隆自珍の遺跡あり、鳥羽より船を僦ふて來遊するもの多し、明治二十二年四月町村制實施の時、答志、桃取、菅島の三村を合し答志村と稱せしが、同三十年五月に至り又舊に復す、村内二字に分れ、北岸にあるを答志といひ、南濱にあるを和具といふ、戸數三百七十二戸、人口二千五百五十六人、男一千二百七十三人、女一千二百八十三人(旅館に山六、重松あり)、住民多く魚を網し、介藻を採るを業とす、漁するものは鯉、鯛、鰯、潤目鰻、細魚、鱒、鰻、鮑、靈麻子、貽貝、甘海苔、荒布、和

劍著手節乃崎二今毛加毛大宮人之玉藻尙良武

と記す、此地答志の郡名、郷名の出でたる根元なるも今は其郡名郷名共に亡びて唯村名にのみ之を存す、崎頭の巨岩を小中山島といふ、樹木なし、島と稱すべきにあらず、其東一町四十間の所にあるを大中山島といふ、東西二町、南北五十間、周圍五町三十六間、全島芝草叢生するのみ、大中山島の東に一崎あり、斗出すること五十間之を黒ヶ崎(國ヶ崎とも記す)といふ、崎頭暗礁の著しきものなし。

手節崎觀日 手節今爲郡名、送作答志音同 應 羽 龍 年
珞璘昨夜引相隨、詰旦重來待爵儀、看壯陽龍紅一氣、抹連二墨到蒙斯、

又作東海觀日歌

同

大明在下小明藏、啓明與月白無芒、燭龍欲吐火齊珠、金鱗隱躍動幽宮、義車擺轆如開擘、絳衣赭馬百神從、雲物須臾光怪變、海波青紫島山紅、輔轍藻火煥其色、肯比百蠻旗幟章、炤耀眩晃不容視、一瞬全輪跳上空、東儀西賓遞昏曉、遠近高卑分燠涼、北洋冬月氷如地、南海四時波似湯、萬國正中洵美國、不使洋氛蔽大陽、

萬 葉 集

人

丸

釧つく手節の崎に今もかも大宮人の玉藻刈らん

答 志 本居 大平

釧つく手節の崎といふなるは島の廻に玉や寄るらん

▲碁石濱 東海岸大答志崎のある所をいふ、山家集に

伊勢のたふしと申す島には碁石の白のかざり侍

る濱にて黒は一つも交らず向ひて菅島と申すは

黒かざり侍るなり

菅島や答志の小石わけかへて黒白ませよ浦の濱風

鷺島の小石の白を高浪の答志の濱に打寄せてけり

合せばや鷺を鴉と碁をうたば答志菅島黒白のはま

此にある鷺島は中山島の事なるべし、又古歌に詠する

白良濱は此碁石濱をさすともいひ、又は御座若くは國

府の濱ともいひ、未だ其何れが眞なるを知らず。

山家集 西 行

浪寄するしらゝの濱の鳥貝拾ひ易くもおもほゆる哉

離れたる白良の濱の沖の石碎けて結ぶ月のしら波

夫木抄 寂 念

雪の色に同じ白良の濱千鳥聲さへさゆる曙のそら

同 能 宜

浪立てる松は緑の色なるをいかに白良の濱といふ覽

夫木抄 長 明

誰にかは君と語らん玉拾ふ白良の濱の秋の夜の月

長久二年齋宮歌合 讀 人 不 知

月影の白良の濱の白貝は浪も一つに見えわたる哉

寛治三年四條宮歌合 同

心當に白良の濱の水底にその玉見ゆる秋の夜の月

天福三年歌合 家 隆

心當に白良の濱に拾ふ石の巖とならん代を知らずして

名 寄 讀 人 不 知

はるくゝと白良の濱の白貝は夏さへ降る雪かぞ見る

▲築上崎 字築上にあり、巖岩の海中に斗出せるもの

なり、激浪常に來て岩頭を打つ、故に其間敷を測り難し

▲丸山崎 字舟越丸山に在り、巖岩海中に突出する五

十間、盡頭巨岩あり佛島と稱す。

▲八幡崎 字二葉に在り、海中に突出すること五十間、

前海暗礁多し。

▲大崎 字大崎に在り、巖岩海中に突出する五十間餘、

近傍暗礁多し。

▲大築海島 答志の北、中の世古の海岸より十二町許

の所に在り、東西七町四十間、南北三町二十間、周圍二

十四町四十三間、全島草木叢生し人家なし、此島倭姫命

の定め給ひし神塚にして、神宮雜例集に都久毛島とあ

るもの即ち是れなり、和名抄にある江浦草(豆)久毛の此

島に繁生するを以て斯くは名く、後之を轉訛してつく

みとなせり、島頂に大築海神社あり、境内五百三坪、元

大築明神といひ、毎年六月十一日祭禮を行ふの時、村民

之を詣づるの外平素人跡至らざる地なり、社内大樹繁

茂し、周圍九尺を餘すものあり、明治四十二年二月七

日、此社を入幡社に合祀す、又此島に賀奈崎といへる

あり、海中斗出一町餘、固より船舶を寄する所にあら

ず、井坂徳辰の神塚草稿に此島の紀行あり、曰く

安政二年六月十日(二五一五)同志六七人と共に、舟

にて安築島村の加布良古明神に參詣し、夫より菅島

の西を乗て、風倉島を一見し大築海島に着く、神島は

二里を隔て、手に取る如く見ゆ、伊良湖崎も間早く

見ゆ、さて大築海島は、東北八町許りの巨海中に在

り、小築海島は大築海より又八町隔たり、二島共人家

なく、大築海は廻り十町許りあるべし、島崎には怪巖

奇石峙ち、其島山の絶頂迄は渚より三町も有るべし、

其登り口は南方にありて鳥居あり、さて二町許り細

道めきたるものあれど、夫より上は道なく、木根岩角

に取附きて登るなり、古木老樹繁茂して日影を洩さ

ず、樹梢には鷺鷥など數多巢をなせり、神殿石積など

はなく、たい山上を拜するなり、小築海は岩山にて、

其渚の廻りもすべて岩石にて、舟を寄せ難しといへ

ば得詣です、さて大小の築海二島ともに、祭日の外は

近邊の人も參らずといへり、常に風波あらければ、よ

く風ぎたる日ならずば參詣し難し。

▲小築海島 中の世古の北西海岸より二十三町廿間の

所に在り、大築海島と並列す、東西二町四十間、南北一

町十五間、周圍六町四十九間、全島草木雜生し、人家な

し、島上小築海神社、白髮明神、石權現あり、白髮、石權

現の兩社は何時の頃よりか廢亡せり、小築海神社は元

小築海明神と稱し、小樹茂生す、大築海神社と同く六月

十一日祭典を爲し來る、明治四十二年二月七日八幡神

社へ合祀す、此島前記の如く石權現あるを以て、倭姫命

の定め賜ひし神塚の中なる石島は、此島にあらざるか

との説あり、或ひは然らん、大築海、小築海の二島五色

の細石を産す、俗に之を浦沙と稱し、妄りに他郷に出す

を禁すと、三國地志、志陽略誌に載せたり、今土人に問

ふに是あるを知らず、然れども此二島の石を他邦に携へ去る時は必ず祟ありと言傳ふ。

▲コンザ礁 答志の附近暗礁多く、東北一里八町の所に在るコンザ礁最も大にして東西三町、南北十間、周圍三百九十二間、鳥羽より四日市、武豊に航する線路に方り、舟行危険の所とす、其他シモスサ礁は東一里五町、ヘエデ礁は東一里十町、ハタバタ礁、沖の瀬、ウツキは東二里、間七島礁は南二十町、ヒコシ、太郎島は東南廿町の所に在り、何れも鳥羽より四日市、武豊に至る航路、若くは横濱より以西、伊勢各港に達するの航路に當れり又南にトウノシマ、西南に大崎島礁あり共に船舶の航路にあらず。

▲美多羅志神社 村社にして字美多羅志に在り、元八王子社と稱す、境内三百四十八坪、祭日一月十五日、明治四十一年一月十七日末社合殿神社を合祀す、社前、答志村の沿革を誌せし碑あり、左の如し

沿革誌

志摩國南臨太平洋、多控島嶼、答志村居其一、田少人稠而東爲洪波所限、西界桃取村、山嶺阻之、民欲何以免其困難歟、必定救濟之策者、非振刷漁法督勵蓄積、

長中村氏携答志沿革誌、來求余文乃記其大要、併書以還之、

明治三十二年十月 從六位勳六等滿岡勇之助撰併書
▲八幡神社 字和具の二葉にあり、無格社にして譽田別命を祭る、老樹繁茂し周圍八尺に及ぶものあり、末社四、祭日は一月十八日也、明治四十一年一月十七日末社のみを村社美多羅志神社に合祀し、更に四十二年二月七日大築海、小築海の兩神社を此社に合祀す。

▲白華山湖音寺 字寺田に在り、境内五百一十一坪、曹洞宗三州渥美郡伊良湖岬村堀切常光寺末、往昔長者ヶ谷(郡司島直の舊址)に觀音堂あり、空海作の觀世音及び不動尊、惠心作の觀世音等を安置し、村内第一の巨刹たり、後衰頽して顧みるものなし、大永七年(一一八七)常光寺の僧是秀、此地に來り之を見て大に嘆き、今の地に移し己れの隱栖とし、淨土宗に改め今の名に改む、寛永元年(一一八四)僧順石に至り、法地となせしを以て之を開山とす、舊寺址は長者ヶ谷にありて今、堂の折の字を存す。

▲大崎山洞仙庵 字和具に在り、堀切常光寺末、九鬼嘉隆自殄の地として其名世に知らる、境内地藏堂あり、潮

安能得成百年計乎、抑本村自古有二部、其大者曰本郷、其少曰和具、又稱出郷、蓋答志郡之所因名也、其始屬鳥羽藩稻垣氏、專以捕魚採藻爲業、既及維新、時海產價乏米價暴騰、民有菜色、藩主每行賑貸之典、纔能免饑寒、已逾年有廢藩置縣令、轉屬鳥羽度會二縣、遂爲三重縣所治、其間海嘯流疫屢臻、休連日消村債月長、凋弊之餘至不可自立矣、然村民皆同心務其業、所謂素患難行乎、患難殆十有七年、時遇町村制行焉、以桃取音島合本村、曰答志村、當時村長用力於自治、雖有風浪潰堤之災、依縣費以補修之、而海產所得大開通商利、遂能得償村債、實明治二十有五年十二月也、自是村治日舉、漁課有法、遂奏請分村議、官特許之、既而又廢答志英虞二郡、更置志摩郡、本村又屬從之、同五年頃與桃取村有爭訟事、強辨相抗、來往釋駭、坂手村西橋池田二氏深憂之、百方周旋、終復其鄰好、至輓近民各安其業、新設高等小學、修村社、村費至金一萬五千圓、收捕魚口錢、每年金七千圓云、苟其要於自治者、班班然可觀也、而本年會村社改建時、大築週垣制最壯麗、費金既至三千餘圓、有志者相謀宣告之神明、使後人知今日既阜基于昔日患難、仍欲建石勒其顛末、村

音寺の觀音堂、巨景山海藏寺(是亦常光寺末)の大日堂と並び稱せらる、然るに海藏寺は明治の初年潮音寺に併せられ、此寺は同八年五月十八日廢寺となり堂宇を小學校の分教場となす。

▲九鬼義隆墓 字和具の築上に在り、則ち洞仙庵の裏手に方りて、九鬼嘉隆の胸を瘞めたる所なり、寛文九年十月(一一三二)嘉隆の孫民部少輔隆季(丹波綾部城主)前攝州大府泰庵常安大居士と刻せる碑を建つ、明治三十四年其裔子爵九鬼隆輝(舊攝州三田城主)此地に來り資を投じて之れを修理し、且つ花剛石を以て玉垣を作り、盛なる二百年祭を執行せり、首塚は別に築上の山上に在り、嘉隆の事蹟は鳥羽城址の條下に詳し。

九鬼公隆大隅守墳寺在手 應 羽 龍 年

公始雄飛來鳥羽、其武如熊出熊浦伊土豪鼠輩何足制當時志摩藩族十三家、分國司雖貴終非主、公初國北島領州邑、九鬼氏討服之、國司、後叛、織公豐公興蹟武、唾手就之掉頭去、舟師漁父從指麾、水軍談笑却強虜、島民于今說故侯、遺恨孽狐誘老虎、慶長中、九鬼氏之有異迹者、兎徒豐田五郎左衛門始而而今百藩如一家、奚傷墳使之、非九鬼氏之志也、志摩軍記寺屬他所、

▲信樂山本誓寺 字井戸奥に在り、境内四百三十三坪、

淨土宗京都知恩院末(元鳥羽濟生寺末)慶長七年六月火災に罹り記録を失す、同八年僧感哲を中興開山とす、釋迦堂あり、安阿彌作の阿彌陀立像、空海作の觀世音木佛と共に同寺の什寶たり、内宮引附文明五年二月十日(一一三三)の書狀に答志之龍泉寺とあり、或ひは此寺の前身ならんか、記して疑を存す。

神島

神島は鳥羽の東北五里十町、答志の東北二里廿八町の所に在り、伊勢海の口に當り、東方三河の伊良湖岬に對す、其距離僅に三十二町、即ち志摩の極東にして東經百三十六度五十九分と註せらる、東西八町四十間、南北七町五十八間、周圍三十六町、廿四萬八千五百六十坪、島の周圍は海底險しく、岸邊頗る險難にして、容易に船を寄せ難し、殊に島北は伊良湖水道にして遠參の海と尾勢の海と海潮相激し、急湍奔駛怒濤澎湃、名たたる海門の惡所にして、日本三海門の一と稱せらる、之に臨めば心銷え魂奪はる、俚語あり「阿波の鳴門か銚子の口か伊良湖渡合がおそろしや」と以て證となす、而して島内の

山峰赤色を爲し、島中殺菰を生せず、土人多く魚介を以て食料とす、戸數百六十三戸、人口八百八十五人、男四百四十四人、女四百四十一人。

此島古へ歌鳥、龜島といひ伊勢國度會郡に屬す、倭姫命の定め賜ひし神界にして、内宮儀式帳、神宮雜例集には歌鳥、神風抄には志摩國答志郡神島、神領記には龜島、志陽略志には「斯島形象似發故俗稱發島」と記せり、目下神島と記するも、之を口にする時はカメジマと唱へ、鳥羽にては尙ほ島人を指して、カシマモノと稱するを以て見れば、舊時は歌鳥、神島と稱し來りしを、後轉訛してカメジマといふに至りしものなるべし、神をカと訓するの例は、尾張に神守、近江に神村あり、神を龜と相通じたる例は常陸の神代郷今龜熊と記し、天武紀に備後の龜石郡とあるを桓武紀には神石と記し和名抄神石を加女志と訓したるを以て證とすべし。

千載集

俊 賴

卯の花よいでこしくし神島の浪もこは岩をこへしか

神島

本居 大平

神の代の高きてふりも残るやと渡り見てしか沖津神島此島舊時志摩の流罪人を收容したる事あり、故に志摩

八丈の稱あり、北島氏伊勢の國司となりしより、神宮の勢漸く衰へ、神領は逐次北島氏のために剝奪せらる、北島氏滅び徳川氏の代に至り、九鬼長門守守隆、伊雜宮の神領を奪ひ、社人其不法を上訴せんとし、却て守隆の怒に觸れ、遂に此島に流置せらる、寛永十年六月(一一九三)伊雜宮社人の訴狀を見るも、如何に武家の暴横なりしかを知るを得べし、其狀に曰く

伊雜宮神領九鬼長門殿代より取上被申、神事祭禮勤不能成、左様例自前代無御座迷惑と存、其砌に御公方様御訴訟可申上と奉存處に、長門殿被附附、社人年寄共五十人餘龜島へ流被申、終に言上可仕様無御座迷惑仕候、此度長門殿御國替に付、御訴訟申上に罷下候云々。

▲神島燈臺 徳川幕府の時、伊勢の人瑞軒河村義通(平太夫)幕府の命に依り、此島の大山々上に燈臺を築造し船舶の航行に便にす、其構造は檜栗の二材を用ひ、高さ九尺、基礎方七尺、上部方四尺、光達四五里に及び、浦賀奉行の所管に屬したりしが、明治六年之を廢す、然るに爾來座礁沈船の災害多く、遂に軍艦朝日の座礁を見るに至り、遞信省此に鑑みる所あり、卅二年以來三萬五千

圓の工費を以て燈臺の建設に着手し四十二年全く工を竣へ四十三年五月一日より點火す、此燈臺は伊良湖水道を通過する船舶のために設けしものにて、其位置は神島の北東端に在り、北緯三十四度三十二分五十三秒、東經百三十六度五十九分十九秒、構造は鐵造上部圓形下部四角形にして白色、等級及燈質は第三等回轉白色にして毎十五秒時間に一光を發す、明孤は磁針方位南三十五度東より南西を経て北十四度二十分西まで二百度四十分間、基礎より燈火まで高さ二丈四尺六寸、水面より燈火まで高さ三丈六尺八寸、燭光數七千燭光、光達距離廿六哩、別に燈臺の下部に副燈を設け、コヅカミ礁(本臺より約六十五度東距離約七鏈)の最淺部上を光射す、副燈は基礎より燈火まで高さ六尺二寸、水面より燈火まで高さ三丈六尺九寸六寸、燈質は不動白色、燭光數は三百萬にて其光力は電氣に依れる我國最新式のものに係る。

▲コヅカミ礁導標 コヅカミ礁は神島の東四町に在り周圍詳ならず、深さ三丈より六丈に至り、干満によりて一ならず、漁場として漁獲多しと雖も、潮流急にして、伊良湖水道を出入する船舶の尤も寒心する所なり、依

て遞信省は燈臺設置に伴ひ、燈臺附近にコヅカミ礁の導標を設け、航海者の便に供せり、導標は五個あり、位置は北緯東經とも燈臺と同じく何れも白色にしてA(後列右標)B(前列中標)C(後列左標)は木柱にして鐵造菱形目標を戴き、D(前列左標)E(前列右標)は木柱にして鐵造三角形目標を戴く、而して神島燈臺燈塔中心よりの磁針方位、同燈臺燈塔中心よりの距離、及び水面より標頭までの高さは左の如し(但し基礎より標頭までの高さは何れも四丈二尺)

磁針方位	距離	自水面高
A 北八十度十分西	五十四間四尺	五十二丈二尺
B 南四十七度五十分東	五間一尺	三十九丈二尺
C 南二十五度五十分西	五十五間四尺	五十一丈
D 南二度三十分西	五十三間五尺	四十一丈七尺
E 北十五度十分西	一町五間五尺	三十丈四尺

▲古里の窟 島の西南字相崎の海岸八町の所に在り、一名之を古里岬といふ、口は西北に面し、周圍二丈餘、入ると七八間にして一層廣く約二十坪あり、其高さ四丈餘、尙進むこと七八間にして、二階又は三階となり、岩腹に梵字を刻す、字形雜書に蔽はれて明ならず、何時の世、誰人の所爲なるを知らずと雖も、昔時石灰を採掘

したる遺址にして、梵字は工夫の餘技なるべし、其西方に方りて、海潮の浸入する一穴あり、幅三間、長十六間、晴朝の日と雖も、激浪穴口を襲ふて其響雷の如し、傳へ云ふ舊六月十六日乃至十八日鮫七頭此穴中に來り遊ぶと、又二階の側と其北に方り、回一丈餘の穴各一個あり、共に暗黒危険にして、淺深を測る能はず、伊勢參宮名所圖會に「神島々中の洞穴伊良子ヶ島へ通じて行程三里といへり」と記すものは是なり、穴中の總穴凡百坪毎年櫻花の盛時、水晶の如き白色のもの岩面に生じ、大なるは長じて一寸許となり、花散る頃洞んで黒色と變じ、日を追ふて消滅す、之を石花、石菊、又は梅花石等と稱し其名著し、蓋し岩中に石灰分あり、海水と地下水との浸蝕作用により成るものなるべし、此窟志摩の名勝に數へられ、名古屋邊より特に來觀するもの多し。

神 島 鷹 羽 龍 年

東瀛此亦舊神寢、却恐風濤阻我還、來擬會稽探禹穴、
有一大洞穴入今無蹤兎放崇山、州府流放罪人於海不測其深、此兎徒到反、島民見客疑夷賊、海怪驚人試老辱、石菊離披開異覆、貝宮咫尺玉龍關、礁石多生石芝物、齊家又名石菊

▲辨天崎 字野畑に在り、岬頭暗礁多く、潮流急にして

船舶を近くべからず。

▲鯛島礁 神島の南三里に在り東西二十町、南北一里、周圍大にして測るべからず、深さ三丈より七丈餘、干満に依りて一ならず、傳へ云ふ往昔此地神島と陸路相通せしが、海嘯のため、土地破裂して孤島となる、故にもと絶の島と稱す、此礁鯛を産すること夥し、故に今の名あり、鳥羽港より東西各港への航路に衝れり。

▲瀬崎礁 神島より北二町より十町に亘れり、周圍不詳、深一丈より三丈に至り干満により一ならず、干潮の時礁頭少しく露はる、潮流極めて急なり、土人其險を稱して「阿波の鳴門か神島瀬崎」と、以て想ふべきなり、此他下ツサ礁は神島の東十八町、朝熊押礁は東南二十町、瀬木寄礁は南一里、中島礁は西南二十町、高山出礁は同く三十町、松山出礁、沖御前礁、中御前礁は同く各一里、三十附礁は同く五十町、ハタバタ礁は西二十町、北のハヅレ礁は北一里に在り何れも航路にあらざるを以て其害なし其中、中島、中御前、北のハヅレ等は何れも有望の漁場なり。

▲八代神社 字中の山に在り、村社にして綿津見命を祀る、境内四百八十七坪、末社十四あり、什寶として古

鏡七十餘枚を藏す、祭日は一月十一日なり、明治四十年十一月二十五日此の末社と字井戸の上にあし八幡宮(祭神譽田別命)を此社に合祀す、因に記す外宮舊神樂歌に「神島のなをしの大明神」、二見郷舊神樂歌に「神島になうしけの御前」とあり今其所在を詳にせず。

▲福聚山海藏寺 字東山に在り、境内百六十三坪、曹洞宗三州伊良湖岬村堀切常光寺末、常光寺四世の宗補(大永二年正月十一日寂)開山たり。

▲泉水山長流寺 字乾に在り、境内二百三十七坪、曹洞宗常光寺末、天正年中常光寺の僧玄察開山たり、藥師堂あり、明治の初年廢寺となる。

▲月照山桂光院 字乾に在り境内百四十二坪、曹洞宗常光寺末、永正三年八月三日(一一六六)の創立にして、常光寺の僧光忠の法子宗照開山たり、明治十四年九月三十日僧周嶽院格を進む、之を中興開山とす、境内觀音堂あり、明治三十年の、夏梁北柳田國男氏(舊姓松岡)此地に來り此寺に泊す、其紀行載せて「伊勢の海」に在り、此處の風俗を知るに足る、依て左に其一節を摘録す。

○難破の災は昔も今も屢耳にするとなり、久しき前伊萬里の陶器を積みし船、江戸へ上る路にて、神島の

沖に疾風に遭ひ、遂に此浦に來て覆りし、其折巧優れたる數々の寶の、海底深く沈みたるが、中には形の全きもありて、貝取る海士の潜き入る者、折々拾ひ上ぐるごとあり、年月経たる潮の匂に、殊なる趣の更に添はれるを、人々戯に伊良湖燒など名けて玩ぶを見るにも、昔想はれて哀なり(中略)。

何れは波の上の生業なれば、小さき雲もともすれば心に掛りて、如何に朝夕の心細からんに、況てや此の海峡の潮の速さは、馴れたる水手も息吐くべきところなり。

阿波の鳴門か銚子の口か伊良湖渡合が恐ろしや渡合の廣さは一里にも足らず、げにや伊勢の海の入江入江の満潮引潮を集めて、流し下し差し上す勢は、比ふるに物も無く、潮凝の須臾の間ならでは、水の淀むといふこと無し、殊に風ある日は、ひかた、ならひの隔つる山無きは更なり、其他何方より吹くも、多くは神島に吹當て、忽ちしまきとなり、帆を壁き船を翻す勢は、偏に鬼神の業の如し。

されど此は皆世を海渡る者の惱みにして、陸の遠目には中々に珍らしき景色なり、神島の東面は絶壁に

に上りて火を焼けば、島より其烟を望見て、迎の舟漕來るを習とす。

島の名のみも床しきに、月落ち懸る曉、又は晴れたる日の夕に、端的に仙郷を望む思ありて、行きて見まほしさの堪へ難かりしを、島人も聞知りて、水無月待宵の空の雲、吹漂はす微風に乗りて、我を迎の舟は來りぬ、恰も島の祭の日にて、其夜は芝居あり、明神の社の後なる小松原に舞臺を設けて、潮風に黒みたる若者等、自から俳優の巧を真似びて、妻や妹の眼を悦ばしむ、阿漕の平次、妹春山の鱈七など、何れかは僅少女の心をして憧れしめざる、涙の墜つるに堪へぬ者もあるべし、素より手筒なる遊ながら、其人雜もせぬ樂しさを見ては、都の旅人唯羨ましくなりぬ。

想出づるまゝを書付けて、物語の亂雜なるを咎めずば、猶神島のことを言はん、其夜我は更けて島の寺桂光院に宿りぬ、東と北とを見晴したる山腹にて、庭に聳えたる大小の巖、直に絶壁となりて、下は青潭波の音響響として物寂たる夜を、砌の椿、熊笹の葉に月面白く照りたり、共に寝たるは今宵の芝居のちよばを語りし、松坂の某といふ者なり、白髮の翁にて酔ひ

て、其岩根に碎け散る白波の、光も色も花のやうなる、又は島の松の風に吹立てられて、詫しげなる姿、さては雨ふる暮方など、一帆の絶えくくに難み行く様も、凡て皆世の常の畫工が思ひも及ばぬ境なり。

小舟の神島より來るを見るに、先づあらぬ西北の方などに漕出でて、其折々の風に乗る、又は引潮の流に誘はれて、此濱には向ふなり、船路の斯く煩はしければ、自ら往來も稀にして、打向ひて汀の人も見交すばかり近けれども、海の荒る、頃などは、一月を超えて猶音信を聞かぬことあり、我が始めて此島の人に逢ひしは、島に病みたる者出來て、急に新しき鶏卵を求むとて、荒布の大なる束を、幾つとも無く舟に載せて、伊良湖へ取換へに來りし時なりき。

神島には家の數二百許あり、多くは海の業に暇無く、世に疎きが常なれど、時ありて名古屋豊橋あたりに往通ふ者あり、鳥羽の港よりは月に三四度、郵便脚夫、巡查などを載せて來る船あれば、島を出るには其歸途を待ち、又は家の舟に送られても行くべけれど、或は三河路を廻り、伊良湖の方より島に歸らんとする者は、皆此里人の許を得て、岬の絶端なる小山の頂

て善く談す、年々此島に來て早四十年に近し、近頃齒も悉く落ちて、歌の聲洩れがちなれど、島人馴れぬ大

夫を厭ひて、芝居のある毎に今も此の翁をのみ招くとか。

明くれば山僧案内して島の内を見あるきぬ、島は大小二つの山より成り、東に在りて伊良湖に面するもの、西の山よりも遙に高し、此頂より望めば、正南には安乗崎、大王の鼻は突出して、其より遠に猶海見ゆ安乗より此方には國崎、皆志州の地なり、其他は忘れたり、島は數へも盡し難し、北に向へば知多郡の師崎は正面に、左は野間の崎、海を隔て、伊勢の國に、山の名里の名限も無く聞たれど、今は面影も臆なり、知多より東に些し離れて、三河の幡豆の崎、左に一色、右には蒲郡、共に會て聞きし名なり、群山の中に一つ禿たるが眼に着くを、あれは赤坂の驛のあたりなり、かの南を汽車は行く、と聞くも夢のやうなりき。

神島の三つの山は相結びて、南北に谿を作る、北の平地は隘く、南なるは寛なるに、猶里人が北にのみ集りて住めるは、遠淺の舟の上下に便なると、大洋の風を厭ふが爲なるべし、南の濱へ行くには細き徑あり、徑

の兩側に山の阜を堰き溜めて、僅なる稻を植るたり、山畑には麥を作るといへど、之を合せて島人二月の糧に足らず、其餘は知多郡より運ぶなるべし。

山の南に下れば荒野なり、風勁くして草も榮えず、浪哮り砂飛びて、其凄まじく久しく在るに堪へず、海に近く幽なる槩あるを、立寄りて見れば小き墓の二つ三つ並び立てり、昔より海に死したる人の、此濱に漂着するものあれば、皆此處に葬るが習にて、偶々身寄の者の弔ひ来て、墓標を設けて歸らんといふあれば亦此處に建てさす、一つの碑の背に紀伊國といふ文字の、辛うじて認め得るものあり、死して後まで猶旅なる此等の人の上に比ぶれば、命ある間の心細さは、肩ならずなど獨思ひぬ。

岸を傳ひて行けば、東の山に近く大なる石窟あり、岩角を登みて探り入れば、深き數十間、海水下に通ひて怪しき樂の音を作す、五月海氣蒸す頃は、此石壁に奇しき花開くと、昔より言ひ傳ふ、形は牡丹の如く、徑尺餘にして白し、好事なる名古屋人などの、年々舟に酒を載せて、遙に見に来るもありとか、或は昔の類なりといふ者もあれど、見ねば殊に床し、都に思ふ人な

ごありて旅の日記見せに遣らんとさ、

神島の巖も花に咲くものを君が心よ春としも無きと興するも面白からん、岩屋の東は伊良湖より見ゆる絶崖なり、鶴の鳥夥多絶えず集り来て、浪の白きと争ふさま也、海士の子其莠を採りて、伊勢尾張の農夫に販ぐ、秘露の國に名高き、グワノのことも思ひ出ださる。

石灰も亦此島の産物の一なり、岩の花咲の窟の邊より、西も東も一島凡べて此石にて、海の幸乏しき頃は、島人之を切出して生計とす、熱田のセメント會社は、十年の間を約して、一手に買入る、由にて既に若干の前金をも受取りぬなど噂せしが、今は如何にしけん、やがては島も無くなるべしと思はれて心細きを、さしも願みぬ島人の、終日憂々と石割る音、今猶其海に響くらんか。

海の名、船の行方を問ひ、又其老いたる父と語る程に、黄昏は浦より催し来て、日は落も雲の色暗くなりぬ、夕暮は浦に住む者の尤も悲しむ時なり、今日こそ若者共、皆祭の爲に歸りて家に在れど、汐路遠く舟出し

て、風も浪も更に其音信を傳へぬ日には、海の果のみ眺められて侘しさに、昔も斯る折にや歌ひ初めし、節哀れなる鄙歌の傳はりて、遊子の夕を寒からしむるものも多し、人々が海の持に出でたる時、島に残りて女子供を問ひ慰め、又は萬一の災あるときは、寄合ひて夫々の處置を定むる爲に、老功の人を選びて之を村隠居といふ、御寺、村長の次に尊まる、は此人々なり、我に様々の物語聴かせしは多くは、此等の村隠居なりき。

此夜は水無月の望なれば、其名も由ある桂光院の庭にして、清き影を仰がんと思ひしに、生憎に雲多く、初夜より風吹き立ち、海いたく荒れたれば、念を絶えて寝たり、明方雨となりて、嵐は大に鎮まりたるに、此間に歸り玉へと、主僧強ちに我を喚覺す、周章しく岸に下れば、帆の音はたくと早清き離れたる船もあり、物影のまだ暗きに、送りに出でたる人なるべし、誰しも知れず彼處此處に立てり、再來べき島にも非ず、と思へば胸迫りて、舟の底に伏しぬ、松の聲の私語のやうなりしも遠ざかれば、渡合の波の穂の仄仄と、舟路は東雲になりぬる、忘れ難き風情なりき。

伊良湖に歸り來れば、神島の懐かしさは、更に渡らざりし前の日に異らず、屢後の山に登りて遠く望みぬ、神島の陰になりて、片端見ゆるは大築海島小築海島、人は住むや否や知らず、其名の物語めきたるが珍しと思ひぬ、其彼方には菅島、小き燈臺あり、其南には答志島、萬葉に「劍着くたふしが崎に今もかも」といふ歌思ひ出づ、此島人も亦芝居を好みて、先年は都にも稀なる定小屋を建てたりと、神島にて聴きぬ、島羽の港に行かんには、此島陰を通るなるべし、障ることありて終に赴かず。

菅島

菅島村は島羽の東二里の處に在りて一島をなす、東西三十三町四十間、南北十二町四十間、周圍二里三十二町、西は坂手島及び安樂島の加布良古崎に對し、北は答志島、大築海島に面し、東北遙かに神島と相對す、海岸一帶御荷鉾系に屬する怪石巨巖、屹立して丘を爲し、青松離々として其間に點綴す、其風光愛すべくして多く答志島に譲らず、山地は風濤強く樹木爲に成長せず、

田圃は溪間に在り日光に浴せず發育十分ならず、島民概の漁業を營み、風俗淳樸にして、未だ曾て違警罪すら犯せし者なし、戸數百十戸、人口六百八十三人、男三百四十六人、女三百三十七人、旅館あり榮吉屋といふ(明治二十二年四月答志、桃取、菅島の三村を合し、答志村と稱す、同三十年五月又舊に復す)。

舊時神宮の御領にして神領給人引附、神領目録には菅島御厨と記し、神風抄には志摩國須加島と記し、志陽略志には酢我島の字を載せたり。

夫木集 雜歌百首 俊

菅島を渡る秋沙の音なれや細草かれても世を過す哉

山家集

西

行

菅島や夏見の浦による波の間もおきて我思はなくに

菅島

本居

大平

菅島の波間に潜く蟹の身はすがしくぞ思遺る

鳥崎

一に鰐濱といふ、此濱の石皆黒し故に名く、答志の鷲島とは全く反對なり。

伊勢の答志と申す島には、小石の白き限り侍る

島にて、黒は一つも交らず、向ひて菅島と申すは

黒限り侍るなり(山家集) 西 行

菅島や答志の小石わけかへて黒白ませよ浦の濱風
あはせばや鷲を鷲と恭をうたば答志菅島白黒の濱
鳥崎の濱の小石と思ふかな白も交らぬ菅島のくろ

▲暗礁 長モセは菅島の北十間に在り、東西三間、南北六間、周圍二十三間、深一丈乃至二丈三尺、シラ島は西北二町に在り、東西三間、南北五間、深一丈乃至二丈三尺、モト島は北東四町に在り、東西三間、南北三間、周圍廿間、深さ千潮五尺、何れも鳥羽港より東西各港へ達するの航路に當れり、オケ瀬は東南五町に在り、東西廿間、南北廿五間、周圍六十間、深五尺乃至一丈二尺、鳥羽港より大阪及紀伊の諸港へ航するの線路に銜れり、瀬先礁は東廿間に在り、干潮深一丈八尺、航路に接せず。

▲菅島燈臺 菅島の東端ボシケ崎のボシケ山に在り、始め寛文中、幕府河村瑞軒の建議を容れ、内藤飛騨守忠政に命じて、烽火堂を此山上に創建せしめ、風雨陰晴の夜堂中に篝火を焚き、轉漕船の標的とす、明和八年八月十五日(二四三二) 稻垣對馬守昭央の時、幕府の命あり、封内志摩菅島に設立する篝火の經費は、今より後當に江戸金庫より直ちに給發すべしと、是れ此篝火の經費は、從來浦賀奉行より籌辨したるを、江戸金庫の支

辨に改めたるなり、其後篝火を廢して燈明臺に改め、明治二年廢藩の時之を毀つ、後屢々遭難の船舶あり、依て再び燈臺を設け六年七月一日より點火せり、燈臺の位置は鳥羽港口に在りて北緯三十四度三十分、東經百卅六度五十五分、構造は煉瓦石造圓形にして白色、等級及燈質は第四等不動白色、明孤は磁針方位南十九度三十五分東より南西北を経て北十二度廿五分東まで二百十二度間、基礎より燈火まで高さ二丈八尺、水面より燈火まで高さ十七丈六尺、燭光數五百燭光、光達距離十六哩とす、ボシケ崎海中に斗出する四十間、一たび此岬角に登れば、尾參二州は淡く微かに望むべく、無數の島嶼處處に點在して、漁船翻々此間を縫ふ風趣殊に佳なり。

▲菅島能登砦址 宇城山に在り、海岸に接するを以て、怒濤至る毎に地形を崩潰し、殊に安政元年十月(二五一四)海嘯のため其大半を失ひ、今僅かに丘阜を存するのみ、地頭菅島能登の砦を築きて據りし所、永祿年中九鬼嘉隆のために滅されて砦廢す。

▲菅島砲臺址 大日山に在り、嘉永六年六月(二五一三)米艦始めて相州浦賀に來る、幕府戒嚴諸侯をして沿海を守らしむ、稻垣攝津守長明、領地各所に砲座數個を

設けて防海の要に供す、是れ其一なり。

太平兵器歌上菅島砲臺而作 鷹羽 龍年
土氣騰天雲如煤、陰陽爆擊乃爲雷、砲人機智天荒破、無是雷公作俑來、狼機蛇噬暴於虎、赤瞳萬里亂華夏、摧壁碎巨前無敵、百凡技擊何所禦、忠義勇怯一併斃、吾曰是物非真武、良弓欲藏不容惜、取彼器技備彼虜、却要神刀閃電光、衝冒黑雲鉛鐵雨、海濱此地紀山陰、三十六島石巖々、居然虎豹天關守、二十砲臺如里城、火藥一燃鬼應哭、海岳變容天失色、虜膽凶々亦自塞、用之其難豈其難、防暴以暴非得已、鄭重砲家師弟子、浪放無功徒有聲、長兵莫竟輪短兵、吾不見壯士腰間氣、衝斗、刀鳴亦作砲電吼、

▲菅島神社 宇宮山に在り、境內四百三十三坪、椎雜木多く、殊に大なるは圍一丈に達す、村社にして、祭神は譽田別命なり、元八王子社後八幡神社といひ、後又今の名に改む、末社三あり、明治四十年十一月五日本社に合祀す、祭日は一月十七日。

▲水洞山冷泉寺 宇中村谷に在り、境內百六十九坪、曹洞宗鳥羽常安寺末、寛永十一年三月(二二九四)僧覺心宗圓の中興開山とす、境內藥師堂あり、元念佛堂の承盤

銘に、「勢州度會郡菅島村冷泉庵寛洲代寛文〇年」とあり、此島古く志摩の國に屬し、勢州度會郡たりし事なし、此銘誤れり。

▲菅島山海福寺 眞言宗伊勢山田原慶寶寺末、庚申堂ありしも、明治六年廢寺となり、九年本堂を小學校の敷場に充つ。

▲菅島の鮑取 鮑取は志摩の名物にして、菅島、相差、國崎、和具等尤も盛んなり、殊に菅島は鳥羽に近きを以て、外人の山田に来るものは、必ず鳥羽に來り、先づ日和山の風光を賞し、次に船を僦ひ菅島の鮑取を觀るを例とす、今や鳥羽線の開通を見るに至り交通愈々便利となりたるを以て、鮑取の觀覽者は獨り外人のみならず、邦人の來觀する者亦多きに至るべし、船賃は鳥羽より小蒸氣船一艘を借切り一日五圓乃至十五圓なり。

○ランチに乗つて、海士を見に行く、左には答志島、右には坂手島、菅島、小さな無人島も所々に見える、當面には神島が判然と見えて、其左手に伊良崎、右手に遠州御前崎が蒼い、菅島の東に回ると、土佐繪の蓬萊のやうな、面白く松の生へた島が現はれる、そのあたりに小舟が一艘浮んで、海人が四人乗つて居る、

出て來ない、交る／＼飛込んで浮き上り、獲物の鮑は舟中に蠢く、茶の間に籠つて子供を叱つたり、飯の菜を趣向したりして暮すも一生、斯うして婆さんになつても、大海に飛込んで暮すも一生である（お伊勢参り、沼波瓊音）。

○菅島は桃取答志に次ぐの大きな島である、此の島の漁民は蛭女で、女と生れて水を潜らぬ者は嫁にも行けないといふ位であるさうな、ランチを菅島の燈臺の見えるあたりに浮べて、蛭女の漁の様を見た。舟を行る者は男である、水に入る者は總て女、二十七八から六十を越したと見えるのもある、手拭で頭を包み、腰巻を締め直し、ヘラと稱する小刀のやうなものが一つ、之れで準備全く成つたのである、先づ水に入る前、件のヘラを持って舷をトク／＼と叩く、此の音龍宮に傳つて、水に入る身を守らせ玉へとの祈だといふ事である、それから水で耳をしめし、舷へも二三度水をかける、之れも儀式的にやるのである、儀式一順終ると、身を躍らして海中へ飛込む、海中へ飛込むや否や、直に海底深く沈むのではない、やゝ暫く舷へ兩手をかけて休む、此の休んで居る間に呼吸を

もう海は寒いので一般には遣らぬ、これは僕等の爲に特に遣らせるのである、海女といふものを、非常に美しく思つて居たのは古い誤解で、海士といへばすぐ男か女かわからぬやうなものと思ふのは新しい誤解である、この海女は髪こそ潮で赤くなつて居るが（髪は黒い）うちはダメだと土地でははれて居る）肌の色は東京あたりの労働者位のもので、上品な顔も見える、言語も明晰で美しくて殆んど訛がない、最老いたるは六十五歳、最若いのは十七歳、中に卅六歳の木下なつといふのは、志州一番の上手であるさうな、海女は一齊に衣を脱して白腰巻一つになる、水天宮のお守を頸にかけて、腰にスカリと云ふ網囊を着け、ノミと云つて獲物を岩から挽ぎ取る具を挿す、布で頭を縛る、兩耳を水で濡す、ノミで舷を叩いて魔を除ける、さて水に入つて暫く舷に捉つて、口を妙にして深呼吸をして居る「ヒュー、ア、ン」と云ふやうな、一種凄しい哀れな聲を出して居る、忽ちドンと、双足正しく天に朝して眞逆様に潜り込む、一昨年見た三瀬の海女、赤銅色の肌に一絲を纏はず、巖の上から飛込んだのは大分趣が違ふ、息の長いものは四分位

十分整へるのである、此呼吸を整へる間に、何ともいへぬ悲痛な音で口笛を吹く、呼吸つかひも亦頗る悲しげなものである、纏て呼吸が整つたと見ると、身を逆に海の底へ沈んで行く、船子は油断なく海面を見つめて居る、上つて來る氣配が見えると、長い竿をつと突き出すと、蛭女は之れに捉つて浮んで來る、手には大小の鮑、蝶螺などを持つて居る、江の島あたりで物質的にやつて見せる食はせ物ではない、都人には確に珍らしい見物である。

試に此の蛭女と詞を交はして見た、髪は赤く枯れ、背は銅色に焼けて居る、如何なる蠻音が出るかと思ひの外、皆優しい調の大阪辯に近い詞なのは、考へれば別に不思議ではないのだが、鳥渡意外の感があつた、そればかりではない、彼等の締めて居る腰巻は、其下前に紐がついて居て、それを以て後の方へ括りつけ、如何に身を躍らしても逆にしても、腿のあたりの露出しないやうにして居る、有繫は女だ、斯る荒くれた業にも、優しい用意のあるのは、吾々の思ひもつかぬ處である（鳥羽の二日一夜、岡本柿紅）。

○伊勢の御遷宮に特派された京阪の記者連と共に、

歸途志州の鳥羽に遊ぶ、萬朝の曾我部一紅君之が肝煎となり、鳥羽造船所からは一行の爲に小蒸氣船鳥羽丸を、二見ヶ浦の濱に廻してくれた、一行九名、夫婦岩のつまらなさを罵倒しつゝ、纜を解いたのは六日の午前九時、志州に入つて先づ海女の鮑採を見る、鮑は志摩の名物、鳥羽浦の海女は鮑採によつて名物である、答志、神島、和具、坂手、菅島など、何れの島でも鮑採はあるが、菅島をもつて第一とする、菅島は燈臺のあるところ、燈臺下の海濱で此の鮑採をやる、五人の海女と一人の船頭とを載せたチヨキ船は、僕等を載せた鳥羽丸が、海岸から十數町の海に錨を下すとビタリと寄添ふ、同時に海女は舟べりに寄つて海上に身を浮べた、卅歳を年下に六十五歳の老婆も居る、澁紙のやうな黒い色、石のやうな堅い身體、頭には棕櫚のやうな髪をぐるぐる、巻附けて手拭で鉢巻をして居る、潮で黄色に染つた白木綿の腰巻を、下腹から脛まで下げたのが、ふわふわと波に弄られる「おい姉さん寒くはないか」といふと「ハイ旦那様能く入らつしやいました」一同揃つて頭を下げて、「此頃寒いやうじや海女は能きませんや」彼女等の言葉

は江戸ッ子式で、更に能なごいふものは認められぬ、語尾が明晰で、云ふ事がハキ／＼して居る、鳥羽の港は早くから交通が開けて居ただけに、斯んな海女までも思つたよりは文明的である、禮儀も心得て居るやうだ、顔も海女にしては何處やらが美しい。彼女等が舟から海に入る時には、舷をトン／＼と叩いてから、海水を掬ひ上げて拜む習慣がある、海中の危難を免れる禁厭であるさうな、海上に浮んでからも神様に對つて祈詞を捧げる、いざ海に入るといふ時、耳を唾でしめして、カブリと頭から前に胸がついて、腰を振つて足が水面でばちやりと跳ねるかと思ふと、もう身體は見えない、此の邊りは十三尋乃至二十尋の深さがある、海の底は岩で出来て居る、鮑はこれに密着して居るのだ、少しでも呼吸の長く続く者が一つでも、餘計に鮑を探ることが能きるといふ譯、上手になると四分間ぐらゐは平氣である、一通りのでも一分間ぐらゐ堪へる事が出来る。菅島で女王と呼で居るお夏(三十)といふのは、實にえらいもので誰が何といつても、お夏さんは村の王様だと云つて、彼女を尊敬すること一通りでない、お夏

さんの勢力は大したもので、村長様でも一目置いて居る、此風俗については面白い物語がいらくもある。海女の名人お夏さんが、村の王様と云はれて尊敬される第一の理由は、彼女が男の四五人ぐらゐ、己の手一つで養つて行くのは何でもないといふのにある、お夏さんは亭主と一緒に東京へ行つてゐたこともあるから、何處となく垢抜がして居る、海女にして置くのは惜いものだと、船頭は説明する、お夏さんが四五人の男を養ふ程の、腕を有つてゐるのに感服したのが、僕のみではなかつたが、他の女でも男の二三人ぐらゐ得養はぬやうでは、海女の資格はないものとしてゐる、海女は亭主を養ふものと極つてゐる、それで海女の相場を定めるには男の多寡を數へるのださうな、だから此邊では男よりも、女の権力が行はれるのは寧ろ當然かも知れぬ。女に生れて海女を知らないでは、女の資格は備はつて居らぬものとしてゐる、海女を知らないでは嫁入が能きない、容貌よりも何よりも、海女は唯一の嫁入資格となつてゐる、だから此邊では娘が年頃になる前から、海女の修業をさせる、十三四歳の色氣づく頃から

顔も身體も澁色に染めることを稽古する、鮑採の時期は六月から始まつて、九月の末までであるが、此の時機が来ると、所々方々へ出て居た娘達は、殘らず自分の村へと歸つて来る、奉公に出て居るものは、此三四ヶ月の間だけ暇を貰ふのである、主家でも之だけは拒むことを得せぬ、鳥羽の町ではこの夏の間下女の大恐慌を來すさうな。斯うして修業を積んで、一人前の海女が能きるやうになつたら、荷物はなくとも好い嫁入の資格は充分にある、その嫁入は昔から島なら島、村なら村だけで行はれて居る、今もなほ他國の者とは結婚しないのが、この土地の風習である、だから血族結婚が行はれる、原は村中一族であつたに違ひない、その證據には菅島の如き、全村百十戸の殆んどすべてが、木下の姓を名乗つて居る、他姓の家は數軒に過ぎないといふことである、この百十戸の小村に、海女が二百五六十人も居るから、一軒に殆んど二人の割合となる、何といつても海女は志州の名物である。豆のやうに小さいこの國に名物は多い、鳥羽造船所は規模は小さいが、其歴史に於て誇るべきもの、鳥羽

商船學校は本邦最初の商船學校で、之も美しい歴史を有つて居る、水産會社は鱒の油漬で名がある、名物はこれだけでない、「女」は海女に續いて鳥羽第二の名物である、「鳥羽はよいと朝日をうけて七ツ下れば女郎が出るヨイトサツサ」此の唄が昔も今も流行り止んだ事がないので、大體は此の土地の想像が付く、名物といはゞ云はれるのは、鳥羽の街を歩いて見ると、到る處に汗粉屋と團子屋のある事である、之は鳥羽浦の海女が鳥羽の街へ出て來ては、甘いものを食ふのを唯一の樂みとしてゐる、その需用を充すべく出來てゐるのださうな、常に潮風に洒されてゐる彼女等は生理上、甘いものを要求するからである、名物は之れだけに止らない、鳥羽浦の景色は行つて見たものでなくては話せぬ、伊勢へ來て大廟を參拜し、二見浦を訪ふ外人は必ず鳥羽浦へ立寄て、海女の鮑探を見物する、同時に此の邊りの景勝に稱讚措く處を知らぬといふこと、鳥羽浦の鮑探と風景とは、本邦人よりも寧ろ外人に依つて名を揚げてゐる（鳥羽浦名物海士の鮑探、大阪時事）。

○菅島で鮑取を見た、六十五歳の木下まさといふを

始め、四人何れも土地の豪の者であること云ふたが、髪毛は皆眞赤であつた、潜に入るには式がある、先づ若物を脱ぎ手拭で頭を縛り、耳を潮水で濡す、鑿と稱する金の棒を以て、舷を叩いて龍神に祈を捧げる、夫より海に飛込む、飛込んで三四分は潜る、潜つて居る間に件の鑿で介類を捕へるのである、西洋人も澤山見に来るから、彼等は汽車や電車を見た事は無いが、西洋人はよく見るとか彼等はサイダーの瓶を買つて非常に喜んだ（志摩めぐり、相原羽陵）。

○菅島の鮑取は遠く海外にまで知られ、カイドブツクなどにも詳しく其説明が出て居る、従つて伊勢大廟を訪ふ外國人は、必らず鳥羽に來て是の鮑取を見に行くものとしてゐる、菅島燈臺の邊り大洋の激浪奇巖に碎け白沫の天に沖するの處こそ、鮑取に屈竟な所である、一行のランチが汽笛を吹くと同時に、一隻の小舟は筒袖姿せる四人の海女を乗せて徐ろに波を切て來る、何れも日に焼けた赭ら顔の女連で、中に白髪の婆さんが一人居た、年は幾つかと訊けば小娘の様に、口を窄めて言葉も優しく六十五歳で、木下まさとなん申し侍るのださうな、纏て準備が整ふと海

女は、先づ着物を脱棄て願卷を威勢よく結び、耳を潮水で濡し鑿に型つた金の棒で、舷をコツ／＼と叩く、この音が龍宮まで響いて龍神が守護し玉ふのたとか、夫より四人の海女が海中に躍り込むよと見れば、潮水を天に向つて左右に振撒く、之が被ひの式とも云ふのだらう、儀式が済むと唸くが如く、幾度も深呼吸をして、身を逆さまに兩足を跳らしながら海中へ消える、二分三分中には四五分の永きに渡つて、幾多の介類を捕へて浮き上る、すると船中にある船頭は手馴れの竹竿をスラリと投げる、投げた竹竿に握まつて水面に顯はれた海女は、一度に激しく呼吸をする、之が口笛の如く海上に響くのだが、此音には得も云はれぬ哀愁を含んでゐる、恠して探つた鮑は其の場で早速刺身となり、海原遠き太平洋を眺めつゝ、酒宴が始まる、菅島の海女は江の島の比ではない、一度飛び込めば三つや四つの貝は必ず持て來る、だから此島で海女の出來ない女は、嫁に貰ひ人がない、随つて男は大抵鰻に養はれて、暢氣に暮して居るのださうな（志摩の仙境菅島の鮑取、岡嘉々）。

采 鮑

鷹 羽 龍 年

鳥 羽 誌

五

鰻魚附石外同石、魚相食者奈渠何、蚤家婦女好身手、沿海之底舞婆娑、鮫室龍宮側身過、燦兮珊瑚雜綺沙、只見鰻魚不見他、辛苦一枚如是多、魚不識人人却愕、視我裸蟲同水族、鋸牙棘螯爛其目、大鯛嚇人爭我鰻、手揮鐵鑿之所用、戰且逃、人命死生在一息、授竿急援婦、手出、長嘯一聲酸徹骨。

坂 手

坂手村は鳥羽の東十五町にある一島なり、東西十八町、南北十町、周圍三十五町十間、全島瘠地にして赭色を帯ぶ、田地なく山林に乏しく、畑十四五町を有するに過ぎず、獲る所僅に麥芋のみ、戸數三百五十七戸、人口二千三百十二人、男千七百七十三人、女千百三十九人、住民多く漁魚を業とするも、網を用ひず、唯一竿を手にして鯉、鱒、鯛等を釣ること巧なり、此地の土人はもと鳥羽より移住せしものといふ、旅館大工屋あり、此島古へ佐加太伎島といひ、倭姫命世紀、大同本紀等此字を用ふ、倭姫命の經歷して神界と定め賜ひし所にし、内宮儀式帳、神宮雜例集等には酒瀧島と記せり、曾

て勢志の兩國に分屬し、神風抄には伊勢國度會郡坂手御厨、志摩國答志郡坂手御厨と二様に記せり、其全く志摩に屬せしは何時の頃なるを知らず。

酒出山

應羽龍年

三國志摩伊勢尾張風煙掌上収、山河歷々九諸侯、未逢石齒齧堅艦、此間多時賦、其大者名千貫石時試鐵筒噴巨毬、潮脚蹴天雲亦濕、島身拔海地皆浮、夷王豈是求僊者、休羨蓬壺大八洲。

又

同

島俗紛紜喜鬼祥、鼓簫送鼠賽貓王、美人自在鳥巒外、山上龍湫紫燕香、山上有池多生燕子花

坂手

本居大平

見るめなき誰を懸路に恨みつ、蚤の逆手を打詠けん
▲誓願島 坂手の東方五町の處に在り、小倉島又は千貫島とも稱す、古へ小島なりしも激浪の蝕する所となり、今は僅かに東西六間、南北八間、周圍廿一間、干潮に至れば島頭六尺を露はすも、平時は僅に五六寸を見るのみ、古へ坂手より元旦伊勢の兩宮へ數名の代參を遣り、歸路村前に至れば迎船を出し此島に會し、神酒、洗米を献じ小謠を謠ひ、祈誓を爲して歸村するを例とす、故に誓願島と名くと、又千貫島と稱するに就き二説あり

▲海穩山林昌寺 字中の郷に在り境内三百廿七坪、曹洞宗鳥羽常安寺末なり。

加茂

加茂村は明治二十二年四月町村制實施の際、舊加茂五郷の地たる船津、河内、岩倉、松尾、白木の五ヶ村に安樂島村を合したるものにて、往昔伊勢神宮の神田あり、鴨部、賀茂村、賀茂庄、鴨里、鴨村等といひ各時代によりて異れり、此地又驛馬を置き驛家郷と稱せし事あり、延喜兵部式に「諸國驛傳東道志摩國驛馬鴨部鴨部各四正」神宮雜例集に「志摩國賀茂村神田」、神領給人引附、神領目録等に「志摩國賀茂庄」山田光明寺所藏康保三年五月十日（一六二六）文書に「答志郡二條上鴨里」、同長徳二年十一月三日（一六五六）文書に「答志郡鴨村三條鴨里」、同永久四年十月十日（一七七六）文書に「答志郡驛家郷鴨村」と記せり。

（参考）抑も驛家は所謂公事往來道中の馬繼立所にして、應神天皇五十年（九一〇）始めて驛路を造りしに起れり、驛は三十里毎に一驛を置き、若し地勢險阻又

り、古へ橋次郎宗忠鳥羽の取手山に在りし時、出入の船舶より収斂せし帆別錢の中、一千貫文を割き報徳會と稱し、此島を會場とし供佛施僧したるより此名ありと、又此島鳥羽港出入船舶の航路に當り、頗る危険なるを以て、諸國の船主相議し此島を除き、船舶の出入を易からしめんと欲し、其費を算するに千貫文を要するより此名ありと、諸説何れが是なるを知らずと雖も、古へ一島嶼たりしと疑ふべからず。

▲不通島礁 坂手の南方二町の處に在り、海底一面岩礁接續し、稍大なるもの數個羅列し、其周圍を算する能はず、滿潮深さ三尺、干潮には頭角三尺を現はす、鳥羽港口に當れるを以て、航海者の注意を要する所なり。

▲菖蒲池 志摩名所の一なり、全池菖蒲を以て蔽はる、もと花の盛時鳥羽城より之を遠望する事を得たりと、今は舊時の觀なしと雖も開花の候來り觀る者頗る多し
▲若宮神社 字井土敷に在り、境内百四坪、元八皇子社といふ、末社三あり、維新の際今の名に改め村社とす、明治四十年十一月五日字毛牟茂の毛牟茂神社（元若一王子社）といふ、維新後改稱す）及其末社二、字井土敷の須賀社及び其末社三、同所の白山社を此社に合祀す。

は水草なき時は、便宜里數を限らず、其乗具及び笠笠等は、各置く所の馬數に應じ之を備ふ、驛には長一人を置き、驛戸内の富者を取て之に任じ、猥りに交迭なからしむ、驛馬の數は大略（山陽道）二十疋、中路（東海道、東山道）十疋、小路（其他の諸道）は五疋と定め、使稀なる處は國司量定して、必ずしも定數を置くを要せず、驛馬、傳馬は國司と雖も之に乗らず、但し正税大帳の朝集等の使は驛馬に乗り、國司新たに國に向ふ時は傳馬に乗ることを得、驛馬の直は志摩國上馬三百束、中馬二百五十束、下馬二百束、傳馬の直は驛馬より各五十束を遞減す。

而して前記の如く古へ鴨、賀茂の二様の字を用ひたりと雖も、今舊記に存するものにして、鴨村と記せし尤も新らしきものは、永久四年（一七七六）の文書にて、其以後は悉く賀茂の字を用ひたり、其賀茂と稱したるは古へ伊雜神戶の刀禰職賀茂氏の此地に住せしに起因すること、猶ほ伊雜神戶の神官に磯部氏ありて、磯部村と稱するに至りしがごとし、中世に至り船津、河内、岩倉、松尾、白木の五村に分れて賀茂の五郷と稱し、以て明治に至り、遂に廿二年再び合して一村となれり、船津村越賀

氏先祖の覺書に賀茂五郷を讀込みたる古歌あり曰く。
こち(河内)吹かば船津へ入れよ白木舟

君をもまつを(松尾)はればいはくら(岩倉)

戸數五百六十二戸、人口三千八百七十八人、男千九百五十四人、女千九百六十六人、農民多し。

▲加茂川 源を松尾の青峰に發し、溪流數派を合して岩倉に入り河内川を合せ、北流して河内を過ぎ船津に入り、小字灰原、石川より小字濱等を環流し、小字石代に至り海に注ぎ鳥羽港に通ず、長さ二里十一町卅六間、最も廣きは十六間、最も狭きは二間、最深一丈、最淺三尺、下流廿町餘は猶ほ五十石以下の小船を通ず、平時は緩流にして水質清冽なりと雖も、暴雨至れば激流矢の如く堤防を破壊し耕地を害すること多し。

▲下の久保溝 源を松尾字下の久保に發し、字川原、川森等を環流して川森川に合す、此間田地の養水とす、長さ十町六間二尺、溝幅は最廣四尺五寸、最狭二尺なり。

◎船津 もと賀茂郷の本郷にて、兵部式にある所の鴨部驛是なり、鳥羽の南三十町、戸數九十一戸、人口六百一人、男三百十三人、女二百八十八人、農民多し。

▲赤崎銅坑 船津字赤崎に在り、往古より里人之を金

山と稱す、安政五年(二五一八)始めて試掘し、尋て廢坑し明治十四年再び發掘す。

▲八幡神社 船津字森崎にあり、村社にして譽田別命を祭る、元若宮八幡社といふ、末社小寶神社あり、明治四十年十月卅一日此末社と字下場の石代神社とを此社に合祀し、更に四十三年三月二日此社を松尾の巖岡神社に合祀す。

▲馬道溝 源を船津字馬道に發し、字大菅、安田、乙坂等の地を環流し、落口川に入る、此間田地の養水とす、長四町十五間、巾最廣き所五尺、最狭きは二尺なり。

◎河内 船津の西十八町、戸數百九戸、人口七百八十九人、男四百七人、女三百八十二人、農家多し。

▲河内川 源を河内の朝熊岳より發し、溪流數派を合せ九山の南麓を環り、河内の中央を流れて岩倉に至り、加茂川に合して再び河内に入り北流して船津に至る、長一里三十二町、幅員最廣六間、最狭三間、最深一丈、最淺三尺、水質清冽なりと雖も、急流にして舟楫を通せず、唯灌溉の利あるのみ。

▲杉瀬溝 源を河内字杉瀬に發し、字龜井、山口、灰原等の地を過ぎ、灰原川に入る、此間田地の養水とす、

長六町三十間、幅最廣四尺五寸、最狭二尺あり。

▲恩田岡 河内字鎮守に在り、古へ毎歲七月盂蘭盆に際し、加茂五郷の民之に會集し、簀を焚き精靈を祭れりと、今河内のみ此事をなす。

▲山伏峠 河内の西南境字河の尻に在り、一名高坊山といふ、高さ二百廿五丈、山嶺より二分し、東は河内に隸し、西は伊勢國度會郡宇治山田市に屬す、樹木鬱蒼、山脈朝熊山に連り、松尾青峰山に次げる高山なり。

▲丸山 河内字丸山に在り、高さ百廿五丈、周圍廿町、樹木鬱蒼、登路廿五町にして山嶺に達す、寺院あり丸興山庫藏寺(新四國第五十二番)と云ふ、眺望絶佳なり。

▲大紋瀧 河内字大紋にあり、河内川の上流、此に至つて立泉を爲す、高一丈、幅四尺餘、古へ刀匠某此所に家を構へ、刀剣を鍛冶せりといふ、今其址なし、盛夏の候此に來りて涼を納るゝものあり。

▲七石礦石 河内字七石に在り、明治九年之を發見し、同十八年六月十八日試掘を許さる、得失償はずして廢坑す、品質は粘盤石の類にて、色澤あり硯材に適す。

▲八柱神社 河内字熊倉に在り、村社にして元八王子社といふ、末社西寶神社あり、明治四十三年三月二日此

本末社と河内字山神にある底筒神社とを松尾の巖岡神社に合祀す。

▲丸興山庫藏寺 河内の丸山山嶺に在り、境内二百九十九坪、傳に曰く淳和天皇天長三年(一四八六)僧空海伊勢國朝熊の金剛證寺を草創する時、自刻の虚空藏尊を此地に安置し、同山の奥の院とす、後獨立して圓珠山虚空藏院と號し、眞言宗京都仁和寺末となる、後幾星霜を経て漸く敗頽せしを、正平十八年(二〇二二)に至り僧雲海寺格を恢復し、此山上に於て萬座の護摩を修し後入定す、依て之を中興開山とす、永祿年中九鬼大隅守嘉隆鳥羽城築造の時地鎮並に祈願所となし且つ志摩國僧侶一膳席を命せらる、慶長十年八月(二二六五)嘉隆の子長門守守隆寺領二十石を寄附す、延寶八年六月廿七日(二三四〇)内藤和泉守忠勝江戸に於て、永井信濃守を傷け死を賜ひて采地を沒収せられし時、此寺領も亦沒収せらる、同九年土井周防守利益本國を領するに方り舊に復す、寺傍に鎮守社あり阿利帝母、明星天子、辨財天を祀る、是天正九年(二二四一)九鬼嘉隆の創立に係る、秋葉社あり三尺坊を祭る、堂の東に飛泉あり、高七八尺左右に雲根石、虹起石相對して屹立す、雲を呼

び虹を吐くを以て名く、此地高燥幽邃にして一見仙寰の如く、老樹繁茂し夏時納涼に適す、近く紀勢參尾の海面を眺め、遠く土峰を雲烟渺茫の間に望む、實に志摩名勝の一にして詩客騷人其景勝を慕ひ淹留歸るを忘る。

庫藏寺泉石丸山

鷹羽龍年

壁青嵐紫松皆赤、水立山飛石亦趨、奔泉欲漱不容掬、掌上碎爲千顆珠、

苔霏石潤晴無夏、虹氣雲光石名登即山、一道巖泉分忽散、瀑紳脩短百淙潺、

◎岩倉 河内の東五町餘の所に在り、古へ神を祭るに石を置きて、神靈となすをイハクテと稱せり、此地も往古氏神を祭るため、石座を設けたるより呼べる地名ならん、戸數八十四戸、人口五百四十七人、男二百八十五人、女二百六十二人、多く農業を營む。

▲久城溝 源を岩倉字久城に發し、字大野を環流し、滿樂寺川に入る、此間田地の養水となす、長二町四十八間、幅最廣三尺、最狹一尺五寸あり。

▲八幡神社 岩倉字中尾にあり、往古山城國男山八幡宮を勧請せしものなり、九鬼嘉隆田城の砦に在りし時、敬崇甚だ渥く依て守護神となす、爾來每歲正月七日祭

典を行ひ流鏑馬を催し、翌日神官酒饌を携へ、鳥羽城主に献するを例としたり、明治四十年十一月二十八日九鬼神社に合祀す。

▲九鬼神社 岩倉字城山に在り、城山は田城の砦址にして、祭神は九鬼彌五助澄隆なり、始め九鬼山城守泰隆、天文年中此地に城を築き、子宮内大輔定隆、孫宮内少輔淨隆之に居る、淨隆の時近郷の諸士連衡して來襲ふと雖も抜く能はず、偶々淨隆病て死し、子彌五助澄隆嗣を襲ぐ、澄隆年齒尙ほ弱く叔父右馬允嘉隆(淨隆弟)之を扶けて守る、一旦城陥りしが後之を復す、澄隆驍勇絶倫替刀群を出づ、嘉隆之を嫉み天正二年十一月廿三日(二二三四)窃に人をして之を殺さしむ、後嘉隆の子守隆瘧を病み、其他或ひは天死し或は奇病を發す、是れ澄隆怨靈の祟る所とし、守隆田城の砦址に一社を建て澄隆を祀る、寛永三年十一月二十三日(二二八六)守隆社領十石を寄附す、元祿十六年五月二十八日(二二六三)内奏を経て位階を進め正一位總領權現と稱し、十一月二十三日、二月二十三日を祭日とす、舊時は此日九鬼家より家士を代參せしめたりと、廢藩後此事なしと雖も村民尙ほ崇敬す、明治廿七年九鬼子爵の寄贈金其他

有志の醸金を以て社殿を新築し、九鬼神社と改稱す、同四十年十一月二十八日加茂字森地の加茂神社及び岩倉の八幡神社を此社に合祀し加茂八幡九鬼神社と改稱せしが、四十三年三月二日更に此社を字倉谷の萩原神社と共に松尾の巖岡神社に合祀す。

◎松尾 岩倉の南十三町に在り、神風抄に志摩國株尾御園(松の字を株と誤る)とあるものはれなり、戸數百十五戸、人口七百八十四人、男三百八十六人、女三百九十八人。

▲石灰坑 二あり、一は松尾の清水に在り、天保九年之を發掘し、明治九年に至り休廢し、同十六年再び業を起す、純白にして最良の肥料たり、一は松尾字ヒヨに在り明治六年の發見に係り尋て採掘す、品質純白ならざるも最も肥料に適す。

▲青峯山 松尾の西南境に在り、一名天明峰と云ふ、高さ三千八十尺、志州第一の高山にして東海舟行の目標たり、峰頭二に分れ四字形を爲し一は磯部村字五知に跨る、四所に青峰山正福寺あり。

青峰絶頂俯蒼茫、山盡天空海色長、何數雲夢吞八九、下眸下瞰大東洋、鹽田隨齋

▲青峰山正福寺 青峰山麓より坂路二十五町にして寺に達す、境内千五百四十三坪、眞言宗京都大覺寺末なり、聖武天皇天平勝寶年中(一四〇九—一四一六)法相宗の僧行基勅を奉じて、伊勢の大廟に詣す、時に神託あり曰く、是より巽に方り靈場あり、天明峯と名く宜しく伽藍を建てよ、必ず洪大無邊の利益あるべしと、乃ち此に巨刹を建つ、偶々相差村白濱の海中より、十一面觀世音(丈一寸八分の黄金佛)鯨背に駕して現はれしを、濱の平(信濃守忠晴の男晴光漂流して相差に居る)奉持して此寺に遷す、依て本尊とす、後婆羅門僧正此地に來りて、之を拜するの時尊像光を放ち、腰に篋を懸ひ漁夫の姿を現はす、僧正篤く之を敬崇し、丈二尺八寸の木佛を造り、尊像を其腹中に納め、三重の寶籠を作り之を容る(長岡村鯨石の項參觀)、大同元年(一四六六)僧空海唐より歸朝してより眞言宗に改む、當時三十餘坊あり、後寺運大に衰へ、貞享年中(二三四四—二三四七)僧辨意之を再建し中興の開山となる、元祿年中酒井伊豫守忠興土塊珠一顆を此觀音に納む、是れ忠興比年蓋ふ所の黄犬より得たるもの世之を犬珠といふ、船子漁夫等此觀音に詣せば、風雨の難を免ると稱し、祈願するもの多

く、堂前常に香華を絶たず、而して觀世音の外、辨天堂（武田信玄の念持佛）歡喜堂（天保二年僧慶存の創建）大師堂（明治十五年六月八日佛圓隆の再建）寂靜庵（僧辨意の創建）鐘樓堂（文化年中僧慶圓の再建）等あり、堂宇の結構、堅牢にして壯嚴、刻彫の巧美亦稀に見る所、鳥羽の常安寺と並稱して志摩の二大名刹とす、而して境内老杉古檜の外櫻樹數十株あり、座禪石（行基の座禪せし所）龍燈石（龍燈を石上に供せし所）及び飛瀑（高一丈幅二尺餘）等あり、此地高燥四顧すれば近くは海水陸地に灣入したるを脚下に望み、東北に菅島、神島の諸島非布羅列して、遙かに尾參の翠巒、富士の雪峰を烟波浩蕩の間に見、南は澎湃たる南洋、西は紀伊四國等の遠峰を望む等、頗ぶる景致に富めたるを以て、春日花を賞し夏時涼を納るゝの客、賽佛の老壯と袂を聯ねて群集す、亦志州名勝の一なり。（新西國八十八ヶ所第五十番）

▲延福寺 正福寺主の隠栖地にして松尾に在り、辨意の法嗣秀海、六十二歳の時再建し、享保九年九月（二三八四）工を起し同十年三月落成す、後衰頽に歸して住むものなく安政三年（二五一一）に至り廢寺となす、今僅に残葉を見るのみ。

▲加茂神社 松尾の巖岡に在り、村社にして元八皇子社といひ維新後巖岡神社と改稱す、明治四十三年三月二日船津の村社八幡神社、河内の村社八柱神社、岩倉の村社加茂八幡九鬼神社、白木の村社白木神社其他を此社に合祀し舊加茂五郷の村社と改め加茂神社と改稱す

◎白木 松尾の西十四町の所に在り、神鳳抄に志摩國白木とあり又内宮儀式帳、神宮雜例集等に所載の神界「東石井嶺、赤木嶺、朝熊嶺、黃楊嶺、尾垂嶺等爲山界」とある、此赤木嶺は此地の事なりとの説あり、戸數三十二戸、人口二百三人、男百人、女百三人。

▲たもの木 白木の滑谷に在り、山岳重疊せる溪間に生ず、枝四方に蔓延し三十間餘に及ぶ、遠望すれば小丘の起伏するに似たり、著名の大木なるを以て慶應二年（二五二六）村民之を受け神木とし華表を設く、春季近郷の里人詣づるもの踵を接す。

▲赤木瀧 白木の滑谷山に在り、高三丈、巾四尺、夏天と雖も水量減せず、下流は滑谷川となり加茂川に合す。

◎安樂島 坂手島の南にある半島にして鳥羽より船行三十町、島民多く海濱を家とす、戸數百三十一戸、人口九百四十六人、男四百六十三人、女四百八十三人、伊勢

山田光明寺所藏元弘元年三月十八日（一九九一）寄進狀に「志摩國荒島庄阿吳志村圓應寺、同く建武元年八月廿二日（一九九四）文書に「荒志島庄阿具志村圓應寺」、同く建武四年六月文書に「阿久志左衛門入道道妙、阿久志島住豐後房、阿久志住九郎三郎、同く康永二年八月（二〇〇三）の文書に「志摩國惡止圓應寺」同く康永四年七月十三日文書に「志摩國惡志圓應寺」内宮引附文明十四年八月十五日（二一四二）文書に「安樂島實盛判」とあるを見れば、始めは荒島庄阿吳志村にて漸次阿具志、阿久志、惡止、惡志と轉じ、遂に文明の頃に至り、阿久志村は廢せられて往時の庄名荒島を安樂島となし、阿久志は唯小字に止まる事となれり。

▲飽石浦 一名八反田浦といふ、安樂島と鳥羽との間にある江淮にして、加茂川此に出で、海に注ぐ、冬時鱸魚多く此浦に聚る故に鱸江とも稱す、舊時鳥羽の鍋ヶ崎より此浦の間に網を張り鱸を捕ふ、是を析漁と稱す、傳へ云ふ古へ此江底巨崑あり、行舟の碍となる、故に之を飽碍の石と稱す、土人干潮の時を測り此石を斫平げ、其害を除き之を神に崇め、飽石神（俗に石子）と名く、古へ惡止、惡志等の字を用ひしは、行舟の碍となるを惡み

ての稱ならん、外宮舊神樂歌に。
島の國、ちくりが浦にをはします、あくし、あかさき、あくし九所のをまへには、數多の船こそ浮んだれ、船には赤崎のり給ふ、船には大菩薩乗り給ふ
云々とあり、ちくりが浦は其地形より察すれば蓋し飽石浦の事なるべし（鱸楯の事は鳥羽大井戸の項參看）

▲加布良胡崎 安樂島字加布良胡に在り、東北に面して斗出する五町、菅島の西南浪田鼻岬と對して、鳥羽港の南口たり、古へ此海峡を加村子の瀬戸と稱せり、崎頭伊射波神社あり。

▲長藻地島礁 安樂島の東南八町に在り、東西三町、南北五町、周圍七町餘にして、鳥羽港内に横はる、深さ一丈乃至一丈六尺なるを以て、小航の通航に害なしと雖も、港内出入の大船は最も注意すべき所なり。

▲安樂島岩址 安樂島の東に在り、安樂島越中、左門此岩に居る、後年九鬼大隅守嘉隆に屬し、嘉隆の孫隆季の丹波綾部に移るに及び、安樂島一族亦綾部に移り、岩遂に亡ぶ。

▲伊射波神社 字加布良胡に在り、境内三百六十三坪、伊射波登美命、主柱屋姫命を祀る、祭日正月九日、六月

七日、建久内宮年中行事六月十五日贊海神事の祝詞に「悪止、赤崎、加布良胡明神」とあるもの乃ち是れなり、もと志摩大明神と稱し、志摩國の一の宮にて社領ありしも、戰國時代遂に沒收せらる、明治の初年今の名に改め無格社とす、境内老樹鬱茂し、絶壁數十間、海岸には無数の岬角潮流と相激し、風光頗る佳にして、志摩名勝の一たり。

▲滿留山神社 安樂島字滿留山に在り、五男三女神を祀る、境内千五百五十八坪、末社七あり、明治四十年十月三十一日此末社と字阿久志の權現岬に在る安久志神社(往古熊野權現を移したるものにて元飽石權現といふ)を合祀して村社とす。

▲獲麟山傳法院 安樂島字正傳に在り、境内二百四十八坪、曹洞宗鳥羽常安寺末、開山は昌巖(至徳元年十月十六日二〇寂)嘉永七年(二五一四)大火のため記録を燒燼せり、境内觀音堂あり、厄除觀音と稱し遠近の人々之を尊信す。

▲圓應寺 今其所在を知らず、山田光明寺所藏元弘元年三月十八日の寄進狀、建武元年八月廿二日、康永二年同四年の文書及び三國地志等に圓應寺の文字を見る、

るもの多し。

◎浦 加茂村字安樂島の東三十町に在り、民家は海岸に沿ふて兩所に分れ、今浦、元浦といふ、戸數百七十八戸、人口千三百十九人、男六百三十九人、女六百八十八人、昔時は麻生の浦と稱し、外宮の神領にして伊志賀御厨の内に屬せり、顯注密勘に

をふの浦は志摩國に在り、齋宮御庄献梨の處なり、されど伊勢島とて伊勢と、志摩と一つによむ也。

とあり、山田光明寺所藏建武四年六月(一九九七)の文書に麻生の浦住人刑部太郎と記せしに、二見郷御鹽殿神庫所藏天治二年十二月廿二日(二七八五)の文書に、浦僧供米と記しあるより考ふれば、昔時麻生の浦と稱せし時と雖も、單に浦と書して通じたるものと知らる、地頭浦氏文明以前より之に居り、永祿年中浦豊後に至り九鬼嘉隆のために滅ぼされ九鬼の有となる。

(参考)治承五年辛丑正月二十一日戊辰、熊野山惡僧等、去る五日以後伊勢志摩兩國に亂入し、合戦度々に及び、十九日に至りて、浦七ヶ所皆悉く民屋を追拂ふ、平家の家人彼の爲めに、或ひは要害の地を捨て逃亡し、或は伐誅せらる、又疵を被るの間彌々勝に乗じ

三國地志に曰く。

延元二年(北朝建武四年)六月、阿具志村圓應寺雜掌慈哲告て曰く、本寺の大檀那藤内左衛門入道道秀、元弘元年辛未三月十八日寺田二段を寄す、守護代官亦之を認む、然るに此年五月九日御家人須田彦次郎左衛門尉並に同師房等、寺田を以て長田内と稱し、下作人の私宅に打入り資財を探り取る、又伊勢國の住尼法宗、亡夫道秀の遺船四艘と貨財を、其弟駿河國江尻定願並に阿久志島住豊後房等の爲に抑留せらる、依て其罪を檢斷し罪科に處せられんことを言上す。與國四年(北朝康永二年)八月、志摩國惡止圓應寺雜掌重ねて、伊勢國山田光明寺住惠觀船積物二百餘貫文餘海賊の事を訴へ、其の罪を科せられんことを言上す。

鏡 浦

鏡浦村は明治二十二年四月町村制實施の際、浦、石鏡の二村を合せたるもの、戸口三百三十六戸、人口二千二百九十七人、男千八十三人、女千二百十四人、漁を業とす

て、今日二見浦を燒拂ひ、攻めて固瀬河邊に到るの處、平氏一族關出羽守信兼姪伊藤次已下の軍兵を率ひて、船江の邊に相逢ふて防戦す、惡僧張本戒光(字大頭八郎房)信忠の箭に中る、仍て衆徒二見浦に引退し、下女(齡三四十者)並に少童(十四五者)等以上卅餘人を擄取り同船せしめ、熊野浦を指して解纜す云云(東鑑)。

▲麻生の浦 芋生の浦とも記す鏡浦村一帯の海濱にして舊の村名麻生の浦は唯だ此浦の名に存す、水に濱して人家部落をなす邊、奇島怪岩所々に點在し、島壁岩頂に老樹古松の蟠屈する狀、實に一幅の圖にして、旅人を駭心せしむ、亦志摩の一名勝たり、古人七絶を撰みて不蒨麻、不鳴蛙、不荊蔣、片枝梨、石面鏡、逆流川、四季櫻(或四季鶯とす)。

○又例のランチに乗て、港内の昨日見殘した處を見に行く、昨日とは全然違つた幾多の島を見ながらランチは進む、只の岩の様なのがある上に松が這て居るものもある、一つと見えた島は船が進むにつれて分れて二つにも三つにもなる、奇云ふ可からず、獨り東奥の松島ばかり、日本三景の名を擅にするのが何故

か分らない位である、忽ち四邊を鳥山で取巻れて静
 な中にも一際静で、恰も山上の湖の様な處へ入つた。
 此は鏡浦村大字浦村今浦といふ處で、岸には怪岩屹
 立し、其上へ大蛇の横つて居るやうな老松が這つて
 居る、岩を傳ひ松に據つて上陸すると、一枚の石で成
 つて居るやうな切立つた山がある、其山の中途に急
 な石段があつて之を登りつめた處に一社がある、辨
 財天を祀るのである、名つけて芋生浦の辨天といふ、
 麓には姿面白い瀧がある、千年の樹立暗いばかりに
 茂つて居る、都近くば此の瀧にも面白い名がついて、
 四時遊覽の絶ゆる時はあるまいに、訪ふ人も無く飽
 くまで静で居る、誠に不遇の絶景といふのであらう、
 志摩國は確に此の景一つを以て天下に傳へる事が出
 来る(鳥羽の二日一夜、岡村柿紅)。

芋生浦石筍 應羽龍年

鳥松如蒼遠分明、盃水芥舟風亦輕、驚此雲根三百尺、
 擬支天地向南傾、

萬葉集略解三卷出雲守門部王思京歌一首
 飲海乃河原之乳鳥汝鳴者吾佐保河乃可念國

萬葉集十一卷 人 九

櫻麻の生の下草露しあれば明しては行け母は知る共
 萬葉集十二卷

櫻麻の生の下草早く起きて妹が下紐とけざらましを

同 讀人不知

詩てさへ花の名に負櫻麻の茂も麻生の浦にぞ有ける

名 寄 衣 笠

鳴千鳥我さへかなし白苔のおふの河風寒く吹く夜に

拾遺 人 丸

麻生浦に舟乗すらん吾妹子が赤裳の裾に潮満らんか

新古今 基 俊

櫻麻の生の下草下にのみこふれば袖ぞ露けかりける

續後撰 待賢門院安藝

櫻麻のおふの下草茂れ唯あかて別れし花の名なれば

玉葉 儀 景

櫻麻のおふの下露置きも敢ず麻く草葉に秋風ぞ吹く

同 泰 綱

伊勢の海や麻生の港に引網の屢ば人を恨みてぞふる

續千載 顯 盛

散積る花かど見えて櫻麻のおふの下草雪ふりにけり

新千載 彈正親王

露結ぶ下草見れば櫻麻の生のかりねに秋は來にけり

愚草 定 家

櫻麻のおふの下草下にのみ分けて朽ちぬる夜々の袖

千五百番 慈 圓

情あらば人もすさめよ櫻麻のおふの下草生朽ぬとも

新古今集 入道前關白

五月雨は麻生の河原の眞菰草斯てや波の下に朽なん

玉吟集 家 隆

徒らに身は花咲かぬ櫻麻の生の浦波六十路こへめや

御集 順 徳 院

散る浪は春の色にそ櫻麻の生の浦風今も吹くらん

家集 寂 逆

麻生の海の思はぬ浦にこす汐の扱もあやなく立煙哉

同 如 願

生の浦の霞を分くる蚤小舟何れの島の玉藻刈らん

同 定 家

櫻麻のおふの浦風春吹けば霞を分くる浪の初花

夫木抄 仲 正

生の浦の野邊の下草枯れやすさめし駒も立なつむらん

同 爲 家

櫻麻の生の下草露しあれば明しては行け母は知る共

夫木抄 齋 念

櫻麻の生の下草早く起きて妹が下紐とけざらましを

同 寂 逆

詩てさへ花の名に負櫻麻の茂も麻生の浦にぞ有ける

名 寄 集 忠 定

鳴千鳥我さへかなし白苔のおふの河風寒く吹く夜に

同 印 大 伴

麻生浦に舟乗すらん吾妹子が赤裳の裾に潮満らんか

三島社奉納 公 朝

櫻麻の生の下草下にのみこふれば袖ぞ露けかりける

▲片枝梨社 浦村字村内(今浦)に在り、祭神白鹿神、も

と片枝梨明神といふ、麻生の浦片枝梨の事、古より著名

なり、祭日一月一日、明治四十年十二月五日浦神社へ合

祀す。

古今集大歌所東歌伊勢歌

生の浦に片枝さしおふ梨實の結も結すもねて語はむ

新古今集 宮 内 卿

片枝さす生の浦梨初秋になりしならすも風ぞ身にしむ

同 俊 頼

櫻麻の生の浦浪立かへり見れどもあかす山梨のはな

新勅撰集 長方

伊勢海の生の恨を重つゝおふこと梨の身を奈にせん

續後撰集 忠定

昔し見し片枝も奈になりぬらん身は徒らに生の浦梨

續拾遺集 山階入道

はかなくも生の浦梨君が代にならば身をも頼ける哉

新後拾遺 俊光

數ならずなり行身こそ哀なれ生の浦梨片枝見るにも

續後撰集 常磐井

無なのみ生の浦梨徒にならぬ戀する身こそつらけれ

新千載集 公雅

友千鳥いざ語らはん生の浦に馴し昔の片枝だになし

同 國基

生の浦の恨て耳ぞ世をば経る逢事無に馴る身なれば

新續古今集 國助

春に逢ふかたえを見ても歎く哉花咲ぬ身の生の浦梨

新葉集 妙光寺内大臣

終にさてねて語らはん世語に成果ぬらん生の浦なし

愚草 定家

何故か底の海松も生の浦に逢ふと梨の名には立らん

拾玉集 慈鏡

扱もさは奈になりぬる身なるらん思ぞ分ぬ生の浦梨

千五百番 内大臣

伊勢の蟹の海松の果よ奈ならん生の浦梨結も結ずも

御集 順徳院

櫻麻の生の浦なし中々にふかくなかけそ思ふ心を

家集 爲家

徒らに生の浦梨年を経て身は數ならず成まさりつゝ

同 辨入道

時ならぬ花かど見ゆる伊勢の海の生の浦梨浪懸る覽

夫木抄 知賢

満つ潮に片枝は浪の花なれやいりぬる磯の生の浦梨

同 洞院攝政

なりならず生の浦梨うらなれてねぬに語らふ時鳥哉

名寄 宗高

夏萩と行かふ生の浦梨に片枝涼しき奥津湖風

同 西遊

見るめこそ生の浦とは聞しかごあふこと梨の花も咲免

麻生野 草生野とも記す、麻生の浦邊の原をいふ、亂

橋は字惠ヶ谷に在り。

伊勢へ下りけるにおふの、原の浦分け行けば

末にも橋あり名を亂橋と云ふ(家集) 長明

花浦おふの、原の亂橋秋の心になぐへてぞ行く

續古今集 大納言良教

誰が爲か生の松原名を止て我につれなき色をみす覽

▲高濱、篠間 皆麻生の浦の邊ならん今其所を知らず。

家集 中務

伊勢海は名残だになくあせにけり浪高濱と音に聞て

續後拾遺集 親盛

夜と共に哀れしほる、袂かな篠間の蟹の袖を濡すを

同 俊頼

おふ浦に篠間の蟹の潜くてふ風の恨みの絶難の世や

▲真熊野 浦に在り、今其所在を詳にせずと雖も、浦神

社もと真熊野神社と稱したれば、蓋し其附近なるべし。

萬葉集六卷 赤人

島隠れ我が漕來れば乏しかも大和へ上る真熊野の舟

同 家持

御食國志摩の蟹ならし真熊野の小舟に乗て奥部漕見

拾玉集 慈鏡

秋を経て冴けき月を三熊野の浦の濱夕幾代かさねて

真熊野の濱夕暮の眺めよりいかに重ぬる契なるらん

一とせを幾度夢に三熊野の浦の濱夕重ねきぬらん

家集 兼輔

真熊野の浦の濱夕かひもなし契りも朽る袖の涙は

御集 順徳院

三熊野の浦の濱夕ざれば我も偏へに恨みやはせじ

家集 人丸

三熊野の浦の濱夕百重なる心思へど唯にあらぬを

同 忠見

三熊野の浦の濱夕われ舟の中にくらを積りて歸らん

山家集 西行

真熊野の浦ゆふ生ふる浦寂て人皆々に年ぞかさぬる

玉吟 家隆

三熊野の浦の濱ゆふ白妙の袖の別れもうらみ重ねて

愚草 定家

時の間も夜半の衣の濱夕や嘆き添ふべき三熊野の浦

千五百番 後鳥羽院

萬代と三熊野浦の濱夕に重ねても猶盡させざらまし

新六帖 衣笠

徒らに年ぞ重なる眞熊野の浦の濱夕我ならなくに

三熊野の始めの年を數ふれば我身に殘る浦の濱夕

日に添へて人の心を三熊野のつらさ重なる浦の濱夕

眞熊野の浦の濱夕とへかしの思ふ嘆きは猶ぞ重なる

三熊野の浦の濱夕立浪のよにふる袖ぞ人の訪へかし

眞熊野の濱夕暮に成る程は幾重の君を戀重ぬらん

浦神社 浦の字立神、金土山の麓に在り、境内四百五

十五坪、祭神大戸道命、伊弉諾命、瓊々杵命、もと眞熊野

神社といふ、明治六年村社となり今の名に改む、祭日一

月一日、明治四十年十二月五日末社瀧本社、立神の八幡

社、辨天社、八重垣社、村内の片枝梨社、山祇神社、田村

の天神社、向井藻卷島の八重垣社を此社に合祀す。

浦の城址 浦の字村内に在り、浦豊後(一)に和田大學

助に作る之に據る、今耕耘の地たり、壘跡を存せず、東

南隅に井の跡あり土人崇ありと稱し此地に耕作せず。

鳥人家なく、山林少許あり。

小鯛礁 浦の北十町二十間に在り、東西五十二間、南

北四十二間、周圍二百間、深一丈七尺乃至二丈五尺、鳥

羽港より紀伊地方への航路に當れり。

石鏡 浦の東南に在り、往古和名抄載する所伊可郷

の出でたる本元の地にして、外宮の神領に屬し、神宮雜

例集、神風抄、神領給人引附、神領目錄等に伊志賀御厨

とあるもの是なり、大神宮諸雜事記永承四年六月(一七

〇九)の條に、未だ伊志賀所々見御厨と記せるに、其後

内宮引附文明七年四月廿六日(一一三五)一禰宜氏經の

書狀に、志摩國石鏡と記せしより考ふれば、永承文明の

▲錦照山大江寺 浦の字村内に在り、新四國の第十一

番、曹洞宗鳥羽常安寺末、地頭浦豊後の石塔あり、文久

三年三月十五日(二五二三)僧梅翁中興開山たり。

▲石灰坑 浦の字砥谷白根に在り、明治六年の發見に

係る、品質佳良にして肥料に適す。

▲大村島 浦の東北海岸を距る十五町一間の所に在り

周圍廿一町三十七間、全島人家なく、耕地、山林、原野、

墓地等あり、而して鹿角菜、布苔を産す、此島の北に三

個の暗礁あり、ヨセマル礁は六町五十一間の處に在り

東西廿五間、南北廿四間、周圍百間、深一丈五尺乃至二

丈三尺、アジカセ礁は五町卅四間の所に在り、東西七十

五間、南北三十八間、周圍二百卅間、深五尺乃至一丈三

尺、ナガモジ礁は五町四十間の所に在り東西五十四間、

南北五十九間、周圍二百卅間、深五尺乃至一丈三尺、

何れも鳥羽港より紀伊地方へ航するの航路に衝れり。

▲麻倉島 一に風倉島といふ、浦の北海岸九町十一間

の處に在り、周圍九町三間、往昔人家ありしも、今は浦

に移住して居民なし、耕地山林原野あり、鹿角菜、布苔

を産す。

▲ツボ島 浦の北海岸より十二町餘、周圍三十八間、全

餘勢海中に斗出す、近世激浪のため土地崩壊して山骨

を露はし、今は唯だ岩石の磊阿せるを見るのみ、崎角と

稱すべきものにあらす。

▲辨天崎 石鏡に在り、與田山の山脈此に至て盡き、海

中に斗出すること三十間、前面に佛島、一島等ありて波

濤常に激しく、航海者の注意する所なり。

▲石鏡島 石鏡の東北海岸より十四町二十間の所に在

り、海面に屹立すること二丈餘、中央に空洞あり圓鏡

の如し頗る奇觀なり、周圍に雜木茂生す、周圍五町二十

間、地脈四方に蜿蜒して海中に起伏し、許多の暗礁を爲

せり。

▲加美濃島 石鏡の東北海岸十六町の所に在り、周圍

三町廿間、全島樹木なく岩石の海中に孤立せるものに

て石鏡島と並列せり。

▲棚橋瀬礁 石鏡の東九町に在り、東西四町、南北五

町、周圍十二町、干潮には礁頭六尺を露はし、満潮には

水面を没すること二尺、鳥羽より東方各地の航路に當

れり。

▲平床瀬礁 石鏡の北東九町に在り、東西十町、南北二

町、周圍廿五町、干潮礁頭二尺を出し、満潮五尺を没す

。

▲石鏡崎 石鏡に在り、天神山の山勢此に至りて盡き、

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

亦鳥羽より東方各地への航路に衝れり。

長岡

長岡村は鏡浦村の南に在りて、志摩の東海岸に瀕す、鳥羽より四里一町、明治二十二年四月町村制實施の際、相差、岡崎、畔蛸、千賀、堅子の五ヶ村を合し一村とす、戸數四百六十三戸、人口三千七十三人、男千四百九十九人、女千五百七十四人。

◎相差 國崎の南、畔蛸の北に在りて、神風抄、國崎舊神戶所藏建久三年十一月四日（一八五二）の左辨官下文、神宮舊記寫建武二年九月二日（一九九五）の太政官符、二見郷御鹽殿神庫所藏貞治五年十月廿日（二〇二六）の内宮廳宣等には相佐須と記し、同所藏同五年十一月十一日隆義書狀、内宮引附文明三年正月十日（二一三一）以後の文書とは相差とあるを以て、相佐須の相差と改まりしは貞治五年の十月乃至十一月の間なるべし、戸數二百四十三戸、人口千六百五十四人、男八百二人、女八百五十二人、里民多くは漁を業とす、伊勢の海女と稱するもの、尤も多く出づるは此地なり。

七町に在り、東西廿間、南北六間、周圍六十間、藻島礁は南西二町に在り、東西五間、南北四間、周圍二十間、以上二礁は的矢港より各地へ航するの航路に當れり、其他見附島礁は東に、青峰礁は東南に、赤岸礁、榮螺島礁は西南に、小塚礁は南にあり、共に船舶の航路にあらず。

▲菅崎 相差の見崎に在り、東南の山脈此に至りて盡き、海中に斗出する五十間、安乘村の安乘崎と相對し、的矢港の口を扼す、嘉永年中稻垣長明砲壘を岬頭に築く、元菅崎神社あり、今神明神社に合祀さる。

▲鯨山崎 相差の字鯨山に在り、字下村より來る山脈此に盡きて岬角を爲す、海中に斗出する五町餘、東西南は海に面して半島を爲す、此に熊野神社あり、もと熊野權現と稱し相差創造の時之を建つ、明治五年改名し、四十二年一月二十日其末社八社と共に神明神社に合祀す老樹鬱生し往來船舶の目標とする所なり。

▲相差岩趾 相差の東に在り、伊藤兵部之を守り、後九鬼嘉隆に屬し、九鬼兵部といふ。

▲沙溜池 相差字福中新田の沙溜池は東西六町四十間、南北二町半、周圍十四町四十五間、面積二萬百五十五坪、茅原新田の沙溜池は東西二町五十間、南北三十間、周圍六町四十間、面積四千八百八十八坪、池中の沙溜池は東西三十五間、南北三十間、周圍五十五間あり、此三池はもと田地なりしが、安政元年海嘯の爲めに陥没して沙溜となり、今は只田圃に潮水の入るを防ぐに供す。

▲伊加賀池 相差字伊加賀に在り、鮒及び鮭を産す、安政元年の海嘯にて海に通す。

▲見崎山 相差の字見崎に在りて、海面に斗出せる岬頭なり、此地海灣を隔て、安乘の燈臺と相對し、的矢港の口を擁す、嘉永年中鳥羽藩主稻垣攝津守長明の砲臺を築きし所、老樹あり傍に壹神社を祭る（明治四十二年神明神社に合祀す）海を航する商船、漁舟皆之を目標とす、此崎の附近暗礁多く、桶島礁は西十五町に在り、東西四町、南北五町、海老島、孫左衛門出、平島の三礁亦其中に在り、中岡礁は東十町に在りて以上は船舶の航路に在らず、村民の漁魚採藻場たり、ナガガカ礁は南西

を拾ひ揚ぐれば鯨乍ち石と化せり、濱の平彌奇異の思を爲し、家に携へ歸り之を松尾の青峰山正福寺に遷す、仍て靈佛を青峰山に遷すの意を取り、姓を青山と改む、其子孫今尚ほ存す（松尾正福寺の項參觀）。

▲大島 相差字白濱の東海岸より六町の所に在り、東西五十間、南北二十間、周圍百五十間、全島樹木なく、唯だ岩石の屹立するのみ、近傍暗礁多く此島も亦暗礁の露出せるものに外ならず。

▲内のハカ瀬礁 相差の西五町に在り東西四町南北三町に亘り、横瀬礁其中に在り、干潮僅に礁頭を露す。

▲平島礁 相差の東八町に在り、東西五間、南北二間、周圍十八間、干潮礁頭二尺を顯す、的矢港より諸方への航路に在り。

▲神明神社 相差の字堂山に在り、村社にして祭神は天照皇大神なり、相差創立の時之を祭る、祭日六月十三日、境内楠の大樹あり、長さ三間四尺、圍四丈九尺、幹中朽廢し洞穴の如し、面積四坪、徑一丈二尺、年曆數ふべからず、末社十二あり、明治四十二年一月二十日相差字鯨山の熊野神社及末社八、千賀字南の千賀神社、堅子字社谷の堅子神社、畔蛸字後田岡の山神社、同堂山の鎮守

社及其末社一、同御堂前の畔蛸神社及其末社一、同神田の八幡神社を此社に合祀す。

▲大慈山梵湖寺 相差の宇宮の谷に在り、境内五百七十九坪、臨濟宗伊勢朝熊金剛證寺末、往古眞言宗にして小寺たり、京都東福寺の僧虎關國師諸國巡歴の時、此所に留錫し元亨年中(一九八一—一九八三)宗派を擴めんため大伽藍を創立し、之を中興開山とす、之がため朱印七十二石を受く、十世瑞巖和尚の時寺領を沒收せらる、天正年中火災に罹り古記文書を燒く、慶長年中九鬼守隆十八石を寄附し、寛永年中内藤忠重之を沒收す、元祿十年再び火災あり、什寶として文曆二年(一八九五)書寫の大般若經六百卷を藏す、(新四國の第十六番)。

▲鳥矢尾景光 相差村の人、其先信濃守新羅三郎義光に出づ、四代の孫加賀見次郎遠光、信濃の守護職となる、十六代の孫鳥矢尾忠三郎景長の時、志州中川(此地未詳)の地を領し姓を中と改む、其孫石見守景光始めて伊勢國守北畠氏に屬し、天正四年(二三三六)の冬戦死す、事蹟詳ならず。

◎國崎 相差の東北に在り、垂仁天皇の二十六年倭姫命の巡行して大御神の御膳の御贄所と定め給ひし舊蹟

り陸に上りて岩石に腰を据ゑ、親しく其作業を樹はせらるゝ内、彼の婦人は、貝類を夥く捕りたれば、命は打興せられ、何呉れと其婦人に問はせられ、其貝は鮑といひ、人の食料にすべきものと分りければ、命は神宮の御饌に供すべき由命じ給ふ、此頃は今の如く行通の便なき折、殊に夏は腐敗し易ければ、生のまゝにては宇治まで持行く事叶はねば、之を薄く折ぎて乾したれば、久しきに堪ゆべしと申上げ、斯くして上納すべき旨御受申上げ、夫より後之を熨斗鮑といひ、最格なる儀式により、村内の事業として年々神宮に奉獻する事となれり、命の腰掛け玉ひし岩を腰掛岩といひ、其の濱を御潜の濱といふ、又御潜神事と稱し、古來國崎村を始め、其附近の蛸婦相集り、毎年六月一日熨斗用の鮑を採る神事あり、磐固のため役人出張し、壯嚴なる儀式の下に之を行ひ、而して其の製造は獨り國崎に於て爲せり、是れ倭姫命の故事あるに由る、それかあらぬか、志摩各地の蛸婦中、尤も鮑取の作業に熟練なるは、國崎に如くものなし、實に國崎の蛸婦は先天的の技能ありといふべし、殊に倭姫命當時の蛸婦は、同村の辻清助の娘にてお辨といひ、

にして、志摩の極東に在るを以て國崎と名く、倭姫命世記に「倭姫命御船乗給、御膳御贄所定幸行、島國國崎島朝御饌夕御饌止詔而、湯貴潛女等定給天云々」、大同本記に「島國國崎島、鶴倉、槌柄等島朝御饌夕御饌止詔而、由貴潛女等定給天云々」、神宮雜例集に「志摩國國崎本神戶云々、國崎、鶴倉、槌柄等之島者、朝夕御饌御贄之所也」、神風抄に「志摩國大津國崎」、神領給人引附、神領目録等に「大津國國崎神戶」建久内宮行事に「大津國崎」とあり、始め國崎と稱せしを、後大津と國崎の二つに分れ、更に又合して國崎となりしものにて、國崎西南の地を今尙ほ大津と字せり、戸數九十七戸、人口七百二十九人、男三百五十二人、女三百七十七人。

伊勢大廟の御贄に用ひ、又は往昔伊勢大廟の大麻に添へて、頒布せし鮑熨斗は、此村の特産にて、其起源に就き、鳥羽の人實川金之助氏の手記あり、曰く
神事、婚禮など目出たき儀式に用ふる、鮑熨斗の起源は、遠く垂仁帝の御代に在り、傳説によれば、皇女倭姫命が、伊勢神宮の御饌の供料調査のため、船に乗り志摩國の海濱巡遊の折、國崎村の海濱に怪しげなる婦人の、海を潜りて漁ごりを爲しつゝあるを御覽あ

其裔惣助とて今に歴然と一家を爲し居れり、其後お辨を蛸婦の祖神として祭り、社殿を鏡崎に建て之を海士潛女神社と名け、此神社の守札を持ち作業に従事する時は海難の憂ひ無しとて蛸婦の信仰厚し、維新後制度の變更により、御潜神事は廢せられたれども、古來の慣例により、神宮への奉獻は、依然として國崎よりし、唯形式上神宮に賣却する名目となりしのみにして、神宮も亦供進の熨斗鮑は國崎製のものに限れり、殊に近年熨斗鮑獨り國崎に限り製造し、他方にては之を製する者なければ、貴顯の婚禮等に用ふるものは、必ず神宮撤下のものを拜領するといふ、斯の如く神宮と深き關係ある事とて、國崎に於ては之を非常の光榮とし、普通賣品の念なく、齋戒沐浴して此業に従ひ、毫も金錢の多少を問はず、最も原料の精選に努めり、然るに糞に三重縣廳にては鮑の繁殖保護のため、毎年十月一日より翌年一月三十一日まで、鮑の捕獲を禁止する旨縣令を以て公布したれば、夫よりは十二月の神宮月次祭に用ふる熨斗鮑を製するに適當なる鮑を捕獲する事を得ず、斯ては大切な神宮の祭事に差支ふればとて同村に限り神宮奉獻

用の鮑捕獲のため、特に禁止期限短縮の儀を、三重縣知事に出願せしに、同知事に於ても神宮と國崎蛭婦との關係淺からざるを知れるより、國崎村に對し特典を以て、左の如く許可を爲せり。

勸第一〇〇九五號

國崎村總代 村 山 榮 吉

明治四十三年十一月十六日附出願神宮御饌御料費斗鮑製造のため鮑捕獲の件開届く

但し左の通心得べし

- 一 明治四十三年十一月廿五日 三重縣知事有田義資
- 一 採捕の場所 國崎區專用漁場内
- 一 時 期 十一月廿五日より十二月五日迄
- 一 採捕の方法 蛭婦
- 一 神宮に對し鬩斗鮑調進の上は相當の證明書を呈上すべし

▲鑑崎 國崎字前濱に在り、志州極東の岬角にして、海中に斗出すること一町十二間、老松天を摩し白砂地に輝く處、狂瀾巖を擊ちて萬葉の花を翻し、潮風徐に吹き大氣常に清し、正面は渺々たる太平洋に向ひて眼界極りなく、南は安乘、波切、大王の岬崎島嶼畫の如く、東

は參州の大山、伊良湖の峯巒、雲烟稜糊の間に浮ぶ、傳へ云ふ往古倭姫命巡行の時、鑑を此地に脱し給ひしを以て名くと、又貞和四年(二〇〇八)神劍此の海濱より出でたるを以て一名劍崎といふ。

○自伊勢進寶劍事附黃梁夢事(太平記)

今年(貞和四年)古安徳天皇の壇の浦にて、海底に沈めさせ給ひし寶劍出來れりとして、伊勢國より進奏す、其子細を能々尋ぬれば、伊勢國の國崎神戶に、下野阿闍梨圓成といふ山法師あり、大神宮へ千日參詣の志ありける間、毎日に潮を垢離にかいて、隔夜詣をしけるが、已に千日に滿じける夜、又垢離をかゝんとて、磯へ行て遙の澳を見るに、一の光物あり、怪しく思ひて釣する海人に、あれは何物の光なるぞと問ひければ、いざとよ何とは知らず候、此二三日が間、毎夜此光物浪の上に浮びて、彼方此方へ流れあるき候ふ間、船を漕寄せて取らんとし候へば、打失せ候ふなりとぞ答へける、かれを聞くに彌不思議に思ひて、目も放さず是を守りて、遠き渚の海づらを遙々と歩み行く處に、此光物次第に磯へ寄て、圓成が歩むに隨ひてぞ流れ來りける、さては仔細ありと思ひて立留りたれ

ば、光物些と小くなりて、圓成が足許に來れり、懼しなから、立寄りて取上げたれば、金にもあらず石にもあらざる物の、三鈷柄の劍なんどのなりにて、長さ二尺五六寸なる物にてぞありける。是は明月に當りて光を含むなる犀の角か。不然海底に生ふるなる、珊瑚樹の枝かなんと思ひて、手に提げて大神宮へぞ參りたりける。爰に年十二三許りなる童部一人、俄に物に狂ひて、四五丈飛上りしけるが「思ふ事など問ふ人のなかるらん、あふげば空に月ぞさやけき」といふ歌を、高らかに詠じける間、社人村老數百人集りて、如何なる神の託せさせ給ひたるぞと問ふに、物つき口走りて申しけるは、神代より傳へて我國に三種の神器あり、縦令繼體の天子、位を繼せ給ふといへども、此三の寶なき時は、君も君たらず、世も世たらず、汝等是を見ずや、承久以後代々の王位輕くして、武家のために威を失はせ給へる事、偏に寶劍の君の御守とならせ給はで、海底に沈める故なり、剩へ今内侍所堀の御箱さへ、外都の塵に埋れて、登極の天子空しく九五の位に臨ませ給へり、依之四海彌亂れて一天未だ靜ならず、是に百王鎮護の崇廟の神、龍宮に神勅を

下されて、元暦の古へ海底に沈みし、寶劍を召し出されたるものなり、すは爰に立ちて我を見る、あの法師の手に持ちたるぞ、それ寶劍ぞや、あの法師は急ぎ其寶劍を持ちて、奈良の方へ行き、便宜の傳奏に屬けて此寶劍を内裏へ進らすべし、いふ處不審あらば、是を見よとて、圓成に走り懸りて、手に持ちたる光物を取て、涙をばらりと流し、額より汗を流しけるが、暫く死に入りたる體に見えて、物怪は則ち去りにけり、神託不審あるべきにあらざれば、祭主を始として見及ぶ處の神人等、連署の起請を書て、圓成に與ふ、圓成是を錦の袋に入れて頸に懸け、託宣に任せ先づ南都へぞ赴きける、春日の社に七日參籠してありけるが、是こそ事の顯るべき端よと、思ふ驗もなかりければ、又初瀬に參りて、三日斷食をして籠りたるに、京家の人よと覺しくて、拜殿の脇に通夜したる人のありけるが、圓成を呼寄せて今夜の夢に、伊勢の國より參りて、此三日斷食したる法師の申さんする事を、傳奏に舉達せよといふ示現を蒙りて候、御邊は若し伊勢國よりや參られて候ふとぞ問ひける、圓成嬉しく思ひて、始よりの有様を委細に語りければ、我こそ

日野大納言殿の所縁にて候へ、此人に屬けて奏聞を
 経られ候はん事、最安かるべきにて候とて、懸て圓成
 を同道し、京に上りて、日野前大納言資明卿に屬い
 て、寶劍と祭主が起請とをぞ出したりける、資明卿事
 の様を能々聞き給ひて、誠に不思議の神託なり、但し
 加様の事には、何にも横句謀計ありて、傳奏の短才、
 人の嘲弄となる事多ければ、能々事の實否を尋ね聞
 きて、諸卿げにもと信を取る程の事あらば、奏聞すべ
 し、何様天下靜謐の奇瑞なれば、引出物せよとて銀劍
 三振、被物十重圓成にたびて、寶劍をば前裁に崇め給
 へる、春日の神殿にぞ納められける、神代の事をば、
 如何にも日本紀の家に存知すべきことなれば、委し
 く尋ね給はんとて、平野の社の神主、神祇の大副兼員
 をぞ召されける、大納言兼員に向ひて宣ひけるは、抑
 三種の神器の事、家々に相傳し來る義區々なりとい
 へども、資明は未だ是を信せず、書工圓牛の尾を誤り
 て、牧童に笑はれたることなれば、御邊の申され候は
 ん義を正路とすべきにて候、聊以て事の次に此事
 存知度事あり、委しく宣説候へとぞ仰せられける、兼
 員畏りて申しけるは、御前にて加様の事を申さんは、

只養由に弓を教へ、義之に筆を授けんとするに相似
 て候へども、御尋あることを申さざらんも、又恐れに
 て候へば、傳はる處の儀一事も不殘申さんするにて
 候、先づ天神七代と申すは(中略)大略是にて候と、委
 にご答へ申したりける、大納言能々聞き給ひて、只今
 何のついでとしもなきに、御邊を呼び候て、三種の神
 器の様を委しく問ひつる事は、別の仔細なし、昨日伊
 勢國より、寶劍といふものを持参したる事ある間、不
 審を開かんために尋ね申しつるに、委細の説大略日
 來より誰も存知の前なれば、別に異議なし、但し此説
 の中に、十束の劍と名づけしは、十束ある故なりと聞
 きつるぞ、人の左右なく知るべき事ならずと覺ゆる、
 其劍取出せとて、南庭に崇め給へる春日の社より、錦
 の袋に入れたる劍を取出して、尺をさへせて見給ふ
 に果して十束ありけり、さては不審なき寶劍と覺ゆ、
 但し奏聞の段は、一の奇瑞なくば、欲信立つべから
 ず、暫く此劍を御邊の許に置きて、如何なる不思議も
 一祈、祈り出されよかしと宣へば、兼員世は滯季に及
 びて、佛神の威徳も有りて無きが如くになりて候へ
 ば、何に祈り候とも、誠に天下を驚す程の不思議、出

で來るべしとも覺え候はず、但し今も佛神の威光を
 顯して、人の信心を催すは、夢に過ぎたる事はなきに
 て候、所詮先づ此劍を預け給ひて、三七日ケ日、幣帛
 を捧げ禮奠を調へ、祈誓を致し候はん事最中、先づ
 は兩上皇、關白殿下、院司の公卿、若くは將軍、左兵衛
 督なんごの夢に、此劍誠に寶劍なりけりと、不審を散
 する程の夢想を御覽せられ候は、御奏聞候へかし
 と申して、卜部宿禰兼員此劍を賜りてぞ歸りける、翌
 日より兼員此劍を、平野の社の神殿に安じ、十二人の
 社僧に、眞讀の般若經を讀ませ、三十六人の神子
 に、長時の御神樂を奉らしむるに、殷々たる梵音は、
 本地三身の高聽にも達し、玲々たる鈴の聲は垂迹五
 能の應化をも助くらんとぞ聞えける、其外金銀幣帛
 の奠、蕤縵蘊藻の禮、神其神たらば、なごか奇瑞も爰
 に現せざらんと、覺ゆる程にぞ祈りける、已に三七日
 に満じける夜、鎌倉左兵衛督直義朝臣の見給ひける
 夢こそ不思議なれ、所は大内の神祇官かと覺えたる
 に、三公、九卿、百司、千官、位に依て列座す、羃の旗を
 建て幔の座を布きて、伶倫樂を奏し、文人詩を献す、
 事の儀式嚴重にして、大禮を行はる、體なり、直義朝

臣夢心地に、是は何事のあるやらんと怪しく思ひて、
 龍尾堂の傍に徘徊したれば、權大納言經顯卿出で來
 り給へるに、直義朝臣、是は何事の大禮を行はれ候ふ
 やらんと問ひ給へば、伊勢太神宮より、寶劍を進らせ
 らるべしとて、中儀の節會を行はれ候なりとぞ答へ
 られける、さては稀代の大慶かなと思ひて、暫く見居
 たる處に、南方より五色の雲一群立ち出で、中に光
 明赫奕たる日輪あり、其光の上に寶劍よと、覺えたる
 一の劍立ちたり、梵天四王龍神、八部の蓋を捧げ列を
 引きて、前後左右に圍繞し給へりと見て、夢は則ち覺
 めにけり、直義朝臣夙に起きて此夢を語り給ふに、聞
 く人皆靜謐の御夢想なりと、賀し申さぬはなかりけ
 り、其聞え洛中に満ちて、次第に語り傳へければ、卜
 部宿禰兼員、急ぎ夢の記録を書きて、日野大納言殿に
 進覽す、大納言此夢想の記録を以て、仙洞に奏聞せら
 る、事の次第御不審を殘さるべきにあらずとて、八月
 十八日の早旦に、諸卿参列して寶劍を請取り奉る、翌
 日はを取進らせし、圓成阿闍梨次第を経ず、直任の侍
 都になされ、攝津國葛葉の關所を恩賞にぞ下されけ
 る、只周の代に寶鼎を掘出し、夏の時に河圖を得たり

し奇瑞も、是には過ぎしとぞ見えし、此比朝廷に賢才輔佐の臣多しといへども、君の不義を諫め、政の不善を誠めらるゝは、勸修寺大納言經顯、日野大納言資明二人のみなり、夫れ兩雄は必ず諍ふ習なれば、互に威勢を競はれけるにや、經顯卿申し沙汰せられたる事をば、資明卿申し破らんとし、資明卿の執奏せられたる事をば、經顯卿支へ申されけり、爰に伊勢國より寶劍進奏の事、日野大納言執奏申されたりと聞えしかば、勸修寺大納言經顯卿、院參して申されけるは、寶劍執奏の事、委細に尋ね承り候へば、一向資明が阿黨の所より事起りて候なる、倭臣仕朝國有不義政とは、是にて候なり、先思ひて見候ふに、素盞鳴尊、古へ簸の河上にて切れし八岐の蛇、元暦の比安徳天皇となりて、此寶劍を執りて、龍宮城へ歸り給ひぬ、其より後君十九代、春秋百六十餘年、政盛に徳豐なりし時だにも、遂に出現せざる寶劍の、何故に斯る亂世無道の時に當りて、出で來り給ふべき、若し我君の聖徳に感じて出現せりと申さば、其よりも先づ天下の靜謐こそあるべく候へ、若し又直義が夢を以て、御信用あるべきに候はば、世間に定相なきことをば、夢幻と申し

候はずや、されば聖人に夢なしとは、是を以て申すにて候(中略)就中葛葉の關所は、年來南都の管領の地にて候を、無謂召し放れん事、衆徒の嗷訴を招くにて候はずや、論言再びし難しといへども、過而勿憚改と申す事候へば、速に以前の勅裁を召し返され、南都の嗷訴事未だ萌さざる前に止めらるべく候らんと、委細に奏し申されければ、上皇も實にもとや思召しけん、即ち院宣を召し返されければ、寶劍をば平野社の神主ト部宿彌兼員に預られ、葛葉の關所をば、元の如く又南都へぞつけられける。

▲海士潜女神社 國崎字錯崎に在り、村社にして往古海人御前と稱す、國崎村神社覺書に「海人御前祭神潜女神」とあり、外宮舊神樂歌に「國崎にはつゞみの御前、白鬚の御前、つるぎの御前、ひめ社」とあり、ひめ社は此社の事なるべし、潜女神とは、倭姫命巡行の時御贄の鮑を捕りて奉りし潜女お辨の事にて、今尙子孫残りて辻惚助といふ、此家世々女子にして他より入婿し、以て系統を繼ぐ、男子生ずれども天死す、天保年中喜兵衛なるもの、己の所有する、此村松永濱と稱する地の中の谷の口と字せる林を開墾せし時、石棺と鏡面を發掘し、石棺内

を開けば一個の骸骨あり、體軀常人より大なりしも、鐵漿を以て齒を染めたるにより其の婦人なることを知り或ひは潜女の祖お辨の遺骸ならんとて、之を埋め塚を築きたりと、往昔御潜神事と稱し毎年六月朔日神供の鮑を採る神事を行ふ、其式は極めて嚴重の祭儀にして其以前は所謂御止濱といひ魚介を漁ることを禁せりといふ、境内に劍宮(下野阿闍梨圓成寶劍を得し時、創建せし社にて外宮舊神樂歌に劍の御前とあるもの)白鬚明神社(同く白鬚の御前とあるもの)八雲社、鏡宮、錯崎社、伊雜宮社、八幡社、風宮、土宮、月讀宮社、稀人社、高神社、山神社、水神社等あり、明治三十九年十月二十四日悉く之を本社に合祀し、又四十年十一月五日國崎字宮の谷の神明社及其末社熊野神社、八柱神社を此社に合祀す。

▲暗礁 鏡瀬礁は國崎の東五町五十間に在り、東西一町、南北五十間、周圍三尺、深六尺乃至一丈、的矢港より東北へ赴く航路に當れり、ナトリ島礁は國崎の東北二町に在り周圍一町、深さ八尺乃至一丈四尺、太郎次郎礁は國崎の東南八町二十間に在り、周圍二町餘、深二丈四尺乃至三丈、二礁共に航路に關せず。

▲寶劍山常福寺 國崎字海間谷に在り、新四國八十八ヶ所の第十五番にて境内三百十四坪、舊時大津國崎の二神戸に分れし時、此の寺大津に屬し天通山と號す、明應七年八月海嘯のため、大津の地流失せしを以て字里谷に移す、後大に廢頽せしを正保元年三月(三三〇四)僧嚴州今の地に堂宇を立て鳥羽常安寺末とし、之を創立開山とす、文化四年二月(二四六七)僧嶺梅法地を起し常安寺の僧泰禪を以て傳法開山とし、寶劍山と改む。

▲海藏院 國崎字里谷に在り、境内五十七坪、眞言宗伊勢國朝熊明王院末、下野阿闍梨圓成の草創に係る、何時の頃よりか廢寺となる。

▲圓成庵 國崎字大津に在り、下野阿闍梨圓成の住せし所、何時の頃よりか廢頽して今耕鋤の地たり。

◎畔蛸 舊時神領にして、神風抄に志摩國畔蛸御厨、神領給人引附、神領目錄等に羽畔蛸御厨とあるもの是なり、羽の字は衍字なるべし、戸數五十一戸、人口三百八十八人、男百六十人、女百四十八人。

▲魚見崎 畔蛸字頼山に在り、近傍巨窟多きも、船舶の航路にあらず。

▲清江山西明寺 畔蛸字西セコに在り、新四國八十八

ヶ所の第十七番にて境内三百八十四坪、臨濟宗伊勢朝熊金剛證寺末、康元元年(一九一六)前相模守最明寺入道北條時頼、諸國を巡歴して此地に來り、海濱の風景、鎌倉の由井ヶ濱に酷似せるを賞し、村の東北宇神田に在りし寺院(眞言宗)の荒廢せる所に入り、和歌を詠じて懷を述べ、稽留數日以て旅情を慰む、去るに臨みて、木像を村民に與へ、此寺の再興を命ず、是に於て寺を今の地に移し、阿彌陀佛を本尊とし西明寺と改め、禪宗となし僧元庵を開山、時頼を開基とす、貞和年中(二〇〇五—二〇〇九)相差の大慈山梵潮寺中興開山虎關國師の遺風を慕ひ其の末寺となる、元祿九年(二三五六)二世僧歇山村民と協力し堂宇を再興す、文久二年十月(二五二二)故ありて金剛證寺の末寺たらんことを請ひ、同三年六月遂に允さる。

畔蛸最明寺祭北條時頼朝臣木主、相傳公造最明寺於鎌倉、公卒而寺亦尋廢、僧徒荷其恩德者更造寺於此、因以吊祭公之靈云、鷹羽龍年儼然戎服嬰袈裟、自古英豪入佛多、不配名臣青砥輩、寺僧唯祭大檀那。

▲面白松 畔蛸字松崎の寄山海濱に在り、的矢港の北

り、戸數三十四戸、人口百七十四人、男八十二人、女九十二人。

▲小濱崎 千賀字小濱に在り、近傍に岩礁あるも、固より船舶の航路にあらず。

▲千賀氏城址 千賀字城山にあり、永正年中千賀志摩之に居り北島氏に隸す、永祿年中織田信長、北島氏を亡し、此地九鬼嘉隆の有となるに及び、舟行して尾州の師崎に近る、遺址近世まで存せしが、安政元年(二五二四)の海嘯にて大半崩潰せられ、其殘餘は東西十五間、南北三十間、今民家及び耕鋤の地たり、此地に橘櫻の大樹ありしが、是亦暴風のため轉倒して今はなし。

◎堅子 もと窺子、又は蒲子といひ神領にして神風抄、神領目録に窺子御厨、神領給人引附に蒲子御厨とあり、後世轉訛して堅子となる、戸數三十八戸、人口二百八十八人、男百三人、女百五人。

▲堅子神社 堅子字社谷にあり、境内六百九十八坪、祭神は五男三女神にて、堅子創置當時より之を祀り、八王子社といふ、明治六年改稱す、同四十二年一月廿日末社八重垣社と共に村社神明神社に合祀す。

▲港崎 堅子字崎山に在り、崎頭暗礁多けれども、固よ

岸に沿ひ、灣曲する處白沙青松あり、北條時頼此地に遊び此景を稱し、「伊勢島や畔蛸の濱に來て見れば何時も變はぬ面白の松」と詠す(袖珍集に出づ)、天保三年正月(二四九二)里正瀬崎某左の如き碑を松の傍に建つ、安政元年十一月四日(二五二四)海嘯のため松は碑と共に流失す。

最明寺殿時頼入道、嘗微行天下、察政曲直、問民疾苦、遠到志州、愛畔蛸島風景、彷彿于由井濱、海中孤巖上有奇松焉、公甚賞之、詠國風一篇、至今膾炙人口、土人曾拾落針、獻之君侯云、爾來騷人墨客、經過茲境者、必先問奇松、尋勿伐之蔭、莫不肅然欽公之遺愛矣。

伊勢島や畔蛸の浦に出て見れば

何時もかはらぬおもしろの松

天保壬辰春正月

瀬崎 武雅 謹建

▲内のハカセ礁 畔蛸の南東五町十五間にあり、外のハカセ礁は畔蛸の南東八町三十七間に在り、共に干潮には礁頭二寸五分を露はし、満潮には礁頭五尺を没す、船舶の航路にあらず。

◎千賀 畔蛸の西に在り、神領記に千が浦と記し、伊勢國司北島の家臣千賀又左衛門及び其子孫の據りし所なり船舶の航行すべき所にあらず。

的矢

的矢村は舊容志郡の南部にして、國の正東中部に位す、的矢港、三ヶ所、渡鹿野の三村を以て成る、戸數三百三十一戸、人口千八百五十三人、男八百六十二人、女九百九十一人、農商雜居すれども概ね漁魚を業とす。

▲的矢港 鳥羽より五里、磯部よりすれば下の郷に出で水路二時間にして達す、其間海水灣入して風景畫の如く、兩岸の丘陵長く連り、水路亦屈曲宛然山中の溪流を下るの思あり、港は志摩三大灣の一なる的矢灣内に東面し、東西二十一町十間、南北三町五間、深き所五丈、淺き所二丈八尺、底質岩石なれども暗礁少なく、安乗の安乗崎と、相差の菅崎と相對して灣口を扼し、渡鹿野島灣内に横はり激風巨浪を遮る、故を以て灣内静かにして船舶の碇泊に適す、外洋航行の船舶にして、朝風伯の怒に逢へば、皆此港に避難するを以て、帆檣常に林立す、戸數百九十戸、人口千五十三人、男五百六十八人、女五百四十七人、青樓三四、絃歌櫛聲と相應じ、土地の竹

枝多しといふ。

暮抵的箭港

鹽田 隨齋
燈影依微暮靄橫、便風直向海門行、扁舟若岸月光白、誤踏輕波惹有聲、

的矢港

鷹羽 龍年
港口春波鏡樣平、泊蓬掩月號旗明、竹枝絃鼓有時斷、水陸喧囂男女聲、

的矢名所(ヨイコノ節、船子唄)

遙かに沖を眺むれば二人乗りたる漁船が鱸尻が、り
で流行唄、これ漁船よく我等は初の上り舟、名所古
蹟を教へてたもれ、ようこそお問ひなさんした、あ
れに見ゆるはわたかな(渡鹿野)の大門口や大的矢、
こゝは小伊勢の小的矢に、身はわたかなの里のもの、
あわに妻もち三ヶ所に住めば、うづらごりかや、あわ
こひし、しよんがへ

此地もこの屋といひ、神領御厨の地にして伊雜宮の神
官的屋氏歷世之に居る、神風抄に「志摩國的屋御厨」、應
永三十二年五月二十八日(二〇八五)の繪旨に「志摩國
答志郡伊雜御浦的屋美作守」、内宮引附文明二年五月二
十二日(二一三〇)常延寺奉書に「的屋浦」、元祿五年(二

的

矢

三五二)的屋村惣田方書出し帳に「的屋」、と記せり、是
に依て考ふれば的屋の的矢と變りしは近世の事なるべ
し、志陽略志に「傳言此處古産箭筒竹、用此竹造的矢、每
歲貢獻禁闕、故村号及于此、中世戰國以來失其例矣、今
亦有矢筒竹」とあれど、古記に載する所、皆的屋なるを
以て此説信じ難し、永祿中の屋治右衛門の代に至り、九
鬼嘉隆の爲めに掠奪せられ、鳥羽城主の領となれり。

▲的屋氏砦址 的矢字里に在り、的屋城太夫の砦址な
り、城太夫は伊雜御浦惣檢校左衛門尉物部泰實(正和四
年十一月^{七五}の解文に其名見ゆ)の後裔にして、累世美
作守といひ、神事公事に預り兼て兵權を執り、此所に城
を築く、依て里人城太夫又は城殿と稱せり(寛正三年十
月十七日^三内宮政所大夫氏秀の書狀に城太夫、城殿と
あり)其子美作に至り享祿四年(二一九一)賊徒に逼ら
れて自殺す(古碑文に曰く享祿四年辛卯十月廿六日前
作州大守昌源榮公)、依て磯部九郷の大小祠を建て其靈
を祀る、永祿十二年(二二二九)九鬼氏の加茂、磯部を攻
略するや、其子四人伊雜宮の神體、繪旨、院宣、記録、祭
具、寶器を携へ勢州安濃郡神戶村に隱る、長子全戒は
故ありて高田山中興真惠上人の徒弟となり、寶池房(一

に法雜院に作る)と號し、天正十六年九月(二二四八)勢
州津に於て高田の道場を開く、今の津市寺町本徳寺是
なり、慶長五年四月廿六日(二二六〇)遷化する、二男は藤
方押領使奥山右近の養子となり、三男は尾州知多郡半
田に住し、四男は僧となり神戶に在て道場を建つ、其後
正保年中に至り磯部九郷の需により、神體其他を伊雜
宮に還付す、其報謝として爾後寺用の米薪を本徳寺に
送りたりと、的屋氏去つて後、世古、中の兩氏互に更て
伊雜宮惣官となり、此砦亦亡びて芸鋤の地となる。

▲的矢神社 的矢の字里にあり、元八王子社と稱す、末
社十七あり、明治四十年十月十六日之に宇新屋敷の秋
葉社、小的矢の稻荷社、三ヶ所の阿津摩里崎神社及び其
の末社二、渡鹿野の渡鹿野神社及び其の末社五を合祀
し村社とす。

▲智劍山如意寺 的矢字小的矢に在り、新四國八十八
ヶ所の第十八番にて境内二百十九坪、曹洞宗鳥羽常安
寺末、過去帳に如意庵開闢始祖貞享二年(二三四五)文
英僧中興とあり、慶應二年八月(二五二六)僧實道に至
り、如意寺と改め、常安寺僧泰岩を聘し開山とす、的屋
氏一家の木主を藏す、本尊は文珠菩薩にして、萬治元年

鳥羽誌

的

矢

(二二二八)的矢の太郎兵衛の寄進に係る、庚申堂、子安
地藏堂あり、庚申は貞享三年の彫刻なり。

▲龍江山禪法寺 的矢字里に在り、新四國八十八ヶ所
の第十九番にて、境内二百七十六坪、曹洞宗鳥羽常安寺
末、草創未詳、大永年中(二一八一—二一八七)的屋美作
守の再建なり、後一たび衰頽せしを常安寺の僧高雲之
を恢復す、依て之を開山とす、境外阿彌陀堂あり、本尊
は的屋美作守の念持佛にして、的屋氏の盛時は堂宇極
めて壯嚴なりしも、漸次衰頽す、文政年中燒失し、天保
元年(二四九〇)里人之を再建す。

▲月照山宿圓庵 的矢字里に在り、境内百廿六坪、曹洞
宗鳥羽常安寺末、往昔此地に眞如庵、無量寺、了徳庵、大
日寺の四ヶ寺ありしを併せ宿圓庵と改む、嘉永二年三
月(二五〇九)僧睦仙、常安寺の僧象林を招き開山とす。
▲居森島 的矢の東南海岸に在り、周圍一町五十二間
餘、全島人家なく耕地山林あり。

▲大瀬礁 的矢の東十町に在り、東西一町、南北二町、
周圍五町、干潮礁頭三尺を顯し、滿潮水面六尺を沒す、
的矢港内に在て出入船舶の注意を要する所なり。

▲邊石瀬礁 的矢の東南にあり、西北より東南に延き

長百十間、幅十八間、周圍四町、深さ三尺乃至八尺、的矢港内に在りて船舶出入の航路に衝れり。

▲北條寛 寛は的矢の人、延享四年(二四〇七)生る、通稱道有、字は士純、適齋と號す、俊宇(通稱道可)の子なり、其先北條長氏(新九郎早雲)に出で、鳥羽城主内藤氏に仕ふ、延寶八年(二三三〇)其主和泉守忠勝死を賜ひ、其封を除かるゝに及び、來て的矢に隠れ密となり寛に至る、人となり氣宇爽朗、人の善を聞けば之を喜び、不善を聞けば失ふ所あるが如し、常に古人の書傳を讀み、前言往事を談じ心を忠良に傾く、性酒を嗜むと雖も獨酌を喜ばず、必らず客を邀へて對酌す、文政七年四月十四日(二四八四)暴かに病で没す年七十八、長子讓家を嗣ぐ、讓は安永九年九月五日(二四四〇)生る、通稱讓四郎、字は子讓、霞亭、天放生の號あり、後ち唐の陽元宗の人と爲りを慕ひ、字を景陽と改む、幼より遊戯を好まず、日に演史を讀むを樂とす、郷俗曾て子を生む者は外辰夕之を省し史を懷にし、之を讀で、其情を慰む、郷人數十輩又皆戶外に席して之を聽く、人或は菓餅を以て之を誘ひ讀ましむれば皆爲めに之に赴く、年十四郷人

百四十人、女二百八十一人。

▲木地山 三ヶ所字木地山に在り、もと國用のため杉樹を植ゑし地なり。

▲花木谷 三ヶ所字木地山に在り、もと國用のため杉樹を植ゑし所なり。

▲大日山栖雲庵 三ヶ所字里に在り、新四國八十八ヶ所の第廿番にて、境内百九十七坪、曹洞宗鳥羽常安寺末、創立未詳、往古微々たる小堂なりしが、寛永二年三月(二二八五)常安寺の僧用仙之を再建す、安永九年二月廿一日(二四四〇)僧天瑞同地の象庄山大日寺の堂宇佛像を合し、常安寺の僧慧滿を招き中興開山とす、境内毘沙門堂、庚申堂、大日堂あり。

◎渡鹿野 三ヶ所の東九町に在る一小島にして元一村を成す東西九町廿間、南北七町四十間、周回一里廿三町四十八間、地質沙壤にして禾穀に宜しからず、僅に大豆、蕃薯に適す、住民専ら漁を業とす、此地名、古書に見えず、海中の孤島にして、何れより行くも舟を以てすれば、海中之村といへるより轉訛せしものか、戸數五十九戸、人口二百七十九人、男百十六人、女百六十三人。

と社を結び勉學す、長ずるに及び幽閑の地に就かんと欲し、京都嵯峨の山水最清遠なる處を選び居を築く、已にして父の命を承け學を京都に講す、文化十年三月備後福山に遊び、茶山菅晋卿を廉塾に訪ふ、晋卿大に喜び留連日を累ぬ、且曰く予年已に七旬に近く、衰病交々侵す、是を以て教育の營に堪へず、予に代て教を授けよと、讓父母の老ひたるを以て、遠く遊ぶに忍びず、之を父に告ぐ、父曰く長者の眷遇を受く、義辭すべからずと、則ち備後に至り廉塾に都講たること二年、福山藩主阿部對馬守正精聘して侍講とし、待つに殊禮を以てし、備大監察に配し俸三十口を給す、遂に妻孥を將て東行し本郷丸山の阿部邸に移る居ること三年、疾に罹り起たす、文政六年八月十七日(二四八三)没す年四十四、巢鴨の眞性寺に葬る(碑銘は頼山陽)著はす所、霞亭摘稿、中庸統言、助字辨、霞亭涉筆、嵯峨樵歌、薇山三觀、歸省詩箋、乞食袋、板井蛙、杜詩箋註等なり。

◎三ヶ所 的矢の南五町舟行して至るを得、古記に其名なし、何時の頃よりか三ヶ所の人民、開拓移住して建置せし村なるべし、町村分合の際、渡鹿野と共に的矢村に合併せらる、戸數八十二戸、人口五百二十一人、男二

安 乘

安乗村は舊答志郡の東南に方り、伊勢海に突出する所なり、此地以南は則ち渺茫たる蒼海にして、孤島の眼を遮るものなし、趣致ある松原多く、地は高原にして的矢灣と朝熊青峯の諸翠微を見、風光佳絶なり、俗語あり「鳥羽で咲く花、安乗で開く、兎角安乗は花ごころ」

○安乗の村は、一半は實にその面白き磯山松の中に隠れ、一半は菅崎に相對したる白砂の方に顯はれたるなるが、しかも遙々たる一帯の松影は猶絶えず連りわたりて、或は絶崖の一角を縫ひ、或は沙頭の半面に伏し、或ひは翠華の搖々たるが如く、或は青雲の縁鍵たるが如く、遠く岬頭の絶端に及べり、絶端には奇岩怪石百出して、下瞰すれば、怒濤萬丈、狂瀾百尺、殆んど人をして魂消し膽震はしむるの概あり、まして其の有名なる燈明崎の燈臺は、その岩怒り波憤れる絶端の一角に、恰も長蛇の大口を睨むが如く、巍然として聳立したるをや(志摩めぐり、田山花袋)。

斯の如く、此地の風光美なるのみならず、磯部の下の郷より舟行して此地に來るの間、亦頗る絶勝あり、下に田